

平成18年第2回

香美市議会定例会会議録

平成18年3月 9日 開 会

平成18年3月22日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 1 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 1 8 年 3 月 9 日 木曜日

平成18年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成18年3月9日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月9日木曜日（会期第1日） 午前9時32分宣告

出席の議員

1番	利根健二	21番	石川彰宏
2番	山崎眞幹	22番	黒岩徹
3番	山崎龍太郎	23番	竹平豊久
4番	大岸眞弓	24番	岡本喜身
5番	千頭洋一	25番	島岡信彦
6番	小松紀夫	26番	原心一
7番	山崎晃子	27番	秋友偉嗣
8番	森本珠城	28番	前田泰祐
9番	山岡義一	29番	竹内俊夫
10番	依光美代子	30番	大石綏子
11番	片岡守春	31番	森安正
12番	笹岡優	32番	坂本節
13番	岡村優一	33番	宮地盾騎
15番	門脇二三夫	34番	西山武
16番	爲近初男	35番	中澤愛水
17番	比与森光俊	36番	岩越孝明
18番	植村佳三	37番	山本芳男
19番	幾井洋一	38番	西村芳成
20番	久保信彦		

欠席の議員

14番 黒岩陸雄

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長職務執行者	野島民雄	下水道課長	久保和昭
総務課長	鍵山仁志	環境課長	阿部政敏
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
財政課長	前田哲雄	健康づくり推進課長	岡本篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男

保 險 課 長	岡 本 明 弘	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《物部支所》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	九 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 岡 紀 夫 水 道 課 長 佐 々 木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 松 浦 良 衛 議 会 事 務 局 書 記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成 1 8 年度香美市一般会計暫定予算
- 議案第 2 号 平成 1 8 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算
- 議案第 3 号 平成 1 8 年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 議案第 4 号 平成 1 8 年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 議案第 5 号 平成 1 8 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- 議案第 6 号 平成 1 8 年度香美市老人保健特別会計暫定予算
- 議案第 7 号 平成 1 8 年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）
- 議案第 8 号 平成 1 8 年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）
- 議案第 9 号 平成 1 8 年度香美市介護保険特別会計暫定予算（サービス事業勘定）
- 議案第 1 0 号 平成 1 8 年度香美市水道事業会計暫定予算
- 議案第 1 1 号 平成 1 8 年度香美市工業用水道事業会計暫定予算
- 議案第 1 2 号 香美市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第 1 3 号 香美市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第 1 4 号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 香美市介護保険条例の制定について

- 議案第18号 香美市工業用水道事業給水条例の制定について
- 議案第19号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第21号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 議案第22号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成18年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成18年3月9日(木) 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 市長職務執行者の報告
 - (1) 専決処分事項の報告について

報告第1号 住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について
 - (2) 行政の報告並びに提案理由の説明
- 日程第4 議案第1号 平成18年度香美市一般会計暫定予算
- 日程第5 議案第2号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算
- 日程第6 議案第3号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 日程第7 議案第4号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第8 議案第5号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第9 議案第6号 平成18年度香美市老人保健特別会計暫定予算
- 日程第10 議案第7号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算(事業勘定)
- 日程第11 議案第8号 平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算(保険事業勘定)
- 日程第12 議案第9号 平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算(サービス事業勘定)
- 日程第13 議案第10号 平成18年度香美市水道事業会計暫定予算

- 日程第14 議案第11号 平成18年度香美市工業用水道事業会計暫定予算
- 日程第15 議案第12号 香美市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 香美市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 香美市介護保険条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 香美市工業用水道事業給水条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 日程第23 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第24 議案第21号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第22号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について

会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時32分)

○議長（西村芳成君） 開会前に一部提出議案の訂正がありますので、追加、訂正、差しかえがありますので、説明をお願いいたします。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） おはようございます。

議案第14号でございます。香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。ページ数が14-1でございます。この「香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の後、4行目に「規則第38号第36条に規定する昇給日」というこの「36条」をすいません、「26条」に訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 次に、企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 私の方からは、議案第20号になりますけども、こちらの方、差しかえをお願いをしたいと思います。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての議案ですけれども、ページ20-2及び20-3の2枚の差しかえをお願いをしたいと思います。

差しかえの理由につきましては、この2枚につきましては県との協議段階での自治体名称のままになっておることがございます。そういったことで、今回所要箇所を訂正しましたので、差しかえをお願いをしたいと思います。お手数ですけどもよろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 次に、保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） おはようございます。

私の方からは議案第17号の最後の端のページ、8ページをお開けください。きょう、お配りしました2枚にわたっておりますが、第4条ですけれども、この8ページの第3条の後に第4条をつけ加えていただきたいと思います。議案17-8の8ページの、これ附則ですけれども、第3条が最後の端になっておりますが、本日お配りしました第4条を3条の後につけていただきたいと思います。

3月に入りまして、国会で政令が通りまして、4条がきちんとできるようになりましたので、つけ加えをさせていただくものです。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 議案の一部訂正等を終了いたします。

改めておはようございます。ただいまの出席議員は37人です。定足数に達していますので、これから平成18年第2回香美市議会定例会を開会をいたします。

議事日程に入る前に報告します。14番、黒岩陸雄君は病気手術のため欠席という連絡がありましたので、報告いたします。

これから日程に入りますが、その前に平成18年第2回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

梅の花も咲き、春めいてまいりましたが、議員各位には何かとご多忙の中を本定例会

にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。香美市としては、初めての議会定例会でありますので、議員各位におかれましては、議会運営上、今までと異なる面があつて戸惑う点もあろうかと思いますが、議長の選任をいただいたときにもごあいさつを申し上げましたように、新しいまちづくりをするためには、質疑討論は別といたしまして、まず議会の融合を図る中で、それぞれの地域の違いを理解しながら、財政の健全化を図り、均衡のとれた住民福祉の向上に努めることは議会の責務であると考えております。お互いに融和を保つ中で議論を交わす議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日ここに招集されました平成18年第2回香美市議会定例会に市長職務執行者から提出されている議案等につきましては、平成18年度香美市一般会計暫定予算等22件であります。また、追加案件が2件あるとおうかがいをいたしております。後ほど市長職務執行者より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては、慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し、適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、先ほども触れましたが、議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。

一般質問の通告につきましては、質問に対しの確な答弁を求めるためにも、質問の要旨を明確にして、通常理解のできる通告をされますよう要望いたします。また、ご承知のとおり、香美市の市長は現在市長職務執行者でありますので、政策的な面では質問できませんので、ご理解の上通告をされますようお願いを申し上げまして、開会に当たりまして私のごあいさつといたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君の両君を指名をいたしますのでよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、3月8日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、宮地盾騎君。

○議会運営委員長（宮地盾騎君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成18年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、昨日、3月8日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

まず、会期につきましてはお手元にお配りいたしております予定表のとおり、本日から3月22日までの14日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

【会期及び会議の予定表 巻末掲載】

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今定例会議会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第18号については、高知テクノパークへの企業立地に係る工業用水道事業給水条例の制定の時期的な都合により、本日委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決します。

会期2日目、10日から、5日目、13日までは、休日並びに議案精査のため休会とします。

会期6日目、14日から、会期8日目、16日までの3日間は、一般質問を予定しております。

なお、15日の水曜日は、香美市内の4中学校の卒業式のため、開会時刻は午後2時を予定しております。

次に、会期9日目、17日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会への付託となります。付託となります案件は、常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いいたします。なお、議案第1号は、本会議散会后、この場で連合審査を行います。

会期10日目の18日から13日目の21日までは、休日並びに議案審査整理等のため休会となります。

会期14日目の最終日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決、並びに追加案件があれば、委員会の付託を省略し、本会議方式で審議、採決を行います。追加案件ですが、議員から提出の意見書案7件が提案される予定で、議会運営委員会の協議において、意見書案第1号、第3号、第4号、第5号、第7号については、内容の一部や文言の調整をした上で、各常任委員会の委員長等が提案者、賛成者になって上程するように決定しました。また、執行部からの追加議案については、議会運営委員会の開催の時点では1件でしたが、その後、もう1件の追加で、2件の追加が予定されているようです。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、10日（金曜日）午前10時までをお願いいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告いたします。

1点目は、意見書提出要請の陳情書等の取り扱いについて協議をしました。この協議の内容は、公的な機関以外の団体等から意見書を提出してほしいとの陳情や要請書がたびたび郵送で議長あてに送付されてきますが、一方的に送りつけてこられた陳情や要請に対して対応できかねる場合があります。そこで、協議の結果、香美市議会運営申し合わせ事項の規定で陳情の取り扱いについては、市内からの千差万別の提出があるので、議長の判断において請願の例により処理するもの、直接執行部へ取り次ぐもの、議長あずかりとするもの等によって処理するものとする、との条項を適用して対応することに決定しました。

2点目は、去る3月6日に日本共産党と暮らしと福祉を守る会の名称で、構成人員8

人によって議長あてに会派届けが提出されたので、この件について協議しました。協議の結果、会派届けが提出されているが、在任特例中は議員数も多く、在任期間も短期間であるため、会派制の設置は当面しないことに決定しました。

次に、3点目として議長からの発言もありましたが、議員、執行部の説明員ともに本会議での発言が聞こえにくいとの意見が多数でありました。そこで、議員の皆様、執行部の説明員の方々にはお願いですが、発言される際には必ずマイクに向かって、大きな声で明確に発言されるよう重ねてお願い申し上げます。

以上、議会運営につきまして、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 委員長の報告を終わります。

ここで、事務局より訂正がありますので、ご報告申し上げます。

○議会事務局長（松浦良衛君） 恐れ入ります。

議事日程が2枚、きょうお配りしてありますが、その後のきのうの議会運営委員会の結果報告書の中で、(4)のところの委員会の審査の関係の場所のところですが、④のところ、産業建設常任委員会のところが「議員会議室」となっておりますが、3階の「議員控室」の方ですので、ご訂正をよろしく申し上げます。恐れ入りますが、よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月22日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって会期は本日から3月22日までの14日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

日程第3、諸般の報告を行います。

議事日程は、議長の報告とありますが、改選後余日がなくて特に報告事項がありませんので、その点の報告をします。

次に、市長職務執行者から地方自治法第180条第1項の規定により報告第1号の専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

日程第4、議案第1号、平成18年度香美市一般会計暫定予算から日程第25、議案第22号、香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定についてまで、以上22件を一括議題とします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長職務執行者、野島民雄君。

○市長職務執行者（野島民雄君） おはようございます。ごあいさつ並びに提案をさせていただきますことにいたします。

梅の花も咲き乱れまして、さわやかな春の気配がしてまいりました。議員の皆様方に

おかれましては、ご多用の毎日をお過ごしのことであろうかと存じます。本日第2回香美市議会定例会を開催いたしましたところ、ご多用の場合にもかかわりませず、議員の皆様方におかれましては、黒岩議員、ご欠席であられるわけでございますが、ほか全員の議員の皆様方のご出席を賜りまして、ここに開会することのできますこと、まず衷心より感謝を申し上げたいと存じます。

去る3月1日、香美市が発足いたしました、ここにやがて10日を迎えようとしておるところでございますが、過日の臨時議会でご報告を申し上げましたように、業務はほぼ順調に進展をいたしておるところでございます。ご承知のことと存じますが、去る3月1日香美市選挙管理委員会が開かれまして、市長選挙は4月9日に決定いたしました。新市長が選出されますと、直ちに18年度の予算の編成が行われまして、議会に提案連れるものであろうと、このように存ずるところでございますが、その間の3カ月間の暫定の予算を編成をいたしまして、今議会にご提案を申し上げるところでございます。今議会には、議案第1号、平成18年度香美市一般会計暫定予算から、議案第22号、香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定についてまでの暫定予算案11議案、条例制定案7議案、指定管理者指定案の2議案、その他2件、計22議案を今議会にご提案を申し上げます。何とぞ議員各位におかれましては慎重審議賜りまして、適切にご決定をいただきたいと、このようにごあいさつ並びに議案の提案にかえさせていただくところでございます。

なお、それぞれ議案の内容につきましては担当の課長の方から詳細、ご説明を申し上げることにいたしますので、よろしく願いをいたしまして、ごあいさつと提案にかえさせていただきます。

○議長（西村芳成君）　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから、報告第1号の報告について質問を受けたいと思います。質問はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　まず、この遅延損害金という446万6,000円という積算根拠は何においてるのでしょうか。

○議長（西村芳成君）　収納管理課住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君）　収納管理課住宅新築資金担当参事の奥宮です。よろしく申し上げます。

この件につきましては、現在この住宅新築資金等貸付事業というのは、すべて貸付契約書に基づいて行っております。貸付契約書に年10.5%の遅延損害金をという記述がございます、それに基づいて計算しております。

○議長（西村芳成君）　12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　この間、特別委員会に出してきた経過があります。旧の土

佐山田町で。その中にこの内容含まれてませんでしたわね。ですから、今全体として、まあ言うたら焦げついてるという言葉、表現どうかわかりませんが、まあ言うたら対、借りてる方はですね、払ってない金額の中には、このお金は入ってないわけでしょう。あれは実際元金と利子の分だけの、ですから、その辺のちょっとこの間の整合性を持たせるためにもですね、ちょっとその辺の説明をかちっとしておいていただかなければ、この遅延損害金の分を含めていくとですね、これ莫大な金額になりますわね。

それともう一つお聞きしたいのはですね、この方がもしこの約束事を履行しなかった場合の期限の利益の損失がありますわね。そうなった場合、次どういう形になるのか、その辺もちょっとお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） お答えいたします。

一応、今まで実は遅延損害金というのは徴収したことがございません。それは申し述べさせていただきたいと思います。一応、今回この支払い督促を申し立てるに当たりまして、一応請求ということで、契約書どおりの請求をさせていただきましたが、今回和解が成立しましたので、この遅延損害金免除という形で和解をさせていただきました。

それから、④なんですけれども、期限の利益を失った場合には、もうその時点で残元金及び残利息、期限の利益を喪失した翌日からの遅延損害金は、もう一括して支払っていただくという形になります。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） この方ですね、まあ言うたら物件としては、ほな存在するということでの認識でええわけでしょうか、物件。その点をお願いしたいと思います。

それから同時に、これからですねこの遅延損害金というのは、これから法的な手だてをやるときは、全部これを請求していくということで、整合性を持たせていくわけですね。これからのこの案件以外のもの、その点お願いします。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） そのとおりでございます。

○議長（西村芳成君） 物件は。

収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 物件はございません。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、この方の年齢はちょっとわかりませんが、15年以上かけて払っていくような感じになると思うんですけれども、毎月、もし何かあったときに連帯保証人との関係とか、そういうのはどのようになるのかちょっとわかりかねますので、この点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 実は、連帯保証人は死亡しております。

○議長（西村芳成君） 34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） この延滞損害金がえらい大きいと思うんですけども、ただ、この和解内容ですね、分割、毎月1万6,000円ぐらいの分割で全額免除した理由と、今後もこれ請求していくとなると、やはり一括支払いなら免除しても私はいいと思いますけども、分割の場合は1割とか取るべきじゃないかと思います。

それと、4番の怠った場合は云々のところで、怠った場合でもこの方の446万円というのではないということでしょう。その怠ったときからの後の延滞金を取るということでしょう。それちょっとおかしいと思うんです。怠った場合は、過去にさかのぼって有利な条件というのは払うとかいうのが一般的なあれじゃないですか。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） ご本人からの申し出がございまして、一応この生活状態、勘案いたしまして、この②番の状態と和解をさせていただきました。

遅延損害金につきまして、考え方もいろいろあるかと思いますが、今まで取ってなかったという、例えば滞納されている方につきましても、金額の多くなる、それからこの元金、利息だけでもなかなかきつくなってる方もございまして、一応遅延損害金につきましては、今までの形を踏襲いたしまして、一応もういただかないという方針で進めてきましたので、今後も、今までの件につきましてはこの方針で行っていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） その本人の事情を勘案するのはわかるんですけども、悪く解釈すると、ずるずるやって裁判起こされて、ほな和解しましょうというがで元金と利息だけ払えば、結局何にも本人支払う必要ないと、そしてまた怠った場合でも、それ以降の延滞しか払う必要がないということになるんで、やはり、これはこれでもう専決されていますけども、今後は和解をした内容を逸脱した場合は、何かそれにも延滞金だけじゃなくてペナルティーを課さなければ意味がないと思うんですよ。そういう、この件はこれでよしとしても、今後はそういう考えで取り組むべきじゃないかと思うんですが、検討してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

ただ、この方ともう1人、実はご兄弟の方がおりまして、同じような判決というか、和解になるかもわかりませんが、それをこの議会中、まだなんですけれども、予定しております。この件とほぼ同等の一応和解案をこちらは提出しておりますが、それ以後の件につきましては、また今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 35番、中澤愛水君。

○35番（中澤愛水君） この②でありますけども、支払い方法ですが、これは徴収に行くのか持参人払いか、どちらの方法でやられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） とりあえず納付書を、決定した段階でお送りさせていただきます。一応、口座振りかえとか、そういった面につきましては今後交渉したいと考えております。

○議長（西村芳成君） ほかには。
3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） この④の関係ですけど、今後大事になってくるのは、1回でも怠った場合、期限の利益を失い云々と書かれてますけど、このことはやっぱり確認できるかということが問題になってくると思うんですが、係争してここまで来て和解ということになったんですけども、なつてからまた旧態然のと言ったら失礼ですけど、ずるずるこういう④番のことが履行されないことも予測をされるというのが、今までの往々にしてあったという部分も特別委員会なんかでも論議されてきたというふうには、若干認識してますので、そこら辺のことは確実にやるということが大事になると思えます。

もう1点聞きますけれども、この相手側が専門家等にアドバイス等を受けてこういうふうになってるのか、それとも当事者が和解等についても対応しているのか、そこら辺の相手サイドについてどういう状況なのか。こちらの訴えに対しての対応ですわね。今後の教訓としてお伺いします。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） この④につきましては、今後断固たる方法で、このとおりにいきます。

それから、今までは、実際ほかの、例えば債権とかそういったことを借受者の方は優先しまして、町の方はどちらかというと後回しにされてたというあれがあります。ところが、今回実はこういった形でやったのは、こちらも初めてでして、強硬手段というか、裁判所を通じてという、こういうことをやった以上、それではいけなくなるというやっぱり意識改革といいますか、そういったこともこちらは期待しております。そういったことで、この裁判所を通じての和解ということになりましたので、今後は結局後回しにされるというか、そういったことはないものと確信しております。

もう1点、相手の方の弁護士とかそういった方は通じておりません。こちらはうちの弁護士、それから昨年からちょっと依頼しております司法書士の方と一応協議を重ねまして、こちらの案を提示させていただきました。

○議長（西村芳成君） この件は、専決処分事項でありますので。昨日の議会運営委員会で協議していただくのが抜かっておりましたが、この今期中にですね、もう一度議会運営委員会を開催いたしまして、行財政改革推進特別委員会を設置することを、今議

会中にやりたいと思っておりますので、この件についてはこの程度にとどめまして、その委員会ができましたら、そこでまた審議をしていただくことをお願い申し上げたいと思いますので、きょうはこの程度で打ち切らせていただきますので、よろしく願い申し上げます。よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） それでは、以上で報告に対する質問を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第18号は高知テクノパークへの企業立地に係る工業用水道事業給水条例の制定の時期的な都合により、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議方式により審議、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

次に、日程第21、議案第18号 香美市工業用水道事業給水条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 議案第18号 香美市工業用水道事業給水条例の制定について。

平成18年3月9日提出。香美市長職務執行者、野島民雄。

香美市工業用水道事業給水条例

（目的）

第1条 この条例は、香美市工業用水道事業（以下「工業用水道」という。）の施設及びその事業に係る料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

以下、第27条まで、及び附則を含みまして提案理由及び補足説明を加えて提案理由の説明にかえさせていただきます。

提案理由、高知テクノパーク工業団地への企業進出が決定し、工業用水道の給水開始の必要が生じたため。

この条例の制定につきましては、経済産業省四国経済産業局の指導によりまして、工業用水道を使用する企業の進出決定後、供用開始に係る直近の議会において条例の制定を提案するものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） まずですね、1ページ目で給水対象が「工業用水の給水は、一給水先当たりの基本使用水量が1日当たり50立方メートル以上」50トンというこ

とで書いてますけど、そこのですね、全体的なこういう形で能力との関係、供給能力との関係でですね、満杯になったときのその辺の整合性というのは大丈夫なのか。特に、今かなり物部川の水位というかが下がってきてましてですね、あとの片地のところで取ってますけど、その辺の根拠としてあるのかなという辺がどうかというの、一つ、第1点です。

それからもう一つはですね、2ページ目の譲渡制限というのがありますね、第6条に。こういうことがあり得るのかなという、第三者に譲渡する、その権利と義務を、いうことがですね、こういう項が必要かなというの、まずその必要性。

それからですね、3ページにありますけど、14条でですね、受水槽というのを設置しなければならない、この大きさはどれくらいが必要なのかというのがわかれば、その3点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） まず、1点目の水量からご説明いたします。

計画給水量につきましては、日1,000トン。また時間最大給水量につきましては毎時100トンの能力を有しております。

また、テクノパーク上段に配水池、この能力は600トン、満タンで600トンというふうな能力になっております。また、現在のところ水量については以上で問題がないと考えております。

2点目につきまして、この譲渡の関係でございますけれども、権利義務につきまして、その会社の都合によりまして下請の業者さんにそのまま移管するとかいうことがないようなために、うちと契約をした企業の方との契約をまず第一に目的とするというために、第三者に譲渡してはならないと、いわゆる勝手に別の会社が入ったりするようなことはここで制限をするという目的であります。

次に、貯水タンク、受水槽の関係ですが、企業によってこれは異なります。非常に現在進出してます企業については、ほとんど最近のいわゆる環境問題もありまして、循環型というふうな形での工業用水の使用を目的とするということで、日50トン、使うかわからないかというところが現在のところですけども、通常、受水槽につきましては大体30ないし50トン程度のものが多く用いられております。それはおのこの企業によってすべて異なりますので、今後どのような企業が来るかによって受水槽の容量については異なってくると考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 5ページにありますけど、25条にですね、料金というのはわかるんですが、手数料というのは、これは何をあらわすのかなという、どういう手数料が出てくるのかなという、それをお聞きします。

- 議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。
- 水道課長（佐々木寿幸君） 恐れ入ります。手元にちょっと資料がございませんので後ほど報告させていただきます。
- 議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
- 議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第18号 香美市工業用水道事業給水条例の制定についてを採決します。
本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長（西村芳成君） ありがとうございました。
全員賛成であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。
これで本日の日程はすべて終わりました。
次の会議は、3月14日火曜日の午前9時から開会をいたします。
本日はこれで散会いたします。
どうもご苦労さまでございました。

(午前10時11分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 1 8 年 3 月 1 4 日 火曜日

平成18年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成18年3月9日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月14日火曜日（会期第6日） 午前9時01分宣告

出席の議員

1番	利根健二	20番	久保信彦
2番	山崎眞幹	21番	石川彰宏
3番	山崎龍太郎	22番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	23番	竹平豊久
5番	千頭洋一	24番	岡本喜身
6番	小松紀夫	25番	島岡信彦
7番	山崎晃子	26番	原心一
8番	森本珠城	27番	秋友偉嗣
9番	山岡義一	28番	前田泰祐
10番	依光美代子	29番	竹内俊夫
11番	片岡守春	30番	大石綏子
12番	笹岡優	31番	森安正
13番	岡村優一	32番	坂本節
14番	黒岩陸雄	33番	宮地盾騎
15番	門脇二三夫	34番	西山武
16番	爲近初男	35番	中澤愛水
17番	比与森光俊	36番	岩越孝明
18番	植村佳三	37番	山本芳男
19番	幾井洋一	38番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長職務執行者	野島民雄	下水道課長	久保和昭
総務課長	鍵山仁志	環境課長	阿部政敏
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
財政課長	前田哲雄	健康づくり推進課長	岡本篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男

保 険 課 長	岡 本 明 弘	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《物部支所》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	九 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 松 浦 良 衛 議 会 事 務 局 書 記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成18年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第6日目 日程第2号)

平成18年3月14日(火) 午前9時開会

日程第1 議会運営委員会委員長の報告

日程第2 一般質問

- ① 17番 比与森 光 俊 君
- ② 4番 大 岸 眞 弓 君
- ③ 9番 山 岡 義 一 君
- ④ 25番 島 岡 信 彦 君
- ⑤ 11番 片 岡 守 春 君
- ⑥ 18番 植 村 佳 三 君
- ⑦ 3番 山 崎 龍 太 郎 君
- ⑧ 20番 久 保 信 彦 君

- ⑨ 19番 幾井洋一君
⑩ 2番 山崎真幹君
⑪ 8番 森本珠城君
⑫ 7番 山崎晃子君
⑬ 12番 笹岡優君

会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸真弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時01分)

○議長（西村芳成君） 改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は、38人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に市長職務執行者から発言を求められていますので、発言を許可します。

市長職務執行者、野島民雄君。

(録音テープ不調のため、聴取不能)

○市長職務執行者（野島民雄君） . . . このたび本市の物部歯科診療所におきまして、空き巣侵入事件が発生いたしました。そのてんまつの状況につきましてご報告を申し上げます。

まず、事件の状況でございますが、18年3月10日、これは金曜日でございますが、朝8時過ぎ出勤してまいりました職員、〇〇〇〇さんが1階通用口のサッシ扉上部ガラスが割れているのを発見いたしまして、さらにかぎが開いており、診療所内部が荒らされていたことから、警察に通報いたしました。診療所は8日午後7時ごろ、〇〇〇〇医師が施錠し帰宅、翌9日は休診であったところでございます。犯人は勝手口から侵入いたしまして、相談室、診察室の一部、技巧室等を物色しており、相談室にありました、かぎつきキャビネットの扉が壊されまして、中の手提げの金庫の袋等から8日の売り上げとつり銭、計約15万5,000円程度の現金が盗まれていたところでございます。また、2階のベランダからのガラス戸の一部が割れて侵入しており、カルテ等が入った倉庫の木製扉が壊されておりました。物色されてはいたしましたが、盗まれてはなかったという状況でございます。

また、事件後の対応といたしまして、警察の現場検証に立ち会い、被害届を提出いたしております。また、安西医師に対しましては、現在夜間現金を置かないように指示をいたしておるところでございます。

今後の方針といたしましては、夜間、休診日は現金を置かないことを徹底させ、また個人情報保護の観点から、今後警備システムの導入等を検討いたしておるところでございます。いずれにいたしましても、不注意からこのような発生が起きましたことに対しまして、まず心からおわびを申し上げ、先刻申し上げましたような今後につきましての対応をいたしていくと、このようにいたしておるところでございますので、ご報告を申し上げまして、おわびを申し上げるところでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 市長職務執行者の発言を終わります。

ここで、全国町村議会議長会から同僚議員の副議長、山本芳男君、議員、大石綏子君のお二人に感謝状が贈呈されていますので、ご披露申し上げます。

全国町村議会議長会の感謝状贈呈に関する規定第4条に「廃置分合または境界変更によって市または町村となることにより、町村の議会議員の身分を失う者であって、引き続き町村議会議員として任期を満了したならば、15年以上の在職期間を有する者に対しては、在職中の功績に報いるため、全国町村議会議長会から感謝状を贈呈することが平成17年4月1日からできる」と規定されています。以上の根拠に基づいて、昨日高知県町村議会議長会から感謝状が郵送されてきました。

旧町村の当時の肩書で高知県香美郡物部村議会議長、山本芳男殿、高知県香美郡香北町議会副議長、大石綏子殿、以上のご二人に対して、町村議会議員として議会制度の高揚と地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされた功績に対して感謝状が贈呈されていますので、謹んでご披露申し上げます。おめでとうございます。

(拍手)

○議長（西村芳成君）　　ここで、議員の皆さん1点お願いを申し上げます。

従来の本会議場の一般質問は、執行部席に向かう形で質問者席側で議員が質問いたしました。執行部の説明員は答弁者席側で答弁しておりましたが、ごらんのように議場のスペースの関係で、在任特例の期間中は質問も答弁も執行部側の答弁者席に登壇して発言をされるようお願いをいたしたいと思っております。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告を行います。

去る3月9日の本会議終了後に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、宮地盾騎君。

○議会運営委員長（宮地盾騎君）　　おはようございます。議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

去る3月8日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

議題につきましては、合併前から旧3町村の正・副議長による協議や議員協議会の場で事前に協議を重ねてまいりました、行財政改革推進特別委員会の設置についてを協議いたしました。協議の結果、委員数は15名以内をもって行財政改革推進特別委員会を組織することに決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君）　　議会運営委員会委員長の報告を終わります。

日程第2、一般質問を行います。順次質問を許します。

17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君）　　おはようございます。17番、比与森光俊です。通告に従いまして一般質問を行います。最初の香美市議会でトップバッターの一般質問をできますことを光栄に思います。よろしく申し上げます。

初めに、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、LD（学習障害）についてお尋ねいたし

ます。

これまでも質問させていただきましたように、ADHDは成長の発育段階において抑制や性をつかさどる部分がうまく機能しない脳神経の発育のアンバランスを言います。知的障害はないものの、学習面や行動において著しい困難を持っているとされています。落ちつきがなくじっとしてられないとか、おしゃべりで人の話を聞かない、他人の邪魔をする、かんしゃくを起こしやすく、突然暴力的になる。そして言いつけが守れない、忘れ物が多いなど、特有のものがあります。しかし、周囲が理解し支えることで問題行動は目立たなくなります。以前にも述べましたが、世界の発明王トーマス・エジソンや、明治維新の立役者、坂本龍馬、アメリカの俳優、トム・クルーズもADHDだと言われています。これまでの研究の結果、専門的知識を持った方の適切な助言と支援によって、落ちついてきたとか状態がよくなったといった報告が寄せられています。

県議会では、先日文部科学省が特別支援教育法に沿った教育方針を進めていることを受け、大崎教育長は、県では16年度から県単独の特別支援教育プロジェクト事業を行っているほか、心理判定員、医師、教員らで構成する専門家チームを設置している。今後は4月に県立療育福祉センターに設置される発達障害者支援センターとも連携し、専門知識を有する人材の確保や、教員の研修を行い、体制の整備を進めていくと答弁されています。土佐山田町内に在住のADHD、LD児童を持つ保護者の方々は、専門知識を有する教員、人材による一人ひとりの児童に応じた専門的支援を求めています。原教育長もご存じのように土佐山田町の保護者の方々は、昨年「ピア」を結成しました。1月に行われました集いに私も出席させていただきました。そのときの案内文の一部を紹介します。「名前が決まりました。ピア、仲間という意味です。少しずつ仲間がふえています。気軽に参加してください。ピアは皆さんと一緒に成長していきたいと思っています。どうして、どうしたらいいの、これからどうするの、こんな思いや不安を抱えて子育てをされているご家庭の皆さんとともに、よりよい方向を目指して語り合える場をと思い、このサークルを立ち上げました。子どものせいではありません。まして、親のせいでもありません。たまたまそういう個性のある子どもを授かっただけです。でも、しんどくないですか。つらいときはありませんか。悩んでいませんか。自分だけで向き合うよりも、そんな悩みを言い合える仲間がいて、知恵を持ち寄れば、きっとよい答えが見えてくると思います。そして、最後に私にも仲間が必要なんです。」というお知らせをいただきました。6人ほどの集いだったのですが、互いの悩みを率直に打ち明け、互いに助言をしながら2時間という時間があっという間に過ぎていきました。周囲の理解を得られないことや、いじめにあったことも参加者の悩みは本当に大変であることを痛感すると同時に、実に前向きに子どもと向き合っていることに感動もしました。こうした場合、よくプライバシーの保護の点などから知られたくない、触れてほしくないといったことは世の常ではないかと思いますが、この日集った保護者の方々は、周囲の人たちにも知ってほしい、理解してほしいと強く望んでいます。香北町、物部町にも同じ悩み

の方がいれば、ぜひ一緒に語り合い、成長していきたい。絶対1人で悩まず閉じこもることのないようにしてほしいと訴えていました。

以上、述べましたことをよく理解していただきお尋ねします。

香北町、物部町内でのADHD、LD児童の現状把握はどのようになっているのでしょうか。

また、来月から新学期がスタートするわけですが、香美市として特別支援教育法に沿った今後の取り組みをどのように考えているのかお尋ねいたします。

次、2点目に体育会とスポーツ少年団の現状と今後について質問いたします。

合併後も体育会とスポーツ少年団にあっては、旧3カ町村の体制のままであるように思われますが、今後の取り組みをどのように進めていくお考えでしょうか。

土佐山田町スポーツ少年団にあっては、交流ドッジボール大会を実施してきたわけですが、交流大会は今後も継続していくのでしょうか。継続するとなれば、香北町と物部町のスポーツ少年団の参加をどうするのか、ドッジボール大会は町からの補助金の一部を運営費に充ててきました。同じ市でありながら、土佐山田町だけでは不自然な感があります。

また、剣道大会に限り述べてみますと、旧香北町には2月に香北小・中学剣道大会が、旧物部村には4月29日に物部体力づくり剣道大会が開催されてきました。そして、両大会ともに地元チームに限り団体戦参加チーム数に制限はなく、個人戦も地元は全員が出場を認められています。町村外は団体戦にも制限があり、個人戦も物部の場合は1名だったと思います。室戸市にしろ、安田町、野市町、春野町、宿毛市なども例外ではありませんので、そのことは別に問題ではないのですが、香北町の大会は中止になると聞いています。そのような中で来月開催されます物部の大会では、土佐山田町、香北町のチームは地元チームとして制限を受けられないと思います。このことは2月末までの私の認識ですので、大会申込書もまだ発送されていないと思いますので、その後、変更になっていけば申しわけないと思います。香美市主催の剣道大会であっても、地元チーム扱いは物部町に限られます。長い歴史を持つ物部体力づくり剣道大会は、私が尊敬します先生方がその発展にご尽力され、発展してきた大会でもあり、来月開催される大会に対しては何ら反論するものではありません。聞くところによれば大会運営上時間的にも大変であるとも聞いています。ただ、今回は従来どおりであっても、今後については改めていかなければいけない点があるのではないかと思います。香北町にあっては、地元開催の大会がなくなると同時に、香美市主催の物部大会は地元大会扱いではないのですから、何か不自然さをぬぐい切れないものがあります。そうした意味からも、1日も早く香美市体育会、香美市スポーツ少年団として横の連携を強め、一つにまとまっていく必要があるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。土佐山田町、香北町、物部町それぞれ体育会、スポーツ少年団への加入競技数と団体数はどのようになっているのでしょうか。先にも述べました

スポーツ少年団交流大会も、現状のままだと継続して開催するとすれば、土佐山田町のみの参加による大会となると思います。今後、体育会、スポーツ少年団を香美市として一本化していく考えはないのか。旧3カ町村のそれぞれの会長等による話し合いなどは、これまでになかったのか、その経緯も合わせてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 比与森議員さんの教育問題についてお答えさせていただきます。

香美市になってトップバッターで答弁をさせていただき、教育問題を取り上げてくださいましたことは、何か明るい展望があるんじゃないかと、大変うれしく思っています。どうかよろしく願いいたします。

ご質問いただきましたADHD、LD等発達障害のある子どもたちについてでございます。旧香北町、旧物部村との、そういった状態をどのように把握しているかということでしたが、まだ教育全般につきましているいろいろ調べるというか、話し合いはようもっておりません。ご質問をいただきましたので、各学校に調査をいたしました。その結果、大宮小学校、大栃小学校、香北中学校、大栃中学校の4校にはADHD、LDと診断をされた児童・生徒はいないということでございます。

ピアの会のお話が出ましたが、先日も会の方が3人私のところへ来てくださりまして、会のご案内もいただきました。今度第5回の会があるということですが、よく話に来てくださいますが、いろんなことをご心配をかけているということをしりわけなく思っております。文科省から特別支援教育法云々のご質問がありましたが、まだそこまではしていないようにも思いますが、ただ、学校教育法の一部を改正する法律案が示されておりまして、その中で特別支援学校制度を設立するということが考えられ、平成19年4月1日から施行される予定となっております。そうした面で県教委の方でもいろいろ取り組んでおるところだと思っております。香美市といたしましては、これからの国や県の動向をとらえまして、児童・生徒の状態や親の思いをしっかりとめ、教育を進めていかなければならないと考えております。また、4月1日から香美市として発足いたします教育研究所におきまして、県費負担教職員が2人いて研究を主にすることになっておりますが、一つは情報を中心とする学力分析であり、もう一つは不登校と特別支援教育について研究をするというような方向でいくようになっております。十分できていない点もたくさんございますので、子どもの状態をよく見、親の思いをしっかりとめてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、比与森議員の保健体育、体育会及びスポーツ少年団についてのご質問にお答えをいたします。

旧3カ町村の体育会及びスポーツ少年団の加入競技数と団体数は、体育会については土佐山田町が14種目28チーム、香北が10種目10チーム、物部は10種目10チームですが、このうち平成18年度から2チームが文化協会へ移行することとなっております。スポーツ少年団については、土佐山田町が8種目13チームで、香北が5種目5チーム、物部が3種目3チームの加入となっております。

ご指摘のとおり、現在のところ体育会及びスポーツ少年団は、香美市として統一したものとはなっておりません。ご承知のとおり、両団体は行政組織に所属していない任意の団体であり、組織のあり方や活動方針は、そこに所属する会員みずからが主体的に意思決定を行うものとなっております。しかしながら、一方では行政と共催して大会を開催したり、行政から補助金交付を受けていることから、当課に事務局があるなど、連携して活動するという側面もあります。合併協議の分科会では、まず旧町村内で独自に活動している各団体の意向を尊重した上で、合併後の体育会、スポーツ少年団の組織編制について検討をいたしました。具体的には、各チーム内で協議をしてもらい、次に大会や合同練習を通じて日ごろから親交のある旧町村の会員同士で意見交換をしてもらう。そして、それらの意見を旧町村単位で開催される団体の会議の場などで、事務局担当者が集約し、合併分科会に持ち寄り調整していくというものでした。結果として、平成18年度は旧町村単位でのスタートとなりましたが、今後も会員からの意見集約を行いながら、全体としての動向を慎重に見きわめていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） どうもありがとうございました。

初めに、教育長にはわかりやすい答弁をありがとうございました。一つは保護者の方々も要望の中に支援に係る教職員、人材の確保を早急にという思いが非常に強いところです。そしてまた、支援センターのような施設をつくってほしい。学校で何かのときにはそちらへ行けば、ADHD、LDに対応できる教職員による適切な対応ができる、そういう支援センターなどの設立も強く望んでいるようですけど、その点についてはどうかお尋ねいたします。

スポーツ少年団と体育会の方ですけど、なかなか香北町、物部村との横の連携というのを競技、同じ競技であれば話し合いも可能かと思えますけど、そういう設定だけでも行政の方をお願いをしたい、そういう場でそれぞれの団体が今後について話し合うということが大切ではないかと思えますけど、その点お願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 比与森議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

旧香北町、旧物部村にはそういった診断を受けている子どもはいないという答弁をさ

せていただきましたが、議員さんもお承知のように、旧土佐山田町には10人ほど診断をされた子どもがおります。そういった中で、その支援センターということでしたが、今まで「山田ふれんどる一む」といっておりましたところが、「山田」をのけて「ふれんどる一む」という名称になりました。教育支援センターであります。その教育支援センターにおきまして、そういう対応をしていきたいと思っています。今までも不登校だけというようなかかわりではなく、子ども支援ネットワークの窓口として、山田ふれんどる一むを置いておりましたけれども、どうも皆さん方に対するご説明が足りず、不登校のみというような押さえ方をしておられたということ、そのピアの会の方にも先日お聞きしました。それで、これからは先ほども申しましたように、特別支援教育の方の研究も進めてまいりますので、その図書館の2階の教育支援センターを広げまして、そこで対応をしていくようにしたいと思っております。なお、そこで研究します教員につきましても、まだ公表はできませんけれども、今までそういったかかわりを多く持ってきた教員がそこへ行って研究をし、子どもたちとかかわるようにはなっております。ただ、ピアの会の方も学校の方で特別そういう教員を配置してもらいたいという要望でしたけれども、今の制度ではそういうことはどこの学校にもできません。できませんので、その教育支援センターにおける教育相談員の方で対応ができるような方法もとっていただけると、今は検討しておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、比与森議員の2回目のご質問にお答えします。

旧の3町村の体育会、スポーツ少年団で話し合いの場を持つてはというご提案でございます。確かに、各競技によっても考え方に温度差はあろうかと思えますけれども、各団体の総会の場とか、練習の場を通じまして働きかけ、協議の場を設けるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。香美市発足後、最初の一般質問となります。私は、住民こそが主人公の市政運営となっていくようお願い、通告に従って質問を行います。

まず1問目です。今年1月31日付の高知新聞に香南清掃組合で焼却ごみが4年間で14%減量したとの記事が載りました。香南清掃組合加入の各市町村が13年度から取り組んでいる分別収集がごみの減量化に奏功し、数年間で焼却炉の焼却能力をオーバーするという状況は回避され、焼却施設を継続使用できるよう補修工事を進めるとのことです。香南清掃組合はふえ続ける焼却灰の処理に苦慮し、南国市に最終処分場の建設を計画しましたが、関係住民の合意が得られず、平成15年に頓挫した経緯があります。しかし、ごみ減量化で焼却灰は年約3,100トンあったものが、2,800トンに減り、

16年度から徳島県の民間処分場への委託に切りかえたため、輸送コストの削減も加え、処理経費を半分以下の約7,000万円まで減らすことができたとのことで、灰溶融炉の整備も見送りとなりました。分別収集や、紙ごみのリサイクル化などの努力が結果となってあらわれたと言えると思います。

旧土佐山田町議会では、町ぐるみでごみ減量化の取り組みをしている徳島県の上勝町に視察に行きましたが、ここでは4R、つまり再資源化であるリサイクル、繰り返し使うリユース、発生抑制のリデュース、そしてごみになる物は買わない、断るのリフューズがありますが、この4Rの運動を町ぐるみで行って、ごみの8割を再資源化することに成功しています。その実績を示す資料がありますので、参考までにつけておきますので、ごらんになってください。1枚目ですが、これは分別を始める前と後との焼却ごみの袋数をグラフにしたものです。それでごらんになっていただきますと、2000年の12月まで分別は行ってなくて、約人口2千数百人のところですが、焼却ごみの袋数が5,752袋、最高時ですが、これが1月に分別を始めまして、一たん1,218袋まで減量化をされております。そして、ややリバウンドがありまして、2,100～400台で推移をしまして、2002年に34分別という細かいごみの分別を行いまして、グラフにあるように分別、34分別が始まってからは1,000袋台で推移をしております。上勝町では2020年にはごみの排出をゼロにするゼロ・ウェイスト宣言をして取り組んでいっているところがございます。新生香美市も、やはり旧3町村が認識を一つにして、ごみ減量化に一層努めていかなくてはならないと思います。それは、環境面からだけでなく、組合経費の負担割合がそれぞれ均等割、人口割、そしてごみの収集実績によって積算されますので、いかにごみにしないかが直接市の財政に影響するからです。

そこで、以下についてお尋ねします。

まず、課長はこれまで分別の細分化、事業所ごみ、特に紙ごみの減量化などに努力をされてこられました。これまでの取り組みをどのように総括をしておられるのか。担当課長として評価できる点、逆に反省点についてお尋ねをします。

次に、合併協議で分別収集は旧土佐山田町の例に倣うとのことでしたから、旧土佐山田町は大きくは8種類、そして細かくは15種類の分別を行ってきておりました。資料の2枚目につけておきますが、このフローシート、土佐山田町のごみの排出、収集から処理までを住民の方がイメージできる表となっております。このような形で3町村が統一して3月1日に分別収集取り組み発進ができたのかどうかお尋ねをするところです。

次に、ごみの問題での③のお尋ねですが、新聞記事に香南清掃組合では焼却施設を継続使用できるよう補修工事を進めるとともに、今後のごみ処理の方向性を示すビジョンを近くまとめる、これは年度末ということになってますので、もうすぐと思いますが、まとめるというふうな記事が載っておりますが、その方向性が担当課に対して提示が既にあったのか、あればどのような方向性であるのか、またそれに対する課長の見解をお尋ねするものです。

次に、保育所運営です。

現在、物部町に1園、香北町に2園の保育所がありますが、それぞれの現時点での児童数と今後の見通しについてお伺いします。

次に、繁藤地区に建設されて間もない若藤保育園が存続されないという問題です。若藤保育園は、土佐山田町で一番新しい保育園であります。こんなに早く休園、もしくは廃園を検討しなければならない状況に追い込まれるのであれば、旧の施設で当面しのぎ、若者定住の見通しがついてから、新築するなどの方法がとれなかったものなのかどうか、まず、建設に至った経過についてお伺いします。また、来年度保育を必要とするこの地域の子どもたちは、新改保育所への送迎という形になるのかどうか。そして、施設そのものの後利用をどうするのか、今後の見通しについてもお伺いするものです。

次に、わかふじ団地についてです。

保育園が存続されないということになれば、開発した宅地も売却が一層困難になるのではないかと、特に若者定住で地域の活性化をという初期の目的が果たせないということになります。今後どのように取り扱っていくのか見解と対策をお尋ねいたします。

次に、教育関係です。

1995年から株の模擬売買ゲームを取り入れた授業が中学校、高校を中心に広がり、2004年度には参加校が過去最高になり、全国で1,351校、そのうちの7割を中学校で占めているということです。こうした授業が本来の金融経済教育や社会の動きを生徒に教えるのではなく、簡単にマネーゲームに手を出すきっかけをつくってしまうのではないかと危惧されるものです。

そこで、以下についてお伺いします。

まず、香美市で取り入れている学校があるのかどうかについてです。そして次に、この授業は仮想の資金を元手に生徒たちが銘柄選びをして、株の売買注文をし、投資成果を競うゲームだとのこと。このゲームを提供しているのが教材会社ではなく、日本証券業協会と、そして東京証券取引所ということでもあります。今年の2月25日に東京証券取引所で開かれた株式学習ゲーム10周年を記念するシンポジウムで、櫻田金融担当副大臣が、貯蓄から投資へ、なお一層の努力が必要と、同ゲームの普及を後押ししています。個人投資家のすそ野を広げようと、子どもたちがターゲットにされている。お金のかかる教材がなぜ証券会社から無料で提供されるのか。無批判に受け入れるのは大変危険と、現場の社会科の先生もおっしゃっております。私はこうした授業は取り入れるべきではないと考えますが、教育長の見解をお伺いするものです。

次に、「人の心は金で買える」と豪語し、マネーゲームにのめり込んだ人物が、その言動を注意されないばかりか、時代の寵児、改革の旗手ともてはやされたように、社会全体の金銭感覚、また、社会の規範がおかしくなっているのではないのでしょうか。3月8日の高知新聞（声ひろば欄）にも、「義務教育段階から金銭学習を」との投稿があり

ましたので少し質問の趣旨をわかっていただくために記事を [ご](#)紹介しますと、この方は48歳の団体職員の男性です。「ライブドア事件は日本人の額に汗して働き、貯蓄するという今までの生活スタイルが貯蓄から投資へという新たな変化を生んだ時代に、警鐘を鳴らした。小学生までもが株は簡単に買えるものとパソコン操作に興味を持つと言われる時代にである。従来」中略をしますが、「子どもたちは親が懸命に働いて受け取る賃金の中から、お小遣いやお年玉を与えられ、計画的なお金の使い方を自然と体得してきた。それは社会人となり、賃金、生活者となるための訓練期間の意味があった。そして現在の世相について述べた後、本県でも総合学習の時間の活用などで、金銭教育を具体化し、児童・生徒自身が考え、判断し、こういう事件に巻き込まれないよう行動する力を獲得させることが急務と感じる。」このような投稿内容であります。今、大人だけでなく子どもたちもキャッシングや架空請求、その他悪徳商法の危険にさらされてることは皆さんもお感じになっているところだと思います。この投稿者の意見にもあるように、まずお金は労働の対価として得るものだということの基本を教え、金銭や物に対する健全な価値観を養う授業こそ今いるのではないのでしょうか。見解をお尋ねいたします。

次に、やや関連しますが、職員の労務管理についてです。

高知市では、多重債務が原因で職員による不祥事が多発し、大きな問題となっています。原因は、いろいろあることと思いますが、公務労働に対する住民の信頼を大きく失墜させ、本人にとっても行政にとっても大変残念で、あってはならないこととございます。多重債務にのめり込む危険性は日常、今だれでもが持っており、きっかけは微細なことから始まっています。

そこでお尋ねします。香美市が発足して職員数もふえました。ストレス社会の中、これまで以上に目配り、気配りが必要になってきますが、本庁、各支所の職員管理面の体制はどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

最後に、木質バイオマスエネルギーの開発についてお伺いします。

今シーズンの重油価格の高騰は施設園芸農家の経営を直撃しました。今、重油の代替エネルギーとして木質バイオマスが脚光を浴びています。豊富な森林資源を持つ香美市にとっても、これを生かす方法があれば、町おこし、山の保全、ひいては物部川の水量、水質の保全などの確保にもつながり、環境面からも待ち望まれるところだと思います。先立って、県議会でも重油の代替エネルギーや、木質バイオマスボイラーの開発に関する質問がありました。県は、木質バイオマスボイラーは現段階では重油ボイラーの2.5倍の価格だが、重油価格やボイラーの平均的な使用年数を勘案して、トータルコストは1割程度の削減、さらにボイラーの量産が進めば、ボイラー価格に引き下げが見込まれるとの見解を明らかにしています。私は、チップを自前で調達できるようになれば、さらに価格の削減は見込めると思います。県は、香南市香我美町の民間企業、クリエイト・テーマとの共同でバイオマスボイラーを開発し、実証実験するところまでこぎつけています。順調なら来年の秋には普及できるよう取り組むとのことですが、木質バイオマス

活用の実現に向けては、なお幾つか乗り越えなくてはならない問題があると考えます。

そこで、順次お伺いします。

まず、質問の1ですが、旧土佐山田町議会最後の視察で、岡山県の銘建工業に行った際、もう有名ですのでご存じかと思いますが、銘建工業は製材業とともに木材のくずとかチップを燃焼させて、工場で使う電力をすべて自社発電で賄っております。そして、余った電力は売電をしているということです。この銘建工業の社長のお話によると、日本の木材、乾燥技術などに問題があり、なかなかその国産材の使用まで至らない。どうしても輸入材になるとの話でございました。香美市としては、持てる森林資源を有効に活用する方法を探るべきだと思いますが、県産材を使う開発は、県や市単独では今の財政状況の中では実現するのに限界があると思います。ボイラーの開発で県が民間と共同したように、近隣の企業、団体、そういうところに働きかけて、共同で開発、研究する方向はないのか。あるいはもう行っているやにもうかがっておりますが、それについてお尋ねをするところです。

次に、間伐材、不用木、また台風のときなどに大量の流木が出ましたが、それらの活用方法について検討、計画があればお尋ねします。

次に、旧物部村議会でも、これまで木質バイオマスについては熱心に視察等を行っているとお伺いしております。また、香美の森林組合でも熱心に取り組まれてきたと聞いておりますが、ハウス園芸の加温以外に、発生する熱の活用方法の具体的な検討をこれまでなさってきたのであればお尋ねをするところです。

最後に④です。木質バイオマスについては、ニーズが高まってきておりますが、研究開発していく上で現時点、到達点と申しますか、での問題点、国・県の動向も踏まえ、この事業の見通しについてお伺いをしまして、私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお祈いします。

○議長（西村芳成君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

ごみ減量化の取り組みについてでございます。①のこれまでごみ減量化に努力されてきたが、現時点までの取り組みをどのように総括され、評価と反省点についてでございますが、旧土佐山田町では平成13年度から容器包装リサイクル法によります対象品目を含め、粗大ごみを入れますと、ごみを8分類に分けた分別収集を住民の皆様のご理解とご協力を得まして導入をいたしました。平成12年度の焼却ごみ量は、6,297トンでありましたが、平成16年度には5,171トンとなりまして、1,126トン減少をいたしております。香南清掃組合での焼却量も2万7,673トンとなりまして、4,391トン減少し、毎年漸減をしてきております。このことは、組合構成市町村が分別収集に取り組んだ結果と、平成15年度から事業所から出ますリサイクル可能な紙ごみの受け入れをやめまして、事業所にリサイクルに転換していただくよう指導を始めたことによる効果のあらわれだと考えております。また、役所内の機密書類についてもリサイ

クル資源として活用することにいたしました。

ごみの種類も多岐にわたるため、分別に苦労されないよう参考にしていただくための「ごみの分別の手引書」を作成しまして、各戸に配付をしております。今後の課題として、さらに焼却ごみを減少するための生ごみの堆肥化の導入が考えられますが、実施の方法、費用対効果、売れる良質堆肥の生産、堆肥の販売確立等重要な検討課題も多くあるように考えます。

そして、2番目の合併協議で分別収集が旧土佐山田町の例に統一することとされたがというご質問であります。合併協議におきまして、分別収集は土佐山田町の例により合併時に統一することとされておりますが、この統一は、容器包装リサイクル法によります対象品目のプラスチック製容器包装について香北町、物部村が分別収集されておりましたので、合併時に歩調を合わすということでありました。合併が1年おくれましたので、合併前から既に香北、物部村につきましては分別収集が始まっております。

次に3番目ですが、香南清掃組合では、今後のごみ処理の方向性を示すビジョンを近くまとめると報道されましたが、指示があったか、あればその見解を聞くということですが、香南清掃組合では今後のごみ処理の方向性を示すビジョンについて3月末までに成果品ができ上がる予定ということです。できますと、組合議会に諮りまして、組合構成の3市に提示されるようでございます。まだ内容については提示がされておられませんので、知り得ておりません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 大岸議員の保育所運営についてのご質問にお答えいたします。

まず、物部町、香北町にある保育園の現時点での児童数と今後の見通しについてであります。まず、物部町の現時点での児童数、すいません、大柝保育園ですが45名、香北町の美良布保育園は135名、双葉保育園は24名でございます。今後の園児数の見通しといたしまして、まず物部地区については、出生数が徐々に減少していることから、大柝保育園においては園児数も徐々に減少してくるのではないかと考えられます。次に、香北町地区の出生数につきましては、若干減少傾向ではございますが、美良布保育園においては近年130名から140名、双葉保育園においても20名前後で推移してきておりますので、ここしばらくは横ばい、または若干の減少傾向でいくのではないかと考えています。

次に、若藤保育園建設の経過と今後の対応についてでございますが、若藤保育園の建設の経過につきましては後で企画課の方から答弁させていただくことになっておりますので、私の方からは今後の対応ということでお答えさせていただきます。

新保育所プラン「すこやか子育てプラン」がこのほどでき上がりまして、サービスの

前進を図るために旧土佐山田町内の公立保育園を、新設を含める4園で実施することとなりました。このため、若藤保育園につきましてはほかの5園とともに平成23年度までに閉じるということになります。どこの保育園へ行くことになるかというご質問でございますが、送迎、または通園補助等の方法はまだ決まっておりませんが、最も近くの新改保育所を対象とするものになるのではないかと思います。いずれにいたしましても、保護者の方たちと今後話し合いをもって決めていかなければならないことと考えております。そして、若藤保育園の後利用や、また地域の振興策等につきましては、地元を含め市全体として総合的に検討していかなければならないものであると考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員の保育所運営についての中で、この若藤保育園建設の経過についてという分と、それから木質バイオマスエネルギーの開発についての中で、団体等と協同しての研究、開発はできないかという2点についてお答えを申し上げます。

まず、保育所の運営に関する部分ですけれども、若藤保育園につきましては、平成7年ごろ高知自動車道の4車線化に伴う残土処理場の受け入れと、これの公共的跡地利用が繁藤地区振興協議会から要請をされたことによりまして、繁藤タカセ地区及び秋ノ谷地区に宅地造成等が計画をされました。山間地域である繁藤地区にとりましては、地域振興のために若者定住が必要であり、そのためには保育所の充実が不可欠であり、特に乳児保育機能が十分に整っていなかったこと、また、当時の若藤保育園は交通量が比較的多い国道195号線（後に「32号線」と訂正発言あり）沿いにあり、保育所へのアクセスも極めて悪条件下にありまして、その場所は、地域防災計画に指定されている急傾斜地崩壊危険箇所にあったこと、こうした背景、状況を受けまして、地域の総合的な定住促進と進行を図るため、宅地造成とゲートボール場を含む老人の憩いの場と若藤保育園を移転新築することとなったということであると承知をしております。

次に、バイオマスの関係ですけれども、環境問題や新エネルギー活用への取り組みを行おうと、平成17年にNPO四国環境資源研究会が組織をされまして、本年度は旧土佐山田町の地域づくり振興助成事業を活用し、環境問題、バイオマスの利活用等のセミナーを5回開催をされております。大学や行政、民間団体等多くが参加をされ、環境問題や新エネルギー活用等について学習や意見交換をされる中で、香美市としましてもあらゆるバイオマスの有効的な活用を図るためには、内閣府を中心に関係7省庁で組織をされておりますバイオマス日本総合戦略推進会議が進める施策、バイオマスタウン構想の策定が必要であると指摘をされております。当市としましても、重要な課題であると考えておりますが、行政のみでの策定は困難であることから、こうした団体との連携をとりつつ進めていく必要があると考えています。そのために、新市の体制も整ったことから、部内関係者との合意形成を図るための調整作業を企画課において現在進めており

ます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 私の方からわかふじ団地のご質問につきましてお答えいたします。

確かに保育園に近いということは、団地売却のためのセールスポイントの一つでありますけれども、議員さんもお存じのように「私流の暮らし応援します、天然空間 in 繁藤」こういうキャッチフレーズで、年齢制限を、最初は若者定住でしたけれども、年齢制限を外しまして、全世帯向けに販売しております。影響は受けるとは思いますが、そういう状況で保育園の影響は少ないのではないかとこのように考えております。

また、このわかふじ団地はですね宅建業界のご協力を得まして、前年からですね、去年の2月から地元を初めとします宅建業者の方々にも独自に販売をしていただいておりますけれども、新聞の折込チラシ等でわかふじ団地を紹介していただいた事例もございりますが、現在ですね、力を入れて売ってはくださっておりますけれども、まだその成果が出ていないという状況であります。こういう状況を打開するためにですね、新たな対策を講じる必要を感じておりますけれども、現在のところ、決め手に欠くと、こういう状況であります。景気はですね徐々に上向きになっておりますので、この機会をとらえましてさらに繁藤のよさをわかっていただく工夫をしまして、販売につなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸議員さんの教育関係についてお答えをさせていただきます。

ご質問にありました株の模擬売買ゲームを授業に取り入れている学校は香美市ではございません。今後、研究もしてみますが、取り入れる方向はないと考えております。

土佐の教育改革の6本柱の一つであります豊かな心をはぐくむ教育の推進につきましても、各地教委で特色ある取り組みをしてまいりましたので、3カ町村で若干の特色はあると思います。が、今後は調整を図り、それぞれの学校の特色を生かしまして、人権教育、道徳教育、読書教育、体験活動等を通して、子どもたちの心を耕し、豊かな人間性を培っていききたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 私の方から大岸議員の職員の労務管理についてお答えをいたします。

多重債務は基本的には自己責任ということで認識をしております。返済の目的といたしまして公金の着服となるケースがあるようでございます。高知市では不祥事防止へ多重債務などの対策とともに組織の弱点克服へリスク管理を強化するため、組織、人事制

度、職員の意識を集中的に改革していく改革推進室を立ち上げるようでございます。多重債務問題のもととなる日掛け金融業者は、人口比で沖縄県に次いで高知県が多く開業しているようでございます。高知県では、弁護士らによります高知クレジットサラ金問題対策協議会という組織もされております。県や市町村にもこの団体から学習会の案内が来ている状況でございます。

そこで、職員の多重債務の目配りは過酷な取り立ての電話とか、あるいは給与の差し押さえ、こういうことで初めて気づくわけでございますが、またこれにつきましては、職員の個人のプライバシーの問題もでございます。気配りも重要な点となってきます。今後、職場のコミュニケーションづくりや職員研修を通じまして、メンタル面も含めましてトータル的に相談窓口の開設も視野に入れながら、職員管理体制を強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 大岸眞弓議員のご質問にお答えします。

まず、木質バイオマスエネルギー開発について質問の1点目です。官民等の共同開発の必要性についてでございますが、これにつきましては先ほど企画課長の方から関係団体等の連携をやっておるといことが説明がございました。林業面におきましてはですね、香美市においては香北町の間伐施業団地におきまして、高知大学農学部後藤教授らによる間伐材搬出のための生産システム及び木質バイオマスの収集運搬システム等についての研究がなされております。こういったことで林業面からにおきましても、県の関係部局を初め、民間企業や専門分野等の団体と連携し、調査・研究に取り組む必要性があると考えています。

次に、2点目の間伐材、不用木、流木等の活用計画についてでございますが、新市としての活用計画については、まだ現在策定されておられません。活用事例を挙げお答えとさせていただきます。現在、香美市香北町小川地区におきまして、高知県森林組合連合会が設立した香美加工センターがこの2月から稼働しており、加工製品を製造しております。主要な加工品として、土木建設用資材として看板やウッドブロック、公園用資材としてイス、テーブル、防腐加工丸太のほか、ガードレール等の公共用資材などを製造し、有効活用を図っております。今後、これらをさらに拡大し有効活用を図っていきたいと考えております。

また、流木等につきまして活用計画もまだ未策定でございますが、活用事例、現状を報告させていただきます。杉田ダムに漂着しました流木等は一般廃棄物として業者が取っております。永瀬ダムに漂着しました流木等につきましては、薪にできますものは一束10キロ程度の薪として住民に譲渡しております。残りの分につきましては、一般廃棄物として処理しております。

3点目の発生する熱等の活用方法の具体的検討でございますが、まだ調査・研究の段

階でありまして、具体的検討までには至っておりません。先進事例を見ますと、木くず炊きボイラー等により発生する熱源は、発電や施設の熱源、乾燥とかそういったものに利用されております。

4点目の現時点での問題点、今後のこの事業の見通しでございますが、全体的には視察も含めた調査・研究の段階であります。近年、木質バイオマスはエネルギー資源として見直されております。資源循環社会の有効な手段の一つだと考えており、前向きに研究していきたいと考えております。将来、香美市として資源循環・環境型都市形成の一翼を担えるものではないかと考えております。

以上で終わります。

○議長（西村芳成君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。2回目の質問を行います。

まず、ごみ問題でございますけれども、課長もご答弁されたように分別収集の取り組みと、それから紙ごみ等を燃やすごみとして出さずに、これをリサイクルに振り向けたことでごみが減った、そういう努力のもとにごみが減った。これはやはり分別がごみ減量化に大変、それが一番大きなポイントということが言えるかと思えます。そして、他の事業所へも働きかけて、役場内だけでなく町を挙げてといいますか、理解を求めていって、こういうふうにごみ減ったというふうなことは大きいと思えますし、今後の方向づけにもなってこようかと思えます。それで、この旧の3町村が統一して発進できたかということの、その意味はですね、例えば容器リサイクル法に基づいてプラスチックは分けるんだと。でもまだ香北、物部の方では土佐山田町ほどの細かい分別には至ってないという、こういう認識でよろしいでしょうか。それで、旧土佐山田町では燃やすごみとして入れてないものがたくさん燃えるごみとして香北、物部から出されておる、こういう今アンバランスな状況かと思えますが、やはりこの分別を住民に理解を求めて徹底するということが、大変これから大事なことであろうかと思えます。高齢者の方も、土佐山田町に比べると高齢化率も高くて、分別収集を徹底するのは大変かと思えますが、上勝の方では、上勝町、徳島県の上勝町の方では、今34種類の分別を行っている。ここは高齢化率は旧物部村と余り変わりはありません。やはりこちらのどういうプレイをするかで、随分変わっていくのではないのでしょうか。それと、その徹底していく上で私が大事に思うのは、このフローシートです。大体家庭からごみが排出される時は、もうそのステーションに持っていったら、そこで出す側は終わりますけれど、そのごみの行方について思いを至らせることが分別を促進することになるのではないかと思います。そういう点で、こういうフローシートをもってですね住民に徹底をされる方向づけというのを検討していただきたいと思えますけれど、それについてのご答弁もお願いをしたいと思います。

それから、ごみの香南清掃組合でつくっております組合議会、それから住民代表、高知工科大の教授らによる一般廃棄物処理に係る小委員会で、今後の方向性を示すビジョ

ンを策定中ということで、これに関してはまだ課長の方には何も提示はされていないということですが、一つやはり疑問に思いますのは、こういうごみ処理、分別をするのは住民です。そこに一番近いところの担当課の課長に、できてからではなくて、策定中にやはりコンタクトというか、連絡をとり合って政策が練られてしかるべきではないかと思うんですけれども、以前にも私たち党の議員団、物部川流域の旧市町村の議員団が集まって各市町村、それから香南清掃組合にごみの処理に関して調査・研究の結果を改善策として作成しまして、これを申し入れた経過というのがありますが、その中に、香南清掃組合の体制の改善ということで、現在のこういった体制を改善するのにですね公開民主を基本に、組合の運営、政策の立案・決定等、その透明性を確保し、透明性の確保ということを特別に重視し、改善をすべきではないかという申し入れも行ったわけですが、こういった意味合いからもこの小委員会と、担当課長等との間でのこの政策ができるまでの間の話し合い、協議の場というものがもたれるべきではなかったかと思うんですが。

それともう1点、再質問にしたいのは、以前、環境行政連絡協議会、これは自治体の担当者でありましたね。これはまだ生きていますでしょうか。こういうものが生きておれば、この小委員会とでもやっぱりこの連絡協議会とでも、小委員会との間とのコンタクトというのが大事ではなかったかと思います。

そして、もう1点心配されるのは、この新聞記事によりますと、この小委員会でまず何を今後の方向づけ検討されているのかといいますと、適正なごみの収集処理、そして民間を含む必要な施設整備、ごみ処理コスト縮減などの調査・検討、こういった3つの項目が挙げられておりますが、これはやはり出口対策の問題なわけです。ごみの問題というのは、かねてから指摘しておりますように、入口対策の問題が重視されると思いますので、この辺もやはり提言をしていく必要があるのではないかと思います。なお、この小委員会のメンバーの選定について、課長、ご存じないということで、どういう経過でこの小委員会の構成メンバーが決まったのかということも少し疑問に思うところでございます。ごみ問題に関しては以上です。

次に、保育所の運営ですが、現在物部町の大栃保育所、児童数が、子どもさんの数が45名、これから減少していくのではないかとということですが、香北の方はこれぐらいの数字で推移していくのではないかと、比較的明るい見通しがありますが、この物部に関して言いますとですね、これは幼保支援課長というよりも、物部の支所長にお伺いした方がよろしいかもしれませんが、以前若者定住化促進条例の中で、若い方に定住していただくために、物部村ではさまざまな助成事業を行ってまいりました。結婚助成金、それから定住助成金、合併浄化槽の助成金、それから、あるいは家賃の助成金、また16年度までは結婚謝金、お世話する方に対する謝金、こういったものを大変手厚くやりました、多分この45人という子どもさんの数につながっているかと思うんですが、今後、これが合併に伴いまして、サービスが平準化されるために、それぞれ半額なり、そ

れから廃止をされたものもあります。それから、逆に保育料は、物部村はこれまで随分安く設定をされておりました。それが倍近くに上がるということで、さらに厳しい見通しになるかと思うんですが、この辺はやはりこういった手厚い施策というものを残していかないと、なかなか郡部から、輝き、やすらぎ、賑わいというふうにはならないんじゃないかと思うんですが、そのあたりへの見解をお願いします。

そして、若藤保育のことでございます。これは、高知自動車道の開発に伴って残土の利用ということというような経過は、私も存じておりますが、大変びっくりしましたのは、急傾斜地で危険な地域にあったということを、今お伺いしましたときに、前回質疑でも申しましたが、佐岡保育所でもやはりこういうところに保育所が建てられていたという、ちょっと驚きなんですけれども、なぜこういうふうなことになってしまうのか、保育園というのは最も安全でなければいけない場所ですが、建てるときにわからなかったものかどうかです。そして、もう今現在子どもさんも3人ということで、これは保育所も集団保育というのは3人では成り立ちませんし、社会性を身につけるということにもならないわけで、3名ではなかなか、それから今後も入園者がいないということであれば、なかなか見通しは立ちませんので、廃園、休園やむなしということになるかと思うんですが、こういう傾向は想定できたのではないかと思うわけですが。といいますのは、もとの天理教のところに建っておりました保育所も、たたむときには子どもさんは既に10人を切っておったそうです。こういうことからして、今日のような状況が、新築する前に協議をされなかったのかどうか。地域の方の強い要望で、あそこは中心地から大変離れておりますので、近くに保育園がないと困るというのはわかるんですけれども、全町的にこの場合の保育所改革プランといいますか、ここにありますが、こういうふうな土佐山田町保育所改革推進委員会、こういうふうな全町的に検討する、地域の方とだけじゃなくて、検討する場、そして町全体としてどうするのかというふうな視点があれば、今日のような状況に至らなかったのではないかと思います。その辺見通しが甘かったと言えるのではないかというふうに思うわけですが、見解を再度お伺いします。

次に、わかふじ団地ですけれども、先ほど年齢制限も外したのでだれでも応募できるようになったよと、財政課長おっしゃいましたけれども、それは若者定住策として最初に取り入れて、若い人を誘致しようとしてやったけれども、応募がなかったのも仕方なく条例を変えたというふうな、そちらの方が正確なとらえ方ではないでしょうか。景気も上向きと言いますが、なかなか庶民としては上向きの感はございません。これはやはりこの跡地がむだにならないように、また大変あそこは風の、四方何もなくて強いところで、住宅地としては余り人気がないというふうな感じもするわけですが、まず初期の目的が果たせなかったということ、それから今後これ大きな財産というか、負の財産とは言われませんが、抱えることになるわけですが、この辺、今後こういうことのないようにといいますか、十分やっぱり検討していかなくてはならない問題ではないかと思います。

次に、教育関係では、そういう授業は取り入れないということをお聞きして安心をいたしました。それで、人権教育を含めというる教育長からご答弁がございましたけれども、私が言いたかったのは、いろんな大人の商売の世界といたしますか、それが子どもをターゲットにしてある、今もうそれぐらい本当に乱れてきておるといふ世情があるわけですけれども、うちにも子どもが二十歳になった途端にいろんなところから電話がかかるようになりました。それで、大変言葉巧みにですねお金を借りさせようとする電話とか、それから名簿を、同窓会の名簿を教えてほしいとか、そういう電話がたくさんかかってきます。もうなれましたので、これにかかることは、引っかかることはないわけですけれども、やはり子どもたちにこの辺の現実問題としてどういうことが今起こっておるのかというあたりの知識、それを自分で防御できる知識を身につけさせることは、殊さらに授業でやらなくても、やはり教育の中で子どもたちに注意をしていくことが大事だと思いますので、環境が非常に変わってるんだと思うんです。そういうことも今後お願いをしたいと思います。

それから、多重債務の関連で労務管理、役場内のことですが、課長もご答弁されましたように、この高知クレジットサラ金対策協議会というのが高知にあると。それで沖縄に次いで高知は日掛けの金融が多いということをお聞きまして、所得がそれだけ低い、厳しい生活を余儀なくされている方が非常に多いということだと思うんですが、このサラ金対策協議会代表の谷脇弁護士がこのように指摘をされております。「相次ぐ高知市の不祥事をどう見るのか。一般市民向けの窓口対応は大変充実をしている、そのサラ金なんかの。情報収集能力やフォローなどは全国でもトップクラス、問題はそれを職員向けにもやっているかどうか。また職場のあり方にも疑問を感じる。声の大きい者に逆らえないという組織体質が指摘されているが、自由闊達にいろんな問題を議論できる職場では、プライベートの不安も相談できる雰囲気ができるはずだ。そうしたところに引っかかりを感じる。」とあります。課長、おっしゃったように、やはり多重債務の問題は、もちろん自己責任ですが、こういった悩みとか、行き詰まるまでの間に何か話しができるような雰囲気、職場の雰囲気づくりというのがあれば、もう少しここにまで至らなくて済むのではないかという思いがするものです。課長はそのようにご答弁なさいましたので、なおこの谷脇弁護士の記事をご紹介します上で、今後の取り組みをお願いするものです。

それから、木質バイオマスについては、もちろん多分、旧土佐山田町の私よりも林政課の方が詳しいと思って質問をさせていただきましたけれども、民間との共同ということでは企画が順次進んでおるといふことです。これぐらい、全国一森林面積の多い地域ですので、この森林資源を厄介者に終わらせずに、活用しない方法はないと思います。それで、今現在ある民間の団体の方にお聞きをしました。今、進まないといひますか、横たわっておる問題、間伐材の搬出方法、それから作業道、それから製材する過程で排出されるチップ、ペレット、これをどう供給するのか。そして、その上で森林組合の果

たす役割が非常に大きいということでした。今現在、香美の森林組合の方々がこの問題に熱心に取り組まれておると聞いております。それから、もうご紹介するまでもなく皆さんの方がご存じかと思えますけれども、旧本川村にその搬出のための林道がつくられたと。この林道というのは、大正町の職員の田辺さんという方が非常に道づくりにすぐれたノウハウを持っていて、NPO法人なんかの方と一緒に道を開拓したと。田辺さんという方がつくったということで、田辺林道と呼ばれて、もう今全国にこれが、この話が有名になっているそうですが、標高600メートルの地点に必要な機械を持ち込んでですね、コンクリートで埋めない、台風で水が出たときにも影響しない道を開拓をしたそうです。こうやって作業道ができますと、搬出費用が安くつきますので、間伐がしやすくなるということです。それから、間伐した後の森には、その副産物といいますか、それまで見ることでできなかった動植物が姿を見せるようになって、グリーンツーリズムとしての対象として、そういう価値も生まれてきていると。また、間伐が終わってからの作業道の役割も非常に大きいので、保全のための台風の前などには、水の流れなどを点検に出かけているということです。これを、この情報を聞いたときに思いましたのは、山師といいますか、山に大変詳しい人がいる。それから、こういう山づくりに熱意を持っている人がいる。こういう存在というのが新しい事業を開拓するときには非常に重要かと思えますが、私は香北町、物部村には山を大変詳しく知っておられる高齢者の方がいらっしゃるんじゃないか。人材は豊富にたくさんあるんじゃないかと思うわけです。その辺にも着目していただいて、今後研究を重ねていていただきたい。これは田辺林道というのは、現在1キロですけれども、ずっと延伸していく予定だそうです。

それと、南国市の会社が使っているそうですが、和風建築にも洋風建築にも両方に使う移動式の製材機を開発された方が土佐町にいらっしゃるしまして、この方も有名な方なんでしょうけれども、間伐のために置いても使うこともできるけれども、軽トラに乗せて製材機を運んで行って、そこで一次加工ができるというふうに機械ももうできているそうなんです、こういった情報も十分、何とというか、情報にも目を光らせながら、今後やっていくのがいいのではないかと思います。

以上で私の2回目の質問を終わります。

- 議長（西村芳成君） 10分間休憩します。
（午前10時31分 休憩）
（午前10時42分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

環境課長、阿部政敏君。

- 環境課長（阿部政敏君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

ごみの分別収集の細部についての違いにつきましては、今後調整をしていかななくてはならないと考えております。そして、フローシートについても、機会を見まして各戸に

配付していきたいと思えます。

そして、香南清掃組合の件でございますが、小委員会の人数は9人になっておりまして、構成メンバーについては南国市が3名、旧土佐山田町2名、旧野市町2人、そして学識経験者としまして2人工科大の先生が入っておるようでございます。そして、南国市、旧土佐山田町、旧野市町につきましては、住民代表の方が入っております。それぞれ氏名等についてはちょっと知り得ておりません。そして、この小委員会に対しまして、それぞれ構成市町村から資料も提供はさせてもらっております。求められた資料でございますけど提供もしております。そして、それぞれの担当課長、課員も含めてですが、この小委員会に出席も一度しております。

そして、環境行政連絡協議会でございますが、これは合併後も組織を残すようにしております。この協議会へは香南清掃組合につきましてはオブザーバー的な形で会の折には参加をしていただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 大岸議員の若者定住の件についてお答えをいたします。

物部村におきましては、若者定住推進条例を施行しておったわけでございますが、合併に際し長期的な見地の中で、自立していくためには長期的に財政支援をしたいという見地から減額したものがございます。これら助成金につきましては、山間地域での若者定住を図るためには、どうしても必要なものと考え、合併浄化槽等につきましては、下水道設備のできない地域において下流域の水質保全のためにも必要じゃないかということで継続しておるわけでございまして、今後とも継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、先ほどの答弁の中で旧の若藤保育所の位置ですけれども、「国道195号線沿い」と申し上げましたけれども、「32号線」の誤りでした。おわびして訂正をさせていただきます。

それで用地の件ですけれども、旧の若藤保育所につきましては、大岸議員、先ほど申されておりましたように、繁藤の天理教会の所有地をお借りして旧の保育所を設置をしております。ここをその設置をする前か後か、その危険地の指定がどの段階だったかということは承知をしておりますので、その点お許しいただきたいと思えます。

まず、計画あるいはこの読みを立てた分については見通しが甘かったのではないかということにつきましては、そういった分については、その点については率直に甘んじて受けなければならないと思えますけれども、しかし、子どもが減るからという一面だけでなく、定住対策と抱き合わせの計画ということで、地域振興の観点から現保育所につ

いては設置をしてきたという施策であったということは、ご理解をいただきたいと思
います。状況が計画と伴わないという状況になってきております。そういった結果につ
いてはまことに残念ではございますけれども、地域振興という観点でこのことについ
ては事に当たっていきたいということでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 大岸議員の2回目のご質問で企画課長の方から答
えていただいた分で、補足いたしました。若藤保育所の新築移転をしたことが甘か
ったという点でございますが、今回、でき上がりました新保育所プランの審議が
始まった時点で遅かったと、時期的にずれていたという点もあると思
います。

それから、なお繁藤地区の保護者の方や住民の方たちにはこのプランにつ
きましては、ほかの地区に先駆けまして、地元に出向きましてプランの説明
をし話し合いをさせていただいております。そして、いろんなご意見も
いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 大岸眞弓議員の2回目の質問にお答え
します。

県の方におきましては、平成14年3月にバイオマスエネルギーマスター
プランを示され、必要性、行動指針が示されておりました。また、この3
月には高知県木質バイオマス活用プランが出され、平成18年度から5
年間県が重点的に進めていく方向が盛り込まれていると聞いてお
ります。この中には原木樹皮、製材残材、原木端材等の活用が明記
されているとのことです。いずれにしましても、今後香美市として
バイオマスタウン構想等の構築のため、あらゆる情報を収集し、また
地域人材活用も含め研究調査を進めていきたいと考えてお
ります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） それぞれにご答弁をありがとうございました。

ごみの問題ですけれども、ちょっとこのフローシートをつけてお
りますので、環境課長にお尋ねしたいと思うんですけど、山田はこ
ういう状況でいっております。上の8種類が燃えるごみは収集運搬
されて焼却と。金属類は収集運搬、そして分別・圧縮されてメー
カー等を経てこうなっていると。ビン類、ペットボトルそれぞれ
行き先がこういふふうに書かれてますが、そうすると現在の時点
で香北、物部はどういふふうにこのフローシートでいきますと
なっておりますでしょうか。例えばこの紙・布類、これなども
きちんと分けられておられますか。これがそれとも燃えるご
みの中へは入っておりますか。新聞・チラシ、雑誌等、ダンボール
等ですね。これがわかりましたらフローシートをもとにご説明
いただきたいのと同時に、順次細かい分別ができるように調整
していきたいということですが、いつぐらいまでにやる予定なの
か。早ければ早いほどいいと

思うんですが、目標を、何日という目標を決めてやるべきかと思いますが、その辺のご答弁をお願いします。

そして、さっき小委員会に意見も資料も提出をしているというふうなことが答弁として出されましたが、どんな資料を提供されておりますか。

それから、小委員会の構成人数とどういう方が構成しておられるのかというご答弁がありましたけれども、9人でそれぞれの南国、野市、山田の代表、それから高知工科大の先生お二人、それと実は気になりましたのがこの住民代表の中に議会議員さんが入っているんです。議員さんも住民の1人ですけれども、悪くはないんですけれども、住民代表というのであれば、やはり住民に、一般の分別をやっていただく住民の方にこの代表をお願いするのが、より広い議論ができていいんじゃないかと私などは思うんですけども、公募でもないということで、どういうふうを選定されたのか、ちょっと疑問に思うところですよ。ごみの問題は以上です。

それから、先ほど物部（支所長）の方からご答弁いただきましたが、長期的にどうしても必要ということで財政上の問題もあって減額をしたということで、引き続いてやっていくんだというふうに確約をいただきましたので、大体どことも合併をしますと、最初はいろんな助成制度があったりするんですが、先細りになっていくのが公共料金の値上げ等にもあらわれるように常です。そうならないようにぜひともお願いをしたいと思いますところですよ。

それから、保育園の件ですけれども、繁藤の方で3月8日に地域の方とお話し合いがあったのではないかと思います、その結果等についてわかりましたらご答弁をお願いをしたいと思います。

以上で私の質問をすべて終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えさせていただきます。

分別収集の時期をいつごろからされるかということでございますが、できるだけ早い時期にしたいと思います。何年度からという部分、今につきましてはそういう部分でお答えする必要もあろうかと思いますけど、できるだけ早い時期に取り組みをしたいと思います。

そして、フローシートでございますが、香北、物部村につきましても大きく変わっておりませんので、紙・布類ですかね、それも行き先は最終的な行き先は違っておるかもしれませんが、分別して焼却ごみになっておるとかいうことでもございませぬので、余り違いはありません。このフローシートを作成するにつきましては、若干作成においてちょっと難しさもあろうと思いますが、できるだけ3つの町村が一目でわかるような形で作成していきたいと思っております。

そして、香南清掃組合の小委員会でございますが、提供資料につきましてはそれぞれ市町村のですね年度ごとのごみの収集量、そしてごみ収集に関する財政的な費用ですね、

それについて報告をさせてもらっております。

そして、住民代表の中に議員さんが含まれておるといことでございますが、議員さんでありましても一住民でございますので、そういう形でごみの分別についての排出云々につきましては、一住民の方と変わりはございませんので、香南清掃組合からの住民代表を選出してくださいといことへの依頼があったときにですね、課としまして山田町は議員さんを選出させてもらっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えいたします。

3月8日でしたが、夜地元へ出向きまして保護者の方や地域の方々とお話し合いを、プランの説明をし、お話し合いをさせていただきました。市の側からとしてはこの新保育所プランは、もう定めたものといことで、地域の方が大変心配はされておりますですが、いろいろ今後どうするかといことについての意見交換をさせていただきました。園が4園になるといことで、閉める保育園もたくさん出てくるわけですが、特に繁藤地域は地理的な不利な点といえますか、そういう面がございまして、このプランの犠牲になるというふうな、そんなご意見も出ました。しかし、全体的なプランとして定めたものであるというならば仕方がないというふうなご意見もあつたりしました。しかし、地域としましては、そうしたそのプランのままで、そのままでええのかと、地域としても保育の方法がほかにもありはしないかと、いろんなことも地域としても知恵を出さないかといふふうな意見もありまして、地元での話し合いといつか、そういう地元としての考えを持たないかといふふうな話し合いをしていくといふふうなことも言われておりました。また、今後におきましても、繁藤地域の方々とは話し合いを続けていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、山岡義一君。

○9番（山岡義一君） 9番、山岡でございます。私は在宅介護手当の支給についてのみ一般質問を行います。

在宅介護手当の支給対象者は、合併の前日において香北町及び物部村から介護手当の支給を現に受けている者に、合併後3年間月額5,000円を支給するとなっておりますが、旧土佐山田町の住民は対象外であります。去る2月に家庭で24時間母親を介護している娘さんのお宅をふれあい交流センター甲藤所長さんとともに訪問しましたが、この家庭は親子2人でございます。この娘さんの言うことには「在宅介護手当は家庭で常時介護を必要とする者に介護者に対してその労を報いるために支給されるものであり、この趣旨からして香美市のどこに住んでいようが当然支給されるべきではないか。また介護施設で認証した場合、当然、1割の自己負担を要するが、町の負担も必要となってくる。なぜ支給されないんだろう。」と不公平感を募らせていました。私は、この香美市

在宅介護手当支給に関する条例の目的に在宅介護手当の支給をすることにより、介護を常時要する人の介護者への労に報いるものに、家庭の絆を深め社会福祉の増進を図るためとありますが、この趣旨はまさに住民福祉のための基本をなすものであるというふうに思われます。この制度を創設しました旧香北町の野島町長さんに敬意を表するものでございます。

さて、質問の要旨であります、①こうほく3町村合併協議会で在宅手当の支給を土佐山田町の住民を対象とすることについてどのような協議がなされたか。

また、2つ目の旧土佐山田町住民に在宅介護手当を支給した場合、年間の経費はどれだけ必要か。旧山田町住民を対象とする、今後も対象とするような考えはないのかお尋ねをしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山岡議員の質問に対しましてお答えをいたします。

この件に関しましては、平成15年12月16日の合併協におきまして検討をなされておるわけでございますけれども、大変印象深い合併協の会議であったというふうに思っております。出席の委員さんからも土佐山田町の住民を対象にして支給するべきではないか、また公平の原則からしてそのようにするべきではないか、このようなご意見もありまして、大変長い時間をとりまして議論をいたしました。そして、途中中断がございまして結論となったわけでありまして。そうしたことから、この問題につきましては、私も正確を喫するために当時の議事録をとりまして、もう一度読んでみましたが、それぞれの委員さんがそれぞれの立場から大変熱心に議論をしていただきまして、大変苦しい中でしたけれども結論を得たということで、土佐山田町の住民も対象にするべきではないかということも十分検討したものであります。

また、この件に関しましては、事務事業の調整は福祉分科会で調整をしたわけでありましてけれども、全市を対象にしてやる原則、また財政負担の問題、それから事業の継続の原則と、こうしたことをめぐりまして議論となりました。討論を重ね重ねしたわけですが、そうした中で一定の案をもちまして幹事会に上げました。ところが、幹事会におきましても大変議論となりまして、大幅に時間を超えてですね議論をしていただいたということがございます。そうしたことから、各それぞれの段階におきまして、土佐山田町の住民を対象にしてするべきではないかということにつきましても、それぞれの段階で真剣に議論をさせていただきました。

また、2番目のご質問の旧土佐山田町を対象とした場合、その対象者数はどうなるのかということでございますけれども、分科会の方に報告をしていただきました数字は170名でございます。現在においてもその前後でないかというふうに思われます。対象にするつもりはと、こういうお尋ねでございますけれども、対象者につきましては、「合併前において」と限定した協定内容になってございますので、協定を遵守する立場からは対象にすることはできないと、このようになるわけでございます。大変申しわけ

ありませんけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、山岡義一君。

○9番（山岡義一君） 9番、山岡でございます。まことに丁寧なご答弁をありがとうございますございました。

この再度合併後も3年以降も続ける考えはないか、続ける考えはないのか再度お答えを願いたいものです。この在宅介護手当の支給につきましては、次の6月議会で新市長に質問をすることにいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 2回目の質問にお答えさせていただきます。

再度、対象にする考えはないかというお尋ねでございますけれども、ご承知のように合併が破たんをいたしまして、平成17年度の予算を各町村は単独自立ということを前提にして編成をしたわけでございますけれども、この中で制度の終了を視野に入れて旧香北町におきましても、それから旧物部村におきましても検討いたしまして、当時、香北町は1万円の支給でしたけれども、これを5,000円に落としました。そして、物部村では2万円を1万円に落としましております。つまり時間のずれこそございますけれども、土佐山田町と同じ立場に立って現在進めてきて、この時点に立っておりますので、私といたしましては協定どおり実施をいたしまして、3年をもって廃止をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 25番、島岡信彦君。

○25番（島岡信彦君） 25番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問をいたします。

1点目は消防関係ですが、住民の生命・身体・財産の保護の役割を担うのが消防業務であるが、平常時においては行政効果が測定されにくいいため、一たん事が起こらなければ必要性が認識されにくい。住民においても、他の目に見える施策に比べてみずからの直接の問題として意識する機会が少ないのではと考えます。しかし、近年危機管理の問題がさまざまな視点から指摘されています。地震、風水害の自然災害等においては、極めて迅速な判断と対応が必要となること。判断に必要な情報を迅速に把握し整理すること。事態が生じたときに混乱することなく可能な限り効率的に対処することを求められる重責にあると思います。消防長の消防業務における基本的な認識と取り組みについてはどのような考えで進めていかれるのか。これから専門的知識など、非常にご苦労なされていかれる消防長としての所信をお伺いしたいと思います。

2点目に防災関係で自主防災組織についてであります。大規模災害時において、住民にみずからの命はみずからが守る以外にないということ認識してもらおう上から、地

域コミュニティが互いに助け合う仕組みを持って対応してもらうことが大変重要になります。災害をめぐる行政と住民の関係が確立されることは、災害に対して住民と地域社会と行政が自助、共助、控除の枠組みで互いに補いながら災害に向かい合う地域を築くことであり、総合的な地域の防災力の底上げにつながる上から、自主防災組織の設立は急務であると考えますが、設立に向けての土佐山田地域、香北地域、物部地域の現状と今後の課題についてはどのように考えておられるか。

次に、3点目で教育関係であります。防災教育についてであります。

南海地震の発生確率が年を重ねることによって、今の子どもたち、幼稚園、小学生、中学生が南海地震を経験する可能性が高くなり、災害発生時においては地域での中心的な役割を担っていく世代となってきます。海岸沿いの市町村においては、津波等を踏まえて歴史的な教訓のもとに総合学習の時間を使い、防災教育を積極的に行っています。高知新聞の記事で、平成17年度に県から県内全校に防災学習プログラムを配付し、18年度から県内全学校で防災教育が実施できるような研修会の開催など、学校における防災教育の推進をするための方針について載せてあり、県の危機管理課の担当課長がその記事の中で、学校での取り組みは家庭や地域にも広がりやすいと、防災教育の重要性について述べておりましたが、防災教育のあり方についてはどのように考えておられるか。

次に、教育関係であります。

県から派遣されていた地域教育指導主事が17年度をもって引き上げられますが、昨年土佐山田町議会議員、議会の教育厚生常任委員会において、教育委員会の主催による山田地域の学校訪問に参加させていただき、各学校が地域の実情に沿った教育目的を掲げ、創意工夫を凝らした教育を実践されていることを改めて認識しましたが、県において進めてきた土佐の教育改革の中での学校での力、家庭での力、地域での力の連携の重要さから派遣されてきた地域教育主事の取り組みについては、体験活動を初めとするさまざまな特色のある事業が展開してきたと考えます。このたび、県においては、各地で主体的な取り組みが広がり、一定役割を終えたことを上げ、引き上げられるが、その総括についてはどうか。

また、今日の子どもを取り巻く環境や子どもたちに起こっている問題を考えたとき、今後の対応については市町村の独自性の確保が言われているが、これについてはどう取り組まれるか。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 25番、島岡議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

消防長の消防業務における基本的な認識と取り組みについては、どのような考えで進めていくのかというご質問でございますが、3月1日に消防本部に赴任をいたしまして、

まだ2週間ほどでございます。消防本部と消防署は専門職の組織でございますので、一般行政職の私が務まるかどうか、まだ若干の不安はございます。ただ、消防業務におきます基本的な認識につきましては、私自身消防団に23年ほど所属しておりましたので、多少なりとも承知しているつもりでございますが、我々消防組織の任務の基本は、消防組織法などにも記載されておりますとおり、「施設及び人員を活用して市民の生命、身体及び財産を火災から守るとともに、火水災、または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする」ということでございます。このため、有事の際には本庁はもちろんのこと、消防本部、消防署、そして非常備の3消防団、全部で19分団でございますが、と連携をとりながら、一体となってこの任務に当たらなければならないと考えております。特に、非常備の3消防団、19分団の団員の皆様方のお力は大きく、有事の際の消火活動や、日ごろの訓練、また防火に対する啓蒙や啓発活動など、積極的にご協力をいただいておりますことに対しましては、まことに感謝に耐えない次第でございます。

また、一方、常備におきましては3月1日に市の消防職員となりましたこと、消防職員は3町村が合併しましても、一般行政職と違いまして、業務のエリアは、いや、任務そのものにつきましては、これまでと特に変わるところはございません。しかし、職員の身分はこれまでの組合職員から市の職員と変わりました。このことに対する自覚を職員一人一人が持って、職務に精励していただくように努めていきたいと考えております。消防職員は厳しい訓練を受けたこともございますが、非常に礼儀正しく訓練や職務にも非常に積極性が感じられ、大変頼もしく思っております。このことは、前消防長の取り組んできた成果であると同時に、組織の中での指導の徹底が確立されているものと認識しております。しかし、これからは消防職員でありましても、市の職員として消防、救急という業務、また危機管理問題に、危機管理に関することなどはもちろんのこと、地方行政についての認識や、新市のまちづくり、また行財政問題など、より広い知識を持った職員となることが求められます。このため、職員のより一層の資質の向上を図ることによって住民サービスの向上はもとより、職員みずからの身を守ることもつながるものと考えております。若い職員が多いこともありまして、各種の研修等には許される範囲、積極的に参加させたいというふうを考えております。と同時に、組織としてのレベルアップを図るためにも、職員とのコンセンサスは大切にしたいというふうにも考えております。このため、まず新入生であります私自身が県の消防学校や消防大学での訓練や研修を受けることといたしました。議員の皆様方の中には、団長さんや副分団長さん、また団員さんなど消防関係者の方々もおいでになられます。組合消防から市の消防となりましたことから、今後とも消防行政の拡充にご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが答弁とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 島岡議員の防災関係の自主防災組織関係をご答弁い

たします。

土佐山田、香北、物部におきましては、各地域にかかわる防災に関し、総合的な計画を定め、地域防災計画を作成いたしまして、その実施の推進を図ってまいりました。自主防災組織の設立に向けての取り組みは、土佐山田では平成15年度より取り組んでいまして、17年度に防災対策課が設置されたこともありまして、現在、34組織が設立されております。香北、物部におきましても、組織の計画をしてきましたが、自主防災組織の設立については、平成18年度より具体的に取り組む計画になっております。

今後の課題は、従来どおり全地域での設立であります。各地域の特性を生かした組織づくりが必要と考えます。当初は、土佐山田で取り組んできた手順により自治会長に文書で自主防災組織の説明会の開催依頼を行い、自治会からの要請があれば、地域に向き説明会を開催して、組織の必要性を説明し、無回答の自治会には時期を経て電話や訪宅により開催を促すなどして進めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 島岡議員の質問にお答えします。

子どもたちに対する防災教育のあり方についてどのように考えるかということですが、近いうちに起こると予想される南海大地震、また火災、風水害などの自然災害、さらに不審者などから子どもたちの生命や身体を守るための知識、習慣、態度を身につけるような防災教育はさらに充実していく必要があると考えております。各学校においても、防災指導計画を作成し、避難訓練などは必ず実施しなければなりませんし、その方向で行っていると考えていますが、なお確認してこれからも徹底していかなければならないと思っております。また、市や学校職員だけでは対応できないこともあり、地域の方々の協力を得て、連携をとることも考えていかなければならないでしょうし、日ごろから自分で考えて安全な行動ができるような子どもたちを育てていかなければならないと考えていますので、関係各機関の協力を得て、子どもたちへの指導もこれから充実させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡議員さんの教育関係の中で、地域教育指導主事の派遣についてお答えをさせていただきます。

旧土佐山田町へは、過去8年間2人の地域教育指導主事が4年間ずつ派遣されまして、地域教育指導主事の目的であります学校、家庭、地域及び関係機関のコーディネーター役として教育改革の推進の中心役として活躍をしてまいりました。旧物部村では、本年度は研修指導員と兼務という形で地域教育指導主事が発令され活躍をしております。旧香北町におきまして、本年度は地域教育指導主事を要望しなかったと聞いておりますが、

研修指導員だけの形で発令をされた教員がおります。この9年間の各地教委は、県教委とはパートナーであるという認識のもと、改革を推進してまいりましたので、それぞれの地教委が特色ある教育を進めてまいりました。したがって、合併して成り立ちました香美市におきましても、旧3カ町村におきましては、特色があって地教委ごとの学校では少しずつ違いがあるだろうということは予想されております。この20日締め切りで、今、県教委の教育政策課から、この土佐の教育改革につきまして、総括と今後の地教委の取り組みについてまとめたものを提出するように求められております。土佐の教育改革以前の状態はどうであったのか。この9年間に各地教委、各学校はどのような取り組みをして、どのような成果や課題が残ったのか。また、19年度以降はどのような施策を考えておられるのかというようなものでございます。旧土佐山田町におきましては、私と担当者、校長会、校長会は2回開きましたが、校長で現在その総括と今後についてまとめています。しかし、旧香北町と旧物部村のその総括等がどのように進んでいるかということは、残念ながら把握できておりませんが、それぞれ旧の3地教委でまとめたものができていますので、この20日に3カ町村のその総括と展望を持ち寄りまして、これから市としてどうやっていくかということを考えていく会を開く予定になっております。

○議長（西村芳成君） 25番、島岡信彦君。

○25番（島岡信彦君） 25番、島岡、2回目の質問をいたします。

消防長におかれましては、大変頼もしい所信をお伺いいたしまして、丁寧にご答弁され、また消防学校への体験入校、消防大学への入校といった前向きな姿勢で進められることを、大変頼もしく思います。

次に、自主防災組織の点であります。1点だけ物部地域におかれましては、地域担当職員制度という危機管理の問題などにも生かすことができる重要な取り組みをなされていますが、その取り組みを通して、自主防災組織を何とか設立するような活用方法などはとれないものかということでもあります。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 島岡議員の2回目の質問にご回答いたします。

自主防災組織の設立につきましては、各地域を周知している支所との連携が必須条件でありますし、地域担当職員の方とともに今後自主防災組織設立に向けまして推進してまいります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、公営住宅の管理のあり方についてお尋ねします。

このたび3カ町村が合併したことにより、香美市には公営住宅（市、県が管理運営を

行う住宅)は、旧土佐山田町に160戸、旧香北町に116戸、物部村に53戸、合計329戸あります。その内訳は、香美市特定公共賃貸住宅47戸、これは旧香北町と物部村にあります。香美市ふるさと住宅5戸が香北町にあります。県営住宅コーポ太郎丸、これは香北町に12戸あり、そのあわせたものが329戸であります。市営住宅としては、市営住宅(公営住宅法に基づく市営住宅)となったものは合計265戸であります。香美市特定公共賃貸住宅と香美市ふるさと住宅の管理は、各住宅の条例に従って管理されていると思われます。しかし、市営住宅となったものについては、旧町村での管理であったため、独自の管理の方法があったのではないのでしょうか。

まず、1点目として旧香北町、旧物部村にある市営住宅となったものの管理については、条例集に出ておる香美市営住宅条例が遵守されて管理が行われているのかどうかをお伺いをします。

2点目として、旧土佐山田町内におきましても、住宅の管理については多くの問題を抱え、行財政改革推進特別委員会からも指摘も受けて、一定の方向づけがなされていると理解しているところであります。合併に当たり、3町村が問題点を出し合い、十分な協議がなされているのかどうかお伺いするものであります。

3点目として、旧香北町にあります香美市ふるさと住宅5戸については、入居の条件に連帯保証人というものをつけていないのですが、何を担保にしているのかお伺いをします。

4点目として、旧土佐山田町の場合、統一した管理がなされていない。宝町に平成16年に建設されたメゾン桜という2階建ての住宅ができております。以前のものと、メゾン桜以前のものと平成17年度に建設された黒土団地A棟については、管理の内容に違いがあると思われます。現在のところ、市営住宅条例に合致して管理されているのは、黒土団地だけではないのでしょうか。そうであるならば、全市的な統一した管理のあり方が求められているわけではありますが、その点、今後の見通しと対応を伺うものであります。

アスベストの問題についてお尋ねをします。

昨年6月から7月にかけてアスベスト製品を製造していたメーカーであるところのクボタ、ニチアスなどから製造工場の労働者を呼び、工場周辺住民に肺がん、中皮腫による死亡事例など深刻な健康被害があることが相次いで発表され、大きな社会問題となりました。アスベストは2003年までに輸入されたもの、約987万トン、国内鉱山より生産されたもの、約37万トン、あわせて1,024万トンのアスベストが国内で使用されています。この約9割は天井や壁材、スレートかわらなど、建築材に使用されているのです。その他、3,000種の製品に使用されていると言われております。ドイツでは、1993年にアスベストの危険性を国として認め、全面使用禁止になっています。日本政府の対応のおくれは、大企業の利益や要求を優先する姿勢があったことは明らかであります。アスベストの被害は、2039年までの40年間に10万人になると予測

されています。アスベストの使用が禁止されても、今後、建築物の解体等で建設労働者や周辺住民への被害が考えられます。古い建物の解体は、2020年から2040年がピークであり、年間10万トン程度のアスベストが排出される見通しであります。

私はこの点を踏まえ、昨年9月議会での町内でのアスベストの使用の実態について質問しましたが、前後して、町内の明治、楠目の2保育所、黒土下水道処理施設等でアスベストの使用の疑いがあるということで、2保育園は休園とし、園児は他の保育園に受け入れてもらう大問題になりました。が、調査の結果2保育園ともアスベストは使用されていないことがはっきりし、一件落着となりました。このたび、合併に伴い全市的なアスベストの実態の調査の結果と、その後の対応を伺うものであります。全国的にアスベストの被害が大きく公表されているにもかかわらず、現在でも全国に50カ所でアスベストの製品加工が行われていると、昨年8月、毎日新聞が報道しておるところであります。政府は今ごろになってもっと早くアスベストの使用禁止に踏み切っておればよかったと、対策のおくれを認めています。国と企業の責任は重大であります。その点が明確にならないまま、このたび石綿による健康被害の救済に関する法律が3月27日施行されることになりました。香美市におきましても、製造や使用に深くかかわっていた方々がいるとすれば、対応は必要であります。行政として法律の施行に当たり、どういう認識を持ってどう対応するのか伺うものであります。

次に放置自動車の処理についての問題を質問します。

この問題は、3町村が合併するまでに当然解決しておかなければならない点であったことは残念でありますけれども、現状を認識して質問にかえます。旧土佐山田町で平成13年9月20日に放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例が施行されました。この条例を議会で審議し、成立させた者の1人として、現状を見るにつけ、放置自動車の処理の難しさが結果としてよくわかります。条例が施行されて4年6カ月になりますが、施行前よりも放置自動車としての張り紙をつけた車両が多くなっているのではないのでしょうか。この問題を解決するには、後を絶たなければいつまでも再生産される恐れがあります。行政として、4年6カ月の取り組みと処理の実績を伺うものであります。

2番目として、現状を見るにつけ、処理が進まない主な原因はどこにあるとお考えですか。

3点目として、旧土佐山田町立宝町集会所の北側にある共同駐車場の大部分は、放置自動車の集積場となっております。実際、駐車場として使用できる場所は少ない、こういう現状からして、この駐車場の必要性をお伺いするものであります。

4点目として、処理が進まない原因の中に、これに対応する職員の配置がされていないのではないかと。その点も踏まえ今後の見通しについて対応を伺うものであります。

1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 暫時昼食のため午後1時まで休憩します。

(午前 11時41分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

答弁を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 片岡議員さんの公営住宅の管理のあり方についてと、放置自動車の処理について、この2点について財政課の方からお答えさせていただきます。

まず、公営住宅の管理のあり方に関しまして、1番目の香北町、物部村の市営住宅の管理の状況はどうなっているのかというご質問でありますけれども、新市におきます市営住宅の管理につきましては、旧山田町分を財政課で、それで旧香北町分を香北支所事務管理課で、旧物部村分を物部支所事務管理課で3分割して管理するようにしております。また、片岡議員さんもお指摘されておりましたように、市営住宅には3種類ございまして、公営住宅法に基づく住宅に関しましては、香美市営住宅条例で管理をさせていただいておりますし、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づくものにつきましては、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例で。また、ふるさと住宅につきましては、香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例で、それぞれですね適正に管理するべく努めております。

また、2点目の合併協議ではどのような協議がなされたかということでもありますけれども、合併協議の時期はですね、旧土佐山田町議会の行財政改革推進特別委員会での審議時期とも重なっておりましたので、管財分科会では当委員会でご指摘いただきましたことを、協議内容に加えて3町村で協議検討して、その結果をですね様式等に実務に反映させております。

それから、3点目の旧香北町にあるふるさと住宅には連帯保証人はつけないのかと。条例を見た限りではそういうことをうたっておらんけれども、規則等もございまして、ふるさと住宅にはですね2名の連帯保証人がついております。また、この連帯保証人の方からは印鑑証明もつけていただいていると、こういう状況でございます。

4点目、旧土佐山田町の住宅管理については統一されていない、全市的な統一に向けての見通しをということもございますけれども、公営住宅の管理につきましては、具体的に言えば入居者の資格とか、いろんな決まり事、それからまた管理者として修繕の仕方とか、そういうことにつきましては、条例、規則に基づきまして統一的な管理に心がけております。

それから、放置自動車の関係でありますけれども、この放置自動車の関係で、放置自動車の現状処理が進まない原因とですね、人員の配置も含め、今までどおりでよいのか、どのような見通しと対応を考えているのか、この2点につきまして財政課の管轄の範囲内でお答えさせていただきます。財政課の管轄の範囲内と申しますと、主は公営住宅の敷地内に係る分に関するお答えになりますけれども、今年の12月議会でもこの問題に

つきましては片岡議員さんからもご指摘がありまして、解決に向けて事務処理を進める旨の答弁をさせていただいておりますけれども、その後、警告書の張りつけ等を行いまして、2台ほど撤去されたというふうに認識しております。ただ、まだたくさんの放置自動車が残っておりまして、これはその後、年が明けまして、合併準備のために職員が忙殺されるようになりまして、なかなか次の事務処理によう至らなかったと、こういうことをごさいます、まだ放置自動車がですね残っている現状があるわけですけれども、財政課としましては、新市になりまして管財担当職員も増員されておりますので、この春以降にですね、目に見える形で成果を上げるように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 片岡議員さんのアスベスト問題についてお答えいたします。

①のアスベストに対する民間と公共施設を含めた調査とその後の対応を伺うということでございますが、旧土佐山田町の公共施設についての国によります吹きつけアスベスト等の使用実態調査後、分析調査が必要な施設を当該施設の管理課等において分析調査をいたしました。学校給食センター調理室のガス釜1個に使用が認められましたが、新規に取りかえをされております。その他の施設においては吹きつけアスベスト等の使用が認められませんでした。そして、旧香北町、物部村におきましては、旧香北町ではカントリーコアといまして、公会堂、市民会館でございますが、役場庁舎の前でございます。そこでは2階の通路にですね使用が認められまして、対応としましては、囲い込みで処理ができております。旧の物部村におきましては、物部村立大栃診療所のボイラー室に認められまして、これは除去されております。

そして、民間施設でございますが、高知県アスベスト対策本部からの情報で、国土交通省が調査しました昭和31年から平成元年までに施工されました1,000平方メートル以上の民間建築物で、昨年12月時点の集計であります。県内には未対応の建築物数が174あるようでございます。この所有者等に対しましては、飛散しないように除去、封じ込め等の対策の実施及び労働安全衛生法の遵守について、国を通じて県のそれぞれの担当課の方から指導もされることになっております。また、2月23日現在の民間のですね公共的な施設、学校、病院、社会福祉施設でございますが、11施設の、これは県内でございます、11施設に確認がされておまして、その中で3施設においてまだ未対応になっておるようでございます。これにつきましても、県のそれぞれの持ち場の担当課の方から指導がされるということのようです。そして、アスベスト対策には多額の費用を要しますので、この費用に対しましては、民間施設向けの補助とか融資の助成制度も幾つか設けられております。

そして、2番の石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、行政の認識と

今後の対応を問うということですが、私見ではございますが、アスベストが人体に有害であることが判明してから、使用禁止になるまで政府の対応、対策のおくれ、またアスベストによる健康被害にあわれた方々の無念さを痛感しております。また、この石綿健康被害救済法の施行によりまして、幾らかでも救済できることになったことをうれしく思っております。この救済に当たりまして、国の方で環境再生保全機構を設立しまして、この救済給付費用を充当するための石綿健康被害救済基金を設置するようでございます。その費用には、都道府県も予算の範囲内において資金の一部を拠出することになっております。今後の業務の流れ等につきましては、県等からの通知があるものと思われま

次に、放置自動車の件でございますが、①の旧土佐山田町での平成13年9月の条例施行後の取り組みの実績を伺うということですが、環境課では条例による放置自動車処理手順におきまして、公共の施設を管理します課への説明と、放置自動車廃物判定委員会の事務局、放置自動車処理費についての県への補助金や路上放棄車処理協会高知支部への寄附金の申請業務を行っております。放置自動車の撤去、それぞれの施設撤去につきましては、それぞれの施設管理課が対応をしております。現在まで4年6カ月の間の処理実績におきましては、15台になっております。この実際処理をしておるのは15台、これは費用を町が出してしておるということですが、このほかに自主的に指導しまして、自主的に撤去をされたものが19台、そして撤去費用を所有者の方から徴収して修理をしたものが4台となっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員さんの放置自動車の処理について、建設課関係でお答えを申し上げます。

処理の実績ということですが、先ほど環境課長の方から報告がありましたが、私の方から報告してない件が2件ありましたので、それ2つつけ加えておいていただきたいと思

実績にしまして、条例によって2台を処理をしております。

それから、2番目の放置自動車の現状と処理の進まない原因ということですが、建設都計課で把握しています市道上の放置自動車は、現在6台あるととというふうに認識をいたしております。そのうちの旧土佐山田町内の1台につきましては、平成17年9月に張り紙をして警告をしております。所有者の特定はできておりますけれども、所在がつかめておりません。今年5月まで車検もついているという車両でございますので、処分できないで現在に至っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ふれあい交流センター所長、甲藤みち子君。

○ふれあい交流センター所長（甲藤みち子君） 片岡議員さんの放置車両についてお

答えいたします。

宝町南共同駐車場には、23台分の区割りがありますが、3月10日現在で枠内に12台、枠外に2台の14台の放置車両がございます。そのうちの1台につきましては、所有者と自主撤去をするという約束ができております。処理ができております原因は、本年度は合併に係る事務等がございます、対応ができておりますが、今後につきましては、現職員数での対応は可能であると考えておりました、所有者の判明を急ぐとともに、判明した所有者に撤去を働きかけてまいります。所有者の判明しない車両につきましては、条例にのっとり適正な対処をしてまいりたいと考えております。

また、この駐車場の必要性につきましては、当センターは全市を対象とした交流事業を主に事業を行っておりますので、事業の参加者や貸し館の利用者等の駐車場のために必要と考えております。

それから、申し抜かりましたけれども、17年度からこの駐車場は私どもの所管になっておりますが、17年度の実績といたしまして、6台の方に自主撤去をしていただいております。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、片岡議員の放置自動車の処理についての答弁をさせていただきます。

生涯学習課が管理する施設では、現在宝町体育館の駐車場に3台、市民グラウンドの駐車場に2台の放置自動車が存在しております。これまでも所有者不明の放置自動車については、行政撤去を実施し、所有者判明分は自主撤去の働きかけを行ってまいりましたが、指導が徹底し切れず、十分に改善されていないのが現状でございます。当課としましては、現体制で今後関係各所の放置自動車の撤去に向けて、さらに指導を徹底するなど取り組みを強化したいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2回目の質問をします。

住宅問題ですけれども、私も黒土のA棟への入居については、いろいろな形で協力をさせてもらったものでございますけれども、この市の条例にあるところの連帯保証人2名をつけるということについてはよね、これはメゾン桜の建設以前、メゾン桜も含めて、それまで建設をされた既存の町営住宅、現在市営住宅になったわけですが、これについてはこういう項目が実際なかったのではないかとということで、私は土佐山田の条例には管理は統一されていないということで発言をさせてもらったわけでございます。その中身でございますけれども、連帯保証人2名の中には、市営住宅の入居者同士の相保証は認めないと。これは非常に土佐山田町が住宅管理の問題で、今まで後手に回ってきたというか、こういうことについて町営住宅へ入居者同士が保証人になり合うてると。一方が倒れたら全然一方の問題は解決しないというようなことで、市営住宅の入居につ

いては、保証人は絶対に住宅へ入居しちゅう者は認めないということが1点。

それからもう一つは、保証人は、今までの場合、土佐山田町では町内に在住する人ということが明確にされてきたと思うわけです。この点については、非常に入る人にとっては、この保証人を2名立てるとということについての重圧というか、重たい課題であったわけなんです。私はそれは過去の住宅管理の問題を考えたとき、やっぱりそれだけのおもしろさかけるといことでは、大変大事だと思うんですけども、今後の問題として、この相保証は認めないということが全市の市営住宅、公営住宅に適用するのかどうかということとは1点。

それから、保証人については、旧土佐山田町の場合は土佐山田町といえば狭かったけれども、今度は市になりましたので、広大な面積を持つ香美市ということになったわけですが、それはそういう市内に在住するという、この項目をやはり保証人の条件としてつけ加えていくのかどうかということをお答えをお願いしたいと思うわけです。この条件で、今言いましたその相保証の問題と、旧土佐山田町内とを条件にするということで、この黒土団地については入居されたということ、課長さんは私の方に答弁されたことはありますけれども、実際はそうになってないのではないかと。この入ってる方が2名の保証人を町内でえいたてんがために、入居の決定はしてもらったけれども、なかなかそのお家に引越することはできないということで、長々と引っ張っていたような例も私は聞くところがありますが、この条件を明確にして黒土住宅の入居は進んでいるのかどうか、その点と、今後のことについてその点を厳格に守るかについてお尋ねをするものであります。

それから、アスベストの問題ですけれども、新法についてはまだ県の指導等云々ということではございますけれども、この新法で指定される病名というか、病気は非常に限定されてると。これは肺がんと中皮腫だけであるということで、政府が今まで言っていたように、すき間なく救済するという方向から言えば非常に片手落ちな新法になっているのではないかと思います。すべての被害者が救済されるものではありません。しかし、この法律は申請主義をとっているということから言ってよね、申請をしなければ一歩も前に前進しないということから言って、行政として今後県の指導も含めてでございませうけれども、住民に十分なこの新法の解説とよね、そういうお知らせというか、そういうもの、それから行政での窓口はどこにするのかということも含めて、前向きな検討をしてもらいたいんですが、その点もお答えをお願いします。

放置自動車のことについて質問をします。

旧土佐山田町では平成12年3月に土佐山田町環境美化条例というものがつくられているわけです。その第1条の目的というところに、「この条例は町民、事業者、土地占有者及び町が一体となって廃棄物の散乱を防止するために必要な事項を定めることにより、地域の環境美化と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする」とあります。しかし、残念ながらこの放置自動車の一つ取りましても、

そうっていないのではないかと思います。放置自動車の場所については、先ほどの答弁でもいろいろ出ましたけれども、私の理解するところでは宝町共同駐車場、宝町体育館の駐車場、中央団地1号住宅の周辺、南組にある香美市の市有地、栄町の公道、その他行政がつかんでいるところは何カ所かあったと思いますけれども、私の述べましたこの場所というものは、すべて行政の管理する土地であります。そういう中で、私はこの放置自動車に対しては、財政課長の答弁がいみじくも本質を突いたというふうに考えます。合併に伴い忙しかったとか、人員の配置が十分でなかったという答弁でございましたけれども、落ちついたら早急にやるという答弁のようでありましたけれども、やはり僕はこれは期日をやっぱりいつまでには解決するという方向づけと、地域住民のやっぱり協力、力を借っての、やっぱりプロジェクト的なものを立ち上げなかったら、この問題は解決せんのやないかというように思います。共産党は、土佐山田町の5名の議員団で前町長でありました門脇さんとお話をさせてもらったときによね、この放置自動車については、やはりかなりなてこ入れをしなかったら解決しないというお話もさせていただいたようなことを含めて、行政の住民力を引き出すような考え方をするということと、やはり期限を切ってこの対応に当たっていただきたいが、その点どうかお尋ねをします。

それから、もう1点、甲藤所長の方の答弁で、僕は非常に不可解なと思うのは、行政というところは常に費用対効果ということを、町民からの、市民からのご相談のときに出てくるわけでございますけれども、あそこの駐車場がよね、あればあ広い場所をああいう廃車の集積場に山と積まれるというか、非常に見苦しい形で放置してきた者はだれかということです。これ、行政がそんなに必要な場所なら、もっと早く解決しちよつたのが僕は課長の答弁であれば、それは認めるけど、必要ではあるけれども、今までこういうことでも済んできた。実際はなくても事は進んできたというように町民の方々、私も含めてですけど、理解するわけですけど、この私の言う広い場所に散乱している自動車をそのまま置いてきたことから言えば、この場所をこれほど広く駐車場として提供する必要が今後あるのかどうか。そのためにどういう今後の対策を立てていくのか、その点をもう一度お答えをお願いして2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えします。

まず、連帯保証人の関連でございますけれども、基本的に条例ができましたら、条例ができた以降のことについてはですね、その条例のとおり執行すると。新しく条例等をつくりまして、連帯保証人を2名必ずつけるという話になっておりますけれども、要綱もそういう要綱をつくっております。ところが、その条例とか要綱を既存のですね、現在もう入居されている方に新しくつくって、新たに課すということにつきましては、法的な執行に問題があると、このように弁護士さんの方とも相談しまして、そのように聞いております。ですから、新市の条例等につきましては、新しく制定したものについてはそれ以降、制定した以降に新しく発生する入居者の方についてはですね、その条例を適

用しながら管理していくと、こういうふうにご理解いただきたいと思います。そういうことをございますので、まず、この1月にですね黒土2号団地北棟につきましては2名の募集を、追加募集をしました。その追加募集をしたときには2名の連帯保証人、それから町内在住の保証人という、そういう条件をつけて募集をしまして、その条件を理解した上で応募してきてくださいましたので、その方々についてはですねそういう契約を結んでおります。そしてまた、その後香北町分でも下野尻の住宅が今度新しくできましたけれども、そこでもですねこの原則によって契約をさせていただきゆうと、こういうふうになっております。

それから、放置自動車の関係でありますけれども、問題解決のためにはですねプロジェクト等を組んで、いつまでにするのか期限を切って答弁せよと、こういうご指摘でございますけれども、現在職務執行者のもとにですね旧町村から新市に向けて事務の円滑な移行に向けてやりゆう途上でございますので、またもうしばらくこういう形で市としてどういう、市全体の対応としてはこうしていくんだということにつきましてはですね、もう少しお時間を、答弁するのはお時間をいただきたいと思いますというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

アスベストのですね健康被害救済に関する法律の件でございますが、県からですね詳細について通知がございましたら、市の対応窓口等を定めまして、広報等で周知をしていきたいと思えます。

そして、放置自動車でございますが、当面はですね条例どおりの対応をさせていただきますと思えます。それも旧の香北町、物部村にはこの条例もございませんでした。そういう支所等でもですね周知をし対応していかななくてはいけない放置車両もあろうかと思えます。そして、期限を定めてということでございますが、これにつきましては、これからの検討課題としまして対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ふれあい交流センター所長、甲藤みち子君。

○ふれあい交流センター所長（甲藤みち子君） 片岡議員さんの放置車両の2回目の質問についてお答えいたします。

先ほどのご質問の中で片岡議員さんがおっしゃったように、この放置車両につきましても後を絶つということが一番大事ということは認識をいたしております。いつまでにという期限を切ったご返答は、今いたしかねますけれども、今の現状で平成17年に私どもが移ってまいりました時点で19台の放置車両がございまして、警告書を貼付したわけでございますけれども、それから調査をいたしまして6名には所有者がわかりまして、自主撤去をしていただきましたが、その後、12月20日までにまた新たに3台の

放置車両ができておりました、そのうちの2名につきましては、所有者がわかりましてまた撤去をしていただいております。その後、今ナンバープレートのある車につきましては、陸運支局と軽自動車協会に照会を行いまして、順次撤去をしてもらったわけですが、ナンバープレートのついてない車が、今ございますので、14台ございます。すいません、12台です。14台のうち1台はもう自主撤去の約束ができておりました、1台はナンバープレートがついておりますけれども、本人の行方を確かめることが、今できておりません。それで、12台につきましては、今後山田署等にもご協力をいただきまして、車体ナンバーなどから所有者を割り出しまして、その方に面会、手紙等でコンタクトを取りまして、適正な処理を行ってまいりたいと考えております。

また、その駐車場の必要性についてでございますけれども、私ども、今度香美市全体で事業を進めるとなりますと、やはり車でおいでくださる方も今以上にふえると思いますので、やはり常に駐車場はうちの事業においでくださった方にご利用いただける状況に努めてまいりたいと思います。

○議長（西村芳成君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。3回目の質問をします。

財政課長さんにお尋ねをしますけれども、住宅というのは一定期間おったらまた既存の住宅でも出ていくという方が、これは生じると思います。そのときには補充で入居させていくということであるわけですが、そういう場合の新規入居者に対する入居の条件というか、管理の条件、市条例の適用、保証人の問題その他については適用していくのかどうか、その1点をお尋ねをするものです。

それから、放置自動車のことですが、これは条例の中にはこういう違反というか、放置をした場合でも罰則規定というものは何かないように思うんですけど、この必要性というか、こういうものはあるべきではないかと思うんですけど、その点はどのようにお考えかお尋ねをして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 片岡議員さんの3回目のご質問にお答えします。

新規入居者には現在の条例を適用していくのかというご質問であったかと思いますが、現在の条例を厳正に適用していくということをお答えします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 片岡議員の3回目のご質問にお答えいたします。

放置自動車の発生の防止、適正な処理に関する条例でございますが、罰則規定は設けられております。第9条にですね撤去命令という項目がございますが、市長の命令を守らなかった場合にですね、17条へ罰則としまして、命令に違反した者につきましては、20万円以下の罰金を科すということになっておりますけど、前回の議会でも片岡議員さんから質問がございましたけど、そのときはまだこれは適用した例はないということ

で答弁させていただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 18番、植村佳三君。

○18番（植村佳三君） 18番、植村佳三でございます。今回は、事務手続きに絞りまして2点だけごく簡単に質問をいたしたいと思います。

最初は、扶助申請手続きについてであります。一昔前、生活保護など扶助を受けたいという住民がありまして、役場の担当者に申し入れをいたしますと、関係書類一式を渡してくれるのであります。その書類の中に、民生委員の意見書という書式の書類が入っておりまして、役場の担当者は担当の民生委員さんに意見書を書いてもらってください、こういう指導をしていたのであります。生活扶助などを受けることについての可否は民生委員の意見にかかっていると言っても過言ではないほど、民生委員の意見は重みがあったようであります。扶助を受けたい人は、民生委員に依頼して意見書を書いてもらい、役場を通して県の福祉事務所へ意見書類を出しておりました。そういう時期があったのであります。その後、必ずしも民生委員を通さなくてもいいというように取り扱いが柔軟になったという話を聞いたことがあります。そこで質問をいたします。

第1点、扶助を受けるための手続きとして、過去から現在に至る手続きに変わりはないでしょうか。あるとすれば、その変遷についてお尋ねをいたしたいと思います。

第2点、質問の第1点と関連いたしますけれども、扶助を受けたいときは、現在はどのような手続きをとればいいのか、市の福祉事務所ができましたのを機会にお尋ねをいたしたいと思うのであります。

次は、市民からの要望への対応ということでございます。

生活道や河川、その他改修、新設工事につきまして、住民から要請があり、部落長、町内会長を通しまして行政へ申請をすることが多いようであります。そのとき、要望にこたえまして、その年度内に工事を完了する場合もあれば、申請の時期との関係で翌年に持ち越すこともありますけれども、このようなことにつきましては問題がありません。申請後、何カ月たっても、場合によりましては何年たっても一向にお答えのない、連絡のないことが過去にはあったようにうかがったことがあります。そこで質問をいたします。

第1点、工事関係につきまして申請がありましたときは、すべて受理簿の類に記載をして保存をしているかどうか。保存しているとすれば、保存期間は何年かをお聞きいたしたいと思います。

第2点、申請を受理いたしましたとき、工事の優先順位はどうやって決定しているのか、受理から施工の決定、あるいは留保の決定までの流れ、もし留保の場合は、過去には今申し上げたように申請者になぜ留保か、長期間にわたって連絡しなかったことがあったように聞いておりますけれども、現在はそのようなことはないのかもあわせてお尋ねをいたしたいのであります。

第3点、平成16年度でもようございますし、17年度でもいいわけでありませうけれども、年間の受理件数と処理件数をお尋ねをいたしまして、質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 植村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

生活保護申請がございました場合には、これは調査をすることになっておりまして、現在におきましても、民生委員さんの意見書をいただいております。これは生活保護法第22条に定められておりまして、行っておるものでございますけれども、これは強制があるのではなく、あくまでも協力のもとに成り立つというふうに理解をしております。特に、生活保護の要否判断につきまして大変重要な資料ともなりますし、指導の参考となりますので、今後におきましてもご協力をいただくということになるかと思っております。

扶助の手続きについてお尋ねでございましたが、原則としまして、福祉事務所の方に申請者及び代理者が出向いていただくこととなりますが、ただ、健康を損ねている方とか、あるいは移動の手段を持たない方もございますので、その場合にはですね出向いて調査をするというふうな形で、できるだけ速やかに調査を進め、その要否を決定したいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 植村議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

市民から要望への対応ということでございます。建設都計課関係でございますと、旧の土佐山田町の例で申し上げますと、部落長、町内会長からの要望書は総務課で受け付けをされまして、仕分けをされて、企画課の方へ回ります。企画課ではコピーをしまして、受け付けを整理し、整理簿作成をいたして、コピーをすべてつづりにして保管をするということになります。原本の方は直接の担当課へ回されてまいりまして、担当課の建設課でもそれを受け付けをしまして、要望書つづりとして整理をし、保存をしております。担当課での保存年限というのは5年ということで事務処理をしております。

毎年数十件の要望書が各地域から出されてございますが、処理できるものにつきましては、処理できるものは予算の関係上限られてまいります。優先順位としましては、通行量、それから損傷の状況、あるいは主要道路であるか等の判断材料としまして、危険度あるいは緊急性の高いものから対応していくということになってございます。要望書が届きますと、係が現地を調査をいたします。概算の事業費を計算しまして、そのときに非常に危険とかということであれば、すぐ施工する場合がありますが、ほとんどは一時事業費関係、予算に合うかどうかというようなことも判断をしなければなりませんし、また前年度以前からのですね未整理分につきましても検討を加えなければなりませんので、同一の基準によりまして、上記の基準で判断をしているという状況でございます。

何カ月たっても連絡がないという部分のお話ですが、受理をしましてから3カ月以内にですね企画課には連絡をするようにということでございますけれども、抜けている場

合もあろうかと思えます。調査をして対応してまいりたいというふうに思えます。

それから、3番目の受理件数、処理件数でございます。建設都計課関係で言いますと、平成16年度、旧の3町村をあわせまして84件、そのうち処理をできましたのが35件でございます。平成17年度につきましては、119件に対しまして44件の処理ができてございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 植村議員の要望書の処理についてお答えをさせていただきます。

1点目の受理簿の件に関しましては、建設都計課長が答えていただいた答弁のとおりでございます。重複しますので省かせていただきます。

2点目の優先順位の件でございますが、申請順をまず原則としてます。その中で現地確認、また緊急性、工事規模、有利事業等の採択基準、そして受益戸数、受益地等考慮しまして予算の範囲で対応しております。

年間の受理件数については、平成16年度、農業関連でございますが、全体で85件受理してます。そのうち、処理できたものが72件、残の13件のうち、補助事業申請を継続ということで対応しております。17年度につきましては55件受理し、32件処理済で、未処理の23件については、またこれも3件財源確保のために事業申請をしております。未処理の要望については、関係課、建設都計課とまたその他と兼用で出てきたような申請事項もございますので、関係各課へ報告の上、年度終了時、または1年ぐらいの短期の間に申請者に返答するように努めております。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 植村議員の質問にお答えします。

林道工事関係の受理簿類の関係の質問でございますが、林道工事関係につきましても、総務課で受け付けをし、関係各課へのコピー等の配付で処理をしております。要望書等につきましては、要望書つづりにまたファイルをされております。保存年限は大体5年間との対象書類とされております。

優先順位でございますが、1番としては緊急性のあるものから順次処理をしてまいります。また、林道の新設等につきましては、総事業費、事業量、事業効果、国・県補助の採択要件の合致、あるいは地形、いろいろな諸条件を検討いたしまして採択、順次処理をしております。また、順位のつけ方といたしましては、市長以下助役、担当課長、関係課長等で協議をされております。これは旧町村単位の協議のことであります。

次に、年間の受理件数でございますが、平成16年度の受理件数は1件でございます。これはまだ継続でございます。平成17年度は5件でございます。林道の維持補修関係が4件、林業の開設関係が1件でございます。このうち維持補修関係4件はすべて処理されております。開設1件につきましては継続となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問いたします。

最初に水道料金の改定等についてお尋ねします。

最近、私どもに直接的、間接的に住民から寄せられる苦情というか、おしかりの声に、水道料金の旧土佐山田町住民に係る分の負担増があります。合併による料金統一、改定である点、新水源についてなど執行部の皆さんの立場ではありませんが一応の説明は行っているところです。住民の声を幾つか紹介しておきます。「何でこんなに上がるが？やっぱり山田が面倒みちゃらないかんがか。ほんで合併らやめちょきやよかったのに。値上げをお願いする前にもっとやることあるろうが」。これ住民の声ですので、等々です。担当課は、水道料金改定のお知らせを全戸配付し、周知にも努めているところですが、文書及び料金改定の中身においても説明責任を果たしていると思えません。この間の経過を踏まえて幾つかお尋ねします。

1点目に、合併協議の中で激変緩和措置、猶予期間を設けることもできたと考えます。実際、他の協定項目等においては、検討、実施もされています。水道料金改定に際し、そのような議論がなされたかどうかお伺いします。

2点目にこのお知らせでは、新水源の整備も改定理由に挙げられています。しかし、上水道会計は平成15年度2,100万円、平成16年度1,840万円の純利益を上げ、また平成16年度決算では資本剰余金8億2,000万円、利益剰余金3億400万円、合計11億2,400万円の剰余金を持つ優良な会計であります。トータル的に考えて、新水源整備には年月もかかりますし、拙速な負担増が必要であったかどうかということです。上水道料金を負担している者から言えば、黒字なのに、まだ新水源の形もないのに負担がふえるのかと納得できるものではないと考えるのは当然であります。新水源の見通しと整備に関する費用をお尋ねします。香美市となり、もちろん新水源は香美市の財産であります。公平の観点から上水道、簡易水道料金が統一されている点、わからないでもありませんが、矛盾も感じる点でもありますし、住民から見れば、何よりほとんどが旧土佐山田町民の負担増で施設整備等が可能となっていくと考えることもできます。それでいいのかと思うところです。何か工夫ができなかったかお尋ねします。文章では一層の節水と呼びかけています。しかし、超過料金について一般用では2カ月で40立方メートルまで1立方メートル当たり70円、80立方メートルまで1立方メートル当たり80円、それ以上、1立方メートル当たり90円であったものが、すべて1立方メートル当たり90円に統一されました。各家庭ではさまざまな節水の工夫もされています。通常、節水の努力が料金に反映されるのが当然です。超過料金の仕組みを変えた点、お尋ねします。

3点目に、一般用における香美市及び旧土佐山田町分の口径別の世帯数を伺います。口径13ミリ使用の家庭では、基本料金が1,200円から1,600円へ33%アップ、

40立方メートル使用した場合、超過料金で1,400円が1,800円へ28.6%アップ、メーター使用料は140円が200円で42.9%アップ、トータルで税込み2,877円が3,780円となり、31.4%のアップです。年間約5,500円の負担増となります。口径13ミリ使用は蛇口が7個までの世帯で使用水量も少ない方であると考えられます。その方々へのこの負担増は、住民生活を守る行政の進むべき方向とは異なっているのではないかと、見解をお尋ねします。

4点目に、現在でも住民から我々にも苦情の声等寄せられています。担当課にもお知らせ文章について反応があると思います。また、改定料金が実際に請求をされてくるとなるとより一層の声が上がってくると考えられます。現在までの対応と今後の説明責任をいかに果たしていくかお伺いします。

5点目に、合併により広範囲の集金業務が待ち構えています。物部町の奥までどのような集金の業務体系を考えているのか、あわせて現在の料金の口座振替、訪問集金の割合についてお尋ねするものです。

1問目の最後に、仕事おこしの観点からお尋ねします。ライフラインである水道にトラブルが生じたとき、すぐに対応できるため、担当課及び水道業者は日々努力されている点、敬意を表するものです。特に、旧土佐山田町の業者は災害時にすぐ対応できるよう修繕用品等も在庫され、行政との連絡も密にできているともうかがいます。また、業者間のネットワークも一定進んでいるようにも感じるところです。

そこで伺います。新市となり、緊急時に広いエリアを修繕等にも走るわけで、また指定工事店もふえると思いますが、その実態を伺います。旧土佐山田町分では緊急修繕業務を委託し、委託料として200万円の予算組みをしておりましたが、その実績及び、また旧香北、物部分についてもお尋ねします。緊急修繕業務は24時間365日対応で、何かあればすぐに現場へ行かねばならず大変であります。しかし、香美市として全体を考えると、仕事おこしの点からも修繕業務のネットワーク化を図り、当番制等も検討し、行政の仕事が多く市内業者に任されるよう配慮すべきと考えますが、見解を伺います。

続きまして、福祉事務所設置、生活保護関連についてお尋ねします。

生活保護は、憲法25条の理念に基づき、生活困難な国民に健康で文化的な生活を保障することを目的につくられたものです。生活保護受給者数は1981年の不正受給の防止名目の生活保護適正化以降大幅に減少しましたが、昨今の不況の長期化や失業の増大等により全国で100万世帯を突破したことは皆さんもご承知のことと思います。保護世帯は、今後増加していくことは確実であります。なぜならば保護世帯は全世帯の約1%ですが、保護基準以下の収入世帯は政府統計では国民の16%の世帯に当たるからです。実際、保護を要する世帯の7%しか受給してないというのが今の実態であります。そのような中、新市として福祉事務所を開設し、大変な事務を行うわけですが、数点お尋ねいたします。

1点目に、香美市における被保護世帯数、被保護人員の数を伺います。わかれば、旧町村別にもお願いいたします。また、事務所運営の基本方針をお聞かせいただきたい。よろしくお願いいたします。

無収入・低収入世帯、無年金・低年金世帯は今後も増加し、最終的には生活保護がよりどころとなる生活扶助、住宅扶助、また健康を害して働けない世帯にはあわせて医療扶助が実績の面からも大きな役割を果たしております。しかし、申請調査についてはかなり厳しいものがあります。中央東福祉事務所での経験ですが、特に年齢基準の65歳以上、以下の方々への対応差、借金問題、また親族への聞き取り調査等、核家族化している現在、一定の配慮は大切であると考えます。国民の税金のお世話になるという点から言えば、慎重な審査も大切であります。保護を受けることは単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益ではなく法的権利であって、保護受給権とも解することができる。また、憲法13条にうたわれている個人の尊重、幸福追求権は大切にされるべきと考えますが見解を伺うものです。

2点目に、ケースワーカーの数及び県からの援助について伺います。ケースワーカーは法の趣旨やマニュアルに従いつつも、かなりの経験とノウハウが必要で激務も予想されます。何名配置されたのか、また県からの人員派遣と期間、現場サイドではどんな指導が行われているのか、あわせてケースワーカー1人当たりの保護世帯数は何名になるのか。また、何名が妥当と考えるのかお伺いします。平場と異なり、訪問による現況調査も大変であると思います。申請から審査、調査等における各地の民生委員との連携はどのようなシステムになっているのかもお尋ねします。

3点目に福祉事務所設置に係る財政シミュレーションでは、算定外では交付税基準財政需要額3億3,198万3,000円から一般財源2億3,245万7,000円を引いて、当面は9,952万6,000円で推移する。そして、一本算定に段階的に減額していき、交付税基準財政需要額2億2,815万9,000円引くところの2億3,245万7,000円でマイナスの426万2,000円との見通しでありましたが、その点、現在のところ変化はないのかお尋ねします。国においては、扶助費の補助率4分の3の見直しを行う方向で検討されましたが、今回は見送られました。しかし、生活保護世帯増加の背景から考えるとき、いつまた提案されてくるかわかりません。私は国の施策であり、国民の生命を守る最後の砦である生活保護費の補助率の見直しは、地方の財政をも圧迫するもので、断じて許されないと考えますが見解を伺います。

4点目に、保護世帯の滞納問題についてお尋ねします。学校給食費、介護保険料については、旧土佐山田町では代理納付がとられており、水道料金、下水道料金は保護費から差し引くことの承諾書をもってしております。全市的にはどうなっているのかお尋ねします。また、旧土佐山田町では町営住宅使用料については定期監査において3名の滞納があったと報告されておりました。今後の課題として法的にももちろん強制することはないと考えますが、住宅扶助として保護費が支給されているので、承諾書等をいただき支

給時に差し引かせてもらう旨徹底していくよう担当課との連携が大切であると考えますが、見解を伺います。

以上で1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員の水道料金の改定について答弁させていただきます。

まず、料金改定の議論で猶予期間、緩和措置について検討されなかったかを問うということですが、今回の合併協議会におきましては、前回、一たん破たんしまして合併の調整内容をもとに協議がなされておりました、新市の発足日より料金改定を行うとの調整内容で進めておりました、猶予、緩和措置については検討していません。

次に、お知らせ等の内容で新水源の整備等でございますけれども、現在まで調査を行いました地点では、日量1,000立方メートル程度の取水が可能であるところが約3カ所見つかっております。ただし、昨今の水不足をかんがみまして、新水源につきましては日量3,000立方メートル程度が取水可能な箇所を今後調査していきたいと考えております。当然、これにつきましては現在見つかっております1,000立方メートルもリンクをさせながらということも含みながら検討していきたいと考えております。

また、今回のご質問の主な柱であります料金改定による財源のほとんどが旧土佐山田町民の負担となることでございますけれども、社会生活を営む上で最も必要な飲料水につきましては、市民全体の公平な負担により補うべきものであると考えております。旧土佐山田町におきましては、昭和59年の料金改定以来、24年にわたり同一料金を維持してまいりました。しかしながら、施設の老朽化に伴う改良工事、また水質基準の改定によります施設の更新工事、また未普及地域への施設の新設、それと慢性的な水不足解消のための新水源の整備計画等が早急な課題となっていたことはご承知のとおりでございます。また、上水道のみを取り出しますと、先ほど議員の方でおっしゃられましたように平成16年度決算では1,840万円の純利益がございまして、黒字運営がなされておりますが、視野を広げまして水道事業全体を見ますと、旧土佐山田町における簡易水道事業におきましては、平成16年度決算で約8,120万円、赤字補てんのために一般財源より繰り入れがなされておる状況です。しかしながら、管路延長が長く、人口密度が低いために赤字経営を余儀なくされております簡易水道区域の料金のみを改定、上げることは負担公平の原則からは適当でないと考えております。

以上等の理由から今回香美市として、市内均一の水道料金を合併協議会におきまして承認をいただき設定をしたものでございます。

次に、一般用における口径別の世帯数等でございますけれども、平成16年度におきます口径別世帯数13ミリメートルが約6,700世帯、20ミリが1,150世帯、25ミリが220世帯、30ミリが38世帯、40ミリが約40世帯、50ミリが約30世帯、75ミリが4世帯、200ミリが1世帯となっております。ただ、昨今の申請の

傾向といたしまして、下水道及び合併浄化槽等の普及によりまして水洗の箇所が、先ほど申されました6,000まではパイ13ミリで対応できますけれども、それを超しますと13ミリでの対応が非常に困難になると。といいますのは、台所、風呂、洗面、トイレの手洗い、洗濯と、それでもう既に5カ所であります。それプラス1、外栓がありましたらもうそれで既に6カ所になります。これに合併浄化槽及び下水道区域で、いわゆる水洗の便器等を使用いたしますと、確実に7栓、8栓というような形になってまいります。13ミリをお使いのご家庭ではよくあることですが、いわゆる給湯器の水温が急に熱くなる、急にぬるくなる、これは水圧の減によるものでございます。そのような形で昨今の申請におきましては20ミリでの申請が大半となっておりますということをここでご報告いたしておきます。

また、水道料金につきまして節水を呼びかけているのに、その負担割合等々、いわゆる努力が反映されていないということでございますけれども、水道料金につきましては、口径別基本水量つき単一重量制というふうなシステムを香美市ではとっております。基本水量を上回る超過水量につきましては、1立方メートル当たりでの設定となっております。いわゆる節水、少しでも使わなければその分が追加料金として超過水量は計上されないと、当然節水の努力は十分反映できるものと考えております。

4番目の水道料金の改定について住民の反応ということでございますけれども、現在までのところ、水道課に対して市民からの問い合わせにつきましては、料金表の見方が3件のみでございます。料金改定そのものに対する苦情は現在のところございません。

また、次に5番目、口座振替、集金についてでございますが、平成16年度における、これは旧土佐山田町における口座振替が約70%、集金が18%、残り12%が郵送、いわゆる納付書による振り込みとなっております。また、旧香北町におきましては口座振替が90%、郵送が10%、また旧物部村におきましては、口座振替が62.5%、集金が約19%、残り18%、約19%弱が郵送となっております。また、現在新規開栓、新しく開栓につきましては、極力口座振替のお願いをしております、今後ともそのようにしていきたいと考えております。なお、集金業務につきましては、旧町村単位で現在の形で対応を継続したいと考えております。

最後に、緊急修繕のネットワークについてでございますが、旧土佐山田町におきましては、365日、24時間対応が可能、かつある一定の材料の保有を有し、現場到着までが30分以内と、このすべての条件をクリアする施工可能な者ということで全指名業者に通知をいたしまして、見積もり入札を行い現在に至っております。いわゆる緊急性、重要性において、材料はないから待ってくれ、材料屋さんが休みやから月曜日まで待ってくれと。例えば、暮れに水道管が破裂します。1月4日やないと店が開かんき、ちょっと待ちよつと、断水しますというわけにはいかん工事です。いわゆる、当然管理区域が香美市となり広くなるため、現場到着時間、現在の30分以内ということの変更は当然必要かとは思いますが、その他の条件につきましては、緊急性、重要性を

考え必須の条件であると考えております。条件を満たすことのできる指定工事店が数多くできることを望むものです。また、平成17年度、旧土佐山田町における修繕、緊急修繕の実績は2月末現在で上水道37件、うち電気工事1件を含みます。約工事費で200万円。簡易水道は43件、うち電気工事7件を含みます。約470万円。旧香北町で約15件、旧物部村が10件、この旧香北町、物部村の25件のうち約半分程度は職員で直接対応しているということもございまして、事業費については把握ができておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

お答えをする前に、少しお断りをしておきたいと思っております。山崎議員からは質問に関しての通告書をいただいておりますけれども、その中には詳しく質問の内容を要約していただいておりますけれども、きょうご質問いただいた中には、ご質問書にない内容も含まれておるように思っております。そういう点で正確を期すために、この後資料等でお示しすることになるかもしれませんが、その点をご容赦いただきたいと思います。

それでは、準備をしたものの中にある内容でお答えをさせていただきますので、その点をひとつご了承ください。

まず、福祉事務所設置に関しまして、生保世帯等についてのお尋ねでございました。3月1日現在で世帯数は294世帯、被保護者数が368名となっております。旧町村別にもと、こういうことでもございましたけれども、現在のところはそういう分け方をしておりませんで、地区別に分けておりますけれども、改めて数字を出すことになると思っております。ご承知のように高知県はワースト3の非常に低求人倍率ということもございまして、大変就職が厳しい、また無年金者や低年金者が増加をしている状況にございます。また、加えて18年度は年金支給が3%減されるというような状況もございまして、議員のご指摘のような状況の中で進んでおるわけでありまして、医療扶助のことについてもお話がありましたので、ここで少しお話をしておきますと、18年度の生活保護関係に関する予算を8億円というふうに見込んでございます。それで、そのうち医療扶助を75%、全国の平均が大体53%ですので、大変医療扶助が高い率になっておることが本市の特徴でないかというふうに思っております。そういう点で、医療扶助に関しての基準も大変厳しいんじゃないかというお話がありましたけれども、やはり適正化を期していくという点も揺るがせにできないというふうに考えております。

次に、ケースワーカーについてのお尋ねでございましたが、市としてはケースワーカーは4名配置をいたしております。県からは3名で、そのうち1人は指導査察官ということで入ってきていただいております。どれぐらいの世帯を持つのが適当なんだろうかということですが、現在4名が1人当たり74世帯を抱えております。理想から

いきますと80世帯ということになるわけですが、それより少し少ないと。ただですね、山間地を抱えておりますとか、市の福祉事務所になったということで、非常に身近になったということで、あるいは福祉事務所のケースが初めてと、こういうことがありまして、事務的にも74というのは大変厳しい数字だというふうに思っております。福祉事務所が開設されるということになりまして、どれぐらいの世帯数であろうかということでお尋ねしましたら、280ぐらいであろうということの報告を県の方から受けておったわけですが、今ご報告いたしましたように、現在では294世帯、この1年間で大変数字が伸びております。そういうことになりますと、今の市のケースワーカーの非常に頑張っている中ではありますけれども、一層厳しい状況になっていくのではないかとということもありますし、今、これからの人事異動なども考えますと、もう少しケースワーカーも必要ではないかというふうにも思っております。

次に、事務所設置の経費は予想通りかというご質問でしたけれども、これにつきましては、県の方で試算をしていただいたというのが実態でございますけれども、これにつきましても細かな数字を再度この間出していただきまして、詰めを行いました。そうした中で、予定の範囲内で推移をしているということがわかってきましたので、今安心をしておるところであります。国の扶助について4分の3、国の扶助費の4分の3が負担をいただいているわけですが、この部分について今回は事なきを得たということでもありますけれども、生活保護法第1条にありますように、「国の責任で最低生活保障」これは原則ではなくて原理でありますので、そういう点からは市としては当然国の行うべき責務だというふうに理解をしています。

次に、保護世帯の滞納問題についてお尋ねでありました。現在、事務所の窓口で年金支給者に対しましては水道料金ですとか、市の住宅の家賃等については窓口でいただいております。また、介護保険料の普通徴収者の保険料についても代理納付を行っております。今後におきましても、関係課と連携をしながら被保護者の滞納者につきましても、自立支援の視点から取り組みを進めていきたいというふうに思っております。議員がそのほか法に関しての見解を申されましたけれども、そのとおりでというふうに理解をします。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、2回目の質問をいたします。

水道料金改定等についてですが、予算ベースで言いますと上水道の給水収益は平成17年度で1億7,700万円、平成18年度は現在のところ3カ月の暫定で出ておりますので、単純に4倍すれば1億9,200万円、全体で8.5%ぐらいの増収見込みというふうになるとは思いますけど、その点、ちょっと1点確認させていただきたいというふうに思います。

それと、課長、さまざまな角度から言っていただけなんですけれども、この中で旧土

佐山田の上水道料金、簡易水道料金、負担者の中においても従来の料金から言えば上昇率において公平性が貫かれてないという点について聞きますけれども、口径20ミリ使用世帯が最近ふえたと申されておりましたけれども、それでも13ミリ使用は20ミリ使用の約6倍の方がおられますわね。口径20ミリ使用の世帯で、先ほどの口径13ミリでの標準使用と比較した場合、基本料金は変わりません。超過料金においては、1,400円が1,800円へと口径13ミリと同じく28.6%のアップ、メーター使用料は200円が300円へと50%のアップ、税込み3,360円が3,885円となり、15.6%のアップ。この13ミリで33%のアップであり、口径20ミリ使用で15.6%の、この2倍の差ですがね、この2倍の差が今までの山田で言いますと、今までの料金体系でやっていった人が、この倍の差になるということに関して公平性が保たれているかということの認識を再度お聞かせいただきたいと思います。

新水源についてですけど、日量3,000立方メートルが必要で、日量1,000立方メートルのものとリンクさせていくということでしたが、お金的にはどれぐらい要るものかちょっと推測で結構ですけれども、何億ぐらい要るものかお聞かせいただきたいというふうに思います、実施するとなれば。

別の角度から聞きますけど、旧山田分で簡水ですけれども、この料金改定で幾ら増収になるのか。平成17年度予算では簡易水道使用料で約6,200万円であったものですが、その分、一財の持ち出しも先ほど言われてましたけれども、その分単純に一般財源からの持ち出しが減るというふうに考えられるのか、料金改定においてね、伺います。簡水で考えたら、旧山田の増収分は、旧香北の減収分を補うと考えることもできますけれども、それについて見解を伺います。合併協議の中で料金体系自体が香北方式的なものになっていたというふうにも、私もちょっと認識するところですがけれども、そこ辺の整合性が何なのかということについてもお伺いします。

緊急修繕業務についてですけれども、なかなか厳しいハードルがあるということで、そういう業者がふえることというふうに思われてました。確かに厳しいハードルですけれども、私が聞くところによりますと、1社の方に山田に事務所があるけど、町外業者であるというふうにも、業務を委託されている方がうかがって、その方がそういう材料面、30分以内での、旧山田分ですけど、現場到着を果たすことができたというふうにも考えられますけど、水道業者自体を考えると、やはり町内に転々としておりますし、もっと早く着く方もおりますし、遠いところになると時間も要するということがあります。そういうネットワーク化が業者から、私らもやりたいと、先ほど上水で200万円、簡水で470万円の工事があると。これを10件の水道業者が受け持つというふうになるのであれば、地域に回るお金は、私は大きくなるというふうにも考えるところです。また、旧香北、物部については半分の件数については職員の方がやっていたということですが、その旧香北、物部のその水道業者の関係は、そういう仕組みがとれていないのか、そこら辺ちょっとお聞かせいただきたいというふうに考えるところです。公共工事

において水道業者は連携して入札等でも落としたりみんなが連携して工事等も行っているとも聞きます。担当課の指導もよかったともいえる側面もあるでしょうけれども、そのようなネットワークを利用できないのか再度お尋ねします。

福祉事務所関連ですが、課長には、通告から逸脱してませんけれどもちょっと詳しいところまで聞いてしまいまして、また後で資料等よろしくお願ひいたします。新市行政組織案では県の3人を含む18名で事務所を設置するということですが、このトータル数字は変更ないでしょうか。生活保護係には査察指導員が県から1名、ケースワーカーに県が2名で、ほか香美市の職員が2名という認識でいいのか、再度確認をいたします。

被保護世帯が294世帯ということで、私どもが最初合併協議のときにいただいた資料で、これが267世帯でしたが、これが平成15年3月現在ですので、それから言うところ30世帯ほど伸びてますし、また課長の答弁でも1年間でかなり伸びているということをおっしゃってましたが、その後、1人のケースワーカー当たり74世帯というのは、電卓で先ほどちらっと押したんですけど、ケースワーカー4人とすると90何世帯になると思いますけど、そこら辺のことはどうでしょう。査察指導員も入っているのか。査察指導員は余り現場へ出て行かんのじゃないかというふうには私は思うんですけど、そこら辺のところ。平場、先ほどもいいましたように平場と違い、かなり地理的にも物部町の奥まで行きますと時間も要します。やはりもう少しケースワーカーをふやさざるを得ないような状況になると思いますし、先ほどの資料の中央東福祉事務所の場合、1人当たりの保護世帯数は66.8人でした。これは15年3月現在ですかね。それと比べると、物理的な面、地理的な面から考えると、(ケースワーカーを)もう少しふやさねばならないし、まだまだこれから(保護世帯も)ふえていくし、またケースワーカーも市の職員なんかもなれるのにかなり時間がかかるんじゃないかというふうにも思いますので、そこら辺をお尋ねします。

課長、生活保護法の1条のことで国の補助率の4分の3のことについても触れていただきましたけれども、生活保護法の2条に「無差別平等の原則」というのがうたわれております。この姿勢はやっぱり原則を守らねばならないと、私は認識していますが、なかなか現実、この無差別平等の原則を貫いているのは、サラ金業者ぐらいのものであって生活保護の審査なんかにおいてこの原則はちょっと横へ置かれているような気もするところですが、そこら辺について見解があればちょっとお聞かせいただきたいというふうにお考えます。

滞納問題についてですけど、自立支援の立場からということでしたが、町営住宅の、市営住宅ですか、その滞納料について今まで監査の報告では3世帯の方が滞納されているということですが、そういう方々を含めて今後のことも対応していくと言われてましたけど、ぜひ保護費を渡すときに、その分を先に住宅扶助として出てますので、いただけないかというふうなことは話す機会があれば、進めていっていただきたいと思いま

すが、よろしく申し上げます。

その点、お伺いしまして2回目を終わります。

- 議長（西村芳成君） 10分間休憩します。
（午後 2時38分 休憩）
（午後 2時50分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

答弁をお願いします。水道課長、佐々木寿幸君。

- 水道課長（佐々木寿幸君） 山崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、パイ13ミリとの差、口径差についてでございますけれども、先ほど申しましたように昨今の状況につきまして、パイ20ミリということがほとんどの申請において占めていると。また県内の他市をすべて調査いたしましたところ、13ミリというふうな形での指定がなされておりますのは、南国市のみとなっております。その他につきましては、口径の指定なし及び13～20ミリというふうな形での指定となっております。その中で、うちの方といたしましても料金の設定という形で参考資料を取り寄せた上での合併協議での調整事項となっているようでございます。

次に、新水源の工事費でございますけれども、現方式、いわゆる貯水タンク方式でございますと、約15億から20億程度を予定しております。また、簡水の増加分でございますが、平成18年度の見込みでございますと、旧土佐山田町分における増加は2,200万円程度、いわゆる8,000万円ぐらいの赤字補てんのうちの2,200万円程度が今回の料金改定によって補てんができると考えております。

次に、緊急分についてでございますが、やはり住民こそ主人公の立場からも、住民に迷惑のかからないということが第一でございます。先ほどの条件でお示ししたように、断水がないような、極力短い時間で給水ができるということを考えますと、365日24時間体制で、なおかつ材料を有し、現場到着が素早くできるということを全市的に当然行っていくべきと考えます。これにつきましては、管工事組合という組合が旧土佐山田町にはございまして、そちらの方が市全域のエリアに対して、いわゆるそういうふうな組合をつくっていきたいがという相談は受けております。当然、そのようなことは非常に結構なことです。すべての区域において、いわゆる緊急に住民の迷惑にかからないように、住民こそ主人公の立場での対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

- 福祉事務所長（法光院晶一君） 2回目の質問についてお答えをしたいと思います。

職員の数についてのお尋ねでありましたけれども、18名ということで配置をされておりますが、生活保護の係につきましては、先ほど申しましたようにこれからいよいよ厳しい状況が出てくるというふうに思っておりますし、また、一方で福祉の係もありま

すけれども、制度改正などがありまして、今大変普通の勤務以上に努めていただいております。そういうことから、そうした状況はできるだけ早く改善したいと責任者として感じておるところでございます。

2番目に、生活保護法の第2条について、無差別の原則についてお尋ねでありましたけれども、これにつきましては、専ら生活困窮しているかどうかという、経済状態のみに着目をして進めるということだと思いますけれども、そのとおりだと思います。

福祉事務所につきましては、公正、公平が徹頭徹尾貫かなければならないというふうに考えています。その原則は法令を遵守してやっていくべきだというふうに考えておりますので、職員においては、その点を徹底すること、また職員の労働環境についてもですね十分住民にこたえられるような環境をつくっていくということは、そうした公正、公平を徹底する上で非常に大事なことだというふうに思っております。

滞納についてもお尋ねございましたけれども、これにつきましては、滞納整理をすることが保護係の仕事として位置づけるかどうかということについても、今係の方でもいろいろと討論をさせておるところでありますけれども、私といたしましては、そうした滞納整理というのではなくて、そうした被保護者が生活を自立していくという視点からですね、一日も早く自立してやっていけるようなことの応援のために滞納についても各課と連携をしてくということで進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 最後の質問をさせていただきます。

水道関係ですけれど、管工事組合からの話し合いもということでありましたけれども、ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに考えます。先ほど申しましたように、よく頑張っている業者をいかすというところでは、そういう業者がたくさんいるような仕組みということも、やっぱりつくり上げていくのも行政の一つの仕事であるというふうに私どもは考えます。

それと上水道自体が公営企業法に基づく会計処理されていまして、独立採算制でやっておりますので、簡易水道だと、簡易水道も先ほど課長言われた福祉面、衛生面としての、それかさまざまな条件の違いで一般財源を補てんするということである部分が、もちろん当然であろうと思いますけれども、上水道自体はそういう側面から一財で補てんすることは原則できないということは、そのとおりです。職員の、よく予算書なんかで見ますけど、会計上の区分分けなんかはどのようになっているのか、そういうことも踏まえて、今のやり方でやっていくと、やはり黒字に赤字をリンクさせるということで、簡易水道事業を拡大していけばいくほど、上水道会計に負担もかけていくというふうになります。そこら辺について、ちょっと見解を伺いたいもんですが、いかがでしょうか。

それと、上水道の留保財源が幾らあるのか。かなり新水源の整備にはお金がかかると、15億から20億と、同じ方式でやればということでしたが、その点をお尋ねします。

福祉事務所関連ですけれども、先ほど1人当たりのケースワーカーの数ですが、私の方が間違っていましたので、訂正しておきます。1人当たり74名ということですのでよろしいです。どうもすいませんでした。答弁の中で言っていたかもしれませんが、民生委員との連携について、植村議員の質問にもお答えがありましたけれども、先ほど生活保護法の22条と民生委員法にも書かれていますには、民生委員法の第14条の5項に社会福祉法に定める福祉に関する事務所、福祉事務所、その他の関係行政機関との業務に協力するというのもうたわれてますけれども、先ほど植村議員との話で意見書を上げてもらってなかった、そういうことのあるなしの現状について強制ではないということをおっしゃってましたけれど、そこら辺の現実はどうなのか。そこら辺、今後もそのような方向で進めていくのかお伺いします。

それと、一つ今後の職務を遂行していく中でやっぱり気になる点があるんですけども、一つには中央東福祉事務所と比較して悪いんですけども、申請者のプライバシーに配慮して相談者、今設置したばかりでなかなか煩雑にもなっているようにも見受けましたけれども、もう少し相談室をふやすとか、仕切りを上手にするとかということが考えられないものか。

それともう1点、市の職員もケースワーカーとして入る中で、やはりケースワーカー等の身近な方が訪問したりしますので、そういう中で顔見知りであったりするという可能性も出てきたりします。そういう中で生活困難がトラブル化していき、県が今までやっておったような事務をできないというふうなことも可能性としてはあると思います。そこら辺、かなり慎重にしなければならないということもありますので、そういう点も配慮いただきたい。それについての見解を伺って、すべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員の3度目のご質問にお答えいたします。

緊急業者の方につきましては、なお、今後ともそのような形で指導していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

上水道につきまして、現在3億円程度基金がございます。当然先ほど申しましたように、15億円から20億円程度の新水源の設置費用が必要となりますので、当然足りるような金額ではございませんけれども、順次計画を立てて進めていきたいと考えております。公営企業ということで、現在職員、本課の職員8名のうち6名の給与を賄った上で、先ほど申しましたような経営内容となっております。これにつきまして、その簡水とのリンクはということでございますけれども、土佐山田町の上水道は地下水をくみ上げて皆さんに供給をしております。地下水ということは、白髪山から端を發して物部川の流域を下流にきまして、戸板島で取水を行って皆さんに供給を行っておりますけれども、当然、中山間部、物部、香北の方々が山林や田畑を守ってくれているからこそ安定した地下水を戸板島でくみ上げることができると私どもは考えております。当然、公営企業でございますので、いわゆる独立採算制をとることは原則ではございませんけれども、

市全体の水道事業、いわゆる先ほどの地下水の問題も含めてトータルに考えた上での料金の改定等もすべきと考えております。

以上であります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） お答えします。

民生委員協議会に関して、民生委員さんに関してのお尋ねがありました。現在の民生委員法は昭和28年に改正されまして、今指摘のあった、いわゆる意見書等についての定めが現在このようになっているわけでありまして、民生委員の職務として福祉に関する事務所その他の社会福祉行政に関する協力ということが明記されたわけです。しかしながら、民生委員に際する大変いろいろ期待があるわけですが、証明行為などにつきましては、相当緩和した考え方が最近指導されております。証明といったことがひとり歩きして、唯一の証拠となるというふうなことになるしまして、大変誤解が生じるというふうなこともございまして、民生委員さんの証明等については限定をしたり、対応するもの、対応しないものというふうに分かれてきております。そういう点から今後は協力を前提としているということを先ほどもお答え申し上げましたけれども、その点については担当者も十分理解をしながら民生委員さんと協力関係を結んでいかなければならないというふうに思っております。

次に、福祉事務所としての県との違いについてもお話がございました。プライバシーについて特に注意をできるような形になっておるのかというふうなお話がありました。相談室につきまして、今2カ所設置をいたしましたけれども、建物それ自体がN T Tの建物でございまして、それを借用しておるということで、私としては当初声が漏れないように、秘密が保持できるようにということで、遮へいを天井までやろうということで予定をしたわけですが、形状変更に当たるということでですね、すぐにはそのようなことはできないということがありまして、現在ごらんいただいたとは思うんですけど、天井まで届かないような遮へいになっております。できる限りですね、そうした個人のプライバシーを守るということにつきましては、徹底を図りたいと思いますので、事務所内への立ち入り等についてはですねお断りするなどさまざまな点で職員に徹底を図っていきたいというふうに思っております。

○3番（山崎龍太郎君） 職員の安全対策は？

○福祉事務所長（法光院晶一君） 職員の安全管理のことについてでございますけれども、さまざまなことが想定されようかと思うんですけども、問題は相談者、あるいは申請者との間でしっかりとした意思の疎通、そうしたことが基本になれば問題が起これというふうに思いますので、その申請者や、その住民からの相談者に対しては十分丁寧な対応をして、理解を十分した上で進めていくというふうなことを基本にしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 通告に従いまして一般質問を行います。

第一に定率減税のことでございますけれども、この減税法案は今年1月からの半減に続いて、来年1月からすべてを廃止するというものであります。所得税、住民税あわせて約2年間で全廃と、3兆4,000億円の増税になります。課税対象はおよそ9割と言われておるようであります。全廃による負担増は年収500万円の4人家族で3万5,000円の増税になることが明らかになりました。武部幹事長は昨年の総選挙で政府税調のサラリーマン増税は許されないと述べており、国民だましと言われても仕方はありません。定率減税廃止の一方で高額所得者、大企業の減税はそのままになっており、強きを助け弱きをくじくものであります。今年1月からは所得税が増税になり、6月からは住民税も増税になります。恒久的減税としまして1999年から続いてきたものを打ち切れば、これは家計にこたえます。自営業者も定率減税の影響も出てまいります。4月からは、国民年金保険料も上がり、障害者福祉サービスも利用料が1割負担となります。年金は物価スライドで減額となります。5月には、酒税の切り上げ、6月には定率減税半減に高齢者へのさらに課税の強化、4月にはたばこ税が上がり、9月には厚生年金保険料の引き上げになってまいります。政府は、景気回復をしたと言うけれど、大もうけしている大企業には負担を求めず、景気回復の実感がまるでない庶民からは取り立てるのは、これが頭にくるわけです。その上、この国会に出る2006年度予算案には、来年度の定率減税全廃や、今年10月からは高齢者の医療費値上げが盛り込まれております。70歳以上の現役並みの所得者、医療費が2割から3割へ、70歳以上の長期入院患者も事務経費を含む全額自己負担となります。高額医療費の自己負担切り上げ、一般所得者の場合、70歳未満の医療費の定額部分は7万2,300円から8万100円になるわけでありまして。

一方、1999年の改正で、景気対策のための恒久的減税と定率減税セットで実施された法人税率を34.5%から33%への減税については、そのままの継続であります。しかも、この法人税法、これは本則により恒久的減税として固定化する方針を打ち出してあります。また、大企業優遇だと批判が集中した研究開発費減税の上乗せ、IT減税、いずれも2005年度の3年間の時限立法については、政府税調ですらこの延長する必要はない、11月25日であります、答弁として打ち切り方針を示したにもかかわらず、一部温存をしていくわけでありまして。また、IT促進税は、廃止の資源措置の減税を創設してあります。国民がこれまで払った消費税ですね148兆円でこの間の企業の法人税の減税は145兆円であります。消費税は法人税の減税に消えたこととなります。庶民だけ、これではいかんのもまた当然であります。

そこでお伺いしたいのは、定率減税、半減、あるいは定率減税（の廃止）をどのように受けとめておるのか。

2番目といたしまして、香美市への影響についてはどうか。

3番目に月例報告、企業部門の低調さが家計部門への好調さが、この家計部門へ波及

していると述べております。これが本当なら、回復を一たんできないはずはないわけ
あります。以上、3点についてお伺いをいたします。

2番目には、特定環境保全公共下水道についてであります。

工事を始めたのは、あれは10年から11年ぐらいになるけども、ほとんど終わり、
橋川野と小川だけになっていると思います。これまでやってきた総費用額は幾らになる
のか。最初は50億円とも言われておったわけでございます。現在、どれくらいになる
のかお伺いをします。橋川野、小川をやれば幾らになるか。

それと、加入率はどうなっているのかお伺いをするものであります。

そして、吉野、永野、朴ノ木等は農村集落排水事業開発総合計画にものっておったと
思います。合併後も変わりはないかどうか問うものであります。

3番目に、納税相談であります。

2月16日から始まって、2月24日まで行っておるわけであります。合併後は、香
北支所で4日間申告相談を行っております。18年度以降も引き続き申告相談を各集落
で行うかどうか。申告は町県民税と同時に国税の課税基礎となり、申告をしないと国
保税の減額措置も受けられないこととなります。私の地区では、この永野でありますけ
れども、高齢者が多く、やはり40人ほど来ております。もしも香北支所で行うとなれ
ば、高齢者は行けなくなる。来年度からは今まで行うことができるかどうか、これは町
民の中にもそういう声があります。まず、この点をお伺いをいたします。

以上、1回目の質問終わります。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 久保議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第一番目、定率減税半減後も次々増税負担ラッシュについてというご質問の①
②③についてお答えをいたします。

定率減税につきましては、18年中の所得から所得税を適用になって半分に半減する
ということになります。そのほかの65歳以上の方の非課税の廃止、高齢者控除の廃止
等々につきましても、今年から廃止ということに法改正でなりました。法改正でありま
すので、もちろん法に基づいて適応していきたいと考えております。

2番目の香美市への影響につきましては、定率減税の半減等に係る分もございませ
けれども、全体的に高齢化が進んでおまして、減収、税につきましてはほぼ同じかある
いは減少していくものというふうに考えております。

それと3番目の住民の実感という問題でございませけれども、住民の実感といたしま
して、だれもが税金について安いと感じては、ほとんどの方がいないと思います。ほと
んどの方が高いというふうに考えておるとは思いますが、地方財政にとって税収
は根幹をなすものでございませるので、今後も適正な賦課に努めていきたいと考えてお
ります。

それと3番目の納税相談につきましては、現在、3月1日合併いたしまして、今まで3

カ町村で行っていたものが香美市の税務課で行うようになりました。3カ町村結構広いので、人的な問題も含めて納税相談については来年に向けての課題として検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 20番、久保議員さんのご質問にお答えします。2番目の特定環境保全公共下水道事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のこれまでの総工事費用は幾らになっているかのご質問でございますが、平成17年度末までの総事業費は、処理場建設を含めまして35億40万円でございます。

次に、2点目の小川を含めた総工事費、費用は幾らになるかのご質問でございますが、平成18年度に施工箇所であります橋川野地区は、事業費1億4,000万円を予定しています。また、平成19年度以降の施工箇所であります小川地区は約2億円、処理場建設に約3億5,000万円を見込みまして、総事業費としましては、約42億円を予定しています。

3点目のこれまでの加入率はとのご質問ですが、17年度末、平成18年3月1日現在の加入率は、供用開始区域の整備戸数に対しまして48.5%、全体計画の整備戸数に対しましては、44.5%となっています。また、供用開始区域の整備人口に対しましては42.8%、全体計画の整備人口に対しましては39.4%になっております。

4点目の永野、吉野、朴ノ木等の集落も農村集落排水事業にもなっていたが、合併後も生きているかのご質問ですが、旧香北町におきまして、農業集落排水事業の要望につきましては、過去において計画がありましたが、事業実施について具体化されておらず、将来事業の計画書であります旧香北町の17年度の農業農村整備事業管理計画書には盛り込まれておらず、合併後における事業につきましては、今後の地域からの要望等において検討するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 20番、まず最初の定率減税のことですけれども、それは決まればやるのは当然としても、当然というか、やらないかんわけですけれども、これらについてですねどのような見解を持っておられるのか、このことがなかったように思いますので、これらをまず聞きたいと思います。

それから、2点目の香美市への影響につきましては、この高知市ではもう既に、既にというかやっておるそうでもありますけれども、これはこの所得税のみではなしに、住民税とか国保税、介護保険料、そうしたものにもかかってくることになるわけです。私の場合は、所得税が今年20%で約15万円返ってきます。そこで、20%ですから、これは全然なくなると当然なくなるわけです。そういうわけで、やはり皆さん方の

中にもそういう方もおられると思います。このことについては、特に影響については再度お聞きをしたいと思います。

経済への、3番目の報告でありますけれども、これは経済報告ではこのように述べておるわけでありまして。まず、最初に日銀ではなしに、月例報告では雇用の厳しさが残るとしております。それから、家計から企業への所得移転が小泉内閣発足以降明確に移行したというふうに述べております。さらに、日銀のこの生活意識に関するアンケート調査の結果は、これを見てもみますと、1年前と比べて景気が悪くなったと、変わらないと、こうした答えです。この方たちが8割以上を占めておるわけでありまして。国民の圧倒的多数がこの回復を実感ができていないのであります。理由ははっきりしておりまして、国民の暮らしや仕事がよくなっておらないからであります。

以上のことにつきまして、再度お聞きをしたいと思います。

それから、特定環境、このことにつきましては、この農村集落ですね、この中で地域が要望すればということでありましたけれども、もちろん地域の要望も必要であります。まず、どうしてこの開発からこの除外をされたのか、これをお伺いをするものであります。

また、そして納税相談につきましては、私はこれはもちろんやってくればよいわけでありましてけれども、とにかくその集落を回るところが多くなるわけでありまして。そうしますと、税務相談をされる方がたくさんといえますか、かなりいるようになります。それも短期間でやらなければならないということになりますので、果たしてできるかどうか、これをちょっと疑問に思うわけでありまして、いかがでしょうか。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 久保議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず1番目の定率減税についての見解ということでございますけれども、1回目にお答えをしましたように、法に基づいて賦課をしたいというふうに考えております。それと、先ほど申しましたけれども、香美市への影響については、これは住民税についてのお答えでございました。住民税についても定率減税の半減がございましてけれども、高齢者等によってほぼ同じか減少するのではないかとというふうに考えております。

それと、3番目の件でございましてけれども、ちょっとアンケートは存じてございません。ただ、どういうアンケートかにもよるとは思うんですけれども、その大多数が回復を実感できていないというのは、税以外のことではないかなと。税以外のことについても一般的にそう感じているというアンケートじゃないかと思っております。税については、先ほど申しましたように、地方財政にとって非常に大事な部分でありますので、これからも適正な賦課に努めていきたいと考えています。

それと3番目の納税相談でございましてけれども、これおっしゃるように、非常に今、回っております。あしたまで納税相談を行います。なかなか厳しい状態です。人的にも

非常に厳しい状態でありますので、先ほど申しましたように来年に向けての検討ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 2回目の久保議員さんのご質問にお答えします。

永野、吉野、朴ノ木等の集落も農村集落排水事業に入っていたが、どうしてのけたかというご質問でございますが、ちょっと経過については、私ちょっとわかりかねますが、香北町の財政状況等いろいろ勘案した結果ではなかろうかと思ひます。のけたき、これからできないというわけではございませぬ、先ほども話しましたように、今後において地域から要望等あれば検討したいと思ひます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 私がまず聞きたいのは、一番聞きたいのはですね、定率減税の半減、全廃を個人的にしろどのように考えるかと、そのようなことであります。まず、これが大事ではなかろうかというように思ひます。

以上で終わります。それを述べていただきたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 久保議員の3回目のご質問にお答えいたします。

定率減税についての（個人的な）見解ということでございませぬけれども、我々公務員といたしましては、法に基づいて仕事をしております。その法に基づいた税についても仕事も行います。当然その法律に基づいた賦課を行うということでございませぬ。

○20番（久保信彦君） 見解は？

（「それが見解よ。」という声あり）

○税務課長（高橋 功君） 見解は法に基づいて行っていくということでございませぬ。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、幾井洋一君。

○19番（幾井洋一君） 19番、幾井洋一でございます。通告に従って質問を進めてまいります。

有事法制の一環としてつくられました国民保護法が昨年都道府県段階で、今年は市町村段階で作成が強制されていることがわかっておりますが、本市においては6月議会で提案をされるものと考えておりました。しかしながら、職務執行者として今議会にどういう経緯と意図で提案をされたのかお伺いをいたします。

また、本法は日本国憲法の平和主義と民主主義という2大柱に反する重要な議案でございます。高度な政治性を有する議案でありますから、政治的な答弁のできない職務執行者として提案すべきではないのではないかと考えます。目的は保護条例をつくることでもありますので、県は6月議会で制定する予定です。そして、基本面で市町村の主体性

は認められていないようにとれますから、県の焼き直しをつくるようになり、あわてる必要はないものだと考えます。6月議会へ継続にし、新市長のもとで審議をすべきだと考えるがいかなるものでございましょうか。

日本政府は、昨年10月これまであった畑作物の品目別価格安定対策を廃止し、一握りの担い手に絞って所得の減少に対して補てんを行う品目横断的経営安定対策を打ち出してきました。そのねらいは、WTOを絶対視して関税引き下げと輸入拡大を大前提に国内の生産を刺激しない、ふやさない政策体系に移行することをねらったものです。さらにWTOという外圧を利用して補助金を削り、農家を生産から締め出して、農村の構造改革をむりやり押し進めることとされています。しかし、法のもとに平等の原則がありますので、品目横断的経営安定対策がよいものであるならば、全農家に適用するよう意見書をつくりました。議運の方で取り上げていただいております。何としてもその実現を勝ち取らねばなりません。

さて、国内生産を抑え輸入拡大策をとる小泉政権のもと、農産物の輸入は年々増加して、昨年は100万トンを超えました。この影響で国内農産物の価格が低迷しておりますが、香美市の農家にどのような影響が出ているかお伺いしたいと思います。その上、厳冬であったこの冬、石油製品の値上がりで採算がとれるかどうかかわからないが、やめるわけにはいかないとハウス農家は泣いております。品種により異なるとは思いますが、一反当たりの負担増はどれぐらいになるか、また香美市全体の負担増はどのぐらいになると予想されるかお伺いしたいと思います。

次に、医療改革大綱につきまして質問をいたします。

改革の基本的な考え方を見ますと、内容といたしまして、治療重点の医療から、疾病の予防を重視した保健医療体系へ転換を図るとしてあります。そして、費用といたしましては、医療給付費は指標を策定し、国民が負担可能な範囲とする仕組みを導入する。平均在宅日数を短縮する。医療費のむだを常に点検し、公的保険給付の内容、範囲を見直すとしてあります。そして3つ目に、組織面で新たな高齢者医療制度を創設し、高齢者世帯と現役の負担を明確化する。また、都道府県単位を軸とする保険者の再編、統合を進め、医療保険制度の一元化を目指すとの3点を掲げてあります。

その1で、予防重視の体系への転換がうたわれておりますが、その対策はなく、個人責任とされていますから、治療をしないという体系に転換すると受け取れます。

2つ目に、医療給付費の抑制のみを問題にしてあります。医療費のうち、窓口負担を除いた医療保険から支払われるお金が給付費でございます。医療費と給付費の差、すなわち自己負担と保険外負担の伸びは無視して隠されているのでございます。つまり、医療費全体の伸びや患者負担の伸びは二の次で、何が何でも給付費を減らせということでございます。

そこで、質問の方に移りまして、国民の負担を強いる後退内容について伺います。

①保険免責制度を創設するという提案であります。これは、経済財政諮問会議で民間

議員、すなわち奥田、牛尾の両氏が提案をし、今回は取り上げられなかったが、いずれ現実のものとなると思います。免責制度というのは、例えばJAなどの共済組合から医療費が還付される制度があるのです。初めは全額返っておりましたが、やがて1,000円はカットして、それ以上の金額が還付されるようになり、現在は3,000円までカットの対象となっております。これと同じように治療費の1,000円が免責されますと、1,000円は保険がきかなくなるのでございます。それが3,000円に増額されますと、軽い病気は保険の適用外になってしまい、また通院回数の多い病気では、大変な自己負担となり皆保険制度の意味がなくなり、皆保険制度を破壊する後退となると考えます。この問題についての認識をお伺いします。

②医療費給付の抑制に向けて、医療費の3分の1を占める高齢者の給付費にねらいを定めた後退となっております。70歳以上の一定額以上の所得者は2割を3割負担に引き上げ、一定額以下の所得者は、74歳まで1割を2割に引き上げるものです。このような高齢者いじめとなる負担増をどうとらえているのかお伺いします。

③75歳以上の低所得者は、1割負担に据え置かれましたが、どっこい、別の負担を強いられようとしております。それは高齢者医療制度の創設で、サラリーマンの扶養家族として保険料と無関係であった人々を含む、国保で人头税を支払っている人を含む後期高齢者、250万人が新たな保険料を取られます。昔は、健康保険一本で何にもやっていたものを介護保険料を取られ、またまた高齢者保険料を取られることは、保険料の三重取りと言わねばなりません。大綱の基本的な考え方、さっき言いました③では高齢者世代と現役との負担の明確化を図ると言っておりますが、扶養されている高齢者の保険料は、結局扶養している現役が負担することになるのでございます。このような後退を許してもよいのでしょうか。認識を伺います。

④医療給付費を減らし、本年度予算の国庫負担金を5,000億円削減する大方針のもと、高齢者に窓口負担増を押しつけ、この負担増によって国庫負担金削減は900億円程度となるようです。そこで、医療機関への直接支払いとなる診療報酬の実質引き下げで実現しようとするのが今回の処置でございます。診療報酬を5%下げれば2,750億円の削減効果があるとされております。今回は3.16%の引き下げで、2,370億円の削減となっております。診療報酬の大部分は人件費です。今でも若い看護師が早期退職する超過密労働の医療機関で、医療ミスと紙一重の状態が危機的なものとなっております。11日、日本医療機能評価機構から発表されました、ヒヤリとしたりハッとしたりする医療ミスがこの半年間で9万件も起きていたのです。その中で、仮にそのままにしておいたら生命にかかわるケースが852件にもなっているとのこと。医療報酬の引き下げは患者の立場に立った医療ができなくなる恐れがあるのです。この問題についての認識を伺います。

⑤次が最大の問題となっていると思われる、療養病床の大幅な縮減です。政府のねらいはいわゆる社会的入院の排除です。現在、医療保険適用の療養病床は25万床、介護

保険適用の療養病床は13万床で、あわせて38万床です。これを厚労省の計画では、介護型療養病床については2012年度までに全廃をする。医療型療養病床については15万床に縮小するとしております。削減する23万床は、老人保健施設や有料老人ホームなどに転換するとしております。それは、昨年12月の朝日新聞の記事が指摘したように介護型病床で利用者1人あたりに要する費用は、特別養護老人ホームや老人保健施設に比べ、月額で10万円以上も高い43万4,000円になっている。医療型ではさらに高い49万円。一方、有料老人ホームは平均20万円とされていることから、政府のねらいは明らかです。20万円も25万円も安い特別養護老人ホームへの待機者は全国で34万人と言われ、そうしたもとの高い介護型や医療型療養病床にやむなく入所しているのでございます。特別養護老人ホームの建設を制限してきておいて、廃止、縮小を強行すれば、行き場のない長期療養者が多数出るとは明らかでございますが、香美市としての対応を含め、この問題の認識をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 暫時、時間の延長をします。

○19番（幾井洋一君） 次に、2番へいきまして、都道府県単位の医療費適正化につきまして、異なる保険者を最終的には都道府県単位の再編統合し、保険運営をそれぞれの都道府県の力量に応じて行わせるというものです。これは、憲法第25条で国に義務づけられたものを都道府県に押しつけ、さらに第14条の法のもとに平等の原則にも反するものです。まず、現在、市・区・町村が運営している国民健康保険を都道府県や府県単位の統合することと、現在、国が管理運営を行っている政府管掌保険を、管理は公法人に残すが、その運営を都道府県に振りかえ、その際、弱小の健保組合も統合することが検討されております。これは国の責任だけでなく、財政負担も都道府県に押しつけ、都道府県に医療費適正化対策を競わすねらいを持っております。当然、地域格差が生じますから、医療費の高いところは、保険料を高く設定するか、医療費の抑制を進めるかの選択を迫るわけでございます。現在でも1人当たりの老人保健費は年間で最高の福岡県が90万円、最低の長野県が60万円、入院費で見えますと、最高は北海道の45万円、最低は長野県の25万円と大きな開きがあり、老人保健や高齢者医療保険が問題になってくるでしょう。このような小泉改革の本質についての認識をお伺いします。

次、3つ目の混合診療の問題です。日本の医療保険制度は、必要な治療すべてを保険で提供するという大原則のもとで運営されてきました。それを保険がきく治療ときかない治療をまぜて受けるという現在禁止されている混合診療を認めようとしております。保険がきくということは、国がその治療方法や薬の効果について安全で有効と保証して、全国どこでも同じ値段で受けられる仕組みであります。外国で新治療法や薬ができたとき保険外治療をした場合、失敗や副作用などの被害が出れば、病院と患者の自己責任となり、保険で保証するという原則が崩れてしまいます。また、これを認めると、医療給付費の削減をねらう政府は、部屋代や食事代、光熱水費まで保険外にしたように、現在保

険適用になっている高額医療費まで保険外にする恐れがあります。以上のように、大綱が掲げた医療制度改革は、公的医療保険で支払われる医療費を限りなく押さえ込み、はみ出した医療費は患者自身の自己負担にしていくという改革であります。その自己負担のために大喜びをするのは入院保険やがん保険などを販売している生命保険会社や、損害保険の会社でございます。このような混合診療の問題点についてどのように把握しておられるのかお伺いします。

次に、医療費の国際水準の問題でございますが、政府は医療費の国庫負担の削減を推し進めておりますが、国民総生産NGPに占める医療費の割合は02年度で17位で先進国の最低レベルであることをどのように認識しておられるのかお伺いします。

5番、以上のように医療制度改革の矛先は高齢者に向けられているが、1970年代初めに老人医療無料化の運動が全国で広がり、東京都で無料化が実現され、全国的な広がり、政府としてもそれを認めざるを得ず、国の制度となったことでございます。そのとき、老人医療費の無料化は、枯れ木に水をやるようなものと言いつつ議員もいて、その後の巻き返しで定額負担制になり、また定率負担制になり、後退に後退を重ねて、現制度に至っております。老人医療費が無料から現在までどのように変遷してきたのかお伺いをします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） お諮りします。

本日の会議はこの程度とどめ、延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

次の会議は、3月15日午後2時から開会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後4時00分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 8 年 3 月 1 5 日 水曜日

平成18年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成18年3月9日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月15日水曜日（会期第6日） 午後2時01分宣告

出席の議員

1番	利根健二	20番	久保信彦
2番	山崎眞幹	21番	石川彰宏
3番	山崎龍太郎	22番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	23番	竹平豊久
5番	千頭洋一	24番	岡本喜身
6番	小松紀夫	25番	島岡信彦
7番	山崎晃子	26番	原心一
8番	森本珠城	27番	秋友偉嗣
9番	山岡義一	28番	前田泰祐
10番	依光美代子	29番	竹内俊夫
11番	片岡守春	30番	大石綏子
12番	笹岡優	31番	森安正
13番	岡村優一	32番	坂本節
14番	黒岩陸雄	33番	宮地盾騎
15番	門脇二三夫	34番	西山武
16番	爲近初男	35番	中澤愛水
17番	比与森光俊	36番	岩越孝明
18番	植村佳三	37番	山本芳男
19番	幾井洋一	38番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長職務執行者	野島民雄	下水道課長	久保和昭
総務課長	鍵山仁志	環境課長	阿部政敏
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
財政課長	前田哲雄	健康づくり推進課長	岡本篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男

保 険 課 長	岡 本 明 弘	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《物部支所》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	九 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 松 浦 良 衛 議 会 事 務 局 書 記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成18年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第3号)

平成18年3月15日(水) 午後2時開会

日程第1 一般質問

- ① 19番 幾 井 洋 一 君
- ② 2番 山 崎 眞 幹 君
- ③ 8番 森 本 珠 城 君
- ④ 7番 山 崎 晃 子 君
- ⑤ 12番 笹 岡 優 君

会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午後 2 時 0 1 分)

○議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は 38 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。昨日の幾井議員の 1 回目の質問に対しまして、順次答弁を求めます。

防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 幾井議員の国民保護法のご答弁をいたします。

第 1 点目の、どういう経緯と意図で提案に至ったかということでございます。平成 16 年 9 月 17 日に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法とは、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小にすることができるよう、国や地方公共団体等の役割分担や、避難や救援などを行う際の措置を規定しています。また、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としています。国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で国全体として万全の措置を講ずることができるようにして、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国民の基本的人権の尊重に十分な配慮がなされているとの旨が高知県の国民保護の取り組みで説明されております。県は平成 17 年度内に、市町村は平成 18 年度内に、それぞれ国民保護計画を作成することとされており、遂行に当たり県は昨年の 3 月に条例が制定されております。県の指導等あり、今回提案させていただきました。

2 点目の責任ある答弁のできる新市長の下で審議すべきではないかという質問でございます。香美市民の安全確保を目的とし、住民を武力攻撃等から守る手段として提案するもので、この法律の第 35 条で「市町村長は都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない」となっております。平成 18 年中（後に「18 年度」と訂正発言あり）に計画の作成のため、早期の取り組みが必要なことや、危機管理面から今議会で審議をお願いするものです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 幾井議員の農業関連についてお答えをさせていただきます。

外国産農産物の輸入について、市内農家が影響が出るかと、出ているかというご質問でございます。香美市の農産物の主要作物は、水稻、野菜、果樹、花卉などです。香美市の園芸品目などによります J A 土佐香美の販売額においては、平成 17 園芸年度において前年との比較はわずかですが増額となっております。J A 土佐香美における作付面積の大きな作物で、米、ニラ、ネギ、果樹のゆずを例にとり、販売単価と価格と申しま

すか販売高面で見ますと、米は昨年と同単価、ニラは17園芸年度は過去3カ年の平均より販売単価及び販売高ともに増、やっこネギはともに減ですが、減は4%程度であります。青ネギは単価増、販売高減となっていますが、青ネギは生産量も減となっています。ゆずは単価増、販売高同等でございます。3カ年の平均ということで、極端に落ち込みもある時期もございますが、そういう3カ年を見比べたときのことです。園芸年度の決算時期に合致しておりませんが、幾つかの野菜に価格低調、また高値期間が短いなどの状況が見られます。価格低迷の一因に輸入野菜の急増ももちろんありますが、17年度8月時期において、特に明確に出た品目はありません。

2点目の石油製品の値上がり、これについてのハウス農家の負担等でございますが、香美市の加温ハウス農家は、ピーマン、ししとう、大葉、メロン、花卉、花の方です、しいたけ等があります。農家の聞き取りや事例を調査したところ、作物名、出荷状況、季節、気温など条件が違い、加温時期が特に長い作物もありますが、平均では反当たり重油28キロリットル使用のようです。A重油が70円の単価で196万円の経費となります。1リットル当たり1円値上がりしますと、2万8,000円負担増となります。市内全体の調査はできませんでしたが、加温ハウス農家は香美市においては30戸以内と思われます。土佐香美管内で加温ハウスは約120ヘクタールです。うち1割程度が香美市の面積と仮定しますと、30戸の農家が4反と考えると、総額2億3,000万円の重油経費となります。1円値上がりしますと、336万円の負担増となります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 幾井議員の医療制度改革大綱に対するご質問に対して、私の考えについてお答えします。

まず、保険免責制度についてですが、幾井議員も紹介されましたが、保険免責制度は風邪などで病院にかかった場合など定額の医療費を患者による全額自己負担とするものが保険免責制度ですが、おっしゃるとおり、皆保険制度の崩壊の危険があると思います。軽度の病気、軽いうちに早く病院に行き治すということが重症化を防ぐものと考えていますので、保険免責制度が導入されれば、少しのことであればとか、これぐらいではと病院に行かないということになったり、病院離れが起こってくると考えます。そうすると、重症化が進むと考えます。そうすると医療費も増大してくると思います。症状が軽いうちに早く病院に行き、治すことが医療費の軽減につながると考えています。

次に、医療費抑制のための高齢者の窓口負担増についてですが、やはり保険免責制度と同じように、個人負担がふえた場合は病院離れや必要な治療行為の削減をさらに助長し、重症化が進むと考えます。そうすると、同じように医療費も増大してくると思います。しかし、医療を受ける高齢者にもそれなりに自己負担はしていただきたいと思いません。この自己負担の割合はどのくらいが適切なのかについては、私にはわかりません。

次に、高齢者医療保険制度の創設についてですが、医療費の負担については、住民の

理解と納得が必要と思われませんが、老人医療費を中心に全体の医療費は増大しています。現行の制度では、現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されており、これらによって新たな高齢者医療保険制度を創設するもので、国はこれからの超高齢社会の基盤づくりを目指しているものと思っています。今後、ますます高齢者が増加し、それを支える若人の割合は減っていくという、今の日本の年齢構成からいって、この制度の創設もやむを得ないのではないかと思います。

次に、診療報酬の引き下げですが、診療報酬の引き下げは、確かに患者負担は軽くなると思いますので、このことについては歓迎しますし、保険者としても治療費の減になると思いますのでいいことだとは思いますが、しかし、病院の経営状態など、具体的にこれからどういった状態になるのかはわかりません。

次に、療養病床の減についてですが、申しわけありませんが、いろいろと勉強させていただきましたけれども、療養病床の数は現状維持にしてその他を変更したらいいのか、減にした方がいいのか、また相当数の削減が予定されていますが、幾井議員ご指摘のとおり、削減されたら行き場のない人が出てくると思います。そういうことからすると、本当に削減できるものかどうか。削減されるのかどうかについて私にはよくわかりません。

次に、医療費適正化対策についてですが、生活習慣病対策と平均在院日数の短縮を政策目標として、都道府県が5年ごとに策定する医療費適正化計画は、高齢者の医療の確保に関する法律、これは高齢者医療確保法と言うようですが、に規定して、平成20年4月施行予定で進められています。大綱では、国の責任のもと、国及び都道府県等が協力し、生活習慣病対策や長期入院の是正などの計画的な医療費適正化に取り組むとしています。国の責任は明文化されていますので、それ以上のことは言えません。財政負担については、国がその適正化計画において、都道府県での取り組みに対する財政支援等の取り組みを定めるとなっていますが、具体的な財政負担は示されていないのでわかりません。地域間格差については、医療費の見通しを国レベル、都道府県レベルで定めるとあります。市町村間、都道府県間での地域間格差が拡大されるようなら問題だと思いますし、医療費の個人負担や保険料の地域間での格差がつくようであれば、なおさら問題だと思います。高齢者率の高い当市などは、国保の運営が立ち行かなくなる恐れがあるので心配です。

次に、混合診療の件ですが、医療は患者の健康や命という最も大切な財産を扱うものです。現在以上に保険外として取り扱われる診療が拡大されるのは、私は反対です。

次に、日本の医療費の水準についてですが、ご質問をいただいてから勉強をさせていただきました。医療費のみで言うと、国際労働機関、ILOが定めた基準、国内総生産に占める社会保障給付費の割合で比較した場合、日本の水準はアメリカの3分の2、ヨーロッパ諸国の2分の1、北欧諸国の3分の1くらいようです。そして、今後求められるのは、「他の先進国並みに国力にふさわしい社会保障を充実させることです」とあり

ました。しかし、一方医療制度は世界的に見てもすぐれているとありました。

次に、老人医療費無料化以後、現在までの高齢者の負担増の変遷ですが、きょうの資料をお配りしておりますが、保険課資料ということで資料をお配りしておりますので、それをごらんいただきたいと思います。簡単にご説明をします。それまで、5割負担から3割というように負担が少なくなってきた、昭和48年1月に高齢者の医療を確保するため、医療費の自己負担分を公費で賄う老人医療費支給制度が導入されました。70歳以上の国民健康保険被保険者と、扶養者保険被扶養者を対象に医療保険の自己負担金を無料として、その費用を公費負担で国、県、市町村が4対1対1の内訳で負担をしていました。それが左の上の端の資料の左上の端の昭和48年1月のことです。その10年後の昭和58年2月に一部負担金が必要になっております。その4年後の62年1月とその5年後の平成4年1月に一部負担金の改定があって、徐々に上がっております。その後、平成4年から後は、1年ごとに平成14年まで一部負担金の改定がありまして、徐々に上がってきております。そして、今回、大綱の中に、幾井議員も紹介されましたが、70歳までこれまでと同様3割、70から74歳が2割、75歳以上が1割負担、現役並み所得は3割の一部負担金などいろいろな改定が予定されています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、幾井洋一君。

○19番（幾井洋一君） 19番、幾井洋一、2回目の質問を行います。

まず、国民保護法に関してでございますが、この案件は自民党の新憲法案で明らかにされましたように、戦争を放棄した国から戦争ができる、〇〇〇ができる国に変えようとして、そして、米軍との一体化も進めております。自衛隊が米軍と一体化した場合、もともとアメリカの傀儡兵としてつくられ、育成されてきた自衛隊ですから、主導権は米軍に握られることは明らかです。憲法を変え、軍事国家日本となった場合、国民保護法に明記されているよう、国民の基本的な人権は制限されるのでございます。憲法上、制限は許されてはならないと私は解釈しております。国民主権は、国家有事に奪い取られるのでございます。そして、米軍主導で有事が推進するということは、国民主権を米軍に売り渡すことになりはしないでしょうか。私は、この根本的な問題を危惧しております。この点に関して提案者の認識をお伺いしたいと思います。

次に、農業問題です。

小泉政権の目指す農業構造改革は、縄文時代以降の日本農業を支えてきた家族農業を、農政の対象から切り捨てるために輸入を野放しにして、国内農産物価格を生産費の4分の1以下に押さえ込み、その経営を成り立たせなくするものでございます。土佐山田町の商店街がシャッター通りになったように、耕作放棄農地の拡大を許してよいものではないでしょうか。その耕作放棄された農地を中心に、格安に企業に農地が提供できるようにし、日米企業の農業への参入に道を開こうとしております。このような大変革には、個々では対応できるものではありません。その重大な時期に、郡下8町村が香美、香南の2市

になった条件を生かし、J A香美と定期協議を含め、連絡を密にして重油の問題を初め、基本的な農政問題についての対応を図るべきではないでしょうか。この点についての考えをお伺いしたいと思います。

医療制度の問題へ移ります。

この医療制度の大改革につきまして、昨日1回目の質問をいたしました。その内容は12日付の高知新聞に南国中央病院の山本院長が詳しく説明してくれております。ぜひお読みおきください。専門分野の博学は評価いたしますが、その対談の中で、「また医療においても在宅医療支援の名のもと、在宅や特定施設でも週末期医療を推進する動きがあります。高齢者医療費が毎年増加し、しかも、その50%以上が死ぬる前の5~6カ月に集中していることを考えますと、在宅で終末を迎えてもらえれば、医療費ははるかに安くなるという理由からです。その善悪はともかく、国はそれだけ財政難であるとの一言に尽きます。」との発言が見られるよう、国の財政難がアメリカに強要された630兆円の公共投資を借金で行っていること。消費税導入から現在まで、昨年まで148兆円の消費税収入に匹敵する145兆円の法人税の減税など、わかり切った上でつくった財政難であることを初めとして、政治批判のないことはいただけませんが、医療制度の後退の実態はつかめるものだと思います。後退の実態をどう認識されているのかお伺いしたいと思います。先ほど丁寧に資料をいただきましてありがとうございました。よくわかると思います。これは資料をいただきましたので、もう答弁に及びません。失礼しました。

続きまして、我が国は、他の資本主義国に比べると企業天国となっております。小泉自民政権は、アメリカと大企業の要求を次々実現させてきました。日本の大企業が国際競争に打ち勝って最大限の利益を上げるため、政策の2つの柱の1つが、大きな政府では企業負担が大きくなり国際競争に勝てないとして、企業の負担を軽減させる小さな政府論です。それによって、既に先ほども言いましたように10兆円とも12兆円とも言われる法人税の負担を減らすことに成功しております。その32%が地方交付税ですから、地方が苦しくなるのは当然のことです。2つ目にねらっているのは'01年度で28兆6,537億円の社会保障費の企業負担の軽減をねらっているのをございます。そのうちの8兆4,453億円が医療費負担で、ここに照準を当てております。経済財政諮問会議で日本経団連会長の奥田氏、経済同友会前会長の牛尾氏が医療制度改革大綱に従って改革推進のスケジュールをつくって実現をさせてきますので、大綱をよく吟味して市政にそごの決すことのないような体制を整えるべきと考えますが、その点どう判断をされているかお伺いをしたいと思います。

次に、保険外施設の増大は、差額ベッドや食費、光熱水費等に加えて混合診療や保険免責制度で保険外診療がふえると患者負担は増加する一方です。その患者負担を負担増を要求している大もとは、アメリカの保険会社とその利益を代表するアメリカ政府です。そして、そのしり馬に乗ってみずからの利益を追求する日本の財界でございます。首相

の諮問機関である規制改革民間開放推進会議に参加した在日米大使館のズムワルト公使が混合診療解禁を主張いたしましたし、米国企業1,400社が加わる在日米国商工会議所は、日本の医療分野の市場拡大、株式会社による病院経営などを求める運動を展開しております。また、民間開放推進会議の議長である宮内義彦オリックス会長は、民間保険会社を傘下に置く企業グループのトップでございます。自分の企業の儲けのために混合診療の旗を振ることは許されません。また、彼らの要求を実現さそうとする小泉首相の政治姿勢も許せるものではありません。このような流れの中で、国民、市民の命と健康の問題がどのようになっていくと考えられておるのかお伺いしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

- 議長（西村芳成君） 暫時休憩します。
（午後2時31分 休憩）
（午後2時34分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

答弁の前に幾井議員から一言訂正がございますので許可いたします。

幾井議員。

- 19番（幾井洋一君） 幾井洋一です。先ほどの質問で、冒頭のところで「戦争を放棄した国から戦争ができる、〇〇〇ができる国に変えようとしている」と言いましたが、「〇〇〇」という言葉は穏当ではありませんので、この部分削除させていただきたいと思っております。

- 議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

- 防災対策課長（田中育夫君） 幾井議員の2回目の答弁の前に、すいません、「新市長の下で審議すべきでない」とのところで、「平成18年中に計画の作成のために」と答弁いたしましたけれども、「平成18年度」でありますので訂正をお願いいたします。

2回目の答弁でございますが、1回目とほぼ同じ内容になるかとは思いますが、答弁させていただきます。

戦争の放棄のもとでありますけれども、武力攻撃事態等が起きた場合に、先ほども述べましたように、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるということを重要性にかんがみ、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置等で武力攻撃災害への対処に関する措置の、その他必要な事項をこの法律で定めておりますので、我が国の平和、私が言うことは大それたことですが、国民の安全をとということで、この国民保護法を今回提案させていただきましたので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

- 議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

- 農政課長（宮地和彦君） 幾井議員の2回目のご質問で、連携等にご指摘をいただきました。確かに、今までも農業振興については関係機関、また高知県生産団体、そしてまた農家、農業委員会、いろんな各部門で農業振興の立場では連携をとっております。

さらに今までと同じように、さらに連携をとってまいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 幾井議員の2回目のご質問にお答へします。

まず、3月12日付の高新の意見広告ですが、私も読んで勉強させていただきました。なかなかこの先生は勉強されているなというように思いました。

次に、大企業と政府との関係、それから保険会社とか、日本の財界と外国との関係についてですが、まことに勉強不足で私にはわかりませんが、医療制度改革大綱が閣議決定をされまして、それに基づいて法が今後整備されれば、市として遺漏や間違いのないよう正確に業務を行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、山崎眞幹君。

○2番（山崎眞幹君） 2番、山崎眞幹でございます。本日は午前中にちょっと鏡野中学校の卒業式にまいりまして、130名の旅立ちを見送ったわけですがけれども、やはり人生のその節目節目のセレモニーというものは、なかなか意義深いといひますか、感動する場面がありまして、ある者は涙を流し、ある者は緊張した顔で、そして笑いながら旅立っていきました。それを見ながら自分ももらい泣きを試してみたり、いろいろして、一種その感情の高まりを通り過ぎてしまいましたんで、ちょっと腑抜けみたいになって、最後まで行き着くかどうかわかりませんが、質問をさせていただきたいと思ひます。3年生の答辞のところになかなか、中学校も3年生になると、やっぱり社会的なこともちゃんと考えて答辞も言うなというふうに感心したことがございました。というのは、それは香美市となって私たちが最初の卒業生となったんだと。そのことは非常に意義深いことであるというふうなことを、その3年生の答辞の中で述べておりました。それと同じように、今回はですねその新市発足に向けて、私自身の記念特別号ではないですがけれども、特集号といひますか、今、市長は不在でして、いないわけですがけれども、今回の暫定予算の方向性というものが新市長の行政方針に引き継がれているということ、となつて思ひますので、そのことを踏まえまして土佐山田町議会議員であったときの継続といひますか、そのことも含めまして、今回通告に従ひまして香美市振興計画、そして地域審議会、行政改革、保育所と次世代育成支援対策行動計画、そして高知工科大学、物部川、地域資産、合併記念行事とまことに多岐にわたりますけれども、今回予算が措置されておりますものを中心にお尋ねをしていきたく思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

まず最初に、香美市振興計画をめぐつてですがけれども、この件につきましては、土佐山田町議会におきまして何度かお尋ねをし、最後の議会でもお尋ねをいたしました。そして、今回香美市振興計画作成委託といたしまして、300万円が計上されて、早速ですねこの策定に向かうものかなというふうに思われます。

そこでお尋ねをするわけですが、まず第1点、成果品、振興計画を得るまでの流れ、そしてタイムスケジュール並びに成果品の構成についてお尋ねをしたいと思います。

次に、委託ということに関してですが、今、行政改革の中でもですねいろいろなところでアウトソーシング、委託ということがありますが、なかなかそのことについては、やはり委託する側も少し心を配らなければいけないというか、委託についての精査をしなければならないのではないかというふうに思います。そういうことを私自身思いながら、この質問をさせていただくわけですが、この香美市の振興計画というものは、合併協議会で策定されました香美市まちづくり計画をできる限り忠実に引き継ぐものでなければならないものと考えております。企画課長は、当時の合併協議会の事務局長でしたので、現企画課長ですね、この香美市のまちづくり計画が策定されるまでの過程についてはですね、もう何を今さら言うまでもないと、全部わかっということではあると思います。しかし、おさらいの意味も込めて少し振り返ってみますと、この香美市まちづくり計画というのは、その前段のこうほく3町村将来構想というものがあまして、その策定も含め、国際航業株式会社、これはプレゼンテーションをしていただいて、この会社に決まったわけですが、国際航業株式会社にプロポーザルで決まりました。総額748万6,500円で業務を委託され、この国際航業さんですね旧町村の振興計画を初めとした基礎データの収集はもとより、こうほく夢語り懇談会、住民アンケート、合併協議会委員アンケート等をもとにしたたたき台をつくりました。そして、それに協議会の中でまちづくり計画策定小委員会が検討いたしまして、その上で合併協議会で最後に検討を加えて成案を見たということでございます。そして、このまちづくり計画の概要版を持って住民説明会を行いました。皆さんも出席した人は多かったと思いますが、そういうものですから、このことにつきましては、合併後に目指すまちづくり、町の姿としてその実現を住民アンケートに約束、公約ですよね、したものだと考えます。また、このことに関しては、現職務執行者であります野島民雄氏もですね合併協議会の会長当時、もう少し詳しく言いますと、平成17年6月6日に行われました第4回の協議会においてこのように述べられております。「この計画によって住民の理解を得て合併に踏み切っておりますので、やはりこれを基本としてそれに対応していくということが必要ではなかろうかと思っております。」とこういうふうに述べられております。そして、この件とは違いますが、同じようなことで合併協に提出されていた議案を、協定を交わしたとき内容と違うということを決めることは、住民との約束を破ることになる、つまり公約違反になるのであるということで、その協議会に出されていた提案議案を幹事との協議の上で取り下げられたということもございました。そして、今そういうふうな経過は踏まえてお尋ねするわけですが、この委託という部分、委託というのは一体どの部分をどこに予定をしているのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

続きまして、この香美市振興計画案が出されますと、多分、振興計画審議会というものの設置がされまして、これにおいてこの審議がなされるものと思います。そこでお尋ねをいたしますけれども、この審議会設置の時期及び所掌事務並びに、これは条例では25人以内とされていますけれども、委員選定の内訳をお尋ねをしたいと思います。

次に、香美市まちづくり計画で推計されていた財政計画の現状と見通し及び主要施策に係る普通建設事業の概算、総事業費の現状と見通し、このまちづくり計画の最後のページでしたか、最後メモですけれども、メモじゃない、その前のページのこのところですが、これについてお答えを、現状と見通しのお答えをいただきたいというふうに思います。

続きまして、地域審議会ですけれども、この地域審議会につきましては、合併協の中でもその期間において、最終的に4年になりましたけれども、それを10年というふうな話もあった、そういう経過を経たものです。合併協議会での調整内容によりますと、この地域審議会の、地域審議会は設置の目的として、地域住民の意見を新市の施策に反映させ、地域の振興を図るため、新市が処理する旧町村の区域に係る事務に関し、新市の長の諮問に応じて審議し、かつ意見を述べる機関として地域審議会を設置するというような、このようにされています。そして、設置区間は土佐山田町、香北町、物部村の区域とするとされ、設置期間は合併の日から平成21年3月31日まで。その役割及び審査事項では、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとして、新市の建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行状況に関する事項、その他市長が必要と認める事項が挙げられております。そして、別書きとして、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる、これ以外に多分、地域審議会の中でこういうことが必要ではないかというふうに認められた事項については、それを審議して市長にこれは意見を述べる。最初は諮問に応じて審議し、意見を述べる、それができるというふうにされております。そして、委員は当該区域に住所を有する者15人以内とする。任期は2年、このようにされております。この予算に計上されている合併地域審議会として23万1,000円というのが計上されております。多分この審議会のことだというふうに思いますので、この審議会がおかれるまでのですね流れとタイムスケジュール、そして、委員選定、委員をどのように選定していくのかというふうなことについてもお尋ねをしたいと思います。

次に、香美市における行政改革をめぐってですけれども、香美市として取り組む行政改革につきましては、旧町村ごとにずっと継続されてきた、継続されて取り組みをされたそれぞれの行政改革があると思いますので、それぞれに違った課題もあったと思います。その中で旧町村単位で目標に対する到達度の検討や、今後の課題等を整理してからの取り組みになるだろうというふうに考えますけれども、今回の予算で行財政改革検討委員会として12万円というものが計上されております。これはいわゆる土佐山田町であったんですけれども、平成17年度、その前年度の成果を委員会に報告するというふ

うなことがありましたので、そういうための予算計上かもしれませんが、それはわかりません。それはそれとして、行革をやっていかなければならないものでありますので、香美市としてつくる香美市行政改革大綱策定までの流れと、どういう流れでやるのか、時間はいつまでとか、そういうタイムスケジュールにつきましてお尋ねをしたいと思います。

そして、その行政改革の最初、たしかぎょうせいさんというコンサルが第何次でしたか、今の前の前のとき、平成9年ぐらいのときにまとめられたような気がしますけれども、今回の大綱策定時には、そういうたたき台の作成とか、そういういろんなものをですねコンサルさんに委託をするというようなことを予定をしているのか否かについてお尋ねをいたします。

そして、検討委員会、これはそれぞれの町村にですなこういうものがあつたと思しますので、その委員さんの継続ということも含めまして、検討委員会の委員選定についてはどのような腹案がおありなのかお尋ねをしたいと思います。

次に、保育所と次世代育成支援対策行動計画をめぐってですけれども、これは旧土佐山田町におきまして、旧土佐山田町に夢と希望にあふれる若者が定住し、安心と喜びを持って子育てに当たることができるようにということで策定されました土佐山田町すこやか子育てプランというのは、最終の合併協議会においてもこれが出されまして、皆さんにこのことは香美市に引き継がれるということが報告、確認をされたものでございます。このプランは、原則的には、私自身は原則的には香美市次世代育成支援対策行動計画というものが、これが策定されるはずですので、この策定に合わせて、そのエリアが広がった分も含めて再検討をして、香美市に夢と希望にあふれる若者が定住し、安心と喜びを持って子育てに当たることができるようにということで、香美市すこやか子育てプランというものに姿を変えるべきだと考えております。

それはさておきまして、今回、保育所運営委員会委員として6万円の予算がこれは計上をされております。この委員会は、このすこやかプランの実施計画の中にありました、事業推進の取り組みのニーズに合った保育サービスの提供と柔軟な見直しにうたわれている委員会のことだというふうに思いますけれども、この委員会の設置の時期、所掌する事務、委員選定等についてお尋ねをしたいと思います。

次に、関連ですけれども、この保育所にタイムレコーダーということが、さきの臨時議会でお聞きをしました。いよいよタイムレコーダーが入るなどと思ひまして、思うわけですけれども、こういう新しいタイムレコーダー導入ということのほかにも、新市となって、また所管が教育委員会ということになったことによって始めた、または始めようとしている新しい試み、そういうものがありましたらお尋ねをしたいと思います。

そして、その保育サービスの向上とか、その環境整備も含め、いわゆる保育問題については、早速昨日の議会の答弁も含めまして、子育てプランに沿ってそれが着々と進行しているというようなことが、本日の高知新聞上でも掲載されておりましたけれども、

これについては課題も本当に多いものだと思います。しかし、それは課題が多いだけ、やはり、やりがいもあるのではないかというふうにも考えております。教育長からはこれは旧の土佐山田町の保育所改革推進委員会の最終日にお越しいただきまして、この件についての前向きというか、これは私がお話をお聞きして前向きであるなというふうにとったわけですけれども、抱負をいただいたというふうにも考えております。また、昨日この答弁に教育長がトップバッターとして登壇したときに、明るい展望があるのではないかというふうなことをおっしゃってございました。そこでお尋ねをするわけですけれども、実際に保育所を所管しての率直な感想と、今後の明るい展望についてお尋ねをしたいというふうに思います。

その香美市の次世代育成支援対策行動計画というものは、旧町村の、これは物部村でも旧香北町でも山田の例に倣ってこの行動計画は立てたというふうに所管課から聞いておりましたので、その旧町村の計画を調整しながら策定をしていくという作業になるのではないかと考えております。そして、そういうことになりますと、その策定期間とか、策定後のその計画自体の推進管理法についてどのようにしていこうとしているおつもりなのかをお尋ねをしたいと思います。

続きまして、高知工科大学ですけれども、これは本当に土佐山田町が終わる寸前になりまして、連携推進協議会というものが発足をいたしました。この現状についてお尋ねをしたいと思います。

そして次に、この工科大に関連しましては、教育総務費の中で高知工科大学連携教育事業講師謝金として9万円というものが計上されております。これは多分旧香北町であった事業の継続ではないのかなというふうには思いますけれども、この事業の内容と、これ以外にですね香美市で現在進行形であるとか予定されている他の連携事業等がありましたら、それについてもお尋ねをしたいというふうに思います。

そしてもう1点、保護者とか学生、今の教育にかかる教育費というのは莫大なものがありまして、大変なんですけれども、自分も3人子どもがおりまして、その教育費に四苦八苦をしております、これは私的なことなんですけれども。その軽減を目指してということでありましょか、今、第2ドミトリーという建設計画があるようなことを耳にすることがあります。この件につきまして、行政として何か情報がありましたらですね、それについてお尋ねをしたいとも思います。

続きまして、物部川というものをめぐってですけれども、これ、きょうその卒業式に出席をしまして、鏡野中学校の校歌を聞きました。そしたら、その2番のところに「物部川流れ豊かに、うるわしくにじ…」というふうな歌詞があります。そして、私は片地小学校の出身なんですけれども、片地小学校で校歌の3番だったと思うんですけれども「朝霧はれて、物部川、さみどりの松、うつすとき、平和日本の、あけぼのの…」とあるわけですけれども、この地域にとって物部川というものの大切さは、もう本当に語っても語っても語り尽くせない大事なことだというふうに思っております。そして、この

質問書を作成をしたときに、今の現状と自分が子どもだったころに遊んだ現状と、いろいろと考えてみたんですけれども、私が小学生のころ、昭和30年代後半、中盤から後半ですけれども、そのころは金曜日の午後8時からの高知放送のテレビというのが一番の楽しみでした。こう言うと皆さんわかる人が何人かいると思いますけれども、そのテレビはですねディズニーランドとプロレスリングというのが交互でされていたんです、隔週で。そして、プロレスでは力道山、豊登、吉村道明とか、ルー・テーズ、デストロイヤー、フレッド・ブラッシー、これらメインイベントを務めまして、これは楽しかったです。そして、ディズニーランド、もう1本ディズニーランドありましたけど、ディズニーランドは4つの国がありまして、おとぎの国、開拓の国、冒険の国、未来の国、この4つがありました。何が言いたいのか、その中で冒険の国のカットインがあるんです。それはですねどういふシーンだったかといいますと、アメリカのコロラド川ですね、コロラドの溪谷を濁流が流れていく様子が最初に流れるわけです。その、私自身は小学生のときにその雄大さとともに、その激流に驚いたことを覚えておりますけれども、なぜそんなことを言うのかといいますと、私がその毎日眺めてですね、夏にはもう一日じゅう遊んでいた物部川は、台風の時以外はもう本当に澄んだ流れで、泥水が流れているような川は全く想像もつかなかった。だから、その格差にすごく驚いていたわけです。ところが、私が今水量も少なくなって、灰色と水色とそのまぜたような色の物部川をきょうも見てきました。毎日眺めながら、物部川がこういうふうな濁った川であることが当たり前になったことに、物部川に思いを持つ小さな1人として危機感と責任を感じています。川面を澄んだ風が渡って、たくさんの生き物を育み、夏の子どもたちや川辺に暮らす人々に楽しい川遊びや季節ごとのさまざまな恵みをもたらしてくれた物部川、そこにあることで人々の命を、暮らしを支え、心に潤いを与えてくれた物部川、その懐で楽しい日々を存分に、当たり前で過ごした者たち、私たちが源流域から河口に至るまでに、静かに広がっているこの惨状を前にですね、ただただ立ちすくむのみなどということであるならば、香美市がどんなすばらしい将来構想を描いても、この水系に育まれてきた運命共同体としての地域に未来があるとはとても思えないわけです。そして、きょうですね、その卒業式ですごく感動したわけですが、卒業式に卒業生代表として贈る言葉を述べた人がいました。その彼女の言葉に僕は感動しました。彼女は5年ぶりにこの鏡野中学校へ来たと。そしたら随分変わってるんじゃないかなと思ったけれども、少しも変わってなくて、昔と同じような姿で私を迎えてくれたと言われたんです。それでまたちょっと涙ぐんでしまいました。あした、来る人たち、いわゆる将来の子孫ですね、私たちの子どもたち、そしてそのまだ将来の人たちに対して、私たちが知っているあのすばらしかったふるさとを手渡すことができなければ、今思いや願いを持った小さな一人一人がそれぞれに本当に負うことのできないほどの大きな責任を感じながら、いつか心折るときを迎えなければならないと。そうならないためにも、今私たちはできることは何でもやっていきたいというふうな考えて、物部川ジャンボリーなんていうの

も、仲間と一緒に主催させていただきまして、これは国交省の今年の行事予定にも掲載されているようですし、旧土佐山田町の環境課、企画課、商工観光課、農林課初めとして、たくさんの皆様にお手伝いもいただきまして、香美市になっても関係各課の皆様のお手伝いをいただいて、ご支援をいただいてやりたいと思っておりますけれども、そういうふうな試みをしているわけです。ちょっと前置きが長くなりましたけれども、質問になります。

一つのそういうごみの惨状、いろんな惨状が、例えば槇山川の源流域からずっと広がっているわけです、物部川全体に。その一つとして物部川流域のごみ問題を私は何回かこの議会においても取り上げさせていただきまして、この件に関しましては、環境課長ですとか、関係諸団体、香南清掃組合、国交省を含めまして、たくさんのお骨折りをいただき、一斉清掃時に収集したごみの処理につきましては、一定のルールができて、一歩前進したのではないかというふうにも思えるわけですが、このごみの問題につきましては、流域全体で、やはり不法投棄やポイ捨て等がなくなる限り、幾ら拾っても拾っても漂着ごみはなくなるわけですよ。この件につきましては、仲間がもう何回も河口でもその清掃作業をし、この間は香北町の白川地区のところで、それもごみ拾いしました。それは大変な状態です。ですから、不法投棄、ポイ捨てをなくさない限り漂着ごみのない川にしようという、一つの目標に向かっての根本的な解決にはならないわけです。そして、香美市というここに一つの大きな源流域まで含めた自治体になりましたので、この母なる物部川の現状を、源流域から再確認するとともに、不法投棄やポイ捨て等に対しては、やはりその条例を持っているわけですから、環境、これはあったら申しわけないです。私、知らないだけかもしれませんが、環境審議会というものの活用とか、環境美化条例の周知徹底等の新たな取り組みをしながら、それを活用する取り組みをしながら、新たな一步を踏み出す必要があるのではないかというふうに考えますけれども、この件について見解をお尋ねをしたいと思います。

次に、国土交通省が河川敷等で行う工事については、これは去年おとしでしたが、これは神母ノ木の方の堤防も新しくなったりして、いろんな工事がされてます。それは河川の整備計画に沿った工事がされていると思いますけれども、それは周辺の住民にとりましては、とても唐突だった、唐突というふうに思われたり、それが本当に今要る工事なのかというふうな、不要の工事だというふうに映ったりもしますし、その周知も、知らないだけだろうと思いますけど、なかなかされてないように思います。先日も神母ノ木の河原で、河川敷にある木の伐採が行われていたようですけれども、その地域の河川監視員、河川モニターというんですかね、されていた方もその件については何も知らなかったというような現状です。

そこでお尋ねをしたいわけですが、国土交通省が河川敷等で行う工事は事前に周辺自治体に対して告知等がされているのでしょうか。また、それらの工事の要、不要、幾つかの課題がある場合については優先順位を、「そらそうでないのかもしれませんがね。

どうでしょうか」というふうな問い合わせがされるのでしょうか。それをお尋ねをしたいと思います。

これを書いていたその朝ですけれども、3月10日の高知新聞紙上に国土交通省と県の主催により物部川を語る会の初会合がもたれたということが掲載されていました。私も仲間と一緒に物部川に関してはある程度のその感心を持ちながら、いろんな情報も入ってくるわけですけれども、この情報は残念ながら持ち得なかったのが驚きまして、驚いたという言い方は変な言い方ですね。こういう質問を急遽つけ加えたわけですけれども、この会につきまして、この会の開催は行政に対して知らされていたのか。また委員の構成等についてわかるようでしたらお尋ねをしたいと思います。

物部川に関して最後ですけれども、先ほど言いましたように物部川の源流から河口に至るまでのあらゆる場面での、私には惨状に見えるわけですけれども、これは流域で暮らす私たちに対して本当に無言の警鐘を鳴らしているというふうに考えております。昨日の同僚議員の質問に対しまして、くしくも水道課長は物部、香北の皆様が田畑や山林を守ってくれているおかげで戸板島で取水ができるというふうに答弁されていました。本当に戸板島で取水をいつまでできるんやろうと、極端に言うのですよ、本当に危惧しています。そして、今回の合併は瀕死の物部川に根本的に治療を施しながら、流域に本当に豊かな潤いのある暮らしを取り戻す、私たちに与えられた最後のチャンス、最後の機会だというふうに考えます。今あるたくさん問題は、どれもきょうあす、すぐ解決するというふうな問題は、もう本当に一つもないというふうに思いますけれども、それぞれの目標に向かって歩みが始められて、そして、後に続く人たちに受け継がれ、50年後、100年後に物部川に豊で澄んだ流れが戻ったときには、流域にはたくさんの人たちが笑顔で豊に暮らすふるさとが広がっているというふうに私は逆に確信をするわけですから、そんな未来に向かうためにも、今物部川に利水、治水、親水等がかかわるあらゆる個人や団体が一堂に会して課題の共有や情報交換を通じてお互いを知り合いながら、豊かな清流を取り戻すために知恵を出し合うこと、そしてその場が本当に今こそ必要だと考えますし、この流域が一つになった、自治体となったその香美市こそ本当にその旗振り役を務めるにふさわしいのではないかとこのように思います。見解をお尋ねをしたいわけです。

次に、地域資産です。

香美市になりまして、それぞれに旧町村にはたくさんのすばらしい資産があったわけですけれども、よりそれぞれの地域にとってたくさんの資産を持つようになりまして。そして、これは以前土佐山田町のときにも、やっぱり地元の人たちが地元のことを知らなければ、その振興というものはなかなか図れないのではないかとこのことも含めて、龍河洞に遠足、遠足は龍河洞へ1回行ってくれというふうな流れの中での質問をずっとしてましたので、それに関連をしているわけですけれども、エリアが広がった分、18年度の行事予定や総合的な学習の時間において、龍河洞とかアンパンマンミュージアム

とか、いざなぎ流とか、いろんなたくさん資産がありますので、そういうものの活用を予定をしている小・中学校とかあれば、それをお尋ねをしたいと思います。

最後ですけれども、合併のその記念行事をめぐってお尋ねをしたいと思います。

今回の予算で新市合併記念事業補助金として500万円というのが計上をされております。どのような内容で、いつ予定しているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

そして次に、記念事業のそのどういうことをする、その内容については、これは実行委員会方式というので検討するのか、またそうでないのか。そして、実行委員会という形でいろんな委員さんを募って検討するということであるならば、どのような委員構成というものを考えておられるのかをお尋ねをして、1回目の質問を終わります。

多岐にわたっておりますので、ちょっと私も多分担当課長ごとが、いろんなところ飛び飛びで答弁いただくと思いますので、ちょっと時間をいただいて、ゆっくりしゃべってください。よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 私の方から山崎眞幹議員のご質問、3点についてお答えをさせていただきます。

まず、香美市振興計画をめぐってというところにつきましては、①から③、まず成果品を得るまでの流れ及びタイムスケジュール並びに成果品の構成を問うから、②の委託とはどの部分を予定しているのかと、③の審議会設置の時期と所掌事務並びに委員選定について問うという点につきましては、一連の作業に関連をしておりますので、一括してお答えをさせていただきます。

企画としましては、間もなくアウトライン的なスケジュール策定の準備作業に取りかかるようにしてございます。具体的には市長等の所要決裁後にお示しすることになりますけれども、担当課事務レベルでの案としましては、4月に庁内での策定本部会を設置をいたしまして、ここで具体的な作業手順とか基本的方向を調整することとなりますけれども、こうした計画を立てるときの一般的な作業形態として進めたいというふうに考えております。まず、委託業者の選定を行いまして、計画に係る首長及び各課のヒアリング、あるいは住民アンケートを10月までに終えまして、その後これを取りまとめていく過程で、順次策定本部会と審議会を反復しながら内容を整えまして、19年3月議会に提出をしたいと考えております。そうしますと、審議会の設置は10月ないし11月になろうかと思われま。議決要件につきましては、基本構想とされておりますけれども、基本計画もあわせてお示ししたいと想定をしております。ご指摘のとおり、振興計画の策定に当たりましては、当然香美市まちづくり計画を念頭に策定作業に臨むことは言うまでもございませんが、一方でこの間の行財政状況とか制度等の変更などにも対応した内容との調整も必要でございます。また、より具体の行政計画としなければならないことからしますと、時間も手間もかかることとなります。そうした観点から香美市まちづくり計画をベースとしながらも、これの再度の点検、確認をしつつ合併後の具体

的なまちづくり計画書たる振興計画の策定への一連の作業を委託することになろう、このあたりも含めまして、業者の選定につきましてはプロポーザル方式としたいと考えております。委員の選定につきましては、香美市振興計画審議会条例第3条に基づき、市長の専決事項となっておりますことから、人事に関する取り扱いについては、現段階では差し控えさせていただきたいと思っております。審議会の所掌事務につきましては、同じく条例第2条に規定をされておりました、これに依拠した業務に当たっていただくこととなります。なお、成果品の構成につきましては、業者の提案あるいは策定本部会、そして審議会で検討していくことも一手法であると考えております。

次に、高知工科大学をめぐって連携協議会の現況と第2ドミトリーの建設計画についてお答えをいたします。

連携協議会につきましては、これまで2回の会議を開催をしております。2回目は昨年12月27日に開催をいたしまして、工科大の現状と課題についてと、土佐山田町の現状と課題、そして新市建設計画の概要について情報交換を行いました。工科大としましては、工学人気の減退、少子化、進学率の頭打ちの状態の中での入学者数の維持、確保が課題であるなどが話されました。また、大学が若者の県外流出を防ぐほか、大きな経済効果をもたらしていることなどについても大学として表されました。そして、人口減への歯どめとして少子・高齢化対策、就労の確保といった施策や都市計画に関する意見などがここで交換もされました。原則四半期ごとに開催することとしており、今回は双方新年度を迎え、また当市の体制が整った段階で開催されることになろうと思っております。第2ドミトリーの件につきましては、こうした場ですから公的な部分でのお話しかできないということにはなりますけれども、そうした計画等がございましたら、前回の連携協議会で情報としてだけでも発せられたのではないかと思います。そうしたお話しはございませんでした。

次に、合併記念行事をめぐってということについてお答えをいたします。

新市合併記念行事につきましては、実行委員会方式をとり、その中で具体的なプログラムを検討していただくことを考えておりましたけれども、方向転換をしなければならぬと考えております。これは予算のこともございますので、若干それについて説明をいたします。記念行事の中では記念式典の実施は必須行事と考えており、これについては去る2年前の土佐山田町合併50周年記念行事の一環として実施されました記念式典に要した経費が約200万円だったことから推計をいたしますと、行政体が大きくなった条件化では50周年次と同レベルの内容で実施するをいたしましても、およそ300万円程度の経費を要するものと思われます。こうしたことから、残額200万円をいたしますと、合併後の一体感を醸成するためには、ある程度インパクトのある事業を打たなければならないと考えると、豊富なメニュー、プログラムは組めないと判断をされます。何かのイベントを呼び込む、あるいは誘致すること、これはもうタイム的には無理であると思っておりますけれども、仮にそうすることにいたしましても、直接、間接を問わず

相当程度の負担を求められるとのこと、したがいまして、これも新市長との協議を待たなければなりませんけれども、事務レベルでの思いといたしましては、主催行事と公募による市民参加型行事をそれぞれ1ないし2件ほど実施できればと考えております。したがいまして、実行委員会を立ち上げてまでという思いには至っておりません。いずれにいたしましても、市長との協議をもって事に当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 私の方からは、まちづくり計画で推計された財政計画の現状と見通し及び主要施策に係る普通建設事業の概要、総事業費の現状と見通しについてお答えいたします。

まず、今議会には新年度の暫定予算を提出させていただいておりますけれども、新年度の当初予算の調整できていない状態でありますので、ここにご質問の内容につきましては、まだ十分に分析もできていないというのが現状でございます。また同時に合併したばかりでもありますので、もう少しお時間をいただきたいということでございます。ただ、香美市まちづくり計画における財政計画というのは、平成17年、去年の春の時点で最新情報に基づきまして、交付税等の歳入等は計算しておりますけれども、歳出の積算につきましては旧合併資料を基礎としまして、普通建設事業等もその旧合併時代の事業を横滑りに使って計画をしております。このために、特定財源の積算額がその後、国の三位一体改革の影響等によりまして、計画策定時よりも特定財源自体が減少しているのではないかとというような危惧は総じて感じてはおります。また、歳入面でも、去年よりは国の三位一体の改革による財源につきましても明確になってきまして、その結果、当市においては財源の増加は見込めないような状況ということがはっきりしてまいりましたので、担当課としましては、新市の当初予算が成立した後に早急に財政計画を練り直していかんといかんではないかと、このように考えております。ただ、1年前につくった計画も、その時点での最新情報に基づいてつくっておりますので、めちゃくちゃ変わるということはないかと思っておりますけれども、今後新市の予算ができ上がりましたら、その後順次作業を進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地域審議会をめぐってということでございます。合併地域審議会23万1,000円が計上されている。設置までのタイムスケジュールを問うということと、委員の選定について、関連がございますので一括してお答えをしたいと思っております。

まず、地域審議会の設置につきましては、廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書、この中で合併前の土佐山田町、香北町、物部村のそれぞれの地域に設置をするということになっております。また、委員につきましては、協議書の中で15人以内と

なっており、公共的団体に属する者、学識経験を有する者、公募により選任された者、それぞれ5名以内で、新市長が決まりましたら速やかに人選を行い、審議会を立ち上げたいというふうに考えております。なお、18年度の予算の関係でございますが、4回程度の開催を予定しておりますが、計上しました23万1,000円は暫定予算でありますので、4月から6月までの間で1回分の予算を23万1,000円計上、委員報酬として計上させていただいております。

それから、2点目の行政改革をめぐってということでございます。

まず、香美市の行政改革大綱策定までのスケジュールということでございますが、18年度中策定の予定でございます。18年5月、4月に新市長が決まりますが、新市長及び新体制により検討委員会をもちたいと思います。その委員さんの委嘱でございますが、5月ごろになるんじゃないかというふうに思います。

それから、行政改革大綱の方向性の検討、行政改革大綱集中改革プランの検討を行いたいと思います。それによりまして、18年の12月ごろには大綱集中改革プラン策定を、策定仕上げないかなだろうというふうに予定しております。国の方は平成17年度から21年度までの5カ年間の計画期間のようでございますが、香美市としましては、終了年度を国に合わせということで、18年度から21年度までの4年間を計画をしていきたいということに考えております。本来なら、平成17年度中策定して、県のヒアリング予定が今年の4月、国のヒアリング予定が6月というふうになっておりましたが、合併ということありますので、その合併する自治体については、18年度中に速やかに策定することというふうにされております。

それから、2点目のコンサルタントの会社への委託予定ということでございますが、見てのとおり暫定予算には組んでもおりませんし、当初予算への計上もしておりません。ということでありますので、委託は考えてないということでございます。

それから、3点目の検討委員会の委員選定につき問うということでございますが、これも委員の選定につきましては新市長の決定後、新体制になってから協議をしていくという予定でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

山崎議員のご質問のうち、保育所と次世代育成支援対策行動計画をめぐってという件でございます。

まず、1番目の保育所運営委員会に関して予算が計上されているが、委員会設置の時期、所掌事務、委員選定についてというご質問にお答えいたします。

運営委員会設置の時期としましては、新市長決定後速やかに設置したいと考えております。その所掌事務は、すこやか子育てプランの進捗状況のチェックも含めまして、保育所運営に関し意見を述べていただいたり、市と協働して保育所運営にかかわっていた

だくものであります。委員の選定につきましては、新市長の意向が入ってきますので、今現在ではわかりませんが、かつての保育所改革策定委員会や、推進委員会のメンバーであった方たちにも入っていただけたらいいのではないかと考えております。

次、2番目の件ですが、タイムレコーダー導入のほかに、新市となって、また所管が教育委員会となって始めようとしていること等のあるなしについてというご質問にお答えします。

新市になって、また所管が教育委員会に変わったことですぐいろいろと変わるということはありませんが、まず一つは教育委員会のもとで定期的な園長会を行って園の運営を図っていきたいと考えております。そして、今後香美市保育所のあるべき姿を求めていく上で改善すべきこと、また必要なことは改善、実施していかなければならないと考えております。

次に、4番目、④でございますが、香美市次世代育成支援対策行動計画につきその策定期間、そして推進管理方法についてのご質問にお答えします。

まず香美市行動計画についてでございますが、平成18年度は旧3町村の行動計画を合冊して推進してまいります。そして、まずこの行動計画は前期、後期に分かれまして、前期につきましては平成17年から21年度までとなっておりますが、その前期の中間の19年度に中間見直しを行うということになっておりまして、そしてこの香美市の行動計画につきましては、18年度中に策定委員会等を立ち上げまして、新市行動計画を策定したいと考えております。

それから、行動計画の推進管理についてでございますが、住民代表による行動計画評価委員会や、各分野関係各課等からなるワーキングチームによりまして推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山崎眞幹議員さんの保育所に関するご質問にお答えさせていただきます。

初めに少しお時間を借りまして、皆さんにお礼を申し上げたいと思います。午前中、市内の4つの中学校で卒業式がございました。自分は鏡野中学校の方へ参加していましたが、それぞれ議員さん、中学校へ参加していただき、励ましのお言葉をいただいたことと思います。どうもありがとうございました。

それでは、山崎議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

保育所の所管となりまして日が浅く、また、今の自分の立場で率直な感想とか展望を申し上げることは大変はばかられますけれども、現時点でご質問いただきましたのでお答えをさせていただきたいと思います。土佐山田町すこやか子育てプラン及び実施計画書に目も通しまして、先日若藤保育園の説明会にも参加しました。また、委員会内で担当者等と話し合っております。そうした中で、自分なりにもろもろのものが見えてはき

ました。まず、土佐山田町すこやか子育てプランにかかわっていただきましたたくさんの委員さん方、たくさんの保育サービスと子育て支援が盛り込まれておるこのプランの策定に当たりまして、大変熱心にやってくくださったということがよくわかりました。ありがとうございます。それから、町長部局から教育委員会に所管が移ったわけでございますけれども、どこまでが教育委員会のものなのか。今までの行きがかりもあろうと思いますので、今の時点では不透明な部分があるということもわかりました。これは次第に解決していくものだと思います。近年、豊かな人間性を持った子どもを育成するために、人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性が認識されているところでございます。当面する課題が予想されますが、大変そういった面では重責も感じるものであります。旧3カ町村のそれぞれ地域に合った保育がなされておったわけですから、そういった伝統を継承し、国や県の動向にも注視しまして、市としての新しい保育を模索していきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 山崎議員の質問に答えたいと思います。

高知工科大学をめぐってというところで、ここで言う高知工科大学連携事業というのは、高知県教育委員会と高知工科大学の協力のもと、中山間地域の小・中学校の情報教育をいかに進めるかということで、旧香北町が地域連携のモデル地域として指定され、高知工科大学・香北町連携事業として、平成12年度からスタートしたものです。香北町内の香北中学校、大宮小学校では学校情報ネットワーク整備が順次進められ、新情報ハイウェイへの移行も完了しております。そして、高知工科大学からは大学院生や大学教員を小・中学校に派遣していただき、最新の情報教育事業への補助員や教員研修の講師として活用させていただいている状況です。このような費用が教育総務費の高知工科大学連携教育事業予算として今回計上させていただいております。

その他の連携事業ということですが、パソコン教室については大栃小・中学校とか佐岡小学校では実施しているということをお聞きませんが、その他の学校では連携をとって授業が行われている。日数はそれぞれ間があります。また、サッカークラブの活動への支援とか、七夕交流会とか、エネルギー教育研究推進とか、よさこい踊りの指導からソーラーカーの作成まで、それぞれの小学校で情報教育以外についても大学との連携をとった交流が広がっております。今後ですけど、香美市としてもすべての学校でよりよい方向に小学校、中学校、大学が連携して教育ができるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎眞幹議員の高知工科大学をめぐって②これ以外に香美市で現在進行形や予定されている高知工科大学との他の連携事業についてのご質

問についてお答えいたします。

商工観光関連でございますが、現在龍河洞活性化研究会を立ち上げておりました、財団法人龍河洞保存会、高知工科大学社会システム工学科と商工観光課で毎月高知工科大学において勉強会を開催しております。行ってみたい龍河洞ですとか、住んでみたい魅力ある周辺地域にするために若い熱意と知恵と努力で夢や図面を描き、協議し、または意識改革をするなど、長期的な視野に立って合意を得たものから順次着手し、実践していくこととしております。

また、直線で長い土佐山田商店街の資源を今後どう生かしていくかについても、大学と商店街の方、NPO法人、行政とで検討した経過がございます。空き店舗の問題も含めて研究課題として今後も連携協議をしてまいりたいと考えております。

そのほか、高知テクノパークの企業誘致を推進するため、高知県、高知工科大学、香美市の三者で推進連絡協議会を行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 環境下水道課長、阿部政敏君。

○環境下水道課長（阿部政敏君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えさせていただきます。

物部川をめぐってということですが、①番について回答させていただきます。

物部川の現在の姿を見るにつけても、私の知っている昔日の面影が廃れたことを残念に思っております。個人的には生活様式の変化、生活雑排水の流入、森林の荒廃、ダム施設等の影響が少なからずあるのではないかと考えております。近年、この物部川の昔日の姿を取り戻そうと行政と民間の団体等によりまして、現況の視察や課題の提起等、現状を考える機会の方がふえております。多くのボランティア団体等によります清掃によって、物部川を少しでも美しくしようと努力されておりますが、上流から漂着するごみや、投棄ごみの根源を絶たなければ同じことの繰り返しとなって、せっかくの行為が報われなくなります。香美市は物部川の上流から中流域まで占めることになりました。これからもボランティア団体等の清掃活動は続けていきたいと思っておりますが、環境美化条例も香美市に引き継がれていますので、物部川に一層目を傾けて漂着ごみや投棄ごみを減らすことに努めていきたいと考えております。

また、必要があれば環境審議会等にも諮っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 私の方から山崎議員の物部川をめぐっての②につきましてお答えを申し上げます。

国交省の河川敷で行う工事についてということですが、工事の事前通知というものはございません。そしてまた、要、不要とか優先順位の問い合わせ等もございません。

次に、3月10日の高知新聞に載りました3月9日の3時から香南市で開催をされま

した第1回物部川を語る会につきましては、開催のお知らせとしまして3月2日付で文書をちょうだいしてございます。また、担当者の方も事前に来訪いただきまして、どのような内容の会かというようなこともお話をいただきました。委員につきましては、学識経験者、有識者ということで、治水、利水、そして環境、地域、文化という方面から15名、そして近隣の行政から3名、そして河川管理者として4名の合計22名で構成をされてございまして、先日の第1回目の会で座長としまして、高知大学の松田教授が選ばれております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長職務執行者、野島民雄君。

○市長職務執行者（野島民雄君） 初めてお答えをすることに、どうも物部川の3番にご質問をいただきました、利水、治水、親水、各団体があるわけですが、それが一つとなって、やはりこの論議をいたしまして、物部川の清流を図っていかなければならないのではないかと、大変結構なご質問をいただいたところでございまして、この分は私の方でお答えをすべきであるということで、割り当てをいただきまして、大変光栄に存じておるところでございますが、先ほど山崎議員さんがおっしゃいましたように、鏡野中学校の卒業式、そしてまた片地小学校の母校、そうした校歌を引用されましてお話をいただいたところでございまして、ご質問をいただく過程、大変感動をいたしまして、承っておったところでございます。このやはり川、山、ふるさととは人をつくるということでもあるわけでございますので、清流を戻すということによって、そこで生活する住民の皆さん方が、やはり地域を思い、そしてまた最終的には国を思う、平和国家を建設をしていくと、そのようなやはり国民を育てていく、青少年を育てていくということは、極めて重要なことであるわけございまして、したがって物部川にかかわるところの各種の団体の皆さん方が一堂に会して、やはりそれを論議をしていくということは極めて重要なことでございますので、今の私の立場は、それはもう期限も4月8日となっておりますので、できないわけでございますけれども、新しく誕生いたします市長にその点はしっかりとお伝えをいたしまして、今後確実に実行をし、そしてまた成果の上がるようなことでお話を伝えておきますので、なお議員さんはこれからも議員任期、さらにまた次にも出ていただいて、ご活躍をいただかなければならないところでございますので、しっかりとひとつご活躍をしていただくこともお願いをいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 山崎眞幹議員の地域資産をめぐってについてお答えをいたします。

お互いに隣の町のこととして遠目で見えてきました平安の時代から地域住民により受け継がれてきた伝統芸能、芸術文化の知識、教養の向上を図る文化観光施設及び太古から

の長い時間と自然の美の文化遺産、それぞれの地域で大切に守られてきたその地域遺産を、我々は合併によりまして、香美市の財産として引き継ぎ、また次の世代へと引き継がなければならない使命を請け負ったわけでございます。次の世代を担う児童・生徒にもその使命の一端を受け持ってもらい、地域住民の方々とともに伝統への知識と、次に引き継ぐことの大切さの学習を進めていかななくてはならないと思っております。

ご質問の平成18年度の学校行事の予定につきましては、現在検討中ということで、正式なお答えはもらっておりません。先に、旧土佐山田町の平成18年度の学校行事計画につきましては、昨年9月議会でお答えしましたとおり、児童・生徒は学校を卒業するまでに一度は龍河洞体験学習をするということを実行したいと思っておりますし、香美市になりましても旧香北町、物部村の児童・生徒につきましても同じ目標で進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をします。

ここで4時まで休憩します。

（午後3時47分 休憩）

（午後4時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

2番、山崎眞幹君。

○2番（山崎眞幹君） 2番、山崎です。2回目の質問を行いたいと思います。

まず、振興計画ですけれども、これ先ほども1回目の質問でも言いましたように、あくまでも私たちは合併ということについて住民の方々とお約束をしたときに、こういうまちづくりをしていきますよということで、香美市のまちづくり計画をもとにしてやったわけです。ですから、確かに社会的な情勢とかいろんなことはありましても、それに検討を加える必要は当然あると思います。自分がちらちらとまちづくり計画を見てみたときにも、既に現状が違っているなんていうことはたくさんあるわけですよ。例えば推進を目指す事業の中の各地域の交流拠点の形成の中での、JR土佐山田駅南側の有効活用方策の検討なんて、これはもう住宅用の宅地になってしまいましたし、そこを検討する余地はもうないわけですし、それから先ほど商店街がシャッター街になったと言われてましたけれども、それは商店街等の振興の中で、商工業が立地しやすい環境づくりと。その中でも商店街の美装化と、これもうたわれてます。これはもう、こういうところも検討はしなければいけないと思いますけれども、何が言いたいかといいますと、私はもうコンサルがやる仕事は終わってると、これで。これで終わってるんですよ、私の意見ですけれども。だから、これに検討を加えるのは庁内、いわゆる市役所の中でのワーキングチームであり、そしてこれにかかわってきた合併協の委員であり、それぞれ各所の重要な人たちがこれにかかわりながら、これをまとめたらええというふうに私には思える。何をそれをまた1からやるような、各課のヒアリング、それから住民アンケート、

これって、私から見るとどうも約束を守ってない、アンケートのとり方にもよりますけれども、守ってないんじゃないかなというふうにも思いますし、先ほど職務執行者に本当はお尋ねをしてはいけなかったとは思いますが、お答えをいただきまして、励ましまでいただきました。野島さんが合併協議会の会長のときのお話を私も紹介をさせていただきましたけれども、そこまで合併協の中でのみんながある種ナーバスというか、神経質になって守りたいと。とにかくこれは守りながらスタートしていこうじゃないか、この計画をもってみんなが心をついにして目指していこうじゃないかというふうにまとめたものを、また新たにコンサルに投げて、僕にはちょっと理解が難しい。コンサルのする仕事はもう既に香美市まちづくり計画でできてると思いますし、新しい香美市の振興計画の表題ですね、これはもう「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」ですよね、間違いなく。それもお聞きします。これはまあそれぞれ持ってます、自分が町村の振興計画、今山田ももちろんご存じのように「多自然定住文化都市構想－高品位定住都市を目指して－」、香北は「暮らしを楽しむいきいきとしたまちづくり」、物部は「快適空間物部村－緑とともに新世紀ふるさと構想－」こういうのを全部、さっきの繰り返しになりますけれども調査をし、748万6,500円ですばらしい、そしてこれにそのお金以上にいろんな人の意見、知恵、思いを込めてまちづくり計画をできたと思う、これ。これ以上のものを僕はコンサルが、私自身はコンサルがまとめ上げる、これ以上のたたき台をつくり上げることはできないんじゃないかと思しますので、再度お尋ねをします。プロポーザルでやられるというふうにおっしゃってございましたけれども、私の意見について何か見解があればお答えをいただきたい。

次に、この委員の人選はそら新市の市長になってからじゃないといかんということなんで、それはよくわかりますんで、それも。そして、地域審議会ですけれども、これは15人以内で、基本的には、私自身は地域審議会というのは振興計画ができ上がってから動き出すものかなというふうにも思いますが、7月から6月に1回やるというふうな、今お答えだったように思いますので、そこら辺の確認をよろしくお願いをしたいと思います。

行政改革につきましては、とりあえず、12月に大綱と。18年から21年度の変則的であるけれども、事情があるんで4年間ということでありましたけれども、総括の部分、それぞれの旧町村単位での総括の部分は、これはやられた後でそういうふうなまとめられるのかなということ、その辺はどうなんでしょうか。先日のたしかほかの件ですか、教育の関係でしたけれども、だったと思いますけれども、教育長の答弁の中で、ちょっとど忘れしましたが、総括を山田はしているけれどもほかのとはというふうなことがあった、やっぱり物事を次に新しく始めていくためには、総括を一度してからということだと思います。そして、コンサルに委託しないということでありましたので、これはこれで本当にそのとおりであるというふうに思います。もう既に長年の継続してきた課題を持ちながら取り組んできたものですから、それにみずからが検討を加え

て、みずからのことですから、みずからが検討を加えてやるということが本当に自己決定、自己責任というこれからの地方自治の原則に沿ったものだと思いますので、これは本当によろしく願いをしたいなというふうに思います。行革についてはその総括をするのかということだけお答えをいただきたい。

次世代と保育所の関係ですけれども、これは委員会の設置はとりあえず、当然そうです、市長が決定し、市長が決定後ということになると思いますけれども、定期的な園長会で園の運営をとというふうなことがありました。そしてその、これ全体に関してですけれども、最後の旧の土佐山田町の保育所改革推進委員会のときに教育長さんの方からは、香北、物部というのはそれぞれにその地域に合った特徴のある保育をされているということがわかりましたと。それから、土佐山田町はわりと画一的などの園でも同じ保育内容で行っているというふうなご意見がありました。この定期的な園長会で園の運営をとということがありますけれども、これはやはりそれぞれの園の特徴を生かした運営をやっていく方向なのかなというふうにも思いますが、そこら辺のことをお尋ねをしたいとも思います。

旧の土佐山田町の保育所では、園長会もありましたけれども、クラス会というのがあったように思います。いわゆるサークル会ですね。それは今はどのようになっているのでしょうか。そのことについてもお尋ねをしたいと思います。

そして、行動計画ですが、これは当分は、当面は18年度は合冊、それぞれの地域ごとの計画で推進をしていくということで、19年度中に見直すというふうなお答えでした。策定委員会を立ち上げてやると。評価委員会、ワーキングチームでその推進をしていくということですが、これやっぱりすこやか子育てプランをやったときのように、一つのワーキングチームになるのかもしれませんが、これ次世代育成用については幾つものプログラムがありまして、母子健康計画であるとか、いろいろなものがあります。それでまとめられるところはある程度まとめるようにして、そして大綱みたいなものがなじむかどうか、私もちょっとわかりませんが、そういうふうなきちつとある種、もっと何と言いますか、もっとみんなに約束をして、約束をしてと言うのかな、計画的に一度行政が文章にして皆さんにお約束したものについては、計画的にそれをもう推進していくと。とにかく推進していけるものしか、逆に計画にするときには計画にしないというぐらいの気持ちで少しまとめて、常に実施計画もともに持ちながら、運営管理をしていくのが、これからの住民との協働という意味でも、情報公開という意味でも、先ほども言いましたけれども自己決定、自己責任というふうな意味でも、そういういろんな場面での計画管理が必要になるのではないかとというふうに考えますので、ぜひすこやか子育てプランをまとめた、いわゆる事務局、担当課がそのまま、字もほぼそのまま次世代育成支援対策行動計画の事務局というか、担当、所管になっておりますので、そういう経験を生かしてやっていただけたらなというふうに思いますが、その点についてご見解をお願いを、担当課の見解をお願いをしたいと思います。

そして、工科大関連ですけれども、これは香北町の事業であったパソコンの関係ですね、それはお聞きをしました。それが9万円と計上してまして、ほかにも小学校で、各小学校でいろんな連携が行われているというふうなことがありましたが、それについての予算計上は何かされてないですよ。今年というか来年はそういうことはされないのか。それともそういう予算が要らない形でそういう、ほかの町村、旧物部とか旧土佐山田町ではそういうことがされていたのか、ちょっとお尋ねをしてみたいなというふうに思います。

その他の連携事業の中で、商工観光課の方で龍河洞活性化の研究会をやっておると。それで、学生と一緒に活性化についての方向性を探っているというふうなことでした。これは行革大綱でも活性化委員会の立ち上げというのが、もう何年もありまして、一時活性化、あれは委員会やったか、私自身もかかわって、いわゆる山田の店主会の皆さんと、そして保存会とお話しもした経緯もありますし、その活性化の一翼を担えたらということで、仲間と一緒に龍河洞祭りというふうなこともやっております。その活性化プランはできるものからやっていくというふうなお話しでしたが、さっきも言いましたように行政が何かにかかわるといことになりまして、かかわられた側としては必ず結果を残していただけるのではないかというふうな期待がありますので、そこら辺はできたものを必ず実行するある種の覚悟というか、担保というか、そういう気持ちを持ちながら当然されていると思いますけれども、そこら辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

物部川ですね、物部川。本当に野島さんからは過大なお言葉をいただきましてありがとうございます。私もできる限り、本当にすばらしい物部川で育った1人の人間として出せる力は、それに対して貢献できることは、本当に誠心誠意やっていきたいというふうに思っていますので、なお、職務執行者を引かれた後もぜひこの地域に思いを馳せて、物部川のことについてもいろいろと陰に陽にご協力をいただけたらというふうに思っております。よろしくお願いします。

その国交省事前予知、予告はないというのは、何か、ないと言われると、えっ、じゃあ勝手にやりゆうが？ということになるがですけど、勝手にやりゆうわけでもないですよ、これ。河川整備計画の中でやってるわけですよ。それでは河川整備計画というのは担当課、今中井課長のお返事でしたから、建設都計課にちゃんと今年はこの計画がありますと。長期計画でこういう計画があつて、今年はこの部分をやりますのでよろしくとかいうこともないわけですかね。何か変な話ですよ。それもお聞きをしたいと思いますけれども。

そして、その新聞に掲載されておりました物部川を語る会につきましては、実は資料をいただいています。いただきました。その後で一緒にごみ拾いをやってる方が、方というか、そのグループがこのメンバーに入ってきてまして、たまたま、資料をいただきました。これはステップアップ物部というものでして、これ平成9年からやっていると。皆さん

もお耳にしたことがあるかもしれませんが、ステップアップ物部川とかいう白髪山から水が流れて、ずっと歌までつくった会ですね。その会がしり切れになってたから、また新たにこの会をおこして、そして物部川を語る会というのを計5回です。18年度に5回、3カ月に1回ずつやって、そして河川整備計画の策定をしようという、どうも試みです。これは全体、一番最後の野島職務執行者の方にお答えをいただいた部分にかかわってくるわけですが、なかなかいろんなところが縦割りで横の連絡も、連携もなくやっているとということになりますと、本当にここにかかわっている方は、皆さん、私の見る限りでは思いのある方ばかりなんですよね。この人が本当に元気な、元気なうちにとするとあれですけども、うちに何か前に向かってスタートしないと心が折れてしまったらもう終わりやというふうに思います。ですから、このことについては新市長に確実にお伝えをいただくというお返事をいただきました。そして、幸いなことに、これメンバーを見たときに、ああよかったなと思ったのは、これ当日は野島さんは行かれてないんですけども、建設都計課の西村さんが出席をしてますけれども、行政の中で香美市の職務執行者がメンバーに入ってますので、新市長もこのメンバーに入って、このお話にも参加をするということだと思しますので、ぜひまた新市長が決まった中で、再度私もこのことについてはお願いをしていきたいなというふうに思っております。

本当に、じゃあ国交省の計画について何か工事があるなしってということについて、例えば情報をまたくださいとか、何かどこかで何とかならんのかということとは言えるのか、言えんのかということについてちょっとそれはお答えをいただきたいというふうに思います。

そして、地域資産ついてですが、先ほど福島次長の方からお返事いただきましたように、龍河洞については、本当にしつこいほどとにかく小学校に、義務教育のうちに地域の資産を知ることが、1回は龍河洞へ行ってくれということをやっと言い続けました。それで去年の夏ですか、先生方の研修、勉強会とか、龍河洞を体験する会をもっていただきまして、先生方もそれを見て、ある種前向き、龍河洞へ義務教育の間には一度は行くという、行ってほしいという方向に向けて動いていただいたというふうに、多分先生の心も動いたんじゃないかなというふうに思ってます。それはそれぞれ思いがありますので、行かない場合もあるかもしれません。やはり香美市、土佐山田町以外にも物部村、香北町にも資産があるわけですね、既に。同じような取り組みを多分してたんじゃないかな、そのようなね、いうふうにも思しますので、してなかったらぜひそれは言いたいですし、もしそういう実績があるようでしたら、それをお尋ねをしたいと思いません。

最後に合併記念事業ですけども、これ式典に200万円、山田町でかかったと。出席してたような気もしますが、忘れてしまいました、申しわけない。何に大体、大ざっぱでいいですけど、何に幾らかかったのか、わかるようでしたらお願いをしたいと思います。そして、今度300万円、ちょっと規模が太ったから300万円とざっとした、

ある種、大ざっぱな計算ですから、ちょっともう少し詳しく何に何ぼかかりそうというのをお願いをしたいと思います。

これ200万円でなかなかイベント打てんというふうなお話でしたけれども、そうは思えないですね、私も。これは例えば、先ほども言いましたように、いざなぎ流にしろ、例えば山田には山田太鼓、鏡野吹奏楽団、そしてきょう皆さん12時15分からの昼のふるさと一番でNHKの番組で、八郎染め工場の姿がやってました。見られた方もいると思いますけれども、その八郎のフラフとか、とにかくそういう伝統産業とか打ち刃物等でありましたよね。文化のもう宝庫なんですよ、ここ。それを例えばスタジアム、山田のスタジアム、そこに一堂に会してお金のかからないイベントなんてのは、私はできるような気がするんです。これは一つヒントはこの前の前の、前の議会でしたか、前の議会で、植村先輩の方から音楽祭をどうですかというお話がありました。そんなことも含めて、その後で個人的にそれはスタジアムでやったらいいなというふうに思ったような経過もあります。だから、本当に今あるものをずっとみんなで実行委員会をつくって、知恵を出し合いながら検討したら幾らもお金のかからないイベントができるし、今度企画で購入したやぐらも使えるような、私は気がしております。ぜひ、公募によるものを1つか2つというふうなことでしたけれども、そういう考えも私は浮かびますけれども、そういう話を聞いた後での企画課長の見解というか、思いというか、それをお聞かせをいただきたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の山崎議員の質問にお答えをいたします。

違った視点でご提案いただいたりしましたことも受けましてお答えをしたいと思いますが、まず、振興計画の件ですけれども、新市建設計画をベースにしてということ的前提に予算要求するために見積もりを依頼をいたしました。そうしましたら、委託料が609万円と印刷が1,000部で76万5,000円、都合680万円ほどですか、の見積もりをいただきましたが、どんなものにするかにもよりますけれども、果たして今回、このいただいた予算で受け手があるかということもあります。この委託費が約半分になりましたので、予算上、見積もりから言いますと。そうしますとその金額で果たしてこの振興計画を委託した、プロポーザルで出すときに、金額は提示をしますけれども、するとしたときに果たして参加者がおるかという不安も一方ではあります。ただ、事務レベルとしましては、今私が先ほど答弁をしましたような考え方で、企画は企画として市長に決裁を上げていきたいというふうに思っております。といいますのも、ご承知のように合併はしまして、非常に事務量が膨大なものになってきました。企画の体制を考えますと、1名増になりましたけれども、なかなか日常の仕事でさえなかなか大変ということで、恐らくこの計画を山崎議員がご指摘をされるような、ご意見いただくようなことでやるとしますと、専任体制を整えな、なかなかできないというふうに考えますので、

このあたりも含めて市長と決裁段階での協議をしていきたいというふうに思います。いただいたご意見、手法につきましては、そういったご意見も含めて新市長のもとで判断をしてみたいというふうに考えております。

それと、合併の記念行事ですけれども、これも今山崎議員さんに一つのアドバイスをいただきましたので、こういったことも含めて、いずれにしましてもという、先ほどの1回目の答弁と同じになりますけれども、市長との協議を待つ事に当たりたいというふうに考えておりますので、また日常でも結構ですからご意見、アドバイスをいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 山崎眞幹議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、地域審議会の4月から6月までの間に1回やるのかどうかということでございますが、既に新市の建設計画はできておりますので、まず委員の選任によりまして立ち上げを行いたいというふうに考えております。

それから、行政改革の件でございますが、旧3町村のそれぞれの総括をやった後ということかというご質問でございますが、今現在はこの3町村の整理ができておりません。ということでもありますので、この旧3町村の計画の今までの計画のその取り組み状況とか、あるいはどんなものが残っておるのかというところをまず把握をしなければならぬと思います。それに基づきまして、国が示しておるところの集中改革プラン、これに基づきまして新たに入れていかないかん項目がございます。これは、国の新地方行政改革の指針ということで、平成17年3月29日に総務省の方から通知が来ております。これに基づきますと、事務事業の再編・整理、民間委託等の推進、これは指定管理者制度の活用を含むと。それから定員管理の適正化、これは国の方も示しておりますが、地方公共団体の総定員の4.6%以上の純減を目指す。それから手当の総点検を初めとする給与の適正化、これは給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当の諸手当の見直し、それと第3セクターの見直しと経費の節減等の財政効果、このほかにもございますが、大体主だったところはこういうところがございます。この集中改革プランを今度の新たな行政改革の中に入れていかないかんということで、結構回数もやらないかんし、それから策定委員会、要は係長クラス、今まで土佐山田町であれば係長クラスで練ってきた、そのそういう分野もかなりの回数開かないかんだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山崎議員さんの教育委員会関係にかかわることについて2回目のご質問に、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、幼保支援課の管轄の保育所の件でございますが、2月に物部は来てなかったと思うんですが、香北と旧山田の担当者が集まりまして話しておったときに、香北町の双

葉と美良布保育園の取り組みを聞きまして、大変すばらしいと私は思いました。その席で土佐山田町の取り組みも担当の方から話しておりました。それもすばらしい面はあると思いますが、そういった中で3カ町村の取り組みをそれぞれ話し合っ、お互いが切磋琢磨しながらやっていく方向になればいいなと思ったわけでございます。

園長会についてでございますが、これも私、本当にまあ園長会をしているつもりでしたが、今まで土佐山田町は園長会は近年一度もなかったそうです。私たちが園長会と思っておりましたは、幾つか保育士さんの方で研修のための集まりがあるようでございます。その一つであったようでございます。11日会として園長さんが集まっていたけれども、それはあくまでもサークル的なものであったと、自主的なものであったということを知りました。それで、園長会をしたらどうだろうかということ、私たちが話し合ったものでございます。

次、次世代育成支援対策行動計画でございますが、私本当、これ不勉強でございます。これ策定するときは、教育委員会は町次長のときでして、次長がまいっておりました。その計画の中で学校教育とか生涯学習、当時は社会教育課でしたけれど、そういった部分につきましては、また何人かで話し合ったりもしておりましたけれども、本当に私自身は不勉強ですし、また自分たちでこれについて課長や次長と話し合う機会も今までようもっておりません。これからまた早急に研究をしまして、取り組んでいかなければならないと考えております。

次、学校教育関係でございます。工科大との連携でございますが、旧の物部村は、工科大との連携はやってなかったようでございます。香北町につきましては、先ほど和田課長の方が1回目で詳しくお答えをさせていただいたとおりでございます。旧土佐山田町につきましては、佐岡小と繁藤小・中を除くほかのところは、もうずっと前からパソコンとか、先ほど和田課長が申しましたいろんなことの工科大との連携による授業を進めております。当時、一番初めに、もう6年ぐらい前からだと思っておりますが、前の地域教育指導主事のときからでしたので、5年ぐらい前でしょうか。私が来てすぐだったかもわかりません。パソコンの入り込みをやってくださるということになりました。それはどこも受けて、どこの地教委も受けてやっておりました地域教育推進改革事業（後日「教育改革総合支援事業」と訂正発言あり）ですか、その中の一つでしたので、謝金は払っておりました。けれども、もう大学の方からそういうことは要らないというようなことがありまして、ここ数年（後日「今年から」と訂正発言あり）はパソコン教室もすべてボランティアでやっていただいて、旧土佐山田町はやっていただいております。ソーラーカー云々が出ましたが、片地小の6年が急にやりたいということになって、ある教授のところへ行きましたら、教授も本当にかかわってくれて、楽しむことができましたが、それも全部ボランティアでございました。香美市になりましたので、物部町の方にも大柘小・中ですが、工科大の生徒もかかわって授業が進むような、市として公正公平で、しかもみんながよい方向に行くようなことを考えなければならないじゃないかと

思っております。

続きまして、その地域資産の件についてでございますが、次長が詳しくどこの学校が何をしておるといようなことは調べておりますが、きょうは割愛させていただきたいと思っております。ただ、旧の土佐山田町の龍河洞のことだけ例に出したんですが、実は合併の専門部会を開いておりましたときに、物部村の三嶺へ親子で登山をするという行事があるということを知りまして、まあすばらしいね、合併したら山田の子も三嶺へ行けるろうかと、私はうれしく思いました。例えばそれは一つの例でございます。島岡議員さんのご質問にお答えもさせていただいたように、今総括をしておりますので、それができましたら旧香北町でどういうことをやっておったのか、旧物部村がどういうことをやっておったのか、旧山田町の取り組みはどうなのかということをお聞きしまして、これも旧山田町の龍河洞は山田町だけが行くのではいけないと思うわけですので、それぞれの文化遺産、それからすばらしい自然を利用した方法で、すべての香美市内の小・中学生が一緒になって、ときには募集で親子で行く分になるかも知れません。何学年と決めて行くようになるかも知れません、学校行事として。やはり新たな思いで取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山崎議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

物部川の河川整備計画はないかということでございますが、平成9年度にふるさとの川整備事業という事業が認定をされまして、国交省の直轄事業につきましては平成16年度でおおむね完了しているということでございます。こうした全体計画というものはもっておりますけれども、年々、今年はここをこうするというような具体的な計画というものはいただいておりません。

それから、その事業につきまして物が言えるのかどうかということでございますが、物部川改修期成同盟会というのが旧の土佐山田町、それから吉川村、野市町、それと南国市との4市町村で構成をされておまして、その中でここをこうしてもらいたいという要望書を作成して、国交省の方に提出をしておるとい状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎眞幹議員の高知工科大学との連携事業の2回目の質問についてお答えいたします。

龍河洞活性化の勉強会は、昨夜も4回目の会を行いました。若者の視点からよいところ、悪いところ、改善すべきことや、こんな龍河洞でありたいという夢など、学生や院生からプレゼンがございまして。あるいは周辺地区の住民からは、こうしたいという意見も出始めました。あくまでも主体は住民で、行政は見守る、あるいは助言をするにとど

め、大学は構想を地図に落とし、イラストにするなど技術的な面で支援することとし、長期的にみんなで龍河洞の里をつくり上げていくこととしています。例えば季節の花を、花がある里にしようとか、以前からあった三宝山への遊歩道があったようなんですが、それを遊歩道として整備をしようといった、できることから始めようというふうにしております。山崎議員も龍河洞祭りを参画してくださっております、今後とも龍河洞に対してご支援のほど、よろしくお見守りくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） すいません、学校のことだけ考えておりましたが、工科大のその来てくださることについてですが、お金を払っておる部分もあります。公民館がIT講習をするときにやっていただいておりますが、それは有料だと思います。教授には、私もきちんとはよう押さえていませんけれど、教授のもとで幾つかのパソコン（教室）に来てくださっておるところも、鏡野中学校へ来てくれておるところと、小学校へ来てくれておるところは教授が違うんじゃないかと思うんですが、その教授のもとでやってきておりますので、そういうことはボランティアですけども、IT講習につきましては別のグループでして、たしか、夜間でもありますし、お金を払っておると思います。すいません、つけ加えさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 2番、山崎眞幹君。4分15秒です。

○2番（山崎眞幹君） あと4分15秒です。

企画課長の方からは、私にとってありがたいようなご答弁をいただきまして、ぜひ、私やっぱり専任も要るしとかいう話ですけど、そこはそれでぜひ、せっかく香美市として新しく出発する、そして一番大事な振興計画をつくるわけですから、専任、構わんがやらないですかと思うがですよ。それでやって、本当に人材も育てる、もう市内の人材を育てていくことがこれから先、この地域の振興にとって本当に大きなことになると思います。市が人材の宝庫であるということは、市民にとってはとても幸せなことだというふうに思いますので、余り、そんなことを言うのはおこがましいですけども、そういう戦略的なのか、本当に大事なところには、これはよく笹岡議員さんが言われるんですけども、めり張りをつけたそういうことでやっていただきたいというふうに思います。めり張りでぜひ香美市の振興計画を検討することによって、これは本当にもう一度地域をその職員たちが見直すというきっかけになるわけです。いい機会になるので、ぜひその方向性でいていただきたいと思います。

それに関連して、先ほど総務課長さんの方からまちづくり計画の検討をやると、このまちづくり計画でしょうか。それと、建設計画、それと、これとの振興計画との関連をちょっと、僕ちょっとこんがらがってるかもしれませんが、よろしく願いをします。

龍河洞の件です、商工観光課の龍河洞の件ですけども、ぜひそれも続けてやっていただきたいというふうに思います。龍河洞に関しては、本当に前から活性化の計画がさ

れてまして、もう何年も前にあそこにワイナリーをつくってやったらいいんじゃないかとか、いろんな活性化の計画があります。そういうことを、もう検討をされたのかどうかということをもっとお伺いをしたいと思いますし、大学はそのいわゆる手助けのところで加わっているというふうなことです。ワークショップみたいな形でいいところを発見をやったのか、その過程ももし答えられるようなことがありましたら、やってお聞きをしたいというふうに思います。

そして、物部川に関してですけれども、これいただいているというので、これはもしかしたらくださいと言えはいただけるものなのではないでしょうか。それがちょっと知りたいな。例えば、私が、これいただけないということはないと思いますけれども、そういうものを、川自体は国のものと、国の管理としても、その周辺の自治体としてそういう計画を把握するというか、いただいて知っておく必要はないのか、それについてちょっとお尋ねをしたいと思います。ぜひ私としては、それも年に1回だと思しますので、いただいて参考にされたらどうかというふうに思うわけですが、大体時間がそろそろ尽きて。

- 議長（西村芳成君） ちょうど時間です。
- 2番（山崎眞幹君） よろしくお願ひします。
- 議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。
- 総務課長（鍵山仁志君） 3回目のご質問にお答えをいたします。

振興計画の中で、職員の配置という問題もございますので、私の方からその分も含めてお答えをしたいと思ひます。

山崎議員は行革の中でアウトソーシングの活用ということで、非常にその点については強調しておる分もござひます。今、新市になってからの組織体制につきましては、やはり企画部門について、企画部門が組織機構を対応しておった関係で、自分ところは結局しわ寄せがいったということで、十分な配置がはっきり言ってできておりません。そういうことで、やはり予算要求に対しても、ある一定アウトソーシングでやらざるを得ないんじゃないかということで予算要求をされております。そういうこともひとつ含みおきをいただきまして、対応していくというふうな形ですので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

それから、地域審議会の件でございますが、この地域審議会のこの協議書、設置に関する協議書、この中ではまちづくり計画でなくて、所掌事務としまして、新市の建設計画、これにかかわることに、第3条でなっております。それから、その他市長が必要と認める事項、それから審議会は必要と認める事項について審議し、市長に対して意見を述べるができるというふうなことになるので、あくまでもこの新市の建設計画の中が計画どおりにいっておるかどうか、これに対する意見をいただくということになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 計画をもらえないかということにつきましては、またお話しをさせていただきたいと思います。

それから、余分なことかも知りませんが、現在、物部川でやっております国交省の直轄の事業につきましては、他の河川と比べまして非常に金額が少ないというふうなことで、水床部の穿掘の補修とか、建水護岸とかいうものにつきましては、維持管理程度というふうな認識のもとに報告がないものというふうにご考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎眞幹議員の3回目の質問にお答えいたします。

龍河洞の件ですが、ワイナリー計画については論議しておりません。若い視点と住民とで語り合いながら案を出し合っ、生み出しておりますので、まずみずからできることから始めております。

以上です。

○議長（西村芳成君） お諮りします。

本日の会議はこの程度とどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

次の会議は、3月16日午前9時から開会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後4時49分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 8 年 3 月 1 6 日 木曜日

平成18年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成18年3月9日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月16日木曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	利根健二	20番	久保信彦
2番	山崎眞幹	21番	石川彰宏
3番	山崎龍太郎	22番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	23番	竹平豊久
5番	千頭洋一	25番	島岡信彦
6番	小松紀夫	26番	原心一
7番	山崎晃子	27番	秋友偉嗣
8番	森本珠城	28番	前田泰祐
9番	山岡義一	29番	竹内俊夫
10番	依光美代子	30番	大石綏子
11番	片岡守春	31番	森安正
12番	笹岡優	32番	坂本節
13番	岡村優一	33番	宮地盾騎
15番	門脇二三夫	34番	西山武
16番	爲近初男	35番	中澤愛水
17番	比与森光俊	36番	岩越孝明
18番	植村佳三	37番	山本芳男
19番	幾井洋一	38番	西村芳成

欠席の議員

14番	黒岩陸雄	24番	岡本喜身
-----	------	-----	------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長職務執行者	野島民雄	下水道課長	久保和昭
総務課長	鍵山仁志	環境課長	阿部政敏
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
財政課長	前田哲雄	健康づくり推進課長	岡本篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男
保険課長	岡本明弘	事務管理課長	竹内敬

税務課長	高橋 功	業務管理課長	横谷 勝正
福祉事務所長	法光院 晶一	《物部支所》	
農政課長	宮地 和彦	支所長	萩野 泰三
商工観光課長	高橋 千恵	事務管理課長	丸内 一秀
建設都計課長	中井 潤	業務管理課長	岡本 博臣

【教育委員会部局】

教育長	原 初恵	幼保支援課長	吉村 泰典
教育次長	福島 勇二	生涯学習課長	山崎 泰広
学校教育課長兼学校給食センター	和田 隆		

【消防部局】

消防長	竹村 清
-----	------

【その他の部局】

水道課長	佐々木 寿幸
------	--------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	松浦 良衛	議会事務局書記	尾立 陽子
--------	-------	---------	-------

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成18年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第4号)

平成18年3月16日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 8番 森本 珠城 君
- ② 7番 山崎 晃子 君
- ③ 12番 笹岡 優 君

会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は36人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。14番、黒岩陸雄君は病気検査のため欠席、24番、岡本喜身君は病気検査のため欠席という連絡がっておりますのでご報告申し上げます。

議事日程に入る前に、教育長から発言を求められていますので許可をいたします。

教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） おはようございます。昨日、山崎眞幹議員の質問に、2回目のお答えいたしましたことにつきまして、きちんと調べてみましたら少し違いましたので、訂正しておわびしたいと思います。

工科大との連携についてでございます。工科大が旧土佐山田町の学校にパソコン教室の指導に来ていただいた件ですが、何年か前からずっと来ていただいたということに変わりはございません。教育改革総合支援事業の中で行っていきまして、段階を踏みまして、きちんともう謝金を払わないということになって来ていただいておりますのは、きのうたしか「2年ぐらい前（前日の発言は「ここ数年）」と言ったと思いますが、「今年から」であります。今年全部無償であったということでございますので、訂正しておわびいたします。

○議長（西村芳成君） 議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。順次質問を許します。

8番、森下珠城君。

○8番（森本珠城君） おはようございます。8番、森下珠城です。私は、住民こそ主人公の立場で丁寧な質問に努力したいと思います。今までは、わずか8名の村議会であったわけですが、今回から一挙に5倍近くになった市議会の中で質問させていただくことになりまして、非常に緊張して震えております。緊張の余りお聞き苦しい点などがあると思いますが、どうかお許しを願いたいと思います。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、旧物部村で実施されておりました「地域担当職員制度」についてお伺いいたします。

この地域担当職員制度は、旧物部村内を11地区に分割し、1地区5～6名の担当職員がそれぞれの受け持ち地域を全戸訪問し、住民と直接対話することで職員と集落の結びつきを強め、信頼関係を深めるために創設された制度であり、あらゆる施策に関し、山間地が置かれた状況や思いをしっかりと把握して、住民が安心して暮らしていけるようにとの考えに基づいて、前物部村長が創設した制度です。3月1日に合併して香美市物部町となりましたが、物部の住民の中には現在でも合併で取り残されはしないかと不安を抱いている住民が多くおられます。私は、この不安を少しでも和らげ、安心して暮ら

していただくために地域担当職員制度をさらに充実させ、物部だけの取り組みで終わらせることなく、香美市全体にネットワーク化していただき、住民の悩みや思いを共有できる制度として育ててほしいとの思いから、この制度の充実に大きな期待を寄せているところです。この地域担当職員制度について、これまでの取り組みの成果や、結果や今後の見通しなどについて関係担当者の所見をお伺いいたします。

まず、物部支所長にお伺いいたしますが、1点目として、これまでの旧物部村の取り組みで地域担当職員はそれぞれの地域を一巡ないし二巡して地域住民と対話してきたわけですが、その中でどのような問題点や住民の不安が明らかになったのかなど、その結果の集約と問題点に対する今後の対応策などをお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、3月1日以降についてですが、今回の合併により物部支所となり、職員数も大幅に減少しました。そのような中で十分な体制がとれているのか疑問です。また、仮に規模を縮小して地域担当職員の配備ができたとしても、その活動には限界があり、創設時のような十分な活動ができなくなるのではないかと不安があります。山間地に住む住民の多くが懸念している合併後の不安を現実のものとしないうちに創設された制度が足踏みすることになったり、そのまま名前だけの制度になるようでは制度の本来の目的を果たせないばかりか、制度そのものの見通しの甘さをも問われるものです。合併しても、山間地に住む方々に不安を与えないという熱い思いで前物部村長が創設した制度の意味を、支所長以下職員の方々はどうのように受けとめられ、また今後どのような方向に進めていかれようとしているのかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、企画課長にお伺いいたしますが、前物部村長は「この制度を香美市にも引き継ぎ、さらに充実させたい」との考えを持っておられました。これまでの合併協議などの中ではどのように話し合われてきたのでしょうか。また、今後香美市としてこの制度を広げていくお考えがあるのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

次に、「中古家電品の販売規制」の対応についてお伺いいたします。

この件につきましては、参考資料を配付してあります。ごらんになっていただければおわかりのとおり、来月から中古家電品の販売がだめとなります。この販売規制については、今大きな社会問題となっています。2001年4月に施行された電気用品安全法によって新表示・PSEマークのない家電品は販売できなくなり、もし販売すれば違法となるからです。PSEマークのない家電品を販売した場合には、罰則も規定されています。テレビや冷蔵庫、洗濯機などの主要家電を初め、音響機器などに認められた5年の猶予期間が今月末で切れてしまうことに対し、売れば違法と言われれば店をたたむしかないリサイクル業者や質屋、オーディオ店などの業者間に混乱が広がっています。また、4月といえば新入学や新入社の季節であり、新生活に必要なアイテムをそろえなければいけない消費者にとっては、家計を打撃する大きな問題でもあります。ここに、ある男性からの投書がありますので紹介させていただきたいと思います。「私は、今回の件について強い怒りを感じています。私たちはお金がないから中古を買っているのです。

その中古販売を禁止して一体どう生活しろということかということです。今の若者で家電品をすべて新品でそろえられるだけの収入を得ている人がどれだけいるのでしょうか。また、学生時代を振り返れば、中古がなければ本当に学生生活を続けることができませんでした。私の場合、洗濯機、冷蔵庫、コタツ、ホットカーペット、電子レンジ、ノートパソコン、電気ストーブ、スピーカーなどすべてが中古です。また、エアコンとガスファンヒーターは新古品で格安で買いましたが、今回の販売禁止によりリサイクル店が倒産することにでもなれば、今後の入手経路がなくなってしまうと思います。中古家電品の販売を禁止することは究極的には生存権を脅かす問題ではないでしょうか。」という内容になっております。この方のおっしゃるとおり、苦しい生活を強いられている消費者にとりましては、生活をも脅かす大きな問題であると考えます。

これらのことをもとに、環境課長にお尋ねいたしますが、1999年に電気用品取締法が電気用品安全法に改定されました。同法は、電気製品の流通前の規制を緩和し、事前の国の安全性チェックを後退させるものでした。その一方、自主検査制度を導入し、製造業者、輸入業者によって製品が技術基準に適合していることを確認するなどして、新表示・PSEマークをつけられるようにしました。対象品目については、より安全性がもめられる特定電気用品112品目と、それ以外の電気用品338品目の合計450品目にのぼっています。これらの製品で、新表示・PSEマークが張られていないものはすべて販売禁止となってしまいます。家電製品といっても楽器や電気器具の附属する家具、農機具、事務用機器など多岐にわたっております。同法の施行は2001年であり、品目ごとに5年、7年、10年の猶予期間が設けられておりましたが、今月末で450品目のうち259品目が猶予期間である5年を経過します。しかも、経済産業省はホームページや官報で法の周知を図ってきたと言っておりますが、実際に中古品も対象になることが明示されたのは先月のことです。また、このことで大きな打撃を受ける古物商やリサイクル業者に経済産業省が通知したのも先月に入ってからです。業者はもとより、消費者にも周知・徹底が不十分だったことは明らかです。来月から早速規制が実施されるわけですが、香美市内の関係業者や市民に対しどのような周知・徹底を図っておられるのか。また、これを施行することにより、市民生活にどの程度の影響を来すのかなどの把握をどの程度されているのかお聞かせ願いたいと思います。

そして、2点目はPSEマークのマークがない中古家電品が販売できなくなるということは、実際には使用可能な電化製品であっても、ごみとして処分されることとなります。このことは国みずからが推進している再利用政策に矛盾するものであり、省資源や循環型社会を目指すことに逆行するものです。また、この業界は零細事業者が大半であると聞いております。PSEマークを取得するための安全検査に必要な多大なコストに耐えられず、資産価値ゼロの粗大ごみと化してしまうことは、山間地域などへの不法投棄がふえる危険性も予想されます。このことについてどのような認識をお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

最後に、デジタル放送に関してお伺いいたします。

2001年の電波法改正によりまして2011年7月から地上アナログ放送が中止されることになっていますが、その目的はデジタル放送を普及させて、アナログ放送が使っていた電波枠を他に転用しようとするものです。前提として、デジタル放送が受信できる状態を普及させることですが、その保障は確保されていません。デジタル放送はUHF短電波によって通常のアナログ電波よりも多い情報を送ることができます。その主な特徴は画像が鮮明、分割画面が見られる、双方向の通信ができる、携帯電話でも画像が見られることなどです。しかし、鮮明な画像を見るためには、ハイビジョン番組を受信すること、そして畳1枚分の大きな画面でなければ効果が実感できないこと、双方向通信をするためにはインターネットに接続する必要があることなど、要するにデジタル放送の恩恵を受けるためにはテレビに今より高額な投資をすることが必要となります。このデジタル放送に関し、合併前の旧物部村の住民説明会の中で、橋本知事は合併すれば特例債を活用して整備できるかのような発言をしておりましたし、当時の村執行部の地域説明会の中でも平成11年からデジタル放送になり地上波が見えなくなる。これには相当な金が要るので、合併特例債を使い、せめてテレビだけは見られるようにしなければならないとの内容を説明してきた経過があります。このことを私は村議会の場でも質問した経過がありますが、事実関係を明らかにしないままテレビが見られなくなると不安をあおりながら、合併したら特例債を使って見られるかのような説明には問題があると感じておりました。

以上のことに関し企画課長にお伺いいたしますが、まず1点目として、政府の公式見解は放送法の放送普及計画に定める省令を見る限り、アナログ放送のデジタル放送への切りかえ完了がアナログ放送中止の前提であると私は受けとめておりますが、担当課長としましては、事実関係をどのように把握されておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、デジタル放送に対し、香美市全体としてのデジタル化に必要な具体的な事業の規模、手だてについて現時点で答えられる範囲の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

3点目は、合併特例債を使つての整備についてですが、先にも言いましたように、知事も前村長も合併特例債を使つての整備に触れた経過があり、物部の住民の中には知事も村長もやると言っていたから大丈夫だろうという考えの方もおられます。新しい市の執行部は、いずれこの住民の方々の声にもこたえていかなければならないことも予想されますが、これまでの合併協議の中ではこの問題はどのように話し合われてきたのかお聞かせ願いたいと思います。また、あわせて本当に合併特例債を使い、整備する計画があるのかも伺いいたします。

最後に、このデジタル化は国の一方的な施策によるものであり、主としてその普及については何らかの国の補助制度があつてしかるべきだと思います。デジタル化の整備に

係る国の補助金制度などについて、県も通じて国に働きかけをしていく必要性があると思います。このことについて見解を求めまして1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） おはようございます。森本珠城議員のご質問にお答えいたします。

地域担当職員制度についてでございますが、第1点目のこれまでの取り組み、また集約結果と今後の対応についてでございます。旧物部村におきましては、村の職員におきまして村内各集落を11地区に区分いたしまして、それぞれ各地域を訪問し、調査をしまいいりまして、その結果につきましては地域訪問カードとして集約してまいっております。その一部を紹介させていただきます。第1点目に、世帯、道路状況等について調査をいたしております。これで道路の確保、世帯数、また老人世帯数、これにつきましては、これは笹上地区でございますが、65歳以上の世帯が6世帯あり、単身世帯数が6世帯あると。また、2番目といたしまして、災害時の対応についてでございますが、主要避難施設といたしまして、公会堂、それから普賢堂、それから避難設備の状況でございますが、公会堂については水道、トイレが完備しておるが、普段はかぎがかかっていると。また、普賢堂については水場はあるが、水が出てない。またこれについてもかぎがかかっているというような状況でございます。また、地域の状況ですが、これは個人情報との関係がございますので、名前はふせさせていただきます。Aさん宅は独居でテレビはなく、台風等の情報はラジオで収集しておると。また、Bさん宅は独居で、足も弱く、選挙時等については区長さんに連れていただいております。また、冬場についてはほとんどの世帯で水が出ていない状況にある。また、道路については1本で、雪の季節や災害時等の緊急時に通れなくなる可能性があることが不安であるというようなこと。また、地域の研究課題につきましては、Cさん宅については裏山で水が出ており、崩れる危険性が高い。また、公会堂は、地盤も緩く、崩れる可能性がある。全世帯が50才以上で将来的な不安があるというような、これ一地域でございますが、調査結果を提出されております。このような調査結果につきましては、今後関係部署と情報の共有、また連絡調整を図り、住民ニーズにこたえていきたいというふうに考えております。

2番目の支所職員の減少の中、今後十分な体制がとれるか。前村長の思いをどのように受けて、今後どのように取り組んでいくかということでございますが、合併によりまして、多くの担当職員も所外に異動いたしました。しかしながら、訪問等によりまして得た事項につきましては、新部署でも業務に必ず役立つというふうに思っております。また、今後の取り組みについては、支所職員だけでは十分な体制ではありませんが、円滑な行政運営からも制度の継続は重要ではないかというふうに考えておりますし、前助役の新市への引き継ぎ事項にも入っておると聞いております。このことにつきましては、今後庁内でも検討をしていきたいというふうに考えております。

また、前村長の山間地への思いにつきましては、旧物部村の職員として重く受けとめ

ております。住民が安心して、安全で生活できるよう努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 森本議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、地域担当職員制度についての3点目ですけれども、この件につきましてはいずれかの分科会において、そうした話し合いが行われたかどうかについては承知をしておりますけれども、少なくとも企画分科会ではそうした話し合いをした経過はございません。また、合併協議会においてもそうした話し合いが行われたということはないというふうに私は思っております。ただ、福祉、保健など暮らしの向上に直結することはもとより、地域振興のキーワードでもございます住民との協働という観点からいたしますれば、地域あるいは地域住民に近いところに職員の存在があるということは重要なことであると考えます。しかし、これを実現するためには、香美市全体として知り組むための条件づくりが必要になってこようと考えます。職員一人一人の意識と努力に負うところが大きいと考えられますけれども、一方でこうした取り組みが実現可能な環境づくり、例えば労働環境や本来の業務との兼ね合いなんかも調整を必要とすると思いますし、また、一方では理事者としての対応が必要なことも出てこようかと考えられます。すぐれた制度は活用しなければならぬと考えますけれども、さきにも述べましたような課題もございますことから、なお、先ほど支所長の答弁にもございましたように、庁内全体での検討が必要であろうかというふうに考えます。

次に、デジタル放送について何点かご質問をいただいておりますけれども、まず最初に平成13年7月の電波法改正によりまして、改正時期から10年を超えない範囲で地上アナログ放送が電波の周波数を利用する期限が定められ、これによりまして、法施行の平成13年7月25日から起算をいたしまして10年目とになります平成23年、西暦で言いますと2011年ですけれども、この7月24日が地上アナログテレビ放送が電波を利用できる期限とありますことから、すべての地上アナログ放送は地上デジタル放送に移行することとなっております。そうしますと、放送を継続するためには、地上デジタルにしなければ放送することができなくなるというふうに言えようかと思います。なお、県内民放を含めた4局すべては、すべて本年10月にこのデジタル放送も導入されるというふうにお聞きをしております。

次に、香美市全体としてデジタル化に必要な具体的な対策としまして、まずすべての家庭で地上デジタルテレビ放送を視聴するための対策をとる必要があると思います。一般の家庭では、地上デジタルチューナーが内蔵されている専用のデジタルテレビで受信する方法と、現在使用しておりますテレビにデジタルチューナーを接続して受信する2つの方法がございます。これらの対策は、各家庭で個人負担において対応することになります。

次に、山間部のように放送電波が弱い地区につきましては、現在もテレビの共聴施設を設置いたしまして、アナログ放送を受信をしておりますけれども、この共聴施設をデジタル化に対応したものに改修する必要があります。香美市では、現在アナログの共聴施設が設置をされておりますけれども、すべての施設で改修工事を行う必要があります。なお、事業費につきましては、各施設ごとによって施設の規模、あるいは老朽化の度合い等によりまして必要な改修工事の内容は異なってまいりますので、専門の業者による見積もりを徴する必要があるかと思っております。なお、県の試算では、現在のテレビ共聴施設について施設の老朽化を想定せず、デジタル放送を受信するために必要な機材のみ交換する内容で、一施設当たり概算費用300万円と試算をされているようです。なお、県下の共聴施設703カ所、香美市では47施設ありまして、改修工事による受信可能局は土佐山田町エリアでの17局、香北エリアでの11局のいずれもすべてで、これによって可能ということになっておりますし、物部エリアでは19局中15、不明が3、受信不能が1との資料をいただいております。

次に、施設整備につきましては、事務事業一元化調整でテレビ難視聴対策事業としましては、国・県事業は継続いたしまして、町村単独事業は新市で廃止の方向で検討するということになっております。

また、合併特例債によります整備計画はあるかとのことですが、合併特例債を充当する事業としましては庁舎建設、保育所整備、林道整備、道路整備、公園整備、消防防災整備、小・中学校耐震等整備事業に約72億円を充当するというところで考えられておりますけれども、香美市まちづくり計画の中の財政計画には、情報通信の充実としまして、テレビ難視聴対策として5,000万円の事業費が記載をされております。

次に、現状で補助制度はございません。しかし、このことにつきましては、国主導で始めたことですので、国の責任において対応していただきたいと考えております。なお、ご指摘いただいたつなぎの件につきましては、県や全国レベルでの働きかけをさまざまな機会に関係機関等を通して要望していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西村芳成君） 環境保全課長（後に「環境課長」と訂正）、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 森本議員のご質問にお答えさせていただきます。

中古家電品の販売規制についてでございますが、まず1点目でございます。ご質問の内容と重複するところがございますが、お答えさせていただきます。電気用品安全法は、平成13年、2001年でございますが、4月に施行された電気製品に対する安全基準の法律で特定電気用品112品目、一般家電が含まれております特定家電用品以外の電気用品338品目の450品目が指定をされております。製造事業者、輸入事業者は必要な法律上の義務を履行しまして、電気用品にPSEマークを付して販売することができますが、販売事業者はPSEマーク表示のない電気用品を販売することができなくなりました。この法律には、平成13年4月1日から5年間、7年間、10年間の経過措

置が設けられております。平成18年3月31日で5年間の期間が切れる法施行前に製造されました中古電気用品に冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、テレビ、電子機器、音響機器、ゲーム機器など250品目が含まれております。経済産業省では規制緩和の一環で、電気用品取締法が改正されたもので、官報やホームページなどを通じまして周知・徹底を図っているようですが、周知・徹底不足は否めず、中古電気用品販売業者の戸惑いは隠せないとの新聞報道がされております。法律の規制が始まる間際になりまして、循環型社会の推進の一端を担う中古電気用品販売事業者における生業の妨げとなるなど問題が急浮上していますが、3月14日に経済産業省が緊急対策としまして、漏電検査の無料代行、検査機器無料貸し出し、PSEマーク届け出書類の簡素化、ビンテージ楽器などを販売禁止対象外とした中小零細業者が新たな負担なしに中古品を販売できるようにする救済措置を講じると発表しております。このことによりまして、中古電気用品を求められる消費者にとっても、少なからずの影響はあると考えます。今後は、経済産業省において業界団体、また消費者にさらなる法の趣旨を含めた周知を切望しますが、環境課としましては、問い合わせ等ありました折には知り得ている範囲内で対応をしていきたいと考えております。

次に2点目でございます。だれもみだりに廃棄物を捨ててはいけないことになっております。廃棄物として家庭から出る冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、洗濯機につきましては、家電リサイクル法により個々で処理をしてもらい、また粗大ごみとかごみステーションでの収集できるものに分けて行政としては回収することになります。事業所から出るものにつきましては、産業廃棄物となりますので、適正なルートによって事業者みずから処理をすることになっております。不法投棄されました電気用品につきましては、投棄者が確認されれば廃棄物処理法の罰則を受けることとなりますが、不法投棄の防止につきましては、今までと同様パトロールや広報紙等で周知しまして、住民のモラルの向上を図っていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 先ほど、私が環境課長を環境保全課長と言いましたので訂正をいたします。

8番、森下珠城君。

○8番（森本珠城君） 8番、森下珠城です。2回目の質問をさせていただきます。

まず、地域担当職員制度についてですが、この件につきましては、今後本来の業務などの兼ね合いや環境整備などを考えながら、重要なことであるので検討される旨の答弁をいただきましたが、物部支所長からの答弁の中のさまざまな問題も一部聞かせていただきまして、私自身、改めて物部の奥深さを感じております。しかし、山間地域は物部だけではありません。土佐山田町にも香北町にも本庁、あるいは支所から遠く、交通の便の悪い地域が点在しております。また、そこには高齢者や独居の方もおられると思います。今後、香美市は職員数を減少させていく計画になっていることを考えても、機動力の後退は避けられないと思います。これらをカバーし、実効ある制度にしていくため

には、どうしても地域住民の方々の協力が欠かせないと思います。一定の地域ごとにその地域の住民代表の皆さんを中心とした住民自治組織を立ち上げ、地域担当職員制度と連携させることも考えてみてはいかがでしょうか。そのような住民力が生かせる体制が整えば、少ない担当職員であっても対応が可能となると思いますし、香美市全体にネットワーク化していくことも可能なのではないかと考えますが、所見をお聞かせ願いたいと思います。

中古家電の販売規制については、環境課長の答弁にありましたように、おととい14日、希少価値の高いビンテージ物の楽器や、写真の焼きつけ機、映写機などについては、緊急対策がとられました。ただ、この問題は大きな社会問題となって、今後もさまざまな弊害が出てくると思いますので、さらに変更されることも十分に考えられますので、このような法の変化を見逃すことなく、臨機応変に周知・徹底に努めていただきたいことを要望するものです。

次に、デジタル放送についてですが、課長の答弁の中で現在ある共聴施設を利用して云々ということをお聞きしました。もちろんそれは非常に手っ取り早いといえますが、そうすべきだと思うんですが、一つ言っておきたいのは、物部の地区には共聴施設を利用して映らない地域があると。ここも理解してほしいと思います。物部では現在でもさんさんテレビがごく一部の地区だけしか受信できておりませんし、また、NHKも衛星放送でなければ受信できない地区があるのが現状です。そういう状態で生活している住民の方々は、このデジタル放送に大きな関心を持っているわけですが、本当に5年後見られるようになるかという正確な情報がわからないため、それぞれ受けとめ方もさまざまです。「もうそろそろテレビの買い替え時だが、高くついてもデジタルテレビが見られるものにした方がいいのだろうか」とか、「どうせ街だけの整備で終わって、こんな山の中までは映るようにはならんだろう」とか、「テレビも見られないようなら下に越していくしかないろうか」などの声が聞かれます。このような住民の声にこたえていくためにも、物部の現状をしっかりと把握していただき、正確な情報を提供されることが自治体には求められていると思いますし、さらに整備につきましては、先ほども答弁でお答えいただきましたが、やはり国と放送事業者が放送で国民に果たすべき責任をきちっと守らせるようにすることだと考えますが、所見をお聞かせください。

以上で本日の質問をすべて終了いたします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 森本議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、地域担当職員制度についてですけれども、おっしゃられますように地域力を育てることは、これからのこの町をどうしていくかということに大きくつながっていく課題であろうというふうに考えます。地域自治を高めるということは、この高まりが結果的には香美市の自治を高めることにつながりますので、そうしたことも含めて、そういった観点を持って検討していきたいというふうに考えます。

次に、デジタル放送の件ですけれども、デジタル放送に移行していくということについて、その正確な情報を発するべきだということだったと思いますけれども、そういうことにつきましては、ご指摘の件については努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、施設整備につきましては、先ほども申し上げましたように、これは国が始めたことですので、国の責任において当然対応していただくことだろうと、私は認識しておりますので、機会を通じてそういった働きかけをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 森本議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

この問題は、社会問題化される可能性も含めておると思います。今後、経済産業省による今後の対応の変化もあろうかと思われますので、情報を素早くキャッチしまして対処していきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 7番、山崎晃子君。

○7番（山崎晃子君） 7番、山崎晃子です。

私は、合併によって山間地域が切り捨てられることにならないように心から願っています。そして、これまで苦勞されてきた高齢者の方を大切にする社会を求めています。しかし、現在の動向は高齢者にとって、これでもか、これでもかとも言えるほど負担を強いていると感じています。以上の点を踏まえて幾つかの確度から各担当課長に質問いたします。

初めに、政府が提案しました医療制度改革大綱についてですが、この医療制度改革大綱の中身は、これまで築き上げてきた国民皆保険制度を土台から壊し、これまでの「安心・信頼の医療」のあり方からかけ離れたものにしようとしているのではないのでしょうか。医療制度改革大綱は、医師不足への対応や地域連携体制を構築するなどしていますが、今、小児科医や産婦人科医の不足が深刻な問題になっています。今回の医療給付費抑制によって切り下げられる医療費の半分は人件費です。これでは必要な医師や看護師が確保されず、医療制度改革大綱の示す「安心・信頼の医療」に逆行するものと言わざるを得ません。そこで伺います。この医療制度改革大綱による医療改革が市民にもたらす影響について、現段階でどのようにとらえているのか、次の点についてお聞きいたします。

まず、1点目は今回地域連携として日常医療圏という考え方を新たに導入し、疾病ごとの診療ネットワークをつくり、健診率の向上目標、罹患率・死亡率などの低下目標などを設置しています。しかし、基本的な考え方が健康の自己責任論の立場に立っており、健診費用の有料化への移行や、生活習慣病になった場合には何らかのペナルティーを課す考え方になっているのではないのでしょうか。また、診療ネットワークを理由に、受診

できる医療機関に制限を加えることなど、その本質として予防を口実にした健診の有料化と、医療制度の土台を後退させることは危惧されます。この点での医療制度改革大綱についてどのようにとらえているのかをお聞きいたします。

2点目に、終末期医療患者に対する在宅医療の充実を挙げていますが、現在病気で亡くなる80%の方は病院で亡くなっています。厚生労働省の考え方は、家で亡くなる方を40%に引き上げようというものです。在宅死を20%まで引き上げることで5,000億円の抑制効果があるとしています。人間の最後の瞬間まで踏み込む医療改革は、基本的人権を踏みにじるものです。以上のことから、この医療改革で本当に終末期医療が充実するのか見解をお聞きいたします。

3点目に、生活習慣病の予防が課題として、そのための国民運動や健診、保健指導実施率の目標設定など、保険者の義務を位置づけています。そして、2015年度までに生活習慣病患者予備軍を4分の1削減する数値目標を掲げています。本当の意味での予防重視を進めるためには、医療負担を軽減し、早期発見・早期治療を推進することではないでしょうか。予防重視とは、本来どのようなものでなくてはならないか、このことについての意見をお聞かせください。

次に、介護保険の本質的な問題を踏まえつつ、制度改革の問題点についてお聞きします。介護保険の保険主体は市町村であり、その独立採算制のシステムによる根本的な矛盾があります。サービスを充実すれば保険料にはね返り、相対立させる根本的な欠陥があると思います。そこでお伺いいたします。

初めに、この介護保険システムの矛盾について、その本質についてどのように認識されているのかをお聞かせください。

次に、医療制度改革大綱と介護保険制度の改革は連動し、国のねらいには共通したものがあろうかと思えます。昨日の一般質問の中でも取り上げられていましたが、3月12日付の高知新聞に特集記事が掲載されておりました。山本院長の意見をこの場で少し紹介させていただきますと、「福祉から医療へと制度は波及する」と題して、「これからは地方分権の流れを受けて、県・市町村の役割が大きくなるということで、療養病床の削減という問題だけでなく、今後の医療、福祉の方向性はどうなっていくと考えられますか」という質問に対して、「これからの医療、福祉の方向性ですが、平成12年に介護保険ができたときに、厚労省が述べた次の言葉の中にその全容が盛り込まれていると私は思います。それは、これからの社会福祉保障の改革は、福祉の改革を手始めに医療、年金に及ぶというものです」。そして、重要というより当たり前の言葉のように思われます。

「改革が医療から福祉でなく、福祉から医療というのが多少気になりますが」という質問に対しては「まさしくそのとおりです。多分厚労省は医療から福祉、あるいは医療と福祉を同時に改革したいと考えたはずですが。しかし、医療の改革は、医師会や厚生族議員の抵抗が強く、改革は容易でないので、まず手始めに抵抗の少ない福祉に手をつけ、それを医療にも広げていくという手法をとったものと思われます。そういう目で介護保

険法令集を読み返してみますと、介護保険はなかなかうまくできています。その典型的な例を示せば、1、老人医療費の1割負担。2、まるめ医療。3、居室や廊下の広さ。4、ホテルコストの負担。5、介護保険の上限、これ医療保険にも適用。6、介護保険は市町村別、地域別医療保険の導入というような」以上のような内容でした。介護保険制度を先行させ、その到達に医療関係をそろえていくやり方と同時に、国の責任を放棄し、財政負担を都道府県に押しつけ、保険者である市町村の力の量の差が直接保険運営に影響する新たな格差をもたらすものとなることです。以上の点についての見解をお聞きいたします。

次に、今回の改正で位置づけられた香美市地域包括支援センターの役割についてどのようなお考えなのかお聞きします。香美市地域包括支援センターは、N T Tの建物の福祉事務所のフロアに置き、健康づくり推進課は旧香北町の福祉センターに置き、保険課は本庁に置いています。そこでお聞きしますが、地域包括支援センターを核とする健康づくり推進課、保険課の連携、相互関係はどうなるのでしょうか。新市としての全体的な構想をお聞かせ願いたいと思います。

また、国の医療制度の後退が深刻な影響を新市にも与えようとしています、そんなときだからこそ予防医療、健康づくりなど攻めの施策が特別に重要となると思います。今後の具体的な構想をお聞かせください。

続きまして、介護保険の1号被保険者の義務的な負担の現状についてお聞きします。

近年の高齢者への負担増は非常に厳しいものとなっています。医療費の窓口負担の増大など個人負担の高騰は深刻です。一方、介護保険料の値上げによる負担増、高齢者控除の廃止など、次々に負担を強いるものになっており、高齢化の急速に進む本市にとっても見過ごすことはできない深刻な問題だと思っています。この現状に対する認識をお伺いします。

最後に、高齢者の利便性の確保について伺います。

合併で、県下でも金融機関が撤退するところが出ています。新市として高齢者の利便性を保障することは第一義的な仕事であります。社会的な弱者を大切にしないまちづくりはやがて行き詰ります。地域によっては、指定金融機関であります四国銀行や、J A関係金融機関の撤退が危惧されます。新市として早急に関係各団体に働きかけ、合併による不利益を最小限にするための手だてを講ずる必要性を感じます。このことについて基本的な考え方をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、医療制度改革大綱の影響についてですが、まず1番の予防を進めることが健診を有料化する口実の関係ですけれども、予防と健診を有料化するという点については、予防を進めることが健診を有料化する口実とは考えてはおりません。健診については健康

づくり推進課から答弁させていただきます。

2番の終末期医療の充実についてですけれども、終末期医療の充実の関係についてはよくわかりません。県や国が作成する医療費適正化計画により実施されるもので、高齢者の在宅療養を支える新たな取り組みで、住みなれた場で最期を迎えることを選択できるようにターミナルケア（終末医療）の体制を充実させるとありますが、システムの実現についてはなかなか難しいようにも思われます。

3番の予防重視についてですが、予防を進めることが健康を維持することにつながると思っていますし、一步進んで健康づくりを進めることがさらに必要だと思います。これも健康づくり推進課から答弁させていただきます。

次に、介護保険の本質的な問題点はというところで、まず1番のシステムの本質についてですが、私は、医療給付事業と同じことだと思っております。山崎議員のご指摘のとおり介護保険制度も同じです。給付事業をすればするほど保険料にはね返り、保険者である市の負担もふえます。対象者は高齢者ですので、今後、高齢化が進めば要介護者も増大し、それに応じて保険給付費も増大していくものと思います。

医療制度改革大綱と介護保険制度の改革の関係ですが、基本的には医療についても、先ほど申しましたように医療についても介護保険についても同じこととして、個人の自立や自己責任はそれぞれの人に必要であると思っておりますが、住民の健康や命を守るという点においては、社会保障の観点からは国に責任があると思っております。一方、高齢化が進んだ現在、ともに市町村財政を圧迫しているのも事実です。また、給付費の増大による保険者負担、保険料の増大にもつながっていると思っております。

次に、包括支援センターの役割と健康づくり推進課との関係ですが、まず、地域包括支援センターは、保険課の中にあります。保険課の中で地域包括支援センター係を置いております。地域包括支援センターの役割は、改正の介護保険法で次の4つの機能が求められており、地域ケアシステムの拠点を目指します。1つが介護予防マネジメント、2つ目に高齢者や家族に対する総合相談・支援、3つ目に高齢者虐待の防止、早期発見やその他の権利擁護のための事業、4つ目に包括的・継続的マネジメントで、健康づくり推進課との連携、相互の関係などについてですが、基本的には地域包括支援センターは65歳以上の高齢者、香美市で約9,500人が対象です。その中でも、虚弱高齢者や要支援者が主たる者です。健康づくり推進課では、各種健診や健康教育、健康相談として住民の運動週間づくり、運動の普及、啓発を行ってもらい、事業の連携、共同も必要と考えています。予防医療、健康づくりの構想については、健康づくり推進課から答弁させていただきます。

介護保険1号費保険者の負担への現状認識についてですが、ご指摘のとおり、高齢者への負担は増大しています。幾井議員のご質問でもあったように、窓口での自己負担が無料であった時期と比べれば、2割負担、3割負担は信じられないことだと思います。介護保険料も給付費に対するものなので、保険料を上げざるを得ません。そして、本市

は現在でも相当高齢化が進んでいますし、高齢者の比率はますます、まだまだ急速に伸びています。高齢者の比率が高くなれば高くなるほど、医療費や介護保険サービスの給付費は増大すると思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） よろしくお願ひいたします。7番、山崎晃子議員のご質問につきまして、健康づくり推進課としてのお答えを述べさせていただきますと思います。

まず、1点目の医療制度改革大綱の影響の1番目のご質問、予防を口実としての健診の有料化の推進についてでございますが、大綱の中では特に生活習慣病の予防について着目しており、その取り組みが重要視されているところで、国民の生活習慣病改善に向けた普及、啓発と健診保健指導の実施率等に目標を設定し、その達成に向けた取り組みの促進がうたわれているところでございます。具体的には、基本健康診査の結果からハイリスク者を選定し、一定の指導方針のもとに保健指導を行うこと。また、一般の住民の方を対象といたしましたポピュレーションの取り組みといたしまして、生活習慣病についての正しい知識の普及、住民の主体的な取り組みの促進、組織や地域での取り組みへの働きかけ、社会全体が生活習慣の改善の重要性を共通認識として持てる環境づくりなどが考えられるところでございます。したがいまして、健診の内容の拡充というよりも、生活習慣自体の改善が柱となることから、啓蒙、啓発や保健指導を主体した事業展開が必要と考えております。以上のことから、少なくとも市が実施しております各種健診につきましての個人負担額改正については、現段階では考えておりません。

次に、3番目の予防重視とは本来どのようなものでなくてはならないかのご質問にお答え申し上げます。予防におきましては、地域の健康課題の把握、分析、評価が第一でございます。その中から健康課題の明確化、目標設定がなされ、緊急度・重要度の高いものから優先順位をつけ、効果的な体制のもと保健サービスが提供され、さらにそれらの成果について評価を行っていくような行政システムが必要であると考えます。それとともに住民の皆さんが生活習慣を変えようとする、変えようという予防意識の高まりをつくること。さらに保健担当課や福祉保健所等町内外の関係機関が一致協力して予防に取り組む体制づくりが必要であり、そのようなものがしっかりと根を張った状態が予防重視の社会であると考えております。香美市におきましては、そのような体制が早く確立できますよう力を注いでまいりたいと考えております。

次に2点目、介護保険の本質的な問題点はこの4番目、予防医療、健康づくりなどの施策の構想を具体的にこのご質問にお答え申し上げます。現段階では、第3期の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画が策定されておきまして、高齢者の方についての施策というのは間もなくお示しすることができるようになります。しかし、予防医療を含んだ部分につきましては、その中にはなかったと思ひますし、また、それ以上の長期的な、

また全世代を包括したような予防医療や健康づくり構想につきましては、十分な協議ができていないことから、具体的な構想についてお示しのできる状況ではございません。今後、保険課を含めた関係部局や新市長とも協議しながら、できるだけ早い機会に構想を打ち出すことができると考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎議員の金融機関に関して高齢者の利便性の確保をというご質問にお答えをいたします。

ご指摘の件につきましては、関係当事者等で組織をしてございます三水会という組織がございますけれども、そうした場で働きかけるなど機会をとらえて対応していきたいというふうに考えております。何よりも企業、事業者等にとりましては経営という視点で判断をされることは当然といたしましても、一方で社会的貢献という役割も担っているという認識はあろうかと思えます。そうしたことに理解を求めて働きかけをしていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、山崎晃子君。

○7番（山崎晃子君） 7番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

医療制度改革大綱の影響の2の終末期医療についてですけれども、これに関して旧物部地域への影響を具体的にお聞きしたいと思います。計画どおり療養病床が削減されて在宅化が進められた場合の地域医療体制についてですけれども、往診、緊急時への対応など山間過疎地での医療体制の充実は不可欠と思えますけれども、この点についての見解を求めます。

次に、香美市地域包括支援センターに関連して再度質問いたします。

各支所に置くことになっていきます地域包括支援センター窓口の役割と機能について明確に見えてきません。例えば、物部町の方は支所に相談に行った場合にはどのような対応になるのか、一連の流れを具体的に示していただければいいかと思えます。特に、支所に出ていくことのできない人に対して、これまで在宅介護支援センターというところがそういった機能も少ししていたかと思えますけれども、今回の制度改正によって、香美市では在宅介護支援センターは廃止することになりました。この点について今後どのように対応していくのか具体的にお聞きしたいと思います。

予防医療、健康づくりに関連して再度お伺いいたします。

健康づくり推進課に多くの保健師さんなどのスタッフを配置していますが、どのような役割を果たす方向なのか、その全体像と、それから旧香北町の方では予防医療の先進的な取り組みをされていたかと思えますけれども、このことに関しても香美市としてどういうふうに生かしていかれるのかということについてもあわせてお聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目の質問にお答えします。

まず、終末期医療の関係ですけれども、1回目の質問にもお答えをさせていただきましたが、終末期医療の充実の関係については、よくわかっておりません。今後、勉強をさせていただきたいと思っております。

それと、地域包括支援センターの物部での役割についてですが、地域包括支援センターの本所を当初、山田に置いて、それぞれの旧町村に窓口を置くという予定で進めておりましたが、人員の確保が難しく、現在6名の窓口の予定、それと予防給付費に充てる職員を10人から12人の介護支援専門員を予定しておりましたが、現在のところ想定で6名の嘱託職員の確保しかできておりません。それで、職員の再配置ということで、現在検討をしておりますが、まだどのようにするのかちょっと検討中です。当初は物部の支所に1人、包括支援センターから常駐をして、本所の包括支援センターの本部と連携しながら事業を行っていく、あるいは健康づくり推進課からも1人保健師が常駐をする、現在しておると思うんですが、して健康づくり推進課との連携によって事業を行っていく予定でしたけれども、それが人員の確保ができない状態です、どのようにするのか再検討をしている段階です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 山崎晃子議員の2回目のご質問にお答えいたします。

健康づくり推進課の専門職の役割でございますけれども、現在考えておりますのは保健師11名おります。その保健師が香美市全体の地区分担を受け持つように考えております。訪問指導を中心にしていくように考えております。さらに、看護師、保健師あわせていろいろなことの業務を、香美市全体の業務を分担しております。生活習慣病につきましても、それぞれチーフを決めまして、役割分担をしております。そのほかにも母子保健の係、健康増進の係とございますので、それぞれの業務を分担して、香美市全体の円滑な健康づくりが推進できるような体制を組んでおります。

それから、介護予防につきまして、香北町で行われた経験についてどういうふうにかかしていくかというご質問でございますけれども、香北町は平成2年からご存じのとおり高知大学の医学部と連携して、健康長寿計画というのを策定いたしまして取り組んでまいりました。全国に先がけた事業ということで、非常に注目も浴びましたし、多くのノウハウを残してきております。今後におきましても、そういうノウハウをできるだけ生かしていけるように、高知大学の方もぜひ協力をしたいというご意向もございますので、ぜひ力を借りながら、事業が展開が図れればと考えております。特に、やはり大学におきましては分析評価の機能が非常にレベルの高い機能をお持ちでございますので、そういったところと協力しながら進めることが香美市の健康づくりの全体のレベルアップに

つながるのではないだろうかと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 7番、山崎晃子君。

○7番（山崎晃子君） 7番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

先ほど、旧香北町の長寿健診の予防医療への取り組みについてお話がありましたけれども、これに関して本当に医療費の削減等というところで効果を上げているかと思えますけれども、その中で健診に来ない人、全員が来られてるんじゃない、来ない方もおいでるかと思うんですけども、その何らかの理由で来られない方に関しても、やはり対応策というところで考えていかなければいけないかと思えますので、こういう方々に対しての受診の働きかけとか、手だてなんかはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

高齢になっても、障害があっても住みなれた地域で安心して暮らしたいという、この思いは、だれもが共通した願いであると思えます。しかし、現在の国の流れは私たちの思いとは逆行しており、福祉、医療の後退を感じずにはられません。そのため、市町村の取り組みが今後ますます地域間格差として広がっていくと思われます。このことについて山間地域を含む香美市としてどのような福祉、医療のまちづくりを考えているのか見解をお聞きします。

これを最後に私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 山崎晃子議員の3回目のご質問にお答えいたします。

健診に来ない方の対応についてお尋ねでございますけれども、なかなかいろいろ諸事情があって来られない方もいらっしゃると思うんですけど、受診の勧奨につきまして、今までも地域の健康推進員さんなんかの力を借りて進めてまいりました。今後におきましても、健康づくり婦人会の皆さんや健康づくり推進員さんの皆さん、そういった方の力を借りながら勧奨に努めていきたいと考えております。また、住みなれた山間地域で暮らしていくための施策については、健康づくり推進課のみならず、香美市全体の問題になるかと思えますので、連携して今後そういう施策を考えていければと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。10時30分まで休憩します。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ストップウォッチが言うことを聞いてくれませんが、早く

終われというリクエストもありますが、最後の質問ですので頑張っていきたいと思えます。12番、笹岡 優です。私は、住民こそ主人公の立場で日本共産党の公認議員として質問します。香美市としての最初の質問ですので、新執行部におかれましては、元気に明解な答弁を求めるものです。

まず、最初に小泉政権の構造改革路線について認識に関連して、その本質は何であったのか、そしてそれが市民の暮らしと営業、自治体のあり方にどのような影響を及ぼしてきたのか、今立ちどまってよく吟味する必要があると思えます。

お手元の資料をお配りしてあります。見ていただければわかると思えますが、これは政策決定過程の変化の問題です。以前の政策決定過程は、与党である自民党がありまして、そこで業界団体等から要望が上がり、族議員と言われている方々が部会調査や政調審議会等を経て、総務課に上げられてくると。そういう内容を含めて省庁との関係で族議員がそう働きかけ、そして総務会の了承を含めて閣議に諮られるという政府と与党との関係があったわけです。これを省庁と業界と族議員の鉄のトライアングルという調整機能があったわけですが、それが小泉政権になってから政策決定ががらっと変わりました。それは何かといえば、政府与党会議というのがあります。そこに一番の働きかけをする仕組みが何かといえば、経済財政諮問会議というのができました。そこがまさに首相から指示を受けて開く。そして、その内容が結果として説明が与党である自民党と諮られて、そして総務課に上げられる。そして、決まっていくという仕組みになっているわけです。

そして、真ん中の上にある資料3を見ていただければわかると思えますが、経済財政諮問会議への説明資料提出回数が2001年からずっと見ていただいたらわかるとおり、経済財政担当大臣が上げるのもあるんですが、ここでみていただいたらわかるとおり、民間4人の議員連名の方々が、こういう形で毎年毎年要望書というか説明資料を提出しているという、4人の議員というのはその下にあります牛尾さんから続くこの4名です。この方々は、もう最初の発足当時、森政権当時からの4名がこの経済財政諮問会議の委員でしたが、この4名だけはずっと変わらずにおります。それが内容です。

そして、その下側の資料を見ていただいたらわかりますが、減り続ける家計の収入とふえる大企業の利益ということで、雇用者報酬額がどんどんどんどん減るという形になってきてます。そして、下の端にあるのが民間給与の総額もどんどん減り続ける。ところが大企業の経常利益というのはもう空前の今、ぼろもうけと言うたら言葉は悪いですが、大もうけをしているというのがこの資料でわかると思えます。

そして、表5の方ですが、三位一体改革の概要ということで書いてあります。これは、スリム化の問題から含めて交付金の関係は別枠として2006年、2005年、2004年、2003年とやって、財政の移譲と補助金カットの関係でやったわけです。全体としても財源手当のないのが下の端に書いてありますが、1兆2,550億円の結局、地方自治体が大きな影響を受けたというのを書いてあります。

そして、今、国の流れは、表1ですが、下に書いてますが、今年、来年度予算です。2006年度予算もここへ書いてますように1兆5,305億円の交付税の削減を計画しておるということですので、まさにここにこれまでの構造改革路線の中身があったんじゃないでしょうか。

以上のように、政策決定の流れからも明らかなように、経済財政諮問会議による大統領的な政策決定機関のやり方によって、トップダウンでおろしていく。そして強権的な手法によって構造改革を最大のスローガンに抵抗勢力を描きながら押しつけてきました。

以上の点を踏まえて、小泉構造改革路線の地方自治体への影響について長年地方自治に携わってきた政治的な感覚、経験から私たち後輩に対して、新市としてそのあり方とその運営の仕方に今後の指針として熱いメッセージをいただきたいと思います。その点で野島市長職務執行者に質問をします。

まず、その一つとして、小泉政権の経済財政諮問会議のシステムが政策決定の根本を変えました。その影響が地方自治にどのような変化をもたらしてきたのでしょうか。新市への示唆として感想をお伺いします。また、経済財政諮問会議の発足時からの委員は、財界等民間人だけであり、この会議の思惑、目的がアメリカと財界の要求にどうこたえるのかが端的にあらわれていると思います。そして、この委員の発言が現実に政策化されてきているのではないのでしょうか。率直な感想をお聞きするものです。

2番目に、小泉構造改革の本質は、イギリス、アメリカで失敗した新自由主義の路線の推進であり、資本主義の最大の弱点である弱肉強食を極限まで推進する規制緩和、民営化万能論であり、一方で社会保障の後退を強引に進める政治手法です。このやり方は、アメリカの裏庭と言われた中南米で大失敗し、そしてアジア地域、EU諸国からも拒否されている国民の所得格差を極限まで広げるものです。この点についての私見をお聞かせいただきたいと思います。

3番目に、地方自治への大きな影響として、幾つかの確度から野島市長職務執行者に、そして担当課長にその見解をお聞きします。

まず第一に、国の姿勢は法定受託事務を含めて都道府県と市町村に移譲し、一方では、地方交付税の総額削減を考えています。財政基盤の脆弱な新市にとって、市税の伸びには限界があり、事業の精選と中長期的な財政計画など、財政運営に極めて慎重な対応が求められていると思います。そこで伺います。小泉構造改革路線の方向を踏まえて、新市として今後の動向をどうとらえているのか。そして、行財政運営として留意点などご所見とアドバイスを聞かせ願いたいと思います。

次に、2番目に、ここにありますが、ご存じのとおり地方交付税というのがこういう対比費用に基づいてやるという、人口や面積率でやっていくという対比費用に基づいて基準財政需要額を計算し、その必要な基準財政需要額に対して基準財政収入額、この収入額の75%が基準財政収入額というのは、標準税収の75%を掛けるという仕組みになってます。それに基づいて、特に聞きますが、例えば基準財政100億円の自治

体で、同じA市とB市があると。この中でA市の場合は標準税収入が100億円、基準財政需要額と同じ税収があるところについては、75%掛けるわけです、収入を。ですから、交付税は25億円しかきません。しかし、使える金としては100億円のお金が入ってきますので、100億円プラス留保財源25億円で、125億円のお金を使うことができます。ところが、B市の場合は標準税収が80億円しかありませんので、20億円少ないんです。ほな交付税は確かに60億円で、80掛ける75%、40億円になりますので、交付税は60億円きて、100を賄います。しかし、80から60を引いたら20億円しか留保財源残ってませんので、120億円になるわけです。ここにはやから5億円の差ができます。ほな、今度は新市になるこの香美市が大体、100に対して大体40ばあくるんです、標準税収が。40という考え方やったら、ここが30になるわけです。ということは70億円で交付税がきます。しかし、10億円しか留保財源ありませんので、110億円で市を運営せんといかんという、この意味はわかりますわね、当然。ですから、このことを考えますと、以上の点から地方交付税制度の積算システムによる留保財源問題が都市部や財政基盤の強い自治体と脆弱な自治体との新たな格差をつくり出すことになるのではないのでしょうか。この点についての率直でわかりやすい見解を求めるものです。

3番目に、公務員への地域給の導入が具体的になってきました。その背景と具体的な内容についてお聞きします。また、全国の多くの県が4.8%給与の引き下げの勧告が出ています。その影響が地方経済に波及し、民間の給与の引き下げを含めて公務員の支払う分の含めた地方税に大きく関係することになると思います。ですから、公務員給をどんどん減らせということになる。それを都市部に持っていくということになるわけですので、その関係で公務員の払う税金も少なくなり、民間企業に波及すれば、その方々から払う税金も少なくなる。また、それは地方交付税の削減につながることに連動しております。公務員の給与を下げることが勧告されましたので、地方交付税の関係の都市部と地方との格差が生まれてくることになるわけです。これは地方交付税の算定の中に反映されてくる可能性があります。都市部と地方との新たな格差を広げることになると思いますが、この点での見解を求めるものです。

次に、都市計画法の改正案がされました。アメリカの要求である日米規制改革及び競争政策、イニシアティブに基づく日本政府への米国政府の年次改革要望書により、1998年に成立した大店立地法による大型店の出店の原則自由化が商店街の機能を崩してきました。しかし、全国でこれが問題になり、政府は世論の声に押されてまちづくり三法のうち、都市計画法と中心市街地活性化法の改正案を今国会に提出しています。今、香美市に規制前に駆け込みの大型店の出店の動きがあるのではないのでしょうか。穂岐山刃物の北の方を含めていろいろ話があります。地域の循環型経済を崩す問題として、その動向についてお聞きします。また、これまでの中小商業活性化総合補助事業から、少子高齢化等対応商業施設整備事業が創設されました。ここにその要綱があるんですが、

かなりの金額等を組んでいます。この商店街等の取り組みについて少子高齢化、環境保全、安全・安心、防犯・防災などに資する事業として早急に調査し、まちづくりに生かすべきではないでしょうか。特に、今回中町のスーパーも閉店とのことでもあります。高齢者の日常生活に大きな影響を与える状況が生まれています。商店街を高齢者や子どもたちにとって安心・安全、憩いの空間として生かす具体的な手だてが必要です。見解をお聞きします。

次に、ここに2月10日付の高知新聞に「県内17市町村が地方債協議制移行できず」ということで、県が仮の試算して指標をやったということ、地方債の協議制というのが地方分権一括法による地方財政法改正が18年度から国や県の同意なしに起債できる協議制に移行すると。しかし、財政指標である実質公債比率が18%を超える自治体は引き続きその許可制になるということ、財政状況の悪いところはこれが使えないということなわけですが、そこでお聞きします。地方分権一括法による地方財政法の改正で、18年度から国や県の同意なしに起債できる地方債の協議制に移行することになりました。新市は、対象自治体と思いますが、どのような検討と今後の取り組みの現状についてお聞きします。

大きい2つ目の柱の質問ですが、公営施設の管理について伺います。

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設、地方自治法244条としています。そのあり方は、この目的を最大限に生かす必要があるのではないのでしょうか。指定管理者制度の創設の背景を踏まえて見解をお聞きするものです。この指定管理者制度というのは、大変政治的な意味合いを持っています。全国の地方自治体はアメリカとの約束で630兆円の公共事業を進めてきました。このために誘導策で地域総合整備事業債という、あの合併特例債と同じ自己資金は5%で95%まで起債で構わないという誘導策をやられました。ですから全国でハコ物がどんどんつくられました。ところがハコ物つくったら維持管理が要ります。その維持管理が要るために、自治体は四苦八苦しみます。そこに財界とビジネスチャンスとしてその交付税をどんどんどんどん締めつけていったら絶対そういう方向に行かざるを得んということで、このハコ物が指定管理者として財界等の一つの大きな儲け口と言うたら言葉は悪いですが、そういう形で制度化がされてきたのではないのでしょうか。

そこで、新市として指定管理者制度の指定に関する問題点を幾つかの確度から具体的なお聞きします。

第一が、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムと詩とメルヘン絵本館、そして別府森林総合利用施設の指定管理者の移行がどのような経過で決まったのでしょうか。そして、その必要性、根拠を示していただきたいと思います。また、条例では市からの財政支援を明記しています。指定管理の営業努力による独立採算の方向ではないのでしょうか。財政支援の金額とその積算根拠についてお聞きします。

2番目に、指定管理者制度には地方自治の請負禁止規定がありません。指定に当たっ

ては、その制限が必要であると思います。行政、議会関係者が利益誘導として指定管理者になることになれば、市民からの批判の声は当然上がると思います。見解を求めるものです。これは地方自治法の142条に「関係企業への返り」ということで、長がまさにその関係企業への関係に役員になってはならないと。それから議員もそうです。関係企業との兼職の禁止という第92条の2項があるわけです。この点を踏まえてお聞きします。

3番目に、地方行政の当然の義務として公の施設の管理運営の公共性・透明性を確保するためには、情報公開条例の対象にすることが求められています。この点についての見解をお聞きするものです。

4番目に、公の施設をその目的に資するのであれば住民、利用者の立場から参画する運営委員会などの設置がどうしても必要です。市民のとうとい浄財で建設した公の施設がいかに適切に管理運営されているのか、常に市民の目線で行うことは当然の義務です。この点についての見解を求めるものです。

5番目に指定管理者制度の問題点は、その公の施設の目的からすれば人材を含めて継続性を確保することが求められていると思います。しかし、新市の条例にはその条項がありません。指定先としてふさわしい場合はその継続性を担保する工夫が必要ではないでしょうか。それは受ける方も雇用の継続性を含めて要るわけですので、この間の検討を踏まえた見解をお聞きするものです。

6番目の問題では、合併協議の中でも明確にならなかった財団法人奥物部開発公社をなぜ市の公社に一元化できなかったのでしょうか。その理由を具体的にお聞かせください。

大きな3番目の質問です。3月8日は国際女性デーでした。1908年3月8日にニューヨークで行われた女性たちによるパンと参政権を求めて喚起したことを記念し、女性の政治的自由と平等のために取り組む日として、世界的規模で開かれています。日本では女性の参政権が実現したのは1945年、戦後です。そして、40年後の1985年に国連の男女差別撤廃条約を批准し、男女雇用機会均等法が成立しています。しかし、戦後の高度成長を支えるために、急速な女性の労働力を求めてました。しかし、一方でそれをバックアップする社会的な基盤整備はおくれたために、合計特殊出生率が1.29まで落ち込む深刻な少子化となったと思います。今、国会に男女雇用機会均等法改正案が提出されていますが、間接差別問題を含めて極めて不十分なものです。抜本的な改善が必要です。

以上の点を踏まえて、香美市における男女共同参画づくりへの具体的な取り組みはどうなっているのでしょうか。その構想と当面の行動計画についてお聞きします。担当部署から土佐山田町の持ってましたが、大変香北町もすばらしいプランをつくってます。これ見ました。香北、「女と男」と書いて「ひととひと」という、まさにこの観点が大事です。個としての大事、いいものつくってますし、県は「ぐーちょきぱー」という、こういうつくってます。土佐山田町も大変努力されて、「かわるにかわらん」というのを

くって、いい内容を持っていますし、こういう結婚された若者がこれまで山田町に来たとき、婚姻届を出したときにちゃんと憲法24条を入れた男女間のあり方についてのちゃんとわかるような内容も含めてやっています。そういう努力は認めますが、今後のこの点での行動計画をお聞かせ願いたいと思います。

次に、4番目の大きな内容ですが、住宅新築資金等貸付事業は旧土佐山田町が国から借金し、個人に住宅新築資金、土地取得資金、改修資金として貸し付けてきました。しかし、これまで回収すべき金額の滞納額が6億円以上あり、市民の大切な浄財から立てかえ払いしています。また、これから国に支払いをするために回収が必要な額は8億円であることを踏まえましてお聞きします。

お手元の資料に、3枚目を見てください。なかなか総括が進みませんので私自身がつくってみました。部落問題、同和問題を考える場合の歴史的経緯から検証するということです。例の旧身分制度が、まあ言うたら法的になくなったのは解放令、1871年の明治4年に解放令でその旧身分制度はなくなりました。そして、1922年に、大正11年に水平社が創立されました。そして、1965年、昭和40年に同和对策審議会の答申が出され、実際問題、同和对策事業が行われたのは1969年、昭和44年です。ここに同和对策事業特別措置法の公布がされ、その以後から同和对策事業が始まるわけです。そして、1974年に住宅新築資金貸付事業の実施、そして1985年、昭和60年に住宅新築資金等貸付助成事業の実施が行われる。これ見ていただいたらわかるとおり、明治4年の旧身分制度が法的になくなった、それから実際事業を始める特別措置法が公布されたのは99年後です。ですから、右の上にもちょっと書いてありますが、旧身分制度を廃止する解放令から100年後に事業実施。それを属地・属人として個人給付対象者をだれが決めたのか。100年もたったら3代かわるわけです。そしたら、旧の身分で属地・属人、その旧の身分の方々がそこに住み続けて、ずっとその方、しかし、このときに1歳の方は100年たったら101歳になってるわけ。ですから、そういう方で旧身分の方というのはもう事業を行うときには、基本的に時代として対象を決めることは困難があつたわけです。ここに資料があります。これは中央法規出版株式会社が出してる熊代昭彦さんが総務長官、官房地域改善対策室長としてやられた方です。ですから、この同和对策に特別かかわってきた政府の最高責任者なわけです。それが昭和63年2月1日に発行した内容ですが、そこにこう書いてます。「個人給付的事業の対象者となる同和関係者の定義として、昭和62年4月1日付の新法の施行通達で、地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行について、新法の施行通達として出されました。個人給付的事業は、今後とも属地かつ属人主義により行うこととし、対象者の資格審査を的確に行う等、適正かつ公正公平な運用に努めること。属地かつ属人主義は、昭和44年同対法施行以来不文律として実施されたきたのであるが、61年意見具申を受けて初めて文書化されました」ということで、属地主義とは同和関係者に対してのみ施行の適用を行う方針のことを言う。属地かつ属人主義とは、対象地以

内に住んでいる同和関係者を言うのである。同和関係者である人も、対象地域の外に居住することになると、法的には個人給付事業の対象者となる同和関係者でなくなるのである。対象地域内の同和関係者とその他の人とをどう区分するかということで、同和関係者の基本的な定義は、当該対象地域内に明治4年に、いわゆる解放令が出される前から住んでいた世帯に属する者、またその世帯から独立して当然対象地域内に居住する者の世帯に属する者である。明治4年以降に外部から転入してきた世帯に属する者の世帯から独立した者の世帯に属する者は、対象地域内に居住していても同和関係者とは認めないのである。判断する日時を明治4年8月28日というのはこれです、公布の日。

そこで、まず第一に、立証するだけの気力が個々の地方公共団体にないこと。公平な立証義務を課するとすれば、各地方公共団体の自主的判断にゆだねる方がより実情にのっとった定義となる。さまざまなケースを判断する、各地方公共団体の自主的判断にゆだねた方がいいと、合理的な内容を内規を定めることが妥当であるということを書いて、ただ、民間運動団体の推薦者はフリーパスとする慣習があった。地方公共団体には、地対財特法の制定適用を契機に適正な内規を定めなければ、個人給付的事業の適正は実施を望めないのである。これが熊代さんが言っている内容なわけです。

ところが、山田町、下にちょっと図を書きました。事業実施における弱点を検証するというので、区画整理事業を実施したわけです。劣悪な住宅があったわけですので、そのA B C Dといういろいろ書いてますが、これ全部家です。ここに大きな線で縦にやっていますが、これが道をつけるわけですね、町道を。その町道をつけるためには、Aの土地とかBの土地とかCの土地、Dと全部まぎれますので、まあ言うたら転居させます。そのときに住宅新築資金を使うわけです。ところが、土佐山田町はAが立ち退いたらA1戸つくったらえいわけです。ところがAの中に3人家族がおったら、3軒建つわけです。A、A A、A A Aという、Cの場合もそうです。ですから、こういう形にやってくる。そして、ですから土地が足らなくなって、どんどんどんどん地域を広げて住宅建てていったと。そして、最初は担保も設定してなかった。そして連帯保証人もお互いに借りてる人間が相互になり合う。そして、貸し付けた時点からもう既に滞納が始まる。そこで、右の上に私が括弧で書きました。行き詰まりの原因を検証するというので、まず貸し付けの審議会があったんです。この貸付審議会が責任持って貸し付けを決めたわけです。先ほど言ったこういう内容で。この審議会の責任が大変重要です。問題は、2つ目が行政側の姿勢、ずさんな貸し付け、そして、同和運動団体のあり方と姿勢に問題あります。同和運動団体が大きくかかわってきたということは、前町田町長も認めました。そして、行政のチェック機能と自浄作用の欠如があります。そして、ここで明らかにしなければならないのは、当時の関係者を明確にして、その責任問題を明確にさせていくことが今後の課題だと思います。なぜかといえば、今地方自治体の個人責任が問われてきてます、職員の。その点も踏まえてお聞きします。

以上、明らかなように、この住宅新築資金等貸付事業の行き詰まりの最大の原因は、

不公正な同和行政を進める誤った考えとともに、行政側の姿勢にあったのではないでしょう。新市として、改めて総括する必要があります。そして、同じ間違いを起こさない再発防止をする機能を持つべきだと思います。率直な感想と今後への指針として見解をお聞きしまして、1回目の発言を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長職務執行者、野島民雄君。

○市長職務執行者（野島民雄君） 笹岡議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、ご質問が小泉内閣の行政改革に伴う内容でございますが、幾つかの項目をいただいたところでございますが、私の場合は総合的に私の考えを率直に申し述べさせていただきますまして、お答えにかえさせていただきますたいとこのように思っておるところでございますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。

小泉内閣の経済財政諮問会議であります、日本の国は90年代に入りまして、経済が停滞しました。バブルが、いわゆる崩壊をいたしました。これは細川内閣のときであったと思っておるところでございますが、そのときにきちっとした経済政策が行われておったならば、このようなことはなかったと思えますけれども、そのときに我が国は選挙制度の改革、高知県などは中選挙区の制度でございました。これが小選挙区制度、この改正の論議に日本の国会は集中をいたしておりました。韓国などは、これに対しまして迅速に対応したために、この1年、2年で経済の回復ができたようでございますけれども、日本は失われた10年ということが言われておるところでございますが、私は10年以上の大きな国民が負担を負わなければならない、また不幸に陥ると、こういう原因をつくったのではなかろうかと、このように思っておるところでございます。

具体的には笹岡議員さん、ちょっと触れられたところでございますけれども、さらに詳細に申し上げますと、日本の国民の生活に大きな影響が出てまいりました。長い間生活をいたしまして、そして貯金をして、その金利、そしてまた年金で生活、老後をおくと、こういう生活設計を立てておりましたころの方々にも、今の金利はゼロというような状況でございますので、大きな社会の混乱を引き起こした、政治の責任は極めて大きいものがあると、このように私は認識をいたしておるところでございますが、細川内閣後、これは順序が異なるかもしれませんが、村山内閣、橋本内閣、小渕、森と、このように内閣が続いたところでございますけれども、いずれの場合におきましても公共投資と、そしてまた景気を回復いたしましてこれを克服すると、このような政策がとられてきたところでございます。土光さんが行政改革の会長になって、一時期改革に取り組んだ時期もあったところでございますけれども、総じて今日のような状況になってまいったところでございますが、議員さんの資料を拝見させていただきますまして、この経済財政諮問会議、2001年にできておりますが、実は2001年の1月に森内閣の末期にできたわけでございますが、森さんはご承知のとおり、正直な人であったといえますけれども、のんきな方でございまして、これに積極的に取り組まなかったと、このように私思うところでございますけれども、経済財政諮問会議がつくられまして、有

識者、民間の意見を反映しつつ内閣総理大臣がリーダーシップをとって、それを發揮して、それを目的として内閣府に設置いたしました機関でありまして、総理を含めまして11名いらっしゃるわけですが、民間からは、この資料の中にありますようにウシオ電機の会長の牛尾さん、トヨタ自動車の会長の奥田さん、ほか東大の教授、阪大の教授、ただ、私も思うところですが、これに労働界、少なくとも日本の国を改革をするということであるならば、やはり中産階級のこの中小企業からも、やはりこれは委員として私は入れておくべきではなかったかと、このように思うところがございます。これがやはり今日の、これは後ほどお答えをさせていただくところですが、けれども、大きな時代に格差が生じてくると、こういう原因をつくったのではなかろうかと思うところですが、このメンバーの中には竹中平蔵さんは有名な方ですが、入っておるところでございます。小泉総理は、この会議の諮問に基づきまして、見事リーダーシップをとってまいりました。従来のこの政党政治、日本の国は政党政治であるわけですが、この笹岡さんの資料を見ますと、政党の方からもこれはもちろん関係をいたしておるところでございますけれども、私どもの考え方から申し上げますと、どうも政党政治が薄れてきたような、そんな感じを受けるわけでございます。骨太方針に基づきまして、次から次へと改革を進めてきたところでございます。

国の財政の健全な姿に戻すために、国、地方問わず改革を行わなければならない、その急務は論を待たないところは私どもがわかるわけですが、一方、終戦後60年近く国から県、そして市町村という上下関係の中で市町村はまた地方はそれなりの立場で、我が国の経済の発展に寄与したこともまた事実でございます。高知県のようなこの山村を抱えた地域におきましては、物部の奥や香北から、あるいはもちろん山田町からもこの60年を振り返って考えてみました場合におきましては、小や中学、高校を出た子どもたちが金の卵とはやされて、都会に送られまして、日本経済をここまで発展をさせたと、地方がそれだけ貢献してきたということも私は事実のこの歴史であると思っておるところでございますが、そこで国は均衡ある国土、やはり人口の減ったところにも均衡ある国土の発展、地域間格差ということを国の基本方針としてずっと続けてまいってきておったところでございます。そしてさらに、地方の時代、地方の時代と、こういうことを国が言ってまいりました。また、現実私どももそのように感じまして、地方公共団体にも光が差してくることであろうと辛抱を重ねて、ずっと今日まできたところでございますけれども、しかし、ここにまいりまして、国の三位一体の改革の名のもとで、公共事業の削減、補助金・地方交付税のカット、そして税源の移譲が行われておりますけれども、行われておりますけれども、税収の少ない自治体にとっては深刻な、今問題となっておりますことは、これまた事実であるわけでございます。その間、地方におきましては賃金のカット、人員の削減、また住民に対しましてもさまざまな協力を求めていかなければならない。また求めておるというのが実態であるわけございまして、地方の自立に向け、生き残りを賭けた血の出るような、今努力をしておりますのが今の

地方自治体の実態ではなかろうかと、このように私は思っておるところでございます。

高知県を例にとって申しますと、税収が、これはご承知のとおり上がらないのでありまして、国からの事業が採択されましても県費負担ができないために、町村の事業が実施できなくなっておることが、その事例がたくさん出てきております。と申しますのが、林道につきましても、高知県では大体40路線ほどやっておりましたんですけれども、今休止になって、もう25路線ぐらいしかできてないと思います。そういうような状況でございます、国からは新規採択ということは、もうとてもできないような実態であるわけでございます。四国の中におきましても、隣の愛媛県におきましては農林道、さらに県道等々の開設が行われている、そういうような状況でございます、日本の中でも大きな格差ができてつある。極端な例を申し上げますと、大阪がこの大勝ちいたしまして、地方が大負けをすると、そのような政治となっておりまして、小泉改革から生じた格差を是正しなければならない、それが今最も早く解決しなければならない問題であると思うところでございます。改革の途上でございますので、一次的なやむを得ないとは思いますが、やはりこれは今後その対応をしていただかなければならないと思うのでございます。

また、議員がご指摘をされました規制緩和のことにつきましても、現在、地域社会に深刻な影響を与えておるところでございますが、これは日本の民間の潜在力の発揮を妨げているのは規制であり、慣行のその制度と、みずからの潜在力を高める新しい仕組みを今改革でつくっておるところでございますけれども、しかし、これは大企業の資本力に地方の中小企業がかなうはずがございませぬ。先ほど議員もおっしゃいましたように、スーパーを例にとりましても明らかでございます。大型の店舗がどんどんまいますと、地方はこれに対応していくことでできないわけでございます、地方の高知県などは中小企業が多く、経営の悪化から税収が上がらない、減収となり県財政には深刻な状況を与えてきておる、これが実態であるわけでございます、小泉総理の経済財政諮問会議に基づく骨太の方針は、21世紀にふさわしい経済社会制度の確立と、改革なくして成長なしのこの信念で、経済、財政、行政、社会全般にわたりまして、競争原理の構造改革を進めてまいりました。日本の進むべき道と示して今日まで進めてまいったところでございますけれども、今、改革の途上にあるといえればそれでございますけれども、しかしながら、実態は今申し上げたような状況であるわけでございますので、今後、私どもといたしましては、激減緩和、やはり交付税等の積極的なこの見直し、調整、そういうことを行っていただかなければ、非常な格差が生じ、喜びと悲しみのこの格差が日本の国に出てくると、このように私は思っておるところでございます。停滞した10年、失われた10年を取り戻す過程ではあろうと思うところでございますけれども、痛みが心配してならないところでございます。この痛みをどうやって住民に和らげていくか、痛みをどうやってこれを喜びにかえていくか、今後これは日本のこの政治、ひいては今後香美市の大きな課題であるわけでございます。小泉総理も竹中大臣も大分最近戦意を失うて

まいりました。戦う意欲を失うてきましたので、やがてチャンスが私はくると、このように思っておるところでございます。

まず1回目のご質問に対しまして、私の現在思っております点を申し上げまして答弁にかえさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 笹岡議員さんのご質問について、財政課に関係する部分につきまして答弁させていただきます。

まず、小泉政権の構造改革の本質についてという部分でございますけれども、これは先ほど野島市長職務執行者が概要をお答えしてくれましたので、追加することはないのですけれども、あえて②の地方交付税制度の云々から新たな格差をつくり出す見解を聞くと、この件につきまして若干お答えさせていただきたいと思えます。

交付税は市長職務執行者も説明しておりましたように、均衡ある国土の発展という理想のもとに昭和29年に創設されて今日まで発展してきた制度でございますけれども、議員さんのおっしゃるとおり、現在はこの交付税制度の果たすべき役割というものを、国は徐々に縮小していると、こういう状況にあるわけです。縮小するということは、すなわち議員さんのおっしゃるとおり地方の格差を認めると、こういうことになるわけですが、地方といいましても、地方にも自己財源の豊かな都市部と、効率のいい行政を行うことのできる都市部と、収入の少ない、また行政サービスを行うにしても効率の悪い農村部と、大きく分けて都市と農村とかいうような形で分ければ、こういうふうに分かれるとは思いません。国は、これまで財政力の弱い農村部に主軸を置いた交付税制度を運用してきました。ところが、近年は軸足を都市部に移そうとしていると、こういう状況あるわけですので、都市部と農村部との格差はますます広がると、こういうことはもう避けられないであろうと思われまます。しかし、現在我々は農村部にここで生活をしておりますし、ここから、この効率が悪いからといって、都市部へ行って生活をするというわけにはいきません。やはりこの生まれ育ったこの土地で我々は生活をし、人生を送っていくわけでありまますので、そういう逆風の吹く交付税制度の中でも、やはり少しでも効率のよさとか、そしてまた交付税制度の利用すべき部分は利用しながら、この現在の逆風化の中の経営を自治体としても頑張っていかなんといかなんではないかと。すなわち、今まではどちらかと言いますと、国とか県の指導のもとに地方行政を、あっち行け、こっち行けとか、こういうふうなことをしなさいとかいうような指導のもとにある程度次々進めてきた部分がございませけれども、これからはもっともっと自助努力をしまして、自分ところのやっぱり経済力、それから経営努力というものを全面に打ち立ててやっていかなんといかなんではないかと。そしてまた、そういうことのできる自治体と、ようしない自治体とでは、やはり5年後、10年度には大きく差がついてくるのではないかとこのように考えておりますので、先ほど職務執行者も答弁しておりましたけれども、やっぱり厳しいことは厳しい。そしてまたそれをうまく段階を追って、その

厳しさがドンとこないように、我々行政の側も経営努力をするという、経営ということにもっと柱を置いた行政サービス、行政執行をしていきたいというふうに考えております。その中の一つの選択肢が、今回こうして今のこの議会に立っておりますけれども、やっぱり合併という行為もやっぱりそういう選択肢の一つであったのではないかというふうに考えております。

それからまた、3点目の公務員への地域給導入についての見解ですけれども、これにつきましては、どのような影響が出るのか分析もして、現在のところしておりませんので、お答えすることができない状況にあるということ、財政的な影響はちょっとよう把握してないということをご了解いただきたいと思います。

それから、5点目の地方債の協議制の移行についての取り組みの現状でございますけれども、地方債協議制度の概要につきましては、アナウンスはあっておりますけれども、実質公債費比率の積算等に係る計算式の詳細に関しましては、まだ通知がありません。また、新市が発足したばかりでもあって、新市の財務指標等をまだ十分に把握できてないということでもありますので、現時点ではですね当市が協議団体になるのか、許可団体になるのか、ここがはっきりつかめておりません。正確な数字はですね、この7月の決算統計の集計が終わりますころには、正確な数値が判明するものというふうに考えております。そうは言いましても、どうなのかと、具体的にどうなのかということで、今わかっている範囲内で粗い計算ですけれども、粗い計算で計算しますと、新市では14年から16年度にかけての3カ年平均で実質公債費比率は16,7ぐらいになろうかと計算をしておりますけれども、これも今までにアナウンスのあった部分での計算ですので、あくまでも正確でないということをご承知おきいただきたいと思います。

それから、最後の大きい4番の住宅新築資金の貸付事業等に係ることに関する見解ですけれども、これにつきましては、財政関係の観点でお答えさせていただきます。このご質問には、さきの旧土佐山田町議会でも答弁させていただきましたが、新市では収納管理課に徴収事務等を統一しまして、サービスを提供する課と、それから徴収する課を分けて機構的な対応もしている。そしてまた、こういう今までなかなか徴収ができなかった。それからまたいろいろ反省した上で、議員さんからもいろいろご指摘もいただいたんですけれども、そのようなことを含めて、今の新しい取り組みを始めたところでもありますので、新市のこれからを見守っていただくようお願いしたいということでもあります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 笹岡議員の小泉政権の構造改革の本質についての3番の③でございます。公務員への地域給導入について、その背景と内容についてお答えをいたします。

まず、地域給導入の背景でございますが、地方公務員の給与は基本的に全国の民間給

与水準に基づき決定をされています国家公務員の給与に準じて改訂をされております。昨今の厳しい経済情勢の状況等を背景に公務員給与が地場賃金と比べて高いのではないかという指摘がされておきまして、国家公務員給与におきまして、地域における国家公務員給与がより地域の民間賃金水準を反映したものとなるよう俸給水準を引き下げ、民間賃金の高い地域に勤務する職員に対しては、地域手当を支給すると、こういうことが見直しの検討の主な内容で、背景でございます。

次に、内容につきましては、民間賃金の地域間格差が適切に反映されますように、現行の調整手当にかえまして、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対しまして地域手当を支給するというところでございます。支給区分につきましては18%、これが東京都になります。それから15%、12%、10%、6%及び3%の6つに区分がされております。手当の額につきましては、俸給、地方公務員でいきますと給料ということになります。それと俸給と俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額が加算されるということになります。それから、諸手当の算定基礎となります、この地域手当は時間外勤務手当、期末勤勉手当等の算定基礎ともなります。以上、主だった内容で、その他特別、特例的な措置や現行の調整手当の経過措置などが講じられておりますが、高知県は回答はしておりません。

次に、公の施設の管理について、太い2の指定管理者制度の指定に関する問題点の中で、私の方から②③④についてお答えをいたします。

指定管理者制度の指定の行為は、まず指定管理者制度には地方自治法の請負禁止規定がない、指定に当たってはその制限が必要であると思いが見解を聞くということでございます。指定管理者制度の指定の行為につきましては、契約ではないわけございまして、地方公共団体が一方的に指定を行う行為で、手続きは条例により適正に管理し得る団体を選定するということになる、こういうことでございます。ご指摘のとおり入札等に適用される首長や特別職、あるいは議員さんの請負禁止規定、これは除外規定がないということは問題でもございます。今後、香美市独自でルール化、条例等で規定することが必要となってくる問題であるというふうに考えております。

次に、3番目の地方行政の当然の義務として公の施設の管理運営の公共性・透明性を確保するためには、情報公開条例の対象とすることが求められていると。見解を伺うということでございますが、笹岡議員が示された内容につきましては、これは日本自治体労働組合連合会、一般的に自治労連ということでございます。この試案の中では指定管理者制度の実施に当たって、独自に条例の案を策定しておると。その中では、町村会の出した条例案と、この自治労連の出した条例案の例示を比べてみますと、この情報公開の点と運営委員会の設置については、やはり自治労連の方が一步踏み込んだ指摘をしておるということで、評価をされるわけでございますが、管理業務が住民の福祉、生活の向上に深くかかわることから、透明性の確保、管理業務内容を住民に公開することは必要と考えております。なお、指定管理者におけますところの権利・利益の保護との調和

を図ることも一つ1点大切でありますので、今後制度の検討を行っていきたいと考えております。

また、4点目の運営委員会の件につきましてであります。事業報告書の提出とか、あるいは指定の取り消し、実地調査や必要な指示もすることができるという、こういうことになっておりますから、基本的には設置の必要性はないんじゃないかというふうに考えております。この制度につきましては、公の施設という法的な正確はいささか変化もなく、そしてこのルールもきちんと守ってもらうような団体だけが指定管理者になり得るということでございます。

それから、5点目の継続性を確保するための条項がない。指定先としてふさわしい場合は、その継続を担保する工夫をしてはどうかということでございます。指定期間につきましては、法律上の基準の規定はございません。したがって、自治体の判断で条例に期限を規定することになっております。一般的には会館など比較的短期間で3年から5年程度ということでございます。また、福祉施設のように子どもとか、あるいは高齢者を対象とした施設におきましては、一定期間ごとに指定管理者が変わることは余り好ましくないというふうな考え方から、5年から10年ぐらいというふうなことが示されております。例といたしまして、横浜市の新装された港湾病院、これは病院でございますが、これは30年間といったケースもございます。これは特異なケースだと思います。指定期間が長くなりますと、管理運営の硬直化とか、あるいは非効率化を招く恐れが懸念をされるわけでありまして、また、期間満了ごとに競わせ、管理経費の縮減を図るという指摘もございます。両方の考え方があります。必ずしも妥当とはいえるわけではございません。指定期間の設定については、慎重に行う必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 笹岡議員さんの小泉政権の構造改革の本質について、3の④の前半の部分に当たります都市計画法と中心市街地活性化法の改正案を今国会に提出しているが、法による規制前に駆け込みの大型店の出店の動きがあるのではというご質問でございます。

あるコンサルさんから立地の可能性としての内々の打診というものはございました。1件だけです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 笹岡議員の小泉政権の構造改革の本質について④商店街の取り組みについて、少子高齢化、環境保全、安全・安心、防犯・防災などに資する事業として早急に調査し、まちづくりに生かすべきではのご質問にお答えします。

少子高齢化等対応商業施設整備事業についてでございますが、本補助制度は、笹岡議員

も要綱をお持ちでしたが、中心市街地以外の地域において商店街振興組合、商工会、商工会議所等が行う中小企業の活性化の取り組みで、少子化、高齢化、安全・安心などの問題に対応するものを支援し、商店街等の社会的、公共的役割などの向上を促進し、少子化などの課題に対応していくことを目的として平成18年度に創設されます。事業主体が商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合と、またソフト事業についてはNPO、社会福祉法人等も対象となっております。調査もしましたが、18年度は香美市や商工会等の合併がございましたので、新市長が決定いたしましたから、今後どのようなまちづくりに生かせる事業があるか、各関係団体の方々と十分に協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、笹岡議員の公の施設の管理について、指定管理者制度の指定に関する問題点を問うのうち①のやなせたかし記念館アンパンマンミュージアムと、詩とメルヘン絵本館についてお答えいたします。

やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム及び詩とメルヘン絵本館は、開館以来、管理運営を旧香北町が財団法人アンパンマンミュージアム振興財団に委託してきましたが、平成15年の地方自治法の一部改正により、本年9月までに従来の管理委託制度は直営化、または指定管理者制度に移行しなければいけなくなり、4月から指定管理者制度に移行することとなったものです。その理由として、財団は展示作品の大部分を所有していることから、他の組織が運営する場合は財団から有料での貸借、また新たにやなせたかし氏から作品の借り受けが必要となってくるため、指定管理者制度に移行するものです。平成18年度の財政支援に関しては、アンパンマンミュージアムには運営経費としての指定管理料4,975万1,000円と、人件費としての補助金2,577万円の合計7,552万1,000円、詩とメルヘン絵本館には指定管理料1,034万円と補助金686万2,000円の合計1,720万2,000円を要求しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 笹岡議員の公の施設の管理について大きい2番の①番の後半の別府森林総合利用施設の指定管理者への移行経過等についてと、⑥の財団法人奥物部開発公社をなぜ市の公社に一元できなかったかにつきましてお答えをいたします。

まず、①番でございますが、同森林総合利用施設は地域の資源、保健休養機能を総合的な利用により就労の機会、所得の向上、地域住民の福祉の増進を図るため、林業構造改善事業で設置をし、管理運営につきましては林業者関係団体等、また公的団体に、また料金につきましても、公的類似施設程度にすることが望ましいとの指導を受けまして、昭和62年より財団法人物部村開発公社に管理運営業務を委託して運営されてまいりました。施設の目的を効果的に達成するため、管理者の公募を行ったわけですが、

その結果、本年1月より現奥物部開発公社に委託をしております。平成18年度につきましては、前年度実績等によりまして、使用料収入を3,500万円、委託料につきましては、歳出につきましては、これ委託料でございますが、3,617万1,000円、うち117万1,000円につきましては、施設の諸修繕、地下オイルタンク等の検査手数料、それから浄化槽等補修管理委託費等の必要経費を見込んでおります。

また、⑥の財団法人奥物部開発公社の一元化の問題でございますが、これにつきましては、合併協定項目の一部事務組合等の取り扱いにおいて、3町村の助役レベルで協議されてきておりましたが、香北ふるさと公社につきましては株式会社でありまして、また、土佐山田町開発公社、物部村開発公社は財団法人であります。その組織、形態、運営が異なるため一元化が困難であり、名称等変更を行い、合併後新市において検討することと承知しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ふれあい交流センター所長、甲藤みち子君。

○ふれあい交流センター所長（甲藤みち子君） 笹岡議員さんの社会進歩への課題についてお答えいたします。

男女共同参画社会づくりにつきましては、プランの策定を計画をいたしております。これは、先ほど笹岡議員さんがご紹介くださいました、旧土佐山田町と旧香北町の男女共同参画プランを調整し、香美市全体に対する新しいプランを策定するものです。また、あわせて18年度はより多くの市民の方々に男女共同参画に対する認知、理解を深めていただくための講演会の開催と簡単なわかりやすいリーフレットの作成を予定いたしております。なお、このハッピーウェディングでございますけれども、これは土佐山田町がプランにのっとり、家庭から男女共同参画を啓発していけるように作成したもので、現在婚姻届を受理の際に住民課、香北支所、物部支所でお渡しをいたしております。

○議長（西村芳成君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） お昼の関係で眠たくなっておりますが、もう少し辛抱よろしくをお願いします。

野島職務執行者におかれましては、大変高い見識のご答弁いただきましてありがとうございます。そして、私たちに対する示唆と言えるような本当にアドバイスをいただきました。そこで、もう少しちょっと突っ込んで、先ほど野島職務執行者も言われましたが、まさに歴史で振り返って、細川内閣含めて政治改革を選挙改革にすりかえてやられてきたのが、まさに選挙制度の改悪といえますか、後退であります。本来、選挙という

のは住民の皆さんの声を正確に反映させなければなりません、今、衆議院の480定数のうちの300は小選挙区で決まります。国民に法律をつくって義務づける、その衆議院の議席配分が全国を300に刻み、有権者25万前後の数の中から1人しか通らない。ですから、国会の衆議院の体制がもう小選挙区で決まるという形になりました。そして、政党助成金等が中心となり、住民の皆さんの、国民の皆さんの声が聞こえなく、届かないような状態が常態化してくると、そういう中で先ほども示したような政策決定機関をもってくれば、まさに強権政治がどんどん強まる仕組みになっていってのではないのでしょうか。そこで、今国自身がその中で何を考えているかといえ、小さな政府ということですので、仕事を都道府県、市町村にもっていき、政府のやることは本当に限られた仕事しかない。そしたら市町村に財源と権限を移すかといえ、実は違うというのが内容あります。特に今、国が考えているのは生活保護費の4分の3の国負担を、もう今の流れとしては法定受託事務も3分の1に変えろという方針なんです。ですから、国がみても最高で3分の1というのが、今の国の方針ではないのでしょうか。義務教育費については、これはもうすべて一般財源化するというのが国の方針になってきてます。ですから、こういう中でやられてきますと、まさに兵糧攻めといいますか、地方自治体は深刻な財政危機に陥ることはあると思います。先ほど、職務執行者は言われましたが、失われた10年と言いました。しかし、これから今起こっている事態というのは、もう失われた10年以上の事態が起ころうとしています。まさに戦後60年やってきた地方と国の関係、それを根底から変えていく仕組みがつくられようとしてきてるといふことに、私たちはやっぱり見なければならぬと思います。ですから、その辺では、まさに取り返しのきかない事態になると。イギリスの新自由主義を入れたサッチャーさんは、ロンドン市役所までなくしました。大問題になってるわけです。全世界でこの新自由主義という考え方は、やり方はもう行き詰って失敗してるんです。共通してるのはすべて規制緩和、民営化、もう競争原理に任せていく。そして、もう一つは社会保障制度をどんどん解体させていくということが共通してるんです。ですから、まさにこの理論でいきますと、地方は身の丈に合うた生活をしなさいと、こういう理論になるわけですので、今の国の方向は地方と都市部との格差をつけていくということになるわけですので、その辺の、そして今すごく小泉さんのやり方の巧みなところは、物事を二極化して対立させるという物の考え方を持ち込んでくるわけです。都市部と地方、公務員と民間、そういうすべて対峙、対決ということ、そして今高齢者問題では、高齢者と現役世代、こういうそこをぶつけられて、あたかもそこに原因があるような形にするわけです。

ぜひそこで職務執行者にもう一つお聞きしたいのは、こういう方向というのは、まさに新たな格差を大きくしていくことであり、この方向を今改革に値するものではないと。まさに破壊の路線じゃないかということです、60年間の。ですから、それは地方政治にとって深刻な取り返しのきかない事態になるのではないかという認識はお持ちなのかどうか。その辺のご所見をお聞かせいただければ、本当長く地方政治に携わってきた方

としてその辺のお考えをお聞かせ願いたいなと思ってます。

次に、Iの3のところに書いてます、この点についてももう一度、ちょっとご答弁がなかったと思いますので、私自身が言ったのは、今そういう方向ですので、地方交付税を総額削減をするというのが大前提になります。地方自治体の使えるお金というのは、自分たちの集めてる税収と交付税しかないわけです、土台が。ところがこの交付税の削減ということは、全体のパイを小さくするというのが国の大方針で動いてるということです、そうやってきた場合も地方自治体は事務の精選と、中長期的な財政計画、財政運営を極めて慎重にしなければならないということ、私自身は質問で聞きました。この点についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、財政課長にちょっと答弁がいただけませんでしたので、もう一度言いますが、留保財源は、ちょっと書きました、ここの同じように100の基準財政需要額が要る場合の40しか標準税収がないところは、これの75%掛けたら30億円ですわね。30億円、ということは、交付税は70億円きます。この100を賄うために、不足分として。しかし、40から30引いたら10億円しか残りません、この自治体は110でやらんといかん。ということですわね。ですから、先ほど示したこの同じ標準税収が100ある自治体とは、ここは125億円使えたわけですね。だからここに15億円の差ができると。だからもともとこの交付税制度そのものが都市部中心にこういう財政的なスライドする仕組みになっちゅうということについての答弁がないわけですので、まずその認識をお聞かせ願いたいと思います。

そこでまだ地方自治体に対して私たち、地方というのはいろいろありますね、都市部中心の、周りがある地方もあるわけですが、山間過疎地を抱える地方として、これからやられてくるのは合併した自治体に対しても、人口1万人のところは厳しい措置がくるということがありますわね。ですから、段階補正を含めて落としてくると同時に、もう一つ今考えているのは密度補正を変えようとしようわけです、密度補正。この2つやられてきたら、また田舎は大きな影響を受けます。ですから、段階補正と密度補正が都市部中心と田舎の関係、田舎といいますか、本当に山間過疎地を抱えちゅう地域とのすごく大きく影響するということについての認識をお聞かせ願いたいと思います、地域給の問題が。

そこでですね、3の③のところですが、地域手当の関係、地域給の関係ですが、これは高知県は該当しないというのは、高知県はもらう該当じゃないということですね。減らされる該当になるわけでしょう。ですからそこですわ。そこをちゃんと説明しないと私たちわかりませんので、どうなのかと。そうやってきた場合は、地方からの公務員の給与が都市部に持っていかれるということでしょう。そうやってきた場合、その都市部の公務員が払う税金がふえますわね。田舎は減りますわね。ですから、さっき言ったように税収面でもまた格差つけられる。しかし、それでまた地方がやったら、民間給与もまたそれ以下に落とされたらまたなる。不況で今どんどんどんどん地方にとったら大変

になってきますわね。そしたら、ますます低きにそろえになっていくと、共存しあうということの仕組みが経済システムが働くんじゃないですかということなんです。ですから、この地域手当が導入されることによってどうなるか。これ今年の4月からですわね。ですから、そこを含めて明確な答弁をお願いしたいと。ですから、そのことは結果として、先ほど言ったこの交付税制度にも影響してくると、この交付税の単位費用の、補正係数で調整してくるしかないわけです。そういうことになるわけでしょう。ですからその交付税の関係はどうなのかということもお聞かせ願いたいと思います。

次に、⑤についてですが、⑤についてはちょっと、④については立地の可能性について打診はあったけど全然中身についてはなかったということでしょうか。もうちょっと詳しく。それは立地の可能性というのはどういう立地の可能性なのか、そういう大型量販店というような内容なのかどうか、その辺の詳しく説明いただきたいのと、特に少子高齢化等対応商業施設整備事業というのは、私は商店街のこれからのやっぱり役割というのは、お年寄りの方々や高齢者、子どもたちに優しい、その集積性を生かしたまちづくりをどうするかということになると思うんです。ところが、先ほど言ったように中町の商店街も大変閉鎖せざるを得んようになってくる。ですから、あの地域に空き店舗がどんどんできるということは、逆に危険な地域になる、そういうことになるわけですね。ですから、お年寄りの方々が本当に安心できるような、どう、やっぱり行政として施策で呼び込むか。そして、歩行者天国や車規制して、そしてベンチを構え、にぎわいというか、だべりというか、井戸端会議というか、そういうできるような本当にまちづくりに変えていく。これは合併によってなります支所も特にそれを考えなければ、今まで本所機能があつてこそあの地域の経済が回ってましたけど、支所になればお金の中心がこの山田に変わってきますので、香北、物部の商店街のやっぱりそういうまちづくりも大変大事だと思いますので、この施設整備事業のぜひ研究をしていただきたい。そして、商店街の機能をどこに置くかという、やっぱりビジョンを示さんといかんです、今。その市としてのやっぱり中心の考え方を示さないと、やっぱり分散的な対応になると思うわけです。ですから、結果としてやっぱりその施策は生きてこないと思いますので、その点での答弁を求めるものです。

次に、Ⅱの項の指定管理者制度についてですが、これ聞いたらアンパンマンミュージアムと詩とメルヘン館の関係で約1億円近いお金を市として援助しなければならないということになるわけですが、ここでちょっとお聞きしたいのは、財団から展示物の借り上げ料といいますか、は幾らなのか。そこです。そして同時に、指定管理者をやる場合に、それをやることによって財源が幾らかやっぱり市としての軽減が努める方向というのが一つは要るんじゃないかと。ですから、その辺のこの1億円近いお金が要る根拠を示していただきたいというのが第1点です。

2つ目は、物部の別府の森林総合利用施設の関係ですが、これはなぜ使用料を1回市の財政に入れて、それとプラスされたお金を委託料で払うわけでしょうか。ですから、

なぜそういうややこしいシステムにするのかなという、やっぱり独立した会計をやっていくというのが本来基本じゃないかと思いますが、その点でのなぜそういう形になるのか、その辺を教えてくださいなと思います。

②のところの請負禁止規定との関係でぜひ課長、これは絶対これから必要になってくると思います。ですから透明性ということでも含めてあり方ありますし、それから、情報公開の問題もぜひ研究し、実現していただきたいと思います。

その件で、6番目のところで、今度香美市にも財団法人開発公社があるわけです、財団法人の開発公社。だからそこの関係がなぜ一元化できなかったかという、財団法人の。ですから、土佐山田は財団法人の開発公社ですね、工科大学の駐車場の経営から含めとやってきてるんです。ですから、これまでのずっと実績がある財団法人をつくってるわけですので、その一元化がなぜできなかったかというのがあります。

そこで、指定管理者の問題でちょっと1点言います。ここに高知新聞の3月10日付に指定管理者、企業17%ということで、なかなか指定管理者制度が進まないということで、三菱総研が調査した内容があります。この前、私自身もちょっとNHKの特集を見てまして、それで北海道でNHKが調べたら3,808件に対して699件しか指定管理者にいなかったと言ってるわけです。その内容は、雇用問題があるということと、やっぱり外部が入れば地域経済をやっぱり外部が受けてきたら、お金を外部に持って行きますわね。ですから、今大変田舎ではそこの地域の雇用になってると、こういう管理が。その辺がネックになってるというわけですが、ただ、私自身は大変この問題をやる時に、もともとの目的が先ほど言った背景がありますので、これは法改正を含めてやってくる可能性があります。こればあ指定管理者が進んでないということは、国のねらいというか、財界のねらいから言うたら、絶対これ新たな、次法律を変えてくる可能性がありますので、ぜひこの指定管理者の研究というのはじっくりしとかなないといけません。その辺を含めてこの指定管理者の背景について見解をお聞かせ願いたいと思います。

次、男女共同参画の関係ですが、男女共同参画の関係で大変プランをつくってということですけど、先ほども言いましたが、この内容そのものは、今日本の場合戦後からということで、大変浅いんです。もう国際的に見ても浅いということです。私自身が若いとき読んだ本があるんですが、もともと原始共同体のときは女性は太陽であったと。なぜかというたら母系を中心に、まあ言うたら母系を中心に男性が群がるというか、一妻多夫やったわけです。そういう結婚観からまさに群婚という、それが群れと群れで、群れ同士で結婚していくとかいう群婚から含めて奴隷封建主義社会という時代の中では、今度はまきに対偶婚、そして今日のようなやっぱり封建主義社会では一夫多妻というなってる。そして、今資本主義社会というか、新たな時代はやっぱり一夫一妻という、そういう男女間になってきたわけですが、しかし、日本の場合、男女雇用機会均等法の施行から20年、今職場で働く女性は2,200万人を超え、全雇用労働者の40%を占め

ています。これはなぜかと言うたら、先ほど言ったように日本の資本主義、高度成長を支えるために女性の労働力を急速に必要としたわけです。そのためにまさに日本の高度成長は女性によって支えられたと言っても過言ではない。けど一方でそれに対するバックアップ体制をしなかったと。おくれてきたという。そのためにあるわけです。その一つの原因は、やっぱり男女間の共同参画の問題があります。なぜかと言えば、何ぼ男性が家事や育児をやれと言っても、今の社会構造はそうなかなかならないわけです。同時に女性の賃金も低かったら、男性が育児に携わってしもうたらいきなり収入が減るわけです。その男女の本当の真の意味での平等を確保しなければなりません。ところが、女性の賃金は正社員でも男性の68%、管理職の女性比率は10%にすぎません。この議場にも女性管理職の方が教育長を入れて4人いらっしゃるけど、土佐山田町は大体女性が多かったです、これまで。よく努力されてるということではあります、21という雑誌にも載ったということで、評価されてますが、仕事と子育ての両立支援が不十分であり、第1子の出産を機に3人のうち2人が職場をやめています。また、労働者派遣法など労働法制の相次ぐ規制緩和のもとで、女性の多い事務職など外注化、非正社員への置きかえが進み、若い女性の中にもパートや派遣社員などの働き方が急速に広がっています。既に女性の半数以上が非正規社員となり、賃金や労働条件で深刻な格差が生まれています。先ほど言いましたが間接差別の問題もあります。形上はなってるけど実際はやっぱり差別を受けてるとい、これは国連女性差別撤廃委員会は2003年にコース別雇用管理やパート派遣化による男女間賃金格差を指摘し、日本政府に対して法制度上の整備措置を講じて、間接差別を禁止するよう勧告しています。今年の6月にその取り組み状況を報告する義務を日本政府は打っています。ですから、私は、立場上、先ほど言いましたが、確かに家庭内の、まあ言うたらある意味は啓発と言うたら、言葉は使いますが、やっぱりこの問題の議論というのは大切だと思いますが、ポジティブアクションという、積極的に差別是正措置という、実際ある差別をやられてる中で、何ぼ男女が平等と言われても、実際その差別を受けてる状態を改善しない限り、この問題は改善されんわけですので、ぜひその点での積極的差別是正措置を、やっぱり手だてを打つ必要があるのではないのでしょうか。その点のアクションが大事ですので、そういう実態をやっぱりぜひ担当課として具体的に挙げて、行動を起こすことが大事です。

そこで、高知新聞にも載りましたが、雇用や退職強要や賃金不払いなどに対する労働審判が来月からスタートするんです、4月から。ですから、これはすごくやっぱり女性の方々に広めていただいて、そういう不利益をちゃんとやっぱり自分たちで救済を求めることをアクションとしてやる法律ができましたので、これは裁判所に持っていくその前に審判3回で結論を出す迅速な解決方法として4月からやりますので、こういうのもぜひ生かしていただきたいと思います。その点でのちょっとまた、決意になるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

最後に、住宅新築資金問題です。

ちょっと私自身が指摘したいのは、この問題の根底に同和問題があるということです。私自身が、担当課はご存じでしょうか、運動団体による確認糾弾会というのはご存じでしょうか。そういうことについてどうでしょうか。確認糾弾会というのはご存じかどうかで構いません。そして、八鹿高校事件というのもご存じでしょうか。そして、小笠原政子さんが起こした裁判問題、そしてこの間、沢谷、朝倉中学校の校長先生の過労死問題での裁判等を含めて、こういう事態が起こってきた根底をどうご理解してるかということで、所見で構いませんのでお願いしたいと思います。

私自身も携わったんですが、この問題で2002年3月31日に、これはこの特別法が失効した、なくなった、なくなる1日前の、まさにこの日をもってということですね。

「卒業証書。土佐山田町の皆さん、卒業式参加者の皆さん。皆さんは1965年8月11日の同和对策審議会の答申によって進められてきた同和对策のすべての過程を終了したことを告示します。今後はこの過程における積極面と社会的に与えた弱点を明確にし、日本国憲法で保障する基本的人権を共有する仲間として、健康で明るいまちづくりに一層ご努力をお願いし、卒業とします。2002年3月30日。子どもを守り教育をよくする土佐山田連絡会、同和对策・同和教育からの卒業式実行委員会」ということをやったわけです。まさにこれが今大切なことではないでしょうか。ちゃんとした総括をしなければ、同じ過ちをこれします。そこで、もう一度先ほどのこの図に書いてます、一般的に100年たったときに特定することができるかどうかということはどうでしょうか、100年たったときに。100年たってますよね。その地域に明治4年より前に住んで、それからずっと住み続けている人の特定ができるかどうか。もう一つは、事業の実施に関する弱点としてのこの事実があるんじゃないですか。本来1軒は立ち退いたら1軒を建てればえいもんを、そこに家族がおったら、3人おったら3人建てかえてきたというのはどうでしょうか。この点についてお聞きしまして、2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長職務執行者、野島民雄君。

○市長職務執行者（野島民雄君） 笹岡議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、1回目の答弁の中でバブル崩壊によって失われた10年、そのときに細川内閣が選挙制度につきまして熱中して審議をしておったと、このように申し上げたところでございますが、本来でありますと、そのときに経済問題に真剣に対応しなければならなかったところでございますけれども、選挙制度の方へ国会議員が非常に感心を持った、そこがおろそかになったというところを申し上げたところでございまして、選挙制度そのものがえいか悪いかは私は申し上げなかったところでございますけれども、その点につきましてのご質問をいただいたところでございますので、ご質問をいただいた以上は私の考え方を申し述べたいと思うところでございますが、高知から出ておりました吉田総理はワンマンと、こうよく言われたところでございますが、さすがこの土佐の自由民権主義、さん然として輝く竹内綱の五男だけありまして、民主政治の基本とい

うものはしっかりとこれはつかんでおられた方であると、このように思っておるところでございますが、この、こないだ行いましたところの選挙であるわけでございます。郵政民営化につきまして、自民党の公認問題の、これはまあ言及しなければならないところでございますが、ここらあたりが非常に私は残念に思っておるところでございますが、自由党と、自民党と申しますと、これはやはり経済の自由、宗教の自由、学問の自由、そして言論の自由、この4つの自由をかちっと確保した政党であるわけでございますが、翻って考えてみますと、戦後自由党ができましたときに、吉田さんが内閣をとりました。そして、鳩山さんが健康を回復して政界に復帰いたしましたときに、その選挙で自由党の中で吉田自由党、鳩山自由党と公然と両方新聞に掲げて政策を出して、党内で堂々と選挙を争うと、笹岡議員さん、まだお若かつたずっと前のことですき、ご存じでないかもしれませんが、私は高校時代であったと思いますが、非常に感心を持って見たことでしたが、今回の選挙も自民党も郵政反対もやはり公認とまではしなくとも、党籍証明ぐらい両方出して、そして国民の審判を仰がないかなかったと思うんですけれども、小泉さんはそんなことをとらずに刺客を送って争うたところでございます。このあたりが、この本来の政党の曲がってきたのではなかろうかと。やはりこれは今後の大きな課題として我々は十分しっかりとした政党政治を行っていく上におきましては、やはりこのあたりをしっかりと守りにしなければならない、このように思っておるところでございますが、そういう選挙であったところでございます。これによってやはり今日のこの時代になったところでございますけれども、選挙制度そのものは、やはり2大政党がこう後退していくという方向でございますので、共産党にしてみますと、この点まことに心外なところではなかろうかと思うところでございますところですが、このような法律ができて、やはり争うていくわけでございますので、こら2大政党で争うていく時代、これからはこういう時代になっていくのではないかと、こういうふうに私は思っておるところでございますが、そこで分権の権限の問題でございます。それから生まれたこの改革によりましての権限であるわけでございますが、この全国の知事会におきましても、全国の知事会におきましても秋田県知事の寺田知事さんとか、島根県知事の片山知事さんたちは、今回のこの行政改革を評価してないところでございます。これは余り成功しないと、こういう考え方を持っておりまして、現実、この小泉さんは選挙につきましては、あのような刺客を送ったりしまして戦いましたんですけれども、霞ヶ関に対しましては、私は弱い人じゃなかろうかと。それで、今回のこの改革でも大蔵省の考え方と、総務省の考え方、この中身で調整をしたようなものでありまして、大きな成果が上がってないのではないかと、このように思っておるところでございますが、ただ、こうした改革の中におきまして、こうした改革の中におきまして地方六団体、地方六団体が毎年内閣と、それから政策の調整をすると、こういうことが義務づけられるようなことになったところでございますので、地方の政治、その地方の要求というものが、やはり政策決定の際に調整を1回、必ず話を聞きますよと。全国市長

会、それから全国の六団体です。(全国) 知事会やら (全国都道府) 県議会 (議長会)、市町村と、こういうふうにあるわけで六団体の意向を聞くということになっておるところでございますので、今後におきましては、そうした場で徹底的な、やはり議論を戦っていただくということが必要なんだ。それが一つの大きな地方には一つの成果が上がったのではないかと、このように思っておるところでございます。

もう一つは、愛知県の犬山市長を中心といたしまして、41人の組織を持ちまして、今交付税の問題が笹岡議員ご指摘されたところでございますが、これは私は今後よっぽどこれは調整をしていきませんと、しませんと、これは先ほど議員さん申されましたように、高知県でもいろいろの町村がございます。全国的には非常に裕福な県もあれば、財政的に困窮しておる県もあるわけでございます、さまざまあるわけでございます。したがって、こういう一つの組織は霞ヶ関で地方交付税の配分は総務省の一部がやっておるのであるから、したがって、そういうものはこの一つの地方のこの県を含め市町村に配分についての議論を闘わしてもらいたいと、こういう声が既にわき上がりまして、先ほど申し上げましたような犬山市の市長、石田市長でございますが、この人を中心にそうした組織ができておるところでございます、そういう組織を通して、これからの地方自治体の財源のあり方というものにつきまして、どんどんどんどん主張いたしまして、改善をしていかなければならないと。改善をしなかったならば、笹岡議員さんがご心配をされておられるような方向にどんどんどんどん進むということもあるわけでございますので、やはりこれからはそういう組織、そういう組織をしっかりとしたものにしたしまして、国に対しまして対等の立場で堂々と主張し、そして交付税なんかは調整をしていくと、こういうことが必要ではなかろうかと、その窓口がようやくできつつあるわけでございますので、この時代の流れをずっと見てみなければならぬかと、私は今思っておるところでございます。

十分なお答えにならないかもしれませんが、以上、申し上げまして、お答えにかえさせていただきます。

○議長 (西村芳成君) 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長 (前田哲雄君) 笹岡議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

地方交付税制度の中の留保財源のスライドについて答弁が抜かっていたということと、それから、それではその財源の少ない地方での財政運営はどうあるべきかというご質問だったと思いますが、交付税そのものが単純な財源保障制度とはなっておりません。議員さんが先ほどお示しいただいた図のとおり交付税は措置されておりますけれども、その需要額に含まれるものが、例えば香美市のすべての需要額を満たしているかということ、そうではないわけで、その全国津々浦々にはたくさんの2,000弱ですか、の地方公共団体があるわけですので、それぞれ状況が違うわけです。その違う自治体に対して、ある一定の基準でこればあ要るであろうという部分で、国が一つの基準をつくって割りふって、分けてくれゆうのが交付税と、こういう、もともとそういう形で配分されてお

ますので、そのもとから留保財源のあるなしというのは、もう最初からそのことありきで物事が進んでいきゆうということであります。ですから、単純にここにあるように100億円のうちその20億円しかない、100億円で100億円あればもう問題ないわけですけども、それに対して土佐山田町であれば40億円しかないよとかいうことであれば、その差額をくれることにはなってるんですけども、それは単純に引いたものではなくって、そこに議員さんもおっしゃるように留保財源が25%あって、75%しか算入してくれやせんと。そういうことは事実なわけです。それはどうしてじゃあそうなっているかといいましたら、その需要額と同額を財源保証するという形になりますと、一生懸命努力して、自助努力をして税収を引き上げるような自治体と、どうせしてもしなくともくれるんだから、その分はとかいう形で努力をしない。その徴収率も90%を割るとかいうようなそういう自治体とおのずと差をつけるために、留保財源というものがあるわけです。それからその留保財源というのはそういうために努力をする自治体としない自治体とに差をつけるためにあるということが1点と、それとももちろん人口も多くて、効率もよい都市と、広くて効率が悪くて住民の収入も少ない農村部と、その差があるわけです、同時に。それでやっぱり議員のおっしゃるとおり、我々農村部では収入が少ないから、その分だけ交付税に頼っていると、こういう制度上の仕組みになっちゃうわけです。それは、そういうことが前段からもうある程度仕方なくあると。そういうことを踏まえた上でやっぱり我々はいかに市の税収を上げる努力をするのか。市の振興策をどういうふうにするのかということ、まず考えないかんでしょうし、また同時に税収が少なければ、おっしゃるとおり少ない中でやれよというのが、今の国の考え方です。そしたら、そういう少ない財源の中でじゃあどういう、少なれば少ないだけどういう配分をしていけばいいのか、そこにやっぱりそれぞれの市町村の経営方針、経営思想というものがあらわれてこんといかんのではないかと。そういうところを今の現在の交付税の制度改正については、そういうものが問われていると。だから、我々もそういう時代の要請に応じて、やはり今の制度の中で、我々は行政マンですから、政治家ではありませんので、今与えられたこの制度の中でいかに努力すべきかをこれからも検討してやっていかんといかんのではないかとというふうに考えております。

それから、もう1点、同和対策事業のことにつきましては、新市としましてその総括をせよということでございますけれども、その任にちょっとあらずというか、財政課なものですから、ちょっとよう答えないというところもありますので、新市としてどういうふうにとらえているのかとかいうことにつきましては、首長も決まった後にその新市の現在の体制下の中でお答えをさせていただかんといかんのではないかと思いますので、そのお答えについては、現時点ではなかなか十分にお答えできる状況にないということでお許しいただきたいと思います。

以上です。

○12番（笹岡 優君）

資料をつけたときに、1世帯に1軒のやつが2軒、3軒貸

しちゅうやないかという話はどうなのかということ。

○財政課長（前田哲雄君） その件につきましては、収納課の参事の方からお答えさせていただきます。失礼します。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 笹岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、この地域給の導入ということの中で、都市部が増となって高知県は減るんではかということでございます。あくまでも国の方針といたしましては、これは予算の範囲内ということでございます。この指定の基準というのが、給料水準が4.8%引き下げられることの問題でございますが、これは厚生労働省の賃金構造基本統計調査による賃金指数というのがございますが、これは全国平均を100として、10カ年平均が95%以上であることを基本として、支給地域及び支給割合を定めるものであるということ、あくまでもこれは官民の給料の格差の是正ということになると思います。そこで、あくまでも今まで100の範囲内で地域給を導入した場合についてはどうしても予算が不足するという点については、逆にこの95%の中で調整をしていく。要は国が予算の枠内で地方の出先については、昇給も4分の3の昇給にして、例えば残った4分の1については都市部の方への地域給として加算をしていくと。これについては、恐らくこの18年度の予算の範囲内ということになります。というのは、やはり9カ月で昇給をしていくという絡みがあります。というのは4月1日から始まって1月1日がその査定基準になりますから、ということになると、9カ月しかないので昇給自体を4分の3に抑えていくという範囲内で、残った4分の1を地域給に充てると。それはほんでトータルベースでいきますと、18年度の予算の範囲内というふうな、そういう形になるかと思えます。それで1月1日の昇給の分でございますが、今まで1号俸基本的に4つの昇給月、4回の昇給月に良好な成績で勤務した場合については1号俸上がるということでしたが、それを4分割されると、4月1日から。ほんで良好な成績で勤務した職員については4号俸の昇給があるわけでございます。それが特別昇給も含めていきますと8号給になったり、例えば4分の1号給、これは休職者とか懲戒処分を受けた者については良好な勤務成績ということになりませんので、やはりそういうふうな、ある一定勤務の成績に応じた給料体系になっていくということでございます。

それから次に、指定管理者でございます。国の制度ができてから新聞紙上にもいろいろ載っておりますが、幾つかの課題が出てきております。それは現実的に出てきておることとは認識もしております。先ほども笹岡議員の方からありましたように、首長とか特別職、議員等の除外規定がないとか、あるいは行政からの指定解除だけでなく、団体からの指定辞退という場面もある、こういう想定はこの法が策定された段階で想定を果たしてしておったかどうかと。あるいは条例の制定とか、あるいは指定につきましては議会の承認が必要ということになっておりますが、この議会への管理運営の報告義務は出てないと、載ってないと。ほなここらあたりはどうするのかと。総合的に判断を

しますと、やはり行革の中で集中改革プラン、この中に行政改革についてこの活用も含めて今後行政改革の中で検討していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 笹岡議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

駆け込み大型店の出店の動きにつきまして、具体的なお話ではなくて、商業施設として都市計画法に定めます許可基準の中の市街化区域隣接5ヘクタール以上の開発ということについて、立地の可能性のお話でございました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 笹岡議員の商店街のまちづくりについて、2回目の質問にお答えいたします。

商店街の空き店舗対策、空洞化は、本市のみならず全国的に地方都市の問題となっております。このことは、香美市の山田、香北、物部の商店街それぞれ本当に検討課題であると実感しております。市のまちづくりも含めまして、商店街のあり方についてのビジョンも考えながら、車に乗れないため離れた場所にある大型店舗に行けない高齢者にも優しい商店街となるなど、事業主体となる諸団体や庁内各課とも協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、笹岡議員の公の施設の管理について、アンパンマンミュージアム及び詩とメルヘン絵本館の財団からの作品の借り上げ料は幾らになるかということについてのお答えをさせていただきます。

財団は現在アンパンマンミュージアム及び詩とメルヘン絵本館に展示している作品2,000点余りを所有しております。財団の作品賃借料規定から年間賃借料を計算しますと、現在の展示規模で、2館で年間約4,000万円になると聞いております。また、支出経費については、それに見合う使用料が見込めるものと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 笹岡議員の2回目の質問の使用料の件についてお答えを申し上げます。

従来、村としては使用料につきまして毎月徴収状況を把握するために、入れてもらっておりました。ただ、レストラン部門、また購買部門については管理者が収入として收受しておったわけでございます。現条例では、使用料イコール委託料として出ていっておるわけでございまして、指定管理者制度の本来の姿からでは若干ないと思われま。ただ、指定管理運営の協定書も結んでおりますので、今後条例等について検討をしてい

きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 笹岡議員の公社の一元化の問題についてお答えをいたします。事前に答弁の準備をしておりませんでしたので、まとまったお答えになるかどうか分かりませんが、現段階で認識をしておることについてお答えをさせていただきます。

まず、その開発公社の一元化がなぜできないかという質問につきましては、まず1回目で萩野支所長から答弁が、これまでの分については答弁があったとおりでございますけれども、それぞれ経営形態が違うことから、合併後に検討するという確認がされてきています。この合併後の公社事務を担当する企画課としましては、香北、物部、それぞれの公社に関する事務引き継ぎ等を受けておるところですけれども、双方ともこれまでそれぞれのお家の事情といいますか、事情、背景、これは山田も一緒でして、山田は大学の支援ということがありましたし、それから香北、物部につきましては雇用、地域振興あるいは観光振興というような事情、背景に対応する手法として運営をしてきた手法があると思います。こういった運営をされてきた歴史と経過がありますので、こういったところを踏まえて現段階での状況について説明をさせていただきます。

まず、今後見通した場合、旧土佐山田町の公社につきましては工科大学学生用駐車場の確保のための公社の存続だったという、この確保するための手当てとして借り入れを借っておるわけですけれども、この借入金の償還が平成19年度で終わります。そういったしましたら、この段階で解散をしたいという方向性を出しています。一方、香北、物部ともに雇用を有する施設を持って経営をしております。この経営に当たりましては、香北は株式会社としての公社でございますし、役員及び構成する出資者との調整と定款の内容に関する調整もあろうかと思っております。また、物部村の公社の寄附行為の変更につきましては、条項等について現在県に聞きあわせをしたりしながら、こうした事務手続き上の整理をしている段階でございます。公社を一元化するということは、理事、役員に関すること、あるいはその経営事情に関すること、それぞれ調整を図りながらの作業になります。それが一元化ということの目標といいますか、そうした実態が、現在の実態がそうした方向にそぐうものかどうかということもあろうかと思っております。公社そのものは指定管理者として現在事業の受け皿でもありますので、実際の現場の事情も勘案をしながら、一元化が可能かどうかということも含めて検証も必要でありますし、そうした作業をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお答えをいたします。

○議長（西村芳成君） ふれあい交流センター所長、甲藤みち子君。

○ふれあい交流センター所長（甲藤みち子君） 笹岡議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

労働条件等男女差の是正は国の施策に負うところが大きいところでございますけれど

も、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、また社会における制度や慣行の見直し等も含めて真の男女平等が得られる取り組みのプラン策定ができるよう推進委員と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 私の方から笹岡議員さんの2回目のご質問につきましてお答えします。

一つの土地の立ち退きに対しまして、複数貸し付けているかは、今確認はできておりませんが、親子にそれぞれ貸し付けている事例はございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ちょっと財政課長を含めて明確に答えてもらいたいわけです。いろいろ言われますとだんだんわからんような話になりますので、私の言っているのは交付税システム上、こういう基準財政需要額は同じ自治体であっても、需要額は、さっき言うたように税収によって格差ができるという仕組みになっちゅうんじゃないかというのを聞きたいわけです。

それともう一つ、総務課長にもお願いしたいのは、地域給手当てをやることによって、都市部との格差の生まれる仕組みになりはせんかという、そのシステム上がそうなるんじゃないかということ聞きゆうわけですので、その点についてのちょっと答弁をお願いしたいと思います。

それから、野島職務執行者について大変丁寧な答弁ありがとうございました。今の選挙制度そのものが、私たち共産党も頑張らんといかんですが、まさに民意を反映しない仕組みになってきているということはどうでしょうか。

そこで、お手元の資料に、お配りしてます、もうこれが次の財界の要求です。2枚目です。2枚目のところにありますが、㊤と書いてます、これがまた4人の方々がこういう平成18年度経済財政諮問会議の進め方として、4人の連盟でこういう要望書を出してきてまして、下のところに二重丸をしてます。今後考えているのは、「歳出歳入一体改革」、だからまず歳出を減らすんだと。それに合うた財源を構えるという考え方になってきておる。そのために、工程表、選択肢をつくってやっていると。それで公務員の削減を含めてやってきてます。それについて、多分町にもきてると思いますが、竹中平蔵さんをなぜ総務大臣にしたかということです。彼は、アメリカ新自由主義をやってきた内容で、まさに今度は地方改革を彼はやろうとしている、もう既に彼の名前で地方行革推進に関する大臣書簡というのが届いてるでしょう。町に届いてるんじゃないですか。これで公務員の削減から含めて明確にもう指示をやってます。地方公共団体におかれては、明確な数値目標を掲げた計画の策定、プランをつくれと。そして改革の実施図、それから改革の成果の検証、チェック、計画の見直し、アクション、このサイクルを確立させる

ためのということでやっています。それが先ほど言ったように集中改革プラン等含めて、
どんどん今地方に押しつけてますので、これからそのことが起こってくると思います。
ぜひその点でこの内容自身をどうなのかと。

そこで、資料2のところにもちょっとありますが、サラリーマンへの世帯への負担増と
高齢者の負担増のスケジュールも書いてます。そして、公務員の数については、世界的
ないろんな先進国と言われるところの比率も書いてますので、本当にこれが日本の未来
につながるかということを含めて考えていただきたいと思います。あと、右の下の方に
書いてますが、アメリカに対する日本はすごい債権国なわけです。もう世界的に見ても。
ですから、ここに戦後60年たっても日本の国の、地球的な規模での位置が大変わかる
と思います。ですから、先ほど野島さんも言われたとおり、低金利政策は日本は余儀な
くされたと。アメリカ高金利、アメリカは財政的に破たんしてますので、高金利のとこ
ろに金が集まる仕組みでアメリカ経済回しゆうわけです。ところが、それと今、一緒
になって日米軍事同盟の強化として米軍の再編して、おかしな方向にいつてますが、まさ
に何か日本の今機軸というのは変わりつつあるんじゃないでしょうか。その辺含めても
う一度その選挙制度の問題と同時に、今本当に言われた内容、地方から発信というので
は、私は大変野島さんのその見識高いと思います。もうそれをやらなければなりません。
ですから、今財政課長、私たちは行政マンと言いましたが、政治家ではない、行政マン
が今声を上げなかったら、地方自治体守れませんよ。その点で岡本保険課長はこの前の
同僚議員の質問に、混合医療については「私は、保険外は皆保険制度を壊して反対であ
る」(答弁は「現在以上に保険外として取り扱われる診療が拡大されるのは反対。」)であ
る。)ということをも明解に言いました。こういうメッセージが今地方行政マンは必要なわ
けですので、その点踏まえて行政のあり方の姿勢について、再度お聞かせ願いたいなと
思います。

それから、同時に同和行政の総括については、新市長が決まってからもう一度やりた
いと思いますので、その点よろしく申し上げまして終わりたいと思います。ありがとう
ございました。

○議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) 3回目のご質問にお答えをいたします。

この地域給導入により、システム上減になるのではないかとということでございます。
基本的に今までも民間賃金水準を反映するというので、上がったたり下がったりしてき
ておりました。それで、これは人事院勧告でございますが、その他にもともと今現在の
地域給に対応する調整手当というのがございました。この調整手当というのが、この都
市部への加算ということで、手当で調整をされたきたと。それが今度地域給に切りか
わるということでありますので、システム上減になるというものではないというふうに
考えております。

都市部の格差が出てくるんじゃないかとということでございますが、これは先ほども、

2回目の答弁でも答弁をさせていただきましたが、この指定基準というのがあります。やはりそういう都市部と地方との賃金構造の格差がある分については、それなりに手だてをしていくという国の方針でございますので。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 笹岡議員さんの3回目のご質問にお答えします。

システム上、留保財源が多い少ないで、それが大いに地方行政、地方の財政力の差になっちゃあせんかというご質問だと思いますけれども、それはそのとおりであります。そういうことを想定して交付税は成り立っているということを答えさせていただいたことでもあります。ちなみに、今回の財政改革によりまして、香美市におきましては税収は伸びるとは思われません。予測できませんが、都市部では税収が伸びるところがあると思います。そうして、その税収が伸びたら先ほどの議員さんのおっしゃるようにその分自己財源がありますので、交付税の支給力が少なくなるわけです。少なくなった部分はどこへ行くのかといたら、税収の少なくなった我々のところに回ってくると、こういう交付税の制度でありますので、そういう意味でお答えをしていたと。そのときになるべく議員さんのおっしゃるように、自己の財政力が大ければ大きいほど使えるお金が多くなるというのは、それはそのとおりであります。

それからもう1点、行政マンの姿勢について聞かれましたけれども、このことにつきましては、同僚のほかの課長さんは違うようにおっしゃったみたいですが、自分としましては制度、与えられた制度の中で精いっぱい頑張るということがモットーとしておりますので、与えられたこういう状況の中で頑張っていきたいと。

それともう一つは、確かに交付税は少なくなっておりまして、地方は苦しいです。でも、国が殊さらに地方に厳しくしているというふうにも実際思っておりません。というのは、どういうことかといいましたら、交付税に関して言えば平成4年に交付税の、交付税は5税、ご存じのように5税で成り立ってるんですけども、所得税とか、ちょっと忘れちゃったけど、5税なってる。それが平成4年のときに16兆8,000万円ぐらいあったんでしょうか。それがピークでした。そのときに16兆円ぐらい交付されました。交付税というのは、その法令で言えば財源となる法人税とか所得税とかの歳入をもって充てるよという理屈になっちゃうわけです。平成4年の時点ではそれができてましたけれども、5年からは上げるその5税よりも支出をする交付税の方が多くなってきたわけです。どんどんどんどんそれが多くなってきて、その差が最高平成12年の折には7兆円ぐらい国が持ち出しをしてたと、こういう状況になっておるわけです。今度の平成18年度の交付税の中では、それが3億5,000万円ぐらいにちょっと縮まってきてます。それにもまたからくりがありまして、縮めた分は約3兆円ぐらい臨財政借れよと、こういう理屈になってますので、実質、劇的に落ちてきたわけではないんですけども、そういうふうにも国も交付税の財源となる5税が大きく減ったときに、それでは、その法令

で決めてるから、そのとおりにやれよということで、パンと交付税を減してきたんではなくて、それに自腹を切って国も補てんをしながら、何とか地方もソフトランディングできるようなことで、努力をしてきたということを担当課としては感じておりますので、やはり自分のことだけではなくて、やっぱり国のことも少し考えると、なかなか悪さまに国をよう言わんと、こういう状況でありますので、そのことをご理解いただきたいということであります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長職務執行者、野島民雄君。

○市長職務執行者（野島民雄君） 3回目は遠慮しておろうと思いましたが、温かいまなざしを向けていただきましてありがとうございます。

選挙制度でございますが、先ほどちょっと私が申し上げましたように、この点は笹岡議員さんと一致するところがございますが、前回行われましたようなああいう今の政権政党が対応していきますと、非常に危険を伴う日本の国の判断になってくるのではないかと。そういたしますと、やはり元の中選挙区制度に返すべきではないかと、こういうふうに私は個人的には思っております。

それともう一つ、地方から声を上げていかなければならない。先ほどちょっとど忘れしたものでございますので、提言実践首長協議会というのが誕生いたしまして、これは41人の首長、犬山市長を会長といたしまして、さまざまなやはりこうした、言うなれば動乱のような時期でございますので、国に対しまして率直に提言をし、それを実践に移していく、そういう組織が生まれておると。それとやはり地方六団体、これは年に1回政策決定の際に協議をもつ。その際にやはり六団体が一致して、徹底的に論議をいたしませんと、霞ヶ関というのは、これは非常な能力のある集団でございますから、これを覆すことはなかなか困難ではないかと思っております。そんな思いをいたしております。

最後になりましたんですけれども、私は自由民主党に属しておりますんですけれども、過去、首長の選挙7回やりました。その際に3回、日本の共産党からわざわざ高知の本部からおいでいただきまして、推薦をいただきました。けれどもこの別の政党の推薦があればいかんと、そうでなければ推薦するというところでございましたんですけれども、別の政党も推薦して下さったものでございますので、どなたでも推薦してくればありがたいというもので、そこで断りはしなかったんですけれども、最終的にはご推薦はいただくことはできなかったんですけれども、やはり弱者の問題、こういうところに重点を置かれているということは、これからの政治は、ゆうべの二宮金次郎ではないんですけれども、やはりこういうときにこういう時代に、やはり細やかな行政を行うということが大事でございますので、新しい市長さんが誕生いたしましたら、市長さんも立派なお考えを持って臨んでくると思います。それに向けまして、党派をひとつ皆さん超えて新市の発展にどうぞひとつご尽力をいただきたいと、これが最後の私のお願いにいたしまして、答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、3月17日午前9時から開会をいたします。

どうもおつかれさまでございました。

（午後2時10分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録(第 5 号)

平成 1 8 年 3 月 1 7 日 金曜日

平成18年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成18年3月9日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月17日金曜日（会期第9日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	利根健二	20番	久保信彦
2番	山崎眞幹	21番	石川彰宏
3番	山崎龍太郎	22番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	23番	竹平豊久
5番	千頭洋一	24番	岡本喜身
6番	小松紀夫	25番	島岡信彦
7番	山崎晃子	26番	原心一
8番	森本珠城	27番	秋友偉嗣
9番	山岡義一	28番	前田泰祐
10番	依光美代子	29番	竹内俊夫
11番	片岡守春	30番	大石綏子
12番	笹岡優	31番	森安正
13番	岡村優一	32番	坂本節
14番	黒岩陸雄	33番	宮地盾騎
15番	門脇二三夫	34番	西山武
16番	爲近初男	35番	中澤愛水
17番	比与森光俊	36番	岩越孝明
18番	植村佳三	37番	山本芳男
19番	幾井洋一	38番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長職務執行者	野島民雄	下水道課長	久保和昭
総務課長	鍵山仁志	環境課長	阿部政敏
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
財政課長	前田哲雄	健康づくり推進課長	岡本篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男

保 險 課 長	岡 本 明 弘	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《物部支所》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	九 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長	山 岡 紀 夫	水 道 課 長	佐々木 寿 幸
-----------	---------	---------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	松 浦 良 衛	議会事務局書記	尾 立 陽 子
--------	---------	---------	---------

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成18年度香美市一般会計暫定予算
- 議案第 2 号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算
- 議案第 3 号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 議案第 4 号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 議案第 5 号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- 議案第 6 号 平成18年度香美市老人保健特別会計暫定予算
- 議案第 7 号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）
- 議案第 8 号 平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）
- 議案第 9 号 平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算（サービス事業勘定）
- 議案第10号 平成18年度香美市水道事業会計暫定予算
- 議案第11号 平成18年度香美市工業用水道事業会計暫定予算
- 議案第12号 香美市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第13号 香美市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第14号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 17 号 香美市介護保険条例の制定について
- 議案第 19 号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 議案第 20 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 21 号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 議案第 22 号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成 18 年第 2 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 9 日目 日程第 5 号)

平成 18 年 3 月 17 日 (金) 午前 9 時開会

- 日程第 1 議案第 1 号 平成 18 年度香美市一般会計暫定予算
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 18 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算
- 日程第 3 議案第 3 号 平成 18 年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 4 議案第 4 号 平成 18 年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 5 議案第 5 号 平成 18 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 議案第 6 号 平成 18 年度香美市老人保健特別会計暫定予算
- 日程第 7 議案第 7 号 平成 18 年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算 (事業勘定)
- 日程第 8 議案第 8 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計暫定予算 (保険事業勘定)
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計暫定予算 (サービス事業勘定)
- 日程第 10 議案第 10 号 平成 18 年度香美市水道事業会計暫定予算
- 日程第 11 議案第 11 号 平成 18 年度香美市工業用水道事業会計暫定予算
- 日程第 12 議案第 12 号 香美市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 13 議案第 13 号 香美市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 14 議案第 14 号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 15 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第16号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 香美市介護保険条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 日程第19 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第20 議案第21号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第22号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について

会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は38人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程に入る前に保険課長より一部訂正の申し出がっておりますので許可いたします。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） おはようございます。議案第16号ですが、一部訂正をさせていただきたいと思っております。

議案第16号の1ページ、1ページしかありませんが、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、中ほどの左の端に、「円を」というところがありますが、その後、かぎ括弧があつて、「13,5000円」となっておりますが、これをゼロを一つ消していただきたいと思います。「13,500円」に訂正をお願いいたします。よろしく願います。

○議長（西村芳成君） これから、議案質疑を行います。なお、議案第1号、平成18年度香美市一般会計暫定予算については、本会議散会后、連合審査会がありますので、その時点にて、その他の案件については、各常任委員会付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、議案第1号、平成18年度香美市一般会計暫定予算、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

今申し上げましたように、一応順序ついておりますが、連合審査会がありますので、その時点でお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第2号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算、本案についての質疑を行います。

これにつきましては、教育厚生常任委員会以外の方の質問をとということになりますので、よろしく願います。ごめんなさい、総務の常任委員会以外の方から願います。

質疑はありませんか。

16番、爲近初男君。

○16番（爲近初男君） おはようございます。16番、爲近です。

95ページ、2号、どうもすいませんでした。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第3号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今回暫定ということで、歳入と歳出を金額を、まあ言うたら同一にしてなかったというのは、実際支払い必要があるというやつを上げたということになるのでしょうか。特に、歳入の方が約2,200万円ぐらい少ないわけですけど、これはどうしてかなという。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） ご説明いたします。

まず、3-10ページ、1款1項1目の13節の委託料及び2目13節の委託料及び3目13節の委託料、この委託料すべてにつきまして、この委託料に関しましては年間契約となっております、3カ月の暫定予算でございますが、この13節に関しましてはすべて1年分の予算を今回計上しております。トータルで3,215万9,000円になります。そのために、今回歳入歳出の逆転が起きていると、このようにご理解いただきたらと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

2番、山崎眞幹君。

○2番（山崎眞幹君） 幾つかお尋ねをしたいと思いますけれども、10ページの修繕費が、1目の需用費、11節ですけれども、山田、香北、物部それぞれこれへ上げられておりますけれども、これは主に、これは原水及び浄水とありますので、その施設についての修繕だと思っておりますけれども、どういう部分に使われるのか。そしてその…。

○議長（西村芳成君） ちょっと声を大きくしてください。

○2番（山崎眞幹君） それでは、10ページの需用費ですけれども、山田、香北、物部につきまして、それぞれ金額が上がっております。これの主な修繕費の中で、その内訳をお願いをしたいと思います。

そして、その下の役務費ですか、浄水池洗浄とありますけれども、これはどこでしょうか。

そして、(2目の)配水についても同じように修繕費が上がっております。これについての内訳をお願いします。

そして、委託料なんですけれども、この水質検査、塩素測定がございますけれども、これも年間ということなんで、どれぐらいの頻度でそれぞれの施設について行われているかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、修繕費に関しまして、原水及び浄水費につきましては、取水口から貯水池までの管につきまして、例えば管詰まりであったりとか、管の破損であったりとか、そういう部分につきましての修繕でございます、どこそこへ幾らということではありません。

一応、何かあったときにすぐに対応ができるようにという形での計上しております。

続きまして、配水及び給水費につきましての修繕費につきましても同じです。貯水池から今度は各戸への配水管、これは貯水池から各戸へ配る分は配水管と申しますけれども、その分の管の破損であったりとか、管詰まり等に対応する分の予算でございます。おのおの山田分、香北分、物部分、おのおの支所ですぐに対応ができるようにということで、香北分、物部分の修繕費を計上しております。

あと、年間契約の水質検査等でございますが、これは法に定められておりまして、1カ月ごとの水質検査であったりとか、3カ月ごとの点検であったりとか、おのおの項目によって異なります。

それと、戻ります。10ページの浄水池の洗浄でございますが、こちらにつきましては、簡易水道の香長の分等を予定しております。あと繁藤の分も入っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどの件なんです、一般会計との関係の整合性というのでは構わんですが、本来やったらこれ片一方で、これ一般財源ということになっているわけですので、本来やったら一般会計の方から繰り入れという形の、本来整合性をやっとなしとおかしい話と思うんですが、その辺は暫定やから構わんという判断になるわけですか。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） はい、おっしゃるとおりでございます。3カ月分の暫定予算でございまして、年間予算の時点で一般会計よりの繰入金を計上したいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第4号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、山崎真幹君。

○2番（山崎真幹君） 14ページ、委託料ですけれども、先ほどこの委託料についても年間なのかということが、まず1点と、その委託料の中のスクリーン清掃管理委託とありますが、これはスクリーンというのはどういうものなんでしょうか。それをまずお聞きしたいのと、そしてその下の負担金、補助金及び交付金、19節ですけれども、これ浦戸湾東部流域下水道維持管理負担金として1,400万円ぐらいの金額上げて、これも年間の金額なんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 下水道課長です。山崎議員さんのご質問にお答えします。

14ページの委託料でございます。スクリーン清掃管理委託料でございますが、これは旧土佐山田町にあります都市排水のスクリーン、都市排水のスクリーンの6カ所分の年間契約料の288万8,000円でございます。

それと、19節浦戸湾東部流域下水道維持管理負担金1,411万1,000円でございますが、これは3カ月分の負担金でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第5号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これも何を、歳入と歳出の違えてるのは何が根拠なのかと、先ほど水道の場合は1年契約の委託料があったということですが、この環境保全公共下水道の方は何が、その歳入歳出の違いなのか。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 下水道課長、久保です。笹岡議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

歳入と歳出の金額、歳入が732万5,000円と歳出が1,731万1,000円の差額でございますが、これは水道会計と同じく年間契約の委託料の差額によるものでございまして、歳入に関しましては、3カ月分の歳入しか見込んでおりませんので、その逆転現象が起こっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第6号、平成18年度香美市老人保健特別会計暫定予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第7号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第8号、平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第9号、平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算（サービス事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） ちょっとお尋ねしたいのですが、今回暫定予算という一つの変則の予算計上であるのでこういう形になるかとも思いますが、この予算については歳入を伴わない、いわゆる歳出予算であるわけですが、そこでこの一時借入金を暫定措置をしての歳入に…。

○議長（西村芳成君） 宮地さん、マイクを向けてください。声が入っていませんので。

○33番（宮地盾騎君） 一時借入金を歳入に見込んでおることはわかりましたが、この中で、第1条の「予算の総額は、歳出を」としておるところについてお尋ねしたいのですが、この場合にあくまでも「歳入歳出暫定予算（の総額）」としなければいけないのか、「歳出暫定予算の総額」という記述にならないのかということと、それから2項の第1表ですが、第1表も歳出は計上されておりますけど、歳入がないわけですので、ここも「（第1表）歳入歳出暫定予算」としなくてはならないのか、それとも「第1表歳出暫定予算」によるということと、歳入を省くといいですか、除く記述、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 宮地議員のご質問にお答えします。

本来なら歳入を組んで、歳入ゼロということで歳出を500何万円ということにしたらよかったのかもしれませんが、様式が歳入歳出ということで打ち出されてきましたので、もうそれでやってしまいましたが、いかがなものでしょうか。本来、入があって出があるものということですので、また2条で入の分も定めておりますので、どんなものでしょう。

○議長（西村芳成君） 33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 状況はよくわかります。ただ、変則、原則でなくて変則になっておりますので、同じ変則であれば、歳入を伴わない予算であれば、歳出のみで記述してはどうかと。これが不都合かどうかということとあって、歳入の予算の中身は全くないわけです、歳入が。だから歳出のみの記述でいいじゃないかということとです。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 今回は暫定でありまして、暫定は暫定で、そしたら今度の本予算は本予算という別々になるわけですかね。本予算の方は歳入が入ってくると思うんですけども。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 補足説明をさせていただきます。

歳入歳出暫定予算と、暫定予算ですので歳入も歳出も本来あるべきであると思います。

ここに記載で、歳入はゼロ円、それから歳出を581万9,000円と定めると、こういうような記載をさせていただいたら、議員さんのおっしゃることについてはお答えになるのではないかと思います。

それから、その歳入がゼロ円のために、一時借入金を借りますよと、こういうことで理屈が通っていくのではないかと。ここにちょっとだけ「歳入を0円、」という字句が抜けちゃったというふうにご理解いただきたいと。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。

一つお尋ねしたいのですが、9-5です。一般管理費、歳出の一般管理費の研修旅費とありますが、これは法改定に伴う研修ということでしょうか、職員の。それで体制としてはもう4月1日からゴーということで、整っておりますか。整っていないとできないと思うんですけど、大丈夫でしょうか。

それと、サービス事業勘定というふうに出ておりますが、これは、これもやはり法改定に伴うものですか。今までこういう形じゃなかったと思うんですけど、介護保険。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員のご質問にお答えします。

すべてお見込みのとおりで、法改正によるものです。それで、研修については職員の研修のための旅費です。体制については、きのうも一般質問でありましたときに申し上げましたが、当初予定していた人数よりもかなり少ない人数でして、予算も大分切られたわけですが、切られてもなおかつまだその人数に達してないという状態でして、苦慮しているところですが、当初4月1日から新予防給付の事業を始める予定で進めておりましたけれども、そういった状態、それと単価も、事業所に委託する単価も少ない。そして事業所に委託できる人数も少ないということで、少し、今回の条例にも提案させていただいているところですが、6月から事業については、実際の事業については6月から。受け付けは4月から、受け付け分から始めるということで体制を18年度当初から徐々につくり上げていくという形で進んでいきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（大岸眞弓君） 事業勘定。

○保険課長（岡本明弘君） サービス事業勘定は、今回新たに法改正によってできたもので、地域包括支援センターが行う事業について別個に事業勘定ということでつくらんといかんということになってますので、別の会計にさせていただきました。支援事業とかいうものがサービス勘定になっております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） これは分けないのかもしれませんが、その人数もきちんと整わない中で出発しなければいけないわけですが、そういう意味では新予防給付というのは2年間の猶予期間があって、指摘もさせていただいたんですけど、もう少し伸ばして十分に検討するという方向づけにはならなかったものかどうか。ちょっとその点をお伺いしたいです。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 当初、法によって2年間の猶予期間、経過措置があるということで、伸ばすということも意見もありましたが、県下全域が4月から始めるということで、それで県としても指導がありまして、うちだけが遅うに始めるわけにはいかんろうという意見もありまして、4月からということになりました。結果的にはその体制づくりができなかったためにぼつぼつ、高知市については7月からとか、近隣の市町村については遅く始めるようですので、うちも体制が整わんということで、おくれて始めるということになりました。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

30番、大石綏子君。

○30番（大石綏子君） 大石です。

法改正ということで、ちょっとわかりましたけど、勉強のためお伺いしますが、サービス事業勘定というのは、これは確認のようなことになろうかと思いますが、具体的に言いますと、それぞれ旧町村でやっているデイサービスあるいは議案8号にも出てきました居宅サービス、さまざまなサービスがありますよね。そういった実際保険の金銭的なことじゃなくて、実際サービスを与える部門のことを切り離してというふうに考えていいわけなんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 従来の保険給付の事業については、介護保険の特別会計の方で実施をします。従来あるサービスについても変わりありません。介護保険特別会計の方で出入がありますので、プラスされたものです。このサービス事業勘定というのは、これは対象者が要支援あるいは虚弱の方に対する運動教室であるとか、ポピュレーションの方に対する事業であるとか、そういったプラスされたものです。今までの事業は介護保険特別会計の方でもやりますので、全く別のものです。

○議長（西村芳成君） 30番、大石綏子君。

○30番（大石綏子君） そしたら、いわゆる今回から始まります介護予防をあわせて、その人数とかそういうあれを一応想定して新たにやるというものととらえていいわけですね。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 確かに人数も大体想定はしておりますが、事業としては

介護予防ということでの事業ですので、介護に陥らないための事業です。現在17年度まで行ってきた介護給付事業以外に、今回事業費の2%を上限にして事業を行うものです。主が人件費になりますけれども。デイサービスとは違いますので。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

30番、大石綾子君。

○30番（大石綾子君） すいません、だんだんわかってきましたが、じゃあこれを行うことによって、介護予防をやることによって、新たに介護保険としてふえていく可能性があるのとらえてもいいわけでしょうか。しかし、介護予防ですからその次の段階を少なくするための予防ですから、そうとは言い切れませんよね。どういうことか、わかりません。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 確かに事業費でいうと、プラス2%の事業費でやりますので、事業費でいうと2%多くなるわけですがけれども、虚弱高齢者がすぐに要介護に移っていかないための事業です。ですので、介護に陥らないようにするための虚弱高齢者に対する事業ですので、介護給付費が伸びないように抑えるための事業とさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第10号、平成18年度香美市水道事業会計暫定予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 4ページの営業収益で4,800万円というのが出てますが、これ単純に今3カ月でとしてみた場合、4倍すれば大体この前答弁しちよった2,200万円ぐらいの増収ということの判断になるわけですが、ちょっとこの前の内容でちょっと気になるのは、簡水と上水道との本質的な違いですわね。そこの辺の公営企業法の内容でやる上水道と簡水と、それを会計上も、どう言うかな、まぜていくという発想になってしもうたら、簡水の場合は、まあ言うたら一般財源で補てんするということではできるわけです。上水道の場合はできませんわね。ですから、今後の問題としてそこの辺のやっぱり考え方をもっと整理をしちよかないと、結局一定のエリアでやってる独立採算を余儀なくされる上水道の方々が、簡水の方を補てんせんといかんということになってくれば、これはすごく矛盾も出てくる問題やと思うんです。ですから、そこの辺ちょっと考え方の整理をどうなってるかなというのが。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

せんだっての一般質問、山崎議員の一般質問の際に、水道事業全体を見てとお答えし

たと思います。今回のこの暫定予算、先ほど笹岡議員がおっしゃられましたように、3カ月分でございますけれども、ここも委託料については年間契約ということで、その分を単純計算で差し引きますと年間4,000万円程度の収入になってくると、黒字になってくると。せんだっての一般質問でお答えいたしましたように、新水源において約15億円程度の事業費が必要になると。現在3億円程度の預金があると。いわば5分の1程度の預金しかない。当然、笹岡議員のおっしゃられますように企業会計でございますので、簡水の方のお金、一般財源のお金、当然当てにできませんので、15億円という事業が目の前にもうぶら下がってきている現在におきまして、基金を当然積み立てていくと。それによって事業を開始するときの後年度の負担を少なくしていくというふうな形で上水道の企業については運営していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） その15億円の全体計画で、この前ちらっとちょっとわからなかったのは、八王子の貯水タンクそのものは使うという発想なんですかね。だから、今戸板島で取ってますわね。戸板島から上の方で幾つかの水源を確保するという、3,000トンというのはなかなか見通し、幾つかのところ、まあ言うたら取って、それでまとめて八王子まで送るのか、その全体計画、どういう形のイメージを持ってるのかなというのと、それから同時に今戸板島から送っている管そのものがそのまま使えるのか。その15億円の大体どういう計画やからこういうお金が要するという辺がちょっとわかれば。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

新水源につきましては、せんだってお話しましたように日量3,000トン、といいますのは現在の戸板島の1号ポンプが日量3,000トンです。大体1号、2号あわせまして日量5,000トン強と。八王子の西側にあります鏡野井からの取水を入れまして、大体日量6,000トンというふうな上水道の給水量を確保しておりますけれども、新水源につきましては、先ほどお話しましたように1,000トン、1,000トンの水源池は既にボーリング調査によって現在見つかっておりますけれども、あとどうしてももっと要ると。日量3,000トン程度は要ると。工事についてでございますけれども、現在の貯水タンクの方式と、直接配水管に水源池から圧送する方式、2種類がございます。現在の15億円というのは、貯水タンク方式、いわゆる八王子のような形で貯水タンクを設けまして配水をしていくと。これはメリットといたしましては、例えば取水池のポンプが停電になった場合でもある一定貯水タンクに保有している水量で断水が防げるというメリットがございます。デメリットといたしましては、用地を要する、貯水タンクの工事費が要するというふうな形でございます。また、先ほど申しました配水管に直接送っていくという方式につきましては、金額的には安く抑えられますけれども、停電の場合

にすぐに断水につながっていくというデメリットがございます。さまざまな角度から、また貯水タンクの容量、場所、それと当然今後地震対策、南海地震等の対策も考えまして、1カ所に集中するのではなく、分散できないかとかいうふうなことも各方面から検討して事業を計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そしたら、1,000トン、1,000トン、2,000トンについては目途が立っていると。あともう1,000トンが確保できればゴーがいけると。その1,000トン等の、前は少し放射方式の満州方式やなしに、放射方式のやつだったけど、これはどういうのをひとつ検討してるかなという含めて、それから、ぜひあの辺は大体物部川の戸板島の上流となってきた場合、水の影響をかなり受けやすい、大体水脈は同じところをやるわけです、その辺の3つのところで大体下ノ村の辺に集中するんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

笹岡議員のおっしゃられるとおりでございます。河川につきましては、河川法で定められておりまして、堤防の外から外までが河川法の及ぶところで、その表面を流れているのが表流水及びその幅の地下を流れているのが伏流水、この2つにつきましては水利権というものが発生いたします。それ以外のところ、現在戸板島等でとっているところにつきましては地下水という考え方でございまして、これは水利権が発生しない水でございます。現在1,000トン、1,000トンを確認しているところにつきまして、給食センターの付近及びその200メートル程度下流でございますけれども、地下水の探波による調査によりますと、現在の地下水の流れというのは、当然物部川の、先ほど申しました河川区域の底及び旧河川の跡を流れております。といいますのは、現在の下ノ村の北側になりますか。現在は場整備されているところです。そちらから流れまして、舟入川と現在の物部川の間を流れて下流、戸板島の方へ通っているという探波の結果が出ております。その中で、最も可能性のあるところ、先ほど1,000トン、1,000トンは見つけておりますけれども、例えば1カ所で2,000トンとか3,000トンとかいうところを探査によってまた解明していけば、その1,000トン、1,000トンの分は予備の水源として確保ができていくというふうなことを、等々技術的なことも含めまして多角的に検討していきたいと考えております。

放射の分につきましては、昨今の取水につきましては、いわゆる現在戸板島でも行っておりますけれども、放射状の分につきましては非常に水量が確保できるということもございまして、その分取れる分、下流への影響も大きいということもございまして、地下水の水脈、ど真ん中にピシッと持ってこれるというのは非常に難しいことでありまして、いわゆる放射状に取水をするということも当然考えていかないかんですけれども、

それも河川区域に入らないようにというふうな形は当然とらないといけない。現在の戸板島の方につきましては、いわゆる縦溝方式でスリットの入った鋼管によりまして、地下20メートルまで現在掘削して、そこから16メートルの地点でポンプを据えて取水をしております。いわゆるそのような形が最も後々維持管理的にもしやすというメリットもございまして、その辺での検討も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

8ページですが、この総係費の給料、職員6名分を組んでるんですけど、実際のところこの上水道で6名というのは簡水との、工業用水もありますけど、こんなに要らないのが本当ということで、黒字を減らす格好というふうにとらえたら、大変申しわけないかもしれませんが、そこら辺のところ、本当のところは6名も要らんのじゃないですか。ちょっと答弁お願いします。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 要ります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第11号、平成18年度香美市工業用水道事業会計暫定予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 見通しと、山崎技研を含めて、ミロク含めて給水と、実際工場の見通しはどうなってるんですか。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

現在の山崎技研及び次に現在決定してますミロク製作所につきましては、やはり工水の、条例のときにお話しましたように、やはり循環型の工業用水の使用を考えているということでございまして、日量50トン程度ではないかというふうなお話を伺っております。2社で日量100トンぐらいではないかと考えております。

山崎技研につきましては4月からの供用開始を考えております。ミロク製作所につきましては、まだ現時点ではいつから創業ということは聞いておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第12号、香美市国民保護協議会条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これ、一般質問でも出ましたが、大変物議をかもしてる内容ですけど、全国でもこれやって、きょうの高知新聞には大月町では否決をしますわね、議会が。ですから、そういう内容をなぜ出してきたかということです。これは政府の方から3月中にやってくれということがかなり来てますけど、圧力が来てるという話は聞いてます。全国でこれを3月中に出して決めてもらいたい。地方分権と言われる中で、なぜ国家統制にそういうことでやってくるのかということと、政府自身も認めております4項目あるわけですね、協議というのは。その中で4項目の中でも、着上陸攻撃の、それから航空攻撃等もうあり得んと、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ特別部隊についても実際問題想定できないということを言ってるわけです。ですから、ある自治体のところでは、こういう総合防災計画を作成すると。その中に有事の問題も入れると。だからこれだけが突出してやなしに、南海大地震、東南海地震に備えるという、本当に土台になる防災計画をまずつくった中に、有事もちゃんと入れていくとしないと、こんな相手から攻めてこられる問題、テロに対応とか、そんな非現実的なことばかりを走らすという防災計画はいかなもなかなど。ですから、この辺の武力攻撃事態法になった、なぜこれが今出すのかということをしてですね。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） ご質問にお答えいたします。

国民保護法の非常に重要な案件でありまして、なるべく早く審議をいただきまして、早く計画へ取りかかりたいということと、それから昨年度国民保護法の説明会、県の時点でありまして、そのときに各市町村は先ほど笹岡議員からご指摘がありましたように、17年度中に策定するのが望ましいというような説明の旨を受けました。その時、私は残念ながらこの会には出席をしておりませんでして、職員が行っておりました。それから、そのときの返事でも17年度中というようなことを聞きまして後で、県の方から欠席の職員もおるので、報告がありましたところも17年度中に条例制定をとというような文書も受け取ってございまして、私としましたら、なるべく早くこの計画作成に入って、新市長のもとではスムーズにいけるように準備をしたいというような意識がございまして、今市議会へ提案させていただきました。それが武力攻撃、ミサイル等というふうなことがありますけれども、香美市民を守る立場といたしまして、早く避難、いろいろなことにも取りかからないかんというようなことが認識をいたしまして、今回、早いと言われておりますけれども、重要な案件でありますので、なるべく早く取りかかりたいというようなことで提案させていただきました。

それから、県内の状況も3月議会というようところが、よそと比較はできんと思えますけれども、多いというようなこともあります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） いや、23人以内で、委員も含めるとこれ新市長が決まらな決まりませんわね。ですから、同時に先ほど言ったように香美市としてやらんといかんのは、市としての新しい一体性を含めた総合的な防災計画を先つくりないと、武力攻撃じゃなしに地震とか災害とか風水害含めて、一番大変なところやないですかね。特に土佐山田町は98年度にすごい災害を受けたわけですね。そら香北、物部もそうでした。ですから、そういう日常的に起こる可能性のある、同僚議員で物部の門脇さんは雨の降り方が違うというデータどっさり持って、もう本当に夏場と冬場の雨の降り方が全然変わってきてると。そういう局部的にどんどん降り出していると、今、温暖化の関係含めて。ですから、そういう中で全体的な土台となる防災計画がない中に、なぜこれだけ突出して走る必要があるのかと。そこに国から言われてきたらノーと言えないという自治体の、もうそこが違うじゃないかと、分権という話と。きのうの野島職務執行者言われてましたけど、ですから、そこにやっぱり自治体としての主体性がもうないと。言われてきたらやりますと。そんな、それでこれ全部市民にこれを、まあ言うたら決めたらもっていくわけですよ、これ市民に。ですからそんな主体性のない姿勢でえいかという問題なわけです。ですから、その辺では私自身は、これなんちゃあ時間かけてやればええことやし、先急ぐ総合計画を、だからもう全国でもそういうの出てますよ。もう防災の総合計画を先つくと。その中にちゃんと有事の問題も入れるという自治体出てきてますから。ですから、ぜひその辺ではもう1回これは検討すべきと思いますし、その辺のやっぱり背景を、全然必要性が今伝わってきません。やっぱり県から言われたきという話なわけでしょう、県から。

それともう一つ、ちょっと中身ですが、12-1ページで、私自身はこれどうかというんですが、会議の第4条で「協議会の会議は会長が召集」、普通この召集の「召」使うんかな、手偏（の「招」）を使うんじゃないですかね。中身まで言うてもしょうがないんですが、全体がいかんというわけですので、その辺もう一度お願いします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） お答えいたします。

先ほどの地域防災計画も含めまして、香美市になりまして、また取り組んでいかないかんところでございませけれども、それも年度当初に早々に作成をするというようなこともありまして、同時にということもおかしいかもしれませけれども、そういう事務もありまして、この国民保護法、香美市民を守るという立場上、今回提案させていただきましたので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 召集の「召」は？

○防災対策課長（田中育夫君） 字はすいません、訂正をせないかんと。

○議長（西村芳成君） いや、訂正じゃない。国会の字はこれ て 提出しちゅうろう。

有事のときのやき。

○防災対策課長（田中育夫君） 字はこの字で。

○議長（西村芳成君） 国会・国の指示がそれ（「召」の字を使うこと。）と言わないと。国の指示がそうでしょう。

○防災対策課長（田中育夫君） また字があればでしたら委員会で。

○議長（西村芳成君） 国の指示がこれ（「召」の字を使うこと。）でしょう。言わないかんわえ。

ほかに質疑はありませんか。

19番、幾井洋一君。

○19番（幾井洋一君） 私は、日本へ攻めてくる国というのが検討が付きませんが、もし日本へ侵攻してくるような国があると考えるならばどの国かという点と、もともとこれは想像の上に立っていると思いますので、もし突如としてこの土佐湾に10万の大群が攻めてきたとしたら、どこへ避難をさせてくれるかという点お聞きしたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） お答えいたします。

どこの国とかいう想定はしておりません。武力が攻撃した場合に命を守るというようなことで提案をさせていただいております。特定にどこの国が攻めてくるとかということとは想定しておりません。外部から武力攻撃がくるというようなことで、ないと思えますけれども、万が一のこともありますので、提案させていただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、幾井洋一君。

○19番（幾井洋一君） どこへ避難させてくれるか、どう守ってくれるかということ。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 避難場所としましては、今後協議をしていかないけませんけれど、今のところ協議の場はありませんので、地震対策の避難場所を指定しておりますけれども、そういうところを考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 旧の土佐山田町で、課長自身もそのときの答弁で、この武力攻撃事態法等の国民における保護のための措置に関する法律ということで、これは基本的人権を侵害する内容を持ってると。なぜかというたら国家統制がかかるわけですね、これ有事ということになった場合は。有事法制がこの上にあるわけでしょう、有事法制と絡みがあって。ですからそうなってきた場合、そこでちょっと今議長から言われて、この召集の「召」をそのままということで、これは国の統制がかかるということでのこの「召」になるわけでしょう、これ、手偏（の「招」）やなかったら。そういうことにな

るわけでしょう。ですから、まさにその辺ははっきりさせておかないと、国が一発でもうポンと国民に対して国家統制をかけられるということになります。これは、まあ言うたら手偏の違いというのは何かというたら、これ昔の天皇制の国家統制との違いなわけですよ、これ。召集の「召」の。召集令状で、赤紙なわけです。ですから、そこの辺はかっちりはっきりしとかなないと、まさに、だからこれ本当に武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置に関する法律というこの上位法をちゃんと中身見ちゅうかということです。その法律がかかってくるわけです。それに合致する条例でうちがつくってしもうたら、その上位法によって拘束されるということになるわけですので、そこは大変重大な事態になりますよ。それによって、市の職員は市民に対してその国家統制をかけた法律に基づく行動を起こさんといかんなるわけです。それに違反する人間については、まあ言うたら罰則を含めてかかってくることを想起しちよかなければいけないと思うわけですが、この武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律と、これもまた上にあります有事法制、これを内容についてどれぐらいを熟慮されているのか、そこをぜひお聞きしたいですが。

○議長（西村芳成君） 答弁の前に、笹岡議員に「議長に言われた」ということがありましたので、申し上げます。

国の文書はこうなっているということを私が確認を伝えただけですのでお知らせしておきます。

防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） お答えします。

準備という具体的にどのようなことを指してですか。私は、国民の保護のすべてをこの法律を100%大まかで理解しておりますけれども、ずっとありますけど、その中で熟読は全部しておりませんけれども、一通り読ませていただきまして、有事の場合に香美市民を守る手段としまして、避難場所等の計画とまぜまして提案をさせていただいております、昔の戦争とかいうもののことを、そうなるというような考えは持っておりません、今のところは。ほんで、そのために協議をお願いせないかんということで提案を、答えにならんかもしれないんですけど、させていただいております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第13号、香美市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） この本部の関係を含めて、どういうメンバーを選ぶのか。

それから先ほどの12号とも関連すると思いますが、自衛隊関係者も入るんでしょうか。それをお願いします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） お答えいたします。

また、主体性がないとご指摘を受けるかも知れませんが、国民保護協議会のメンバーにおきましては、まず指定地方行政機関の職員、これは国土交通省四国整備局高知河川国道事務所、それから自衛隊に所属する者というふうなことでありまして、香美市の場合に現在香南市の方に自衛隊駐屯地もありまして、自衛隊に助けを求めるといようなことも想定をされますので、今回メンバーの中に陸上自衛隊を案として1名考えております。それから、高知県の職員としまして、これは地域防災計画の構成員を主なものとして考えておりますので、自衛隊の関係、所属する者を1名入れておりまして、そのほかは地域防災計画の委員さんの中になっていただくといようなことで、合併に伴いまして、香北支所長さんとか物部支所長さんとか委員さんといような案は考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） 私もこの議案、13号も、前回の12号も必要だと思うんですが、ただ12号の、先ほど笹岡議員から出てましたが12号の4条の召集するものと、この13号の召集するとい、「しょう」の字が13号の第3条の「しょうしゅう」は手偏の「召集」、前回、12号の4条の「しょうしゅう」は手偏のない「召集」になってますが、これは整合性を持たすべきじゃないかと思うんですが、そこの使い分けのものがあれば。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 恐れ入ります。字をまた後で確認をさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひ、旧の土佐山田町でも言ったように基本的人権が侵害されないようにするといことが、そういうことを答弁をしてるわけですね。新市になったから、そのときの答弁は反古やといことにならない、そのときは、だから、あのときは旧の土佐山田町の話やと、新市になったらそうはならんぜよといことやなしに、もうこういう中身を持っているといことを、特に今在日米軍の全国的に再編が起こってるわけですね。それと自衛隊と一体化といのが起こってるわけですね。ですから、自衛隊も今再編してまして、この四国も旅団化とい方向に、第二混成団ですね、今、善通寺にある、そして岸本にある、ここは施設隊ですけど、これは旅団化になるといことで、格上げになるわけですね、自衛隊が。含めて日本の自衛隊がアメリカと一体型の再編成をされてるといことをぜひ研究していただきたいなど。ですから、もうキャンプ座間に含めて、神奈川県座間市含めて、それから厚木、横田含めて航空、陸・海・空すべてが一体として再編成を今されてますので、その辺はインターネットで調べ

てもろうたら全部出てきますので、どういう今再編が起こりゆうかというのは。それをぜひ見ていただいて、それとこれが大きく絡んでるということを私は思ってます。防災担当課長はどう思うかわかりませんが、ぜひその辺も見てこの問題についてやっぱり研究を深めていただきたいなど、それをお願いします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） お答えします。

基本的人権、旧土佐山田町のと きにということでございますが、現在はも基本的人権を尊重して保護に取りかかっ ていきたいと思 いますし、それから自衛隊のことも今後ご指摘がありましたように、研修を深めて頑張っ ていきたいと思 います。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第14号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） なかなか条文がわかりづらいですので、総務課長にちょっと詳しくこれを説明していただきたいなという、今回号給調整に変えたということですが、これ例の給与体系の変わった関係も含めてなるのかと、ちょっとその辺の説明をお願いしたいです。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） そのとおりです。1月1日昇給に変わった関係でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第15号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 大体、この表で、表1の中で高卒と大卒で通常卒業してから45歳の方がなった場合、どこになるのかという、それから55歳やったらどこになる、45歳と50歳でかまいません。どこを見たらえいんかなと。通常、定昇ずっと上がって行って、号級はずっと上がって行っての場合は、その辺の見方ちょっと教えていただきたいです。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） やはり、今現在能力主義になっておりますので、そういう個人的な、いわゆるはじき出すとかは…。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 能力給になる、当然わかっていますけど、単純にいった場合はどうなるかと、一番シンプルに至る場合、その辺わかれば。45歳でもかまいません。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えいたします。

3級で垂れ下がる場合もあるし、2級で垂れ下がる場合もあるということで、それは全然想定はできません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑は。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 私自身は、この給与体系を見ちゃって、実際問題これまでの公務員の方と、これから若い方々と考えた場合、実際45歳から50歳いうたら、子どもたちが大学に行かれる時期にこれはかなり給与としては上がらない状態になるという心配もするわけです。この体系になってきた場合。そうした場合、それから同時に格差がかなり生まれると。そういうことになるんじゃないでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えをいたします。

やはり格差は今後出てくると思います。それと、ちょっと給与体系が従来の8級制から6級制になるということですのでございますので、最高号級にきたとき、もうそこで次の昇給はないということです。そこでずっととまっていきます。従来であれば、枠外昇給といたしまして、24カ月、18カ月というふうな形で少しでも上がっていった状況がありますが、今後この条例でいきますと、最高号級にきた場合については、そこでストップということになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第16号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

この条例改正でかなり負担が増になるわけですが、まず一つには合併で基金を持ち寄ったわけですが、トータルで幾らなのかお伺いします。

それと、私自身ちょっと勘違いしちったんですけど、合併後の次年度で税率等調整

するということで、はやすぐ出てきたので、現実そのとおりですわね。私は1年、もうちょっと先送りされるのかなと思ってたんですけど、かなり拙速ですし、この新たに先だって制定された条例が一回も日の目を見んと、香美市のこの国民健康保険税条例が日の目を見んと、この状況に移ると、改正されるということですからけれども、そこら辺のところをまずお聞きしますが、それとあわせてこれによって7割、5割、2割減額で適用されるようにやったということで、応能応益の割合は何%何%になったのかということ、まず伺います。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

国保税の取り扱いについて調整方針で、医療分については合併の翌年度から税率を統一するというので、確かに、それで介護分については土佐山田町の税率を適用することになっておりましたので、とりあえずは土佐山田町の税率でまず最初提案を、引き続き策定いただいて、今年度、3月だけになりますけれども、本体をつくっておいて、それで介護分については、税率はそのままに、適用するというのでそのままになります。翌年度、はや出てきたかということですがけれども、介護分についても、医療分についてもそうですけれども、やはり高齢化が進んで医療費が増大になっております。介護分については、本来税率、土佐山田町の税率を適用するとはなっておりますけれども、この税率を適用すると決めたのは、平成14年から15年度の単価に基づいて、決めておまして、その当時はそんなに上がってはなかったもので、この税率を適用するというにしておったわけですがけれども、だんだん単価が年々4～5,000円ぐらいずつ上がっておりますので、介護分については相当の何千万円かの赤字になっております。というのは、もう医療分に食い込んでいると、基金を食い込んでいということに結果的にはなっておりますので、本当言うと、介護分を上げたいわけですがけれども、調整項目でこういうことになっておりましたので、上げることができなかったというのが本当のところ。医療分については、税率を統一することですので、この元の金額というのは16年度の給付費をもとに18年度はどのぐらいになるだろうかということで算定をして、土佐山田町の場合は、34%ぐらいの税率に対して医療費分が34%ぐらい集めておりました。今回、試算をしたのが33%ぐらいで試算をしております。この率でいくと大体33%ぐらいになるだろうということで、試算をさせていただきました。

7、5、2割の軽減が適用できるようにということで、45%から55%の範囲で調整するというのですが、数字を覚えておりませんが50%ちょっと、51%かぐらいだったと思います。

それと基金ですがけれども、どのぐらいになるのかちょっとわかりませんが、17年度末で大体6億円から7億円ぐらいの基金が残りほしないだろうかと想定をしております。以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 丁寧に説明していただいておりますけれども、この6億円から7億円の基金を、旧山田に限ったら大変申しわけないんですけど、所得割8.5が7.5へ旧山田でいろいろ基金を活用しながら、皆さんの努力で下げていって、合併ですぐまた元へ戻ったと。資産割が55から40ぐらいまで今現在落ちていますわね。そういう状況もありますけれども、この平等割とか世帯割は上がってますので、そういうところで、なぜその激変緩和にこの基金を1年ぐらい使って段階的な上昇とかいうことが、今言っても遅いかもしれませんが、全然検討されなかったのかなというが非常に歯がゆい部分もありますけれども、そこら辺について話した中身なんかがあればお聞かせいただきたいんですが。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 基金については、年度当初、3町村あわせて約8億7,000万円ぐらいあったと思うんですけども、結局はこの1年間の間に取り崩しをせざるを得ない状況になっております。この状況が何年間か続くと、結局はなくなってしまいうという状態にもなりかねませんし、基金を保有しているということで安定的な国保の運営ができていますと思っておりますので、3町村あわせて約40億円ぐらいの予算規模になります。そうすると、5億円から6億円ぐらいの基金は持ってないと安定的な運営ができませんので、毎年赤字になるような運営はできないと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

35番、中澤愛水君。

○35番（中澤愛水君） 35番、中澤です。

土佐山田町において17年度の保健センター、流れからいって教育厚生に変わるわけでありまして、総務に所属しておった段階で引き続いて最後の幕引きをということで、センターの会議へ出たわけでありまして、ここで見たのは、健診が非常に率が落ちておるということで、山田町においては6億円ぐらいの基金をためておりましたが、監査をやらせていただいて、約4年間やらせていただいた結果でも高額医療の持ち出しがかなりふえておるということでありまして、やはりこの医療給付費に見合う改正ということは必要でありまして、反対をするものではありませんけれども、予防なくしてはこの国民健康保険の健全な運営はないということで、医療をもたすにはどうしても予防をやらなくてはならないということであります。それで17年度から山田町もレントゲンにしましても、それからまた成人健診にしても負担金を取るということになっております。私が教育厚生常任委員会に属してやっておったときは、毎回のよう予防事業をどのように進めていくのか。病気にやはりかからないことが前提であるということで、健康な国民をつくるということがどうしても先行していかないと、国保の持ち出

しは非常にふえてくる。国の方でも医療費改革をやっておりますけれども、介護におきましても、先般の議題（一般質問）でも介護サービスをして、介護にかからない自立できる老人を育成していくということでありましたが、保険事業でもそれが非常に重要であろうと思います。それで、予防に対してどういう考え方を持っておるのかお聞きをしたいと思っておりますけれども。国保の方から予防事業にも積み立ての方からかなり割いて出しておった経過もあろうかと思っておりますので、課長の方に質問をしたことでもあります。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 中澤議員にお答えします。

おっしゃるとおりでして、一般質問でもありましたが、医療についても、介護についても予防が重要だと自分は思っております。それで、これまで土佐山田町では国保の保健事業として人間ドッグ、一般の方々に対して人間ドッグの受診を勧奨をしてきました。そして、事業を実際に行ってきております。そして、人間ドッグ、行っただけではいきませんので、希望者、ほとんどですけれども栄養指導、それと医者による事後の相談を実施しております。それと、健康づくり事業として団体、そういった活動をしている団体に助成金を出して啓発事業をしております。大体主だった事業がそういった事業を行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

もう1点だけ聞かせてもらいますが、4人家族と仮定した場合、所得が300万円やったら、所得割で3万円上がりますよね、1%上がりますので、国保税が。ほんで世帯、人数割で4人家族やったら8,000円と。世帯割で1,000円と上がります。3万9,000円ですわね。ここら辺で、国保自体が昨今の景気の場合で、貢献している世帯とおかしいんですけど、払う人は払うけど、なかなか払えない世帯もふえて、減免のお世話になってる方も多様な状況も中もあります。固定資産税の部分で0.1ポイント、100分の1.5から1.4に、山田分は落ちたということですがけれども、そこら辺がどれだけ、平均でも構いませんけど、国保の減額に寄与するのか。つかんでいるのであればお聞かせいただきたい。お願いします。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 固定資産の評価がえによる減額の影響のことだと思っておりますが、税率を下げたことによる減額だと思うんですけれども、税額自体が、元の税額自体が大きいので、それほど影響はない、それほど影響というたら語弊があるかもしれませんが、余り影響はないだろうというように思っています。元の税額は約10億円ぐらいで、資産の方が1億円ぐらいだと思いますので、ちょっと資料を持ってないんですけれども、それほど影響はないと思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、先ほどの13号についての字句の確認ができたようですので、答弁をお願いいたします。防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 恐れ入ります。

議案第12号ですけれども、第4条、「協議会の会議は会長が召集し、その議長となる」という、先ほどご指摘いただきましたところの手偏（「招」）が正解と存じますので、手偏を入れていただきたいと思います。まことに恐れ入りました。

○議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩します。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時37分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次の議題に移る前に、保険課長より一部訂正の申し出がっておりますので許可をいたします。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 申しわけありません。先ほどの質問の中でも出ましたが、議案第9号で2ページですが、第1条のところ、ご質問のあった歳入がゼロということで、これを言葉を入れてもらいたいですが、字句の訂正です。「歳入歳出暫定予算の総額は」の後へ「歳入を0円、」というのをに入れていただきたいです。「総額は、」の後へ「歳入を0円、」で続いて「歳出を」というように字句の訂正をお願いします。

○議長（西村芳成君） 日程第17、議案第17号、香美市介護保険条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第19号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第20号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

27番、秋友偉嗣君。

○27番（秋友偉嗣君） 27番、秋友でございます。質問ではございませんが、20号議案の関係者の1人として…。

○議長（西村芳成君） 秋友議員、質問じゃないというのはいきませんので、質問をしてください。

○27番（秋友偉嗣君） 27番、秋友でございます。

20号議案の関係者の1人として、また昭和56年以来25年間当有谷部落の自治会長として地域住民の福祉の向上に微力を捧げてきた責任者の1人として発言させていただきます。

この辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の事業費の5億円については、何ら異論はなく、本当にありがたく思っております。問題は事業の概要、内訳であります。これによりますと大後入線は5年間の事業費4億4,000万円、有谷線は18、19年の2年間で6,000万円であり、有谷線の場合、3年目からは事業を打ち切り、全額後入線へ投入、集中的に事業の促進を図るというものであります。これまで、年間予算の配分については、後入線は7割、そして有谷線へ3割ということで、ともに平成29年度の完成を目指して事業を進めてまいりました。しかし、このたび地元は何ら相談もなく、一方的に政策の変更を図ったことに私も納得できず、去る3月3日、地元重鎮とともに建設都計課を訪れ、有谷線が今後も約束どおり事業が継続できるように、後入線を3億5,000万円に訂正し、有谷線も5カ年で1億5,000万円と修正して議案を差しかえてほしいとお願いしたものであります。課長はただ議論を述べられるだけで、私たちの要望に聞き入れてもらうことはできませんでした。しばらくして課長は、予約の訪問者があるということで、その場を去られたのであります。私たちの部落は世帯主14で、土佐山田町内でも小さな集落であります。現在90歳以上の老人が5人、そして人口の75%は高齢者で、空家が10戸ほどある典型的な過疎地域であります。平成8年に辺地事業が開始して10年、おかげさまで道路も部落の中心地点まで到達いたしまして、これより通称日ノ地線、約800メートルと差しかかるわけであります。この路線は、昭和43年に町単事業で農道として建設、その後町道に編入され舗装もされましたが、何分にも道幅が2メートル少々と狭く、路肩も弱く、本当に名ばかりの町道でありまして、救急車等の緊急車両やバキュームカーなど通行も不可能であります。また、部落全体が急傾斜地のために豪雨のたび大きな被害の出る災害の常習地域でもあり、住民は不便と不安の毎日を過ごしております。この地域の生活基盤の確立こそ急務であります。

○議長（西村芳成君） 秋友君、簡単に簡潔にお願いします。一般質問ではございませんので。

○27番（秋友偉嗣君） 公正、公平を均等のとれた地域づくりの見地からかどうか私どもの切実な願いをお聞き届けいただきましてから、先にも申し上げましたとおり、予算配分については後入の方々も全員が納得し、確認済みでございますので、有谷線もぜひ辺地事業として今後も継続できますように、特別のお計らいをよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 秋友議員のご質問にお答えを申し上げます。

せんだってお話をいただいた折には中座をして失礼をいたしました。この今回の提案の理由といたしまして、集中投資をしなければならない状況がこの2～3年のうちにあるという状況が生まれまして、同じような工事を年度を分けていきますと非常に効率が悪くなりますので、ある一定集中をしてこの期間をやりたいという思いで、この今回の辺地の総合整備計画を出させていただきました。ただ、合併によりまして過疎自立支援地域ということで、全体が入ったこともございますし、旧香北町にも辺地地域もございます関係で、全市的な見直しということも今後必要なことであろうかというふうに考えております。これが、今回は5カ年間ということも計画も出させていただいておりますが、今後まだ変更もあり得るということもご理解ちょうだいしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第21号、香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、山崎眞幹君。

○2番（山崎眞幹君） 組織ですが、2ページです、組織の役員、理事6名、幹事2名、評議員10名、これどなたかわかりましたらよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） すぐに手元にありませんので、また後ほどお知らせいたしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第22号、香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第1号から、日程第21、議案第22号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は、3月21日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は3月21日までに

審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をいたします。

ご苦労さまでございました。

次の会議は、3月22日午前9時から開会をいたします。

(午前10時48分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録(第 6 号)

平成 1 8 年 3 月 2 2 日 水曜日

平成18年第2回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成18年3月9日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月22日水曜日（会期第14日） 午前9時04分宣告

出席の議員

1 番	利 根 健 二	2 1 番	石 川 彰 宏
2 番	山 崎 眞 幹	2 2 番	黒 岩 徹
3 番	山 崎 龍太郎	2 3 番	竹 平 豊 久
4 番	大 岸 眞 弓	2 4 番	岡 本 喜 身
5 番	千 頭 洋 一	2 5 番	島 岡 信 彦
6 番	小 松 紀 夫	2 6 番	原 心 一
7 番	山 崎 晃 子	2 7 番	秋 友 偉 嗣
8 番	森 本 珠 城	2 8 番	前 田 泰 祐
9 番	山 岡 義 一	2 9 番	竹 内 俊 夫
1 1 番	片 岡 守 春	3 0 番	大 石 綏 子
1 2 番	笹 岡 優	3 1 番	森 安 正
1 3 番	岡 村 優 一	3 2 番	坂 本 節
1 4 番	黒 岩 陸 雄	3 3 番	宮 地 盾 騎
1 5 番	門 脇 二三夫	3 4 番	西 山 武
1 6 番	爲 近 初 男	3 5 番	中 澤 愛 水
1 7 番	比与森 光 俊	3 6 番	岩 越 孝 明
1 8 番	植 村 佳 三	3 7 番	山 本 芳 男
1 9 番	幾 井 洋 一	3 8 番	西 村 芳 成
2 0 番	久 保 信 彦		

欠席の議員

1 0 番 依 光 美代子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長職務執行者	野 島 民 雄	下水道課長	久 保 和 昭
総務課長	鍵 山 仁 志	環境課長	阿 部 政 敏
企画課長	濱 田 賢 二	ふれあい交流センター所長	甲 藤 みち子
財政課長	前 田 哲 雄	健康づくり推進課長	岡 本 篤 志
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	地籍調査課長	田 島 基 宏
収納管理課長	後 藤 博 明	林政課長	小 松 清 貴
防災対策課長	田 中 育 夫	《香北支所》	

住 民 課 長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《物部支所》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	几 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 本 部 消 防 課 長 川 村 晴 夫

【その他の部局】

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 岡 紀 夫 水 道 課 長 佐 々 木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 松 浦 良 衛 議 会 事 務 局 書 記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 報告第 2 号 専決処分事項の報告について
住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について
- 議案第 1 号 平成 18 年度香美市一般会計暫定予算
- 議案第 2 号 平成 18 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算
- 議案第 3 号 平成 18 年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 議案第 4 号 平成 18 年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 議案第 5 号 平成 18 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- 議案第 6 号 平成 18 年度香美市老人保健特別会計暫定予算
- 議案第 7 号 平成 18 年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）
- 議案第 8 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）
- 議案第 9 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計暫定予算（サービス事業勘定）
- 議案第 10 号 平成 18 年度香美市水道事業会計暫定予算
- 議案第 11 号 平成 18 年度香美市工業用水道事業会計暫定予算
- 議案第 12 号 香美市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第 13 号 香美市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第 14 号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 15 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 香美市介護保険条例の制定について
- 議案第 19 号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 議案第 20 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 21 号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 議案第 22 号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について
- 議案第 23 号 平成 17 年度香美市一般会計暫定補正予算「第 1 号」
- 議案第 24 号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 決議案第 1 号 行財政改革推進特別委員会の設置について
- 意見書案第 1 号 2007 年の郵政民営化に向けた集配業務停止の見直しを求める意見書の提出について
- 意見書案第 2 号 定率減税廃止の撤回を求める意見書の提出について
- 意見書案第 3 号 「医療制度改革大綱」の撤回を求める意見書の提出について
- 意見書案第 4 号 電気用品安全法の猶予期間の延長と抜本的な見直しを求める意見書の提出について
- 意見書案第 5 号 「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家族農業経営者にも適用できるように抜本的な見直しを求める意見書の提出について
- 意見書案第 6 号 防衛施設庁の官製談合を徹底究明するとともに抜本的な再発防止策と高級官僚の天下りを禁止するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 7 号 不妊治療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について

議事日程

平成 18 年第 2 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 14 日目 日程第 6 号)

平成 18 年 3 月 22 日 (水) 午前 9 時開会

- 日程第 1 議会運営委員会委員長の報告
- 日程第 2 報告第 2 号 専決処分事項の報告について
住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について
- 日程第 3 議案第 1 号 平成 18 年度香美市一般会計暫定予算
- 日程第 4 議案第 2 号 平成 18 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算

- 日程第5 議案第3号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 日程第6 議案第4号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第7 議案第5号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第8 議案第6号 平成18年度香美市老人保健特別会計暫定予算
- 日程第9 議案第7号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算(事業勘定)
- 日程第10 議案第8号 平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算(保険事業勘定)
- 日程第11 議案第9号 平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算(サービス事業勘定)
- 日程第12 議案第10号 平成18年度香美市水道事業会計暫定予算
- 日程第13 議案第11号 平成18年度香美市工業用水道事業会計暫定予算
- 日程第14 議案第12号 香美市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 香美市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 香美市介護保険条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 日程第21 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第22 議案第21号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第22号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第23号 平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第1号」
- 日程第25 議案第24号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 決議案第1号 行財政改革推進特別委員会の設置について
- 日程第27 意見書案第1号 2007年の郵政民営化に向けた集配業務停止の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第2号 定率減税廃止の撤回を求める意見書の提出について
- 日程第29 意見書案第3号 「医療制度改革大綱」の撤回を求める意見書の提出について

- 日程第30 意見書案第4号 電気用品安全法の猶予期間の延長と抜本的な見直しを求める意見書の提出について
- 日程第31 意見書案第5号 「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家族農業経営者にも適用できるよう抜本的な見直しを求める意見書の提出について
- 日程第32 意見書案第6号 防衛施設庁の官製談合を徹底究明するとともに抜本的な再発防止策と高級官僚の天下りを禁止するよう求める意見書の提出について
- 日程第33 意見書案第7号 不妊治療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第34 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時04分)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は37人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。10番、依光美代子君は親戚の慶事のため欠席という連絡がっております。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程に入る前に、ここで提出議案の一部に訂正等がありますので許可をいたします。

防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） おはようございます。議案の訂正を恐れ入りますけれどもお願いしたいと思います。

議案13号で、13-2ページです。よろしいでしょうか。13-2の第4条、「本部長は、必要と認めるときは、国民対策本部に部を置くことができる」となっておりますけれども、「国民」と「対策」の間に「保護」が抜かれておりましたので、入れていただきたいと思います。第4条、一番上の条文で「国民対策本部」というところを「国民保護対策本部」に訂正をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 日程第1、議会運営委員会委員長報告を願います。

本日午前8時45分から議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員会から委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、宮地盾騎君。

○議会運営委員長（宮地盾騎君） おはようございます。先ほど開催いたしました議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会で協議した行財政改革推進特別委員会の委員数を15人以内と決定しましたが、設置する議員発議の方法及び設置の目的等について協議には至っておりませんでした。そこで、議員発議の方法及び特別委員会の設置の目的等について協議をいたしました。協議の結果、まず決議案第1号として本日の本会議に上程する。次に、提出者は副議長とし、賛成者は3常任委員会の委員長とする。3、委員の選任は、委員会条例第8条の規定により議長が会議に諮って指名する方法とする。以上により、本日の会議に提案することに決定いたしました。

その他の件について協議した結果、本日の会議の後で行財政改革推進特別委員会を開いていただいて、委員長、副委員長まで選出していただくということになりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 日程第2、諸般の報告を行います。

市長職務執行者から地方自治法第180条第1項の規定により報告第2号の専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。この報告第2号について質問を受けたいと思います。質問はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

報告第1号とも関連するんですが、姓が同じということで、関連性がこの方あるのか、第1号の方と。

それと同じように物件のあるなしについてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） お答えさせていただきます。

きょう、実は報告した方と、3月議会初日の3月9日に報告した方は姉妹でございます。この件につきましては、裁判所へ実は出頭する前に、両氏に同時に土佐山田町（の当時）ですけれども、役場の方へ呼び出しを行いまして、1カ月分の家計表とか、そういった資料を提出させまして、それをもとに事前協議を行いました。そして、和解の方向でその時点では合意しております。当課といたしましては、この2件の和解、同日に行ってもらいたかったのですが、高知地裁の担当書記官がそれぞれ分かれたので、同日和解ということにはなりませんでした。3月9日の報告の際、幾つか和解条件の変更についてのアドバイスなんかもいただいておりますけれども、こういった理由で同条件でさせていただくということで、今回提出させていただきました。

物件はございません。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 連帯保証人はどうなっているのでしょうか。

それから、姉妹が借りたということですが、この前の方が50歳ぐらいでしたので、ということは、これ実際、まあ言うたら借り手から含めて、この前言ったように姉妹が借りるということは、その当時から2軒の家を持ちよったのかどうか。2軒目の家を持っていたのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 連帯保証人は改修資金ですので1名つけておりましたが、既に死亡しております。

それから、物件ですが、これも改修資金ですので、ちょっと今手元に資料を持ってないんですけれども、お家を改修するということですので、それぞれ家があったものと確認しておりますが、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 連帯保証人は報告第1号と同じ方なのか、別の方なのか、それをお願いします。

それと、もう一つ、先ほど言ったように物件が本当に最初から2軒ともあったのかどうか含めてお願いします。それはまあ後で構いませんけど。その連帯保証人が一緒の人間かどうか。

- 議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。
- 住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） お答えできる範囲でお答えします。
連帯保証人は同一人物でございます。
- 議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。
12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） その連帯保証人は、この報告第1号と第2号の関係、同一人物ということは、その報告第1号と第2号というのはどういう関係の人なのか。まあ言うたら身内の方というか、親戚関係なのか、他人なのか、どういう関係の、第三者なのか、そこがわかればお願いします。
- 議長（西村芳成君） 収納管理課住新担当参事、奥宮政水君。
- 住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 親戚関係でございます。
- 議長（西村芳成君） ほかにありませんか。
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質問を終わります。
日程第3、議案第1号、平成18年度香美市一般会計暫定予算から日程第23、議案第22号、香美市やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について、以上21件を一括議題とします。
これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、原 心一君。
- 総務常任委員会委員長（原 心一君） 皆さん、おはようございます。26番、原心一であります。今期総務常任委員会が付託を受けました案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。
今期定例会において、当委員会が付託をされました案件は、議案第1号、第2号、第12号、第13号、第14号、第15号、第19号、第20号、以上8件であります。以下、順次、ご報告を申し上げます。
これから、議案第1号、平成18年度香美市一般会計暫定予算を議題としましたが、この案件については既に連合審査会で質疑が終わっておりまして、直ちに採決を行い、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
次に、議案第2号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算を議題とし、執行部から提案理由の説明を求めました。
提案理由としまして、地方自治法第218条第2項の規定に基づき平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算を調製したので、予算に関する説明書とあわせて提出することとあります。補足としまして、「4月から6月までの3カ月分を調製したものである」との説明の後、直ちに質疑に入りました。
「歳入に入っている貸付金元利収入は、3カ月暫定期間中に歳入の見込みはあるのか。もしないとすれば、一時借入金を設ける必要はないか」との質問に「平成17年度1カ月の収入金額が一番少ないときで280万円程度あったので、3カ月で計算すると、ほ

ぼ収入欠損はないものと見込んでいる」との答弁であります。また、「10ページ、13節委託料の148万円の弁護士委託料は、何件を予定をしているのか」との質問に「148万円のうち48万円は、1年間の相談料である。残り100万円は年間予算200万円の6カ月分であり、これには前払い分も含まれる。件数は3件ある。取得金額によって支払う金額も変わってくる」との答弁がありました。また、「10ページ、12節役務費の司法書士の調査費は何の調査費か」との質問で、「82万4,000円のうち、50万4,000円は、週に1回、3名の方に状態を説明しアドバイスをもらっている。1時間4,000円で3名に依頼し、月4回の分を計上している。あとの32万円は状態によって金額が変わってくる。支払督促等の資料作成などを予定している」との答弁であります。また「10ページ、22節任意競売の費用120万円の内訳は」との質問に「裁判所に申し立てたとき、土地の家屋の評価をするのに予定。17年度1件申し立てて60万円を予納している。120万円の予算は年間予算の半分を予定している」との答弁であります。「実際に申し立て手続きはだれが行うか」との質問に「1件依頼している分については司法書士にお願いをしている」。

以上のような質疑応答の後、採決を行い、議案第2号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号、香美市国民保護協議会条例の制定についてを議題とし、執行部から提案の説明を求めました。

提案理由として、「武力攻撃事態等における国民の保護のため、広く住民の意見を求め、保護の措置に関する施策を総合的に推進するためこの条例を制定する必要がある、議会の議決を求めるものです」との説明の後に、直ちに質疑を行いました。

「この事務は、地方分権によって法定受託事務と自治事務に分かれるが、法定受託事務に当たるのか」。また、「2条の協議会委員定数は23人以内とするとあり、また、2項に専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したとき解任されるとあるが、あとは規則で定めると思うので、その点はどのようになっているのか」。また「専門委員とほかの委員との割合、構成比。また調査が終了したときの調査の内容等は予定されているものは何か」との質問で「委員は市長が任命をするとある。この中には国交省から市職員まで各機関が含まれている」。また、「その中で専門委員はどのように選ぶのか」との質問に「専門委員については、地域防災計画に入っている方と自衛隊に所属する者となっている。専門委員は専門事項の調査が終了したときには解任される」と答弁であります。「国民保護法の条例に関するもととなっている武力攻撃事態法等における国民保護のための法律の内容について提案された側から見て、これをつくることによってどのような事態なのか。内容をよく周知しているのか。また、武力攻撃事態とはどのようなことを想定をしているのか」との質問であります。「武力攻撃によって攻めてこられるようなこと想定をしている。国民及び市民を守る措置が必要と考えられる。法律は武力攻撃から国民生活、国民経済に及ぼす影響が最小になることを重要と考え、国、地方住民の、

また国民の安全を確保する法律と考えている」。また、「武力攻撃とは」の質問で「法の何条に規定をされているのか」。また「国会において武力攻撃事態とは」質問に対しては「よその軍隊が押し寄せて地上戦になることはほとんどない」。「それでは何をこのような事態と言うのか。それはテロとか弾道ミサイルとかを答弁しているようだが、国民が防災訓練をして防げるのか」との質疑もあっている。また、「極めて現実的に思われるが、法律的に武力攻撃とはどのような部類になっているのか」の質問がありました。「どういうことを指しているのかといえば、緊急事態、緊急処理事態として危険性を持つ物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態として、可燃性ガスの発生予測される施設の爆破、ダムの破壊、多数の人の集合する施設の爆破、テロ等を指している」。

「この条例の委員の選任はだれがするのか。会長はだれが選任するのかわからない。規則はあるのか」との質問も出ました。「県の条例に準じて作成をしている」と答弁であります。「県の条例の規則のようなものを添えて説明をすべきである。提案するには条例としてわかりにくく、不備もあると思うが、具体化してわかりにくいので、総務委員会でもう少し研究してはどうか。国民の保護は当然するべきであり、継続扱いにしては」という意見も出ました。執行部から「どのようなところがわかりにくいのか」との質問もありました。その中で、「第40条8項の規定に基づきとあるが、国、県から流れてきた充足的な文章はないのか。本日の会議に説明できるよう文章の添付がされていたらよかったと考える」。また、「課長から、国民保護法40条第8項の規定で市長が会長になってと言われたが、現時点では市長不在となっている。継続審査としてはどうか」という意見もありました。また、「判断しづらいところもある。また、総合防災計画を策定し、有事の対応を考えるべきではないか」との質問もありました。「地域防災計画とは別に作成をすることと考えている。従来の自主防災組織は地震等の災害を考えている。このことも最終的には考えられるが、地域防災計画とは別に考えている。これは国民保護協議会の条例に出てくるまで、今の段階で準備するのか。条例を制定して順次それに従い必要な組織をつくっていくことになりはしないか考えられるが、条例を早速つくり、順次必要な組織をつくってやっていくことになりはしないかと考えられる。条例を制定して、議会で審議をしていくことになる」との答弁がございました。

法律で専任するとか、会長とか委員とか決まっていれば資料を提出してほしい。また、県は既に条例をつくっていると聞くが、県であれば委員は知事が委嘱し、任命すると決まっていらないか。市町村が運営するには、このような条例に添って運営をしていくので、形式をもう少し整える必要があるのではないか。また、条例の体裁として委員または選任委員の任命の仕方、またどういう事態において解任するのかということが整っていないのではないか。課長は資料があるので、わかっているかもしれないが、資料を出していただかないと議員にはわからないので、審議を十分したとは言えないのではないか。この条例は各市町村へ県からおりてきているものか。香美市として変更できるのか。協議会委員の定数が23人以内とあるが、市町村の規模により人数が違いはしないか。

資料として提出はできないものかとの申し入れがありました。

小休をした後、県の条例等をいただきまして、質疑を続行いたしました。「資料の中で、市町村協議会の設置及び所掌事務の中で40条4項に会長は市町村長をもって充てるとある。今、市長不在で職務執行者があるが、条例を決めてよいのか疑問がある。」との質問がありました。「地方自治法第152条、また250条の17の第1項の規定により、市長がいない場合は職務執行者で構わないということになる」。「それは合併に係る事務は、職務執行者で構わないということで、規定づけはなくできるのか」との質問に、「禁止事項としては助役、収入役の選任はできないが、その他についてはできる。県にも確認をし、差し支えない」との答弁がありました。

法律は、国会で審議をし、立法機関が制定をした法律であるので、それを受けて法定受託事務となる。市町村が条例を制定するというので、資料がない段階で審議をし、資料を提出を受けて条例の内容を審議し、法律の問題はここではなじまないと考え、審議を進行してほしいとの声がありました。

「協議会の定数23人の根拠も、これには人口割とか面積割とかが含まれるのか」との質問に、「これは地域防災協議会委員プラス自衛隊及び合併による香北・物部支所長を加え、23名以内とすることにした」と答弁であります。また、「地域防災計画とこの件と連動しないと話されていたが、定数枠を決めるに当たり、地域防災計画の中で人数が決まっているように聞こえたがそうではないのか」との質問に、「組織としては別のものとしている」。

また、条文について、県の条文と市町村の条文について字句の違いの意見も出ましたが、慎重審議の結果、採決を行い、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号、香美市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を求めました。

提案理由として、「武力攻撃事態等における国民保護のため、国民保護対策及び緊急対策事態対策本部の設置、運営の必要があり、この条例を制定するものであり、議会の議決を求めるものです」との説明の後、質疑に入りました。

「12条もこれも同じだが、法律第31条及び法183条において準用とあるが、この条の資料も欲しかった」と意見がありました。「2条の県のほう（条例）と香美市のほう（条例）と両方ともに国民対策本部長と同じ名称だが、実際に置くときには頭に高知県、香美市という名称がつくのか。同じものであれば、混乱をすると考えられるが」との質問で、「うちの分は香美市の条例であるので頭に香美市がつく」と答弁がありました。

「地方自治体の内部で国民に反戦教育を持ち込む手段と思うと、非常に心配である。強権的に土地、家屋、物資を収用できるとされている。国民が拒否することができないことになっているので、反対をする」との意見がありました。「この法が通って、国民保護対策というものができて住民はどういう訓練をすることになるのか、具体的に答えてほ

しい。また、どういう状況を想定するのか」との質問に、「具体的に武力攻撃・テロ攻撃された場合、避難方法とか、避難場所とかを示した資料に出ていることです」との、資料説明をしながら答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、採決を行い、議案第13号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を求めました。

提案理由として、「今回の香美市一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、昇給期間の短縮等の措置を号級調整に改正するため、本条例を提案するものである。今までは4月、7月、10月、1月、年4回の定期昇給があったものを1月1日1回の昇給になった絡みでの改正である」との説明の後、質疑に入りました。

「号給の違いで1と2、3との違いは」との質問に、「まず頭に級がくる。今回の改正で1級から6級までである。級が横軸にあり、縦軸に号があるとの見方になる」との説明であります。「号給が変わるのは職務で変わるのか、勤務の月で変わるのか」の質問に、「1年間良好な成績で勤務をした場合、1号俸上位の給に給する。今までの1号給というのは4分割されていて、4号給になる。4月1日から1年間良好な成績で勤務した職員は4号給給する形となっている」との説明であります。「今まで4回あった昇給が1回になると、昇給の額そのものが減るのか。4回分を1回にまとめて昇給になるのか」との質問に、「来年の1月1日が第1回目の昇給にかかわってくることになる。国の方では4月から始まって来年の1月まで9カ月しかないということなので、普通であれば年間4分の4であるが、9カ月しかないので、4分の3号給しか昇給をさせないのが国であるが、地方公共団体についてはその適用はしないということで、来年の1月には4号給（正しくは、来年の1月は3号給。以降は4号給）昇給させることになる」との説明であります。「来年はわかったが、その次からはどういうふうになるのか」との質問に、「年に1回、1月1日を指定して、年1回の昇給となる」との答弁。「とすると、4回が1回になっただけにとらえてよいのか」との質問に、「そのとおりである」との答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、採決を行い、議案第14号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を求めました。

提案理由として、「一般職の国家公務員の給与等の改正が人事院勧告どおり実施されることに伴い、本市において給与の改正及び昇給制度改訂を行うため、本条例を提案するものです」との説明がありました。

それから直ちに質疑に入らして、「地域給とは関連はないのか。表で高卒、また大卒の場合、香美市の初任給はどこから始まるのか」との質問で、「それから55歳まで普通

に勤めたらどこのあたりまでいくのか」との質問であります、「地域給はない」との答弁。また、「高卒の初任給は、1級5号13万8,400円、大卒は1級21号15万9,700円である。今まで土佐山田町の場合は、8級制の7級までは年々上がっていったが、この分でいくと、役職がかかわってくるので3級からになるので、2級からは下に垂れ下がっていくことになる。良好な成績が認められて3級となる」という答弁であります。「良好なという査定は上司がすると考えられるが、3町村合併による組合との合意はされているのか」との質問に、「査定については、勤務成績であり、まず出勤状況を勤務成績にしていく。勤務成績と勤務評価は別で、勤務評価は各所属の上司が行っていく。組合との交渉は、新たな4月1日からの給与表の改正分について、旧土佐山田町では鍵山課長、門脇町長、石川助役で団体交渉を行った。組合としては反対をするとしながらも、しかしながら、やむを得ないというある一定の理解をいただいている。物部、香北についても課長からそれぞれ組合に調整をしてほしい旨の投げかけはしているが、結果はまだ聞いていないが、給与表については3町村同一の横並びの給与表となっている。」「極めて良好と、良好の評価の基準はどこにあるか」との質問に、「原則的には極めて良好と、特に良好の部分については、良好以上に何らかの形が見えないと責任説明が果たせないなので、通常の場合は良好でとまる。極めて良好、特に良好は特別昇給に当たるので、例えば人命救助等表彰をされるとか、自分の命を捨てて人を助けるとかいうことにならない限り難しいと考えられる」との答弁であります。「この条例自身がわかりにくく、勤務評価を強調されているのか」との質問に、「勤務評価についてはここではうたっていない。勤務成績に応じて行うことにしている。3項に出ている」との答弁であります。「これまでは8級制が6級制になったが、号給は1級で93号、長いものは125号給までであるが、これは準則どおりになっているのか。従来指摘をされているわたりの関係は全面的に廃止をされたと思うが、号給が垂れ下がる状態で運用されるのか」との質問に、「これは準則どおりの給与表になっている。わたりについては1級から6級に在籍をする最低の年数を超えたときに、次の級に上がることをわたりと言っていた」との答弁の後、議案第15号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第19号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を求めました。

提案理由として、「平成18年1月1日中土佐町の新設合併、平成18年3月1日の香南市及び香美市の新設合併に伴い、市町村の合併の特例に関する法律の附則第2条第2項の規定により、なお、その効力を有することとされている同法第9条の3第1項及び地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、こうち人づくり広域連合規約を変更する必要があるため、今議会を提案するものです」との説明の後、質疑に入りましたが、特段質疑もなく、直ちに採決を行い、議案第19号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第20号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議

題とし、執行部から提案説明を求めました。

提案理由として、「当市は昭和47年度から辺地について現有制度の効率的な運用のもと、公共的施設の計画的な整備を促進し、地域住民の経済及び生活水準の格差是正を図ってきた。今まで後入線、有谷線に対し7割、3割と地元説明をしてきたが、建設都計課としては集中的に後入地区に投資をしていきたい」との説明の後、追加資料として関係地区の地図を配付をいただき質疑に入りました。

「辺地事業は旧土佐山田町にあったが、合併によって過疎法の適用を受けられるのか。また、辺地から過疎法へ切りかえるというような計画が策定をできるのか」との質問に、「市全体が過疎法の適用を受けることになる。また、過疎法は平成21年度で失効することになっている。辺地の方は当分の間ということで、廃止期限は示されていない。制度的には原則として起債は100%充当になるが、県の方針として95%現在は充当率になっている。なお、交付税で返ってくるのは過疎法では70%、辺地では80%で、金額面では辺地が使いやすい。辺地については地域が限定されることもあるので、法の適用については現土佐山田町が入れるか調査をしている。集積したものを3月24日締め切り、香美市として計画をしていきたい。結果的には県との調整が必要であり、作業を終えた後に次の定例議会に計画書を上げていきたい思いで作業を進めている」との答弁でありました。また、「辺地は山田の場合、1億円という枠の中で行ってきたが、予算的なこともあると思うが、過疎にすれば1億円の枠ははまらないのではないかと思う。山間へき地における道路を初めとするその他の事業が一定進捗率がよくなると思うので、研究、検討してはどうか」との質問に、「旧土佐山田町に限れば1億円の枠を設けて行ってきたが、その過疎の分が使えるようになったので、それも枠はないかといえ、国自体も一定の枠があると考えられる。辺地プラス過疎というようになれば、これまでより事業速度は上がることも可能と考えられる。なお、過疎法についても枠配である」との答弁がありました。「22年度で打ちどめということにはならないのか。また図面の上で22年までにどこまでいくのか」との質問に、「今回の提案は18年度から5年間の計画ということで、整備計画を出している。これは5年ごとに改訂があるので今後も続けていくことになる。この5年間でどこまでいくか。有谷線については今の終点から右に分かれている井ノ花の三差路までは行けるのではないかと考える。西後入、大後入については橋の部分に金額が多くかかるので、まとまった金額でいきたいとの思いがある。延長によっては金額が変わると考えられるので、どこまでとはなかなか言い切りができない」。「辺地度の点数が相当悪いが146点の内容は」との質問に、「後入の点数が高いのは飲料供給施設が天水である点で30点が上乘せをされているので、大きく100を上回る点数となっている」との答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、採決を行い、議案第20号は全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務常任委員会からの報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、石川彰宏君。

○教育厚生常任委員長（石川彰宏君） 今期定例会において、教育厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第16号、議案第17号、議案第21号、議案第22号、以上8件であります。以下、順次ご報告申し上げます。

まず、最初に議案第6号、平成18年度香美市老人保健特別会計暫定予算についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「レセプト点検嘱託職員とは」の質疑に対し、「病院、連合会、市町村とレセプトがわたり、嘱託職員が旧土佐山田町では老人と国保と1名ずつだったが、香北、物部がふえ3名で専門的な点検をしている。ふえた1名は国保の方の点検をしている。8時30分から17時15分までの16日勤務で、月14万9,700円である。17年度までは通勤費は出てなかったが、18年度から職員の通勤費の2分の1で臨時の賃金と同じである支払いを予定している。香北町から雇っている」と答弁。「支払基金交付金、国庫支出金、県支出金が年間を通じての金額になっているのか。また、今回第三者納付金を入れているのは」の質疑に対し「暫定予算であるので、4月から6月までの歳入歳出で全額ではない。第三者納付金については4月から6月までに入ってくる予定の納付金である」と答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「歳入の財政調整基金繰入金の理由を。考えられのは、現年度徴収は入ってないし、介護の分は歳出で出ているので足らなくなるのはわかるが」の質疑に対し「1億1,000万円予算では予定しているが、まさかの予定で、実際は一時借入金5億円で6月末まで運用していきたいと考えている。基金の繰り入れについては予算化しているが、まだ予定はしていない」と答弁。「レセプトの嘱託職員の報酬が国保の方が金額が少ないがどうなっているか。健康づくり補助金、また事業の内容はどうなっているか」の質疑に対し「国保は3カ月分、老人の方は年額計上で載せている。健康づくり補助金は5団体最高30万円を予定していて、年額計上で載せている。住民が自主的につくる団体で、国保加入者の組織率になってくる」と答弁。関連質問であります、「セレネを利用するに、この補助金を使えないか」の質疑に対し「別の対策で考えてみたい」と答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「地域支援事業の負担割合は」の質疑に対し「公費50%、国25%、県・市町村が

12.5%ずつ」と答弁。「包括支援センターの運営費は介護保険と同じ負担割合で進めていくか」の質疑に対し「18年度は2%、19年度は2.3%、20年度は3%で、3%が最後で、18年19年は経過措置をとっている」との答弁。「調査員の人数は」の質疑に対し「調査員は山田3、香北、物部1人ずつ5名で、そのまま移行している」との答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号、平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算（サービス事業勘定）についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「包括支援センターで職員が体制がとれなく、支所にも置けない状態での今後の見通しはどうか。年間2%としてどのくらいの金額になるか」の質疑に対して「事業費に対して16年度、17年度ベースにすると大体3市町村あわせて4,800万円ぐらいだったと思う。職員については、なかなか嘱託職員がいなく、今後順次探していかなければならないと思っている」と答弁。「嘱託職員となるための資格としては何が要求されるか。年齢的な問題があるのか」の質疑に対し「今回公募をさせてもらったが、それには年齢要件は入っていない。専門職としては保健師、看護師、介護士については地域ケアの経験がある看護師として募集したが、なかなかそういう人がいなく、意欲があれば普通の看護師でも雇用するということにしている。それと介護支援専門医、年齢については上限は決めていない。専門職の職種を持っていればいいとしている」と答弁。「どの職種がどのくらい不足しているか」の質疑に対し「全職種が不足している。基本的に保健師か介護士、その職員が本来本所に勤務するのを4~6名を予定し、それに窓口の6名で10~12名、それと介護支援専門医を10~12名を予定していたが、介護支援専門医については2名、保健師、介護士については3名、あと1名の運動療法士。運動療法士には、事業について専門的に行ってもらい運動教室等の指導を行ってもらう。公募で行った保健師、看護師、介護支援専門医については、まだ人材がいなく」と答弁。「専門医には、理学療法士は雇用していないか」の質疑に対し「理学療法士は雇用していない」と答弁。「人材が不足しているということだが、6月1日から優遇給付事業を始めるが、その際プランは直営やっつけられるのか」の質疑に対し「とりあえず、当初は一月ごとに順次認定されていくので、最初のころは人数が少ない。十分いけると思う。事業者に基本的にはめいっぱい委託したいと思っている。大体受けているという回答をいただいている。1人8人までという少ない人数だが事業者委託をして、その委託ができなかった分については、職員が規約の方を立てるという格好になり、最初のうちは人数が少ないので、賄えるかと思っている。1年間たつてどのくらいの人数になるかわからないが、大体400から500人ぐらいになるという気はしている」と答弁。「地域包括支援センターの窓口が物部にはないという状況にあるので、心配されるところであるが、ど

のように見通しを立てているか」の質疑に対し「窓口に人がいない状況になるかもしれないので、山田については本所があるし、窓口がある。香北については、健康づくり推進課があり、専門職がたくさんいるし、対応ができる。物部については、地域包括支援センターの方から通いで行かなければならないと思っている」と答弁。「保健師等を健康づくり推進課に全部集めてしまったということを含めて、社会福祉協議会も物部には職員を置けないかもしれない。そうなった場合、これまでケアしてくれる部分がほとんどいなくなるという事態、新市として協議をしないと人材確保してやらないと6月1日までは可能性としてなかなか単純でない。だれでもできるわけではなく、それなりの資格が要る。そこの辺を含めてもう1回人員的な問題を含めた調整をしないといけないと思うが」という質疑に対し「健康づくり推進課に集まった保健師を回してもらいたいという思いがあるが、健康づくり推進課の方も事務（職）を減らされたということで、専門職が事務をやらなければならないということもあり難しいと聞いている。もう1回健康づくり推進課と調整をしないといけないと思っている」と答弁。

以上、質疑応答をもって、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「資料の2枚目の試算税率の関係と1枚目の資料の違いは」の質疑に対し「介護保険分のことについて言っているのと思うが、介護保険分についてはこのままいくと当然相当な赤字になる。赤字を出さないための試算を事務レベルで協議した割合が、所得割が2%、資産割が10%、1人当たり1万円、平等割が5,000円で、これは参考にしてもらい、この率で計算したら、香美市では33%になるであろう。旧の土佐山田町の率で計算すると何千万円かは落ちるということになってくるが、相当な赤字になると見込まれていたので、事務レベルではこの率に変えてもらいたいという要望で、幹事会に提出した。合併の協議はそうではなかったということで、協議会の手前で取り下げた経緯があり、そのときの事務レベルではこれぐらいの率でないと赤字になる」と答弁。「旧土佐山田町では、7割・2割・5割の法定減税でやっているが、香北、物部はどのように行っているのか」の質疑に対し「香北町も7割・2割・5割をやっている。物部村は6割・4割の減になっている」と答弁。「全体的な、この制度になったら、人口的な試算的な分布をやっていないか」の質疑に対し「それはやっていない」と答弁。「合併の中に旧町村の関係での負担がますときは、合併支援策の補助が制度上あり、合併で激変緩和措置として急激に負担が上がったりしてはいけないために、それを緩和させるための支援措置がある。それは考えなかったか」の質疑に対し「それは知りませんでした。どうということか」と答弁。答えは「合併することによってサービス料、負担金が落ちたり、負担金がふえたりが起こる。それを受けないために合併の支援策として公共料金等激変緩和策の支援を検討していなかったのか」の質疑に対し「検討していない」と答弁。「基

金も繰り入れもなしで、この案で計算して調定額が算出できたら、国保は繰り入れしないで十分黒字の見通しであるか」の質疑に対し「若干赤字になると思われる。少し基金を取り崩すようになるの」と答弁。「資産税率の税率の根拠。医療の見込みが出るので、この医療見込みから国からくる負担金及び補助金を引いて、実際要る金額を差し引いたところに当然税としてもらわないといけない金額として出てくる。それを応能応益4方式にわって、これをそれぞれ平等割でもらうべき金額を予想させる。被保険者数で割ればこの数字というのが出てくる。世帯についても世帯で割る。所得については、総所得金額を逆算すれば、この税率は出てくる。このような計算式とイコールであるか」の質疑に対し「介護の方については、この2ページの所得割2、資産割10とかいうことについては、そういった方式で計算して、この率でいくとプラスマイナスゼロぐらいになるだろうという試算でしたが、結局旧山田の率でいくことになっているので、何千万円かは下がると思う。医療分の率については、医療費の金額に対して32～33%を税で集めようと試算したが、応益応能割を大体45～55の範囲内になるように設定している」と答弁。「応能応益の関係を正確に2割減額に対する周知徹底はやってもらえるか」の質疑に対し「2割軽減については本人の申請になっているが公募はしていかないといけないと思っている。割合については、約右が51～52%。試算ですので、実際にはどのようなになるかはわからない」と答弁。

以上、質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号、香美市介護保険条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「4段階の1、2、3というのと、その緩和の対象者の基準は何なのか。5段階の1から4の区分の基準は」の質疑に対し「率については、国から示された率が基準になっている。第1段階の人は18年度は0.66、法のと通りの率である」と答弁。「策定委員会で策定したと思うが、全国では6段階ではなく、まだ段階を細分化させるようになっていくと言っているが、それも含めて介護保険料の特別徴収で年金から天引きされているのだから、独立採算で強めれば、保険料へはね返る。そしたら年金から引かれる額がふえる。年金自身も減っていく状況にある。上げ幅はきついと思うが、合併というときには赤字になるかもしれないが、3年間やってみることが必要なことがあると思う。合併しても結果として負担が上がるということになると、もう少し中身を吟味することがあったかと思うが」の質疑に対し「介護保険については、基金を持っているので、その基金は17年度は3年目になるので、少なくなるので今回率を設定するとき、基金もあるので崩してはという意見もあった。物部、山田はかなり上がるので、できるだけ上げないよという意見もあった。基金を取り崩した、全額ではない半分取り崩した金額の設定になっている。現在3年間の計画なので、1年目は黒字、2年目はプラスマイナスゼロ、3年目は1年目の黒字を食うという3年間の計画。1年目は黒字は出ると

は思う。3年間たったときに、17年度末で残る基金がどれだけ食うかになっているかと思われる。基金を取り崩した保険料の設定にしている。少し危ないかもしれないが、かなり安い保険料の設定になっている」と答弁。「基金の残高は幾らになるか」の質疑に対し「3町村で約1億円くらいあったと思う。17年度末でどのくらいになるかはわからない」と答弁。「前は5段階、2段階の人が1段階にいけなかったが、今回0.5ができたわけで、一つの前進ではある。3から上の人が即1から1.5になる、そこをもう一つ工夫はできないか。3年間の見通しになる2年目が一つの平均。1年目の黒字、3年目の赤字との関係で相殺して3年間を通して赤字をつくらない料金設定の介護保険料になるのはわかるが、土佐山田、物部の人は1,000円月額が上がり、それで年間1万2,000円になる。負担増となるのは仕方ないと思う。南国市からみたら安いかもしれませんが」の質疑に対し、これは答弁がございませんでした。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号、香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「理事・監事・評議員10名のメンバーの資料を名簿で示していただきたい。全体的な予算がわからない。年間入場料としてどのくらい金額が入ってきているのか。市としてどれくらいの持ち出しが必要なのか」の質疑に対し「使用料が支出に見合うだけのことがあると見込んでいる。多少の赤字はあると思うが、総合的に言うと支出に対して歳入が見込める施設となっている」と答弁。「指定管理者が営業努力をすればするほど、働いている人の労働条件に反映できる形にしていけないと、受けた意味がない。指定管理者の意味を吟味しないといけないが」の質疑に対し「支出に見込める、支出を賄える団体として、当然企業努力をしている。黒字については、寄附として自治体に入ってきている」と答弁。「旧香北町の実績を資料として提出していただきたい」の質疑に対し「後で示させていただきます」と答弁。

以上、質疑応答をもって、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号、香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「21号と同じく役員のメンバーの名簿と経営状況の資料提出をお願いしたい。施設の一体性をどう持たせるか。担当課としての工夫、ガイドブックを商工観光課が作成するとなっているが、吉井勇記念館、美術館がある。一体性をどう生かすか、ネット上の発信を含めた企画と相談しながら入場者をふやす努力をしてほしい」という質疑に対し「これまでは独立した運営を行っていた。それぞれの学芸員の意見もあると思うが、教

育部門に3施設があるので1回は話し合いの場をもってスタートしていきたいと思っている」と答弁。

以上、質疑応答を行い、採決の結果、本議案は全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、西山 武君。

○産業建設常任委員長（西山 武君） 34番、西山 武でございます。産業建設常任委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過と結果の報告をいたします。

今期定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第3号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算、議案第4号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算、議案第5号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算、議案第10号、平成18年度香美市水道事業会計暫定予算、議案第11号、平成18年度香美市工業用水道事業会計暫定予算の5件であります。以下、順次ご報告申し上げます。

まず、議案第3号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算については、「歳出にある委託料は年間契約であり、1年分を計上している。そのため、歳出が歳入より多くなっている」との補足説明の後、質疑に入り、「合併に伴い、簡易水道施設の数について」の質問に対して、「旧土佐山田町では簡水4カ所、飲料水供給施設2カ所。旧香北町では簡易水道6カ所、飲料水供給施設4カ所。旧物部村では簡水5カ所、飲料水供給施設4カ所である」との答弁に対し、これに対して「職員2名では少なくないか」という質問に対しては、「2名は本庁舎の職員で香北及び物部支所については業務管理課に旧水道事業を担当した職員がそれぞれ1名いるので、日常の維持管理はその者が当たっている。いざというときには、本庁舎には水道の職員も6名いるので、応援体制をとっている。実際に水道管破裂事故等あって応援に行ったこともある」との答弁がありました。また、旧香北町及び旧物部村では水道負担金を最初に徴していたが、合併後は負担金は取らずにメーターは貸与するということになっている。また、備品購入費の量水器は法律により量水器は8年経過すると正常であっても交換すると定められており、その3カ月分と予備の分である。また、臨時水質検査は供給先から異常や、異臭や濁水の連絡があったときにこれに対応する検査費用である。「水道使用料の滞納繰り越し分10万円の内訳と対応については」との質問に対しては、「3月末で土佐山田町分が約2分の1を見込んでいるが、すべて誓約書により納入されている。香北町では全体の20%の滞納があるが、新市になって旧土佐山田町と同じく給水停止を含む強い姿勢で滞納の解消に取り組んでいく。旧物部村にはほとんど滞納はない」と答弁がありました。また、漏水については、本予算で漏水調査予算を組む予定である。幾ら給水して幾ら料金が入ってくるかという有収率が80%を切るとかなり漏水があると考えて調査をすることを基本としている。山田堰簡水では95%、香長簡水が80%であったので、先に調査を

したところである。今後有収率を見ながら調査をしていく等、多くの質疑応答、慎重審査の結果、採決を行い、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第4号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算については、「原則として4月から6月までの経常経費的なものを計上したが、委託料は年間契約であり、1年分を計上した」との補足説明の後、質疑を行いました。

下水道使用料基本料金については、旧土佐山田町が900円で、旧香北町が1,000円であったが、合併に伴い土佐山田町にあわせて900円とした。また、徴収は香北町は毎月であったが、土佐山田町は2カ月ごとであったので、これも土佐山田町に合わせた等の質疑の後、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決するものと決定しました。

続いて、議案第5号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算については、「原則として4月から6月の3カ月分の必要経費を計上したものであり、委託料は年間で組んである」との説明の後、質疑に入り、「受益者負担金について」の質問に対して、「旧土佐山田町は敷地面積に対し1平方メートル当たり460円であるが、香北町では1戸当たり水道1栓について13万円となっている。旧土佐山田町は土地計画法第75条、香北町は地方自治法224条で、基本的に負担金の性格も違うし、事業も違うので、将来ともにこの受益者負担金は変更できない」。また、加入率については頭の痛い問題で、整備コストに対しては48.5%、全体の整備コストに対しては44.5%、人口に対しては39.4%となっており、供用開始しているところでは40%超である。100%加入が目的であるが、なかなか難しい。しかし、70%以上いかなないと補助金の会計検査等の場合指導を受ける心配があると質疑応答の後、慎重審査の結果、採決を行い、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第10号、平成18年度香美市水道事業会計暫定予算については、「委託料は年間契約であるので1年分であるが、その他は3カ月分である」との補足説明の後審査に入りました。

「水道料金集金を委託している件について」の質問に対して、「現在新規の給水については、極力振込みをお願いしている。集金に対する事故等については1年間全くありません」という答弁がありました。また、「水道料金の支払いが滞った場合の給水停止はどのようにしているか」という問いに対しては、「水道料金はまず納付書を出して、その月の月末に入らない場合は督促を出します。また、その翌月末にも入らない場合も再度督促を出し、都合3カ月徴し、その月末、2カ月後に入らない場合はとめるという通知をします。また、その翌月にどうしても入らないのでとめることを電話で連絡をします。この段階でほとんどがお金が入ってきますけども、中には支払わずに給水停止を行われましても、勝手に栓を開けて使っている剛の者もいると。しかし、その場合は、給水停止をした場合は、職員が2日に1度くらいメーターの確認に回りまして、停止時よりメーターが少しでも動いている場合は、量水器を取り外してくる。そうすると確実に

水がとまるので納付されるようになる。ほとんどの方はそこまでいかないが、中にはそういう人もいる」と答弁。

慎重審査の結果、採決を行い、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号、平成18年度香美市工業用水道事業会計暫定予算については、「委託料は年間契約である。また、この工業用水は高知テクノパークで使用する工業用水であり、工業用水は塩素の添加が要らないため飲料水より安く仕上がる。このため、山田島地区、物部川左岸より地下水を取水し、テクノパーク内の飲料水タンクの下に1日1,000トンの貯水池を設け、各区画で使用できるようにしている」との補足説明の後、審査に入りました。

給水見通しは現在は1社であるが、もう1社が立地しても、今の企業は循環型で水を使用するので日量100トンもあれば足りると思う。また、企業がだんだん立地されてくると工業用水道の赤字はなくなるかという点につきましては、工業用水道の料金は通商産業省環境立地局施設課長の通達により、4大工業地域以外の小規模の工業団地では1立方メートル当たりの増減が45円となっている。平成18年から20年までの3カ年を算定してみると、営業費用と企業債で約4,700万円くらい必要である。それを契約してくれとなるととんでもない金額なるので、一般会計より9割以上補助を出して、先に整理した条例により、1立方メートル当たり28円となっている。3年間の使用水量は7万3,000トンぐらいを計画しているが、料金については、使えば使うほど赤字になる。しかし、工業用水のない工業団地には企業は来てくれないので、総合的に判断しての金額設定であり、今後とも持ち出しになるとの質疑の後、慎重審査の結果、採決を行い、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩をいたします。10時半まで休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

常任委員長の報告を終わりましたので、常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） まず、総務常任委員長にお聞きしますが、議案第12号の内容で、この内容は条文そのものが成文化されていないということでの、思いますが、まずこれを読んでもだれが委員を決めるのか。それから同時に委員の中で会長はだれになるかということも全然明記をされてません。この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律という国の上位法にその部分が全部明記されてるんで

しょうか。その内容についての協議をされたかどうかお聞きしたいと思います。

2点目に、私自身も調べましたがこの条例は、国民保護協議会の設置の条例については、南国市も安田町も芸西村も出てません。そして、大月町では否決され、土佐市では廃案になりました。ですから、全県でも一律やないのに、なぜ職務執行者の状態の中で、市長も決まってない中を出してきたのか、そういうことについては協議されたのかどうか、その2点をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 笹岡議員、今の質問の中で、その職務執行者の問題や会長の問題は答弁があったと思いますので、重複しないようお願いいたします。なお、そのことについて委員長から答弁を求めます。原総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（原 心一君） 26番、原です。

先ほど質問に対しまして、会長は市町村の長をもって充てる。また、委員については市町村の長が任命をするというふうに、いただきました資料にはそういうふうに明示をされてます。

それから、職務執行者の問題でありますけれども、その点については協議をしました。職務執行者で何ら差し支えないという執行部からの説明がありました。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 職務執行者でどうかじゃなしに、この前の執行部の提案の中で全県がやってるという話があったわけです。だから急ぐんやと。ところが、先ほど私が言った南国市とか安田とか芸西ではこの条例案が出てきてないと。だから、ほかの全県を調べましたかという話を聞いてるわけですし、その辺の協議が必要じゃなかったかということで、時期的な問題として、政治的判断をするとき、その時期的なこの市長がまだ決まってない時期に出す必要があるかということでの判断が、全県の状況を調べたかということを知ってるわけですので、その点が第1点と、会長を決めるというのは、それは県の条例じゃないですか。ですから、もしそれやったら第1条の中に県の条例に基づくとかいう1項が1条の中になかったら、というのは私が聞いてるのは、この国の上位法の中にあるかということを知ってるわけで、そういう協議をしたかどうかはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 26番、原 心一君。

○総務常任委員会委員長（原 心一君） 最初のその高知県全体にこういうものが提出されたかというふうなお話ですけれども、その点については県全体で、委員会の中では、先ほど言いましたような、笹岡議員も言われたような南国では出てないとかいうふうな話はされませんでした。土佐山田町には出ておりますけれども、ほかのところどこそこが提出をし、提出をされてない市町村がどこであるとかいうふうなことは協議をされませんでした。

それから、任命をするに当たっての、首長が任命をするとかいうことについての国の云々という話がされましたけれども、委員会の中については、県の条例（後に「国の法律」と訂正発言あり）に基づいて進めていくというふうな考えで、私は認識をいたしました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ということは、この内容では、先ほど言ったように県のどうこうという条例の条項が書かれてませんということです、国の法律に基づいてということです、このままでいけば、だれが委員を任命するかということも明記がない。会長職はだれがやることも明記がない、そのものの条例ということになるわけですね。それが第1点です。そのことをもう1回確認したいと思います。

2つ目が、13号議案の中で、先ほど担当課長から第4条の修正があったわけですが、そのことについて委員長報告が、修正があったという報告はされたでしょうか。それをもう一度確認させていただきたいと思います。委員会で議案の修正があった場合は、それは当然委員長報告として触れないといけないし、委員会を過ぎた後で、ほんな議案の修正だということ自身が報告されることが、本来おかしいわけですけど、その辺の整合性をとっていただきたいのと、3つ目は、議案第2号で住宅新築資金で委員長報告は、役務を「えきむ」と言いました。「えきむ」というのはこれ戦争用語でして、軍事用語になりますので、正式には地方自治法の中では「やくむ」ですので、その辺ちょっと整合性を持たせちゃったらいと思います。

○議長（西村芳成君） 休憩します。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時36分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

26番、原 心一君。

○総務常任委員会委員長（原 心一君） 26番。

12条につきましては、先ほど私が言いました「県の法律（条例）」と言いましたけれども、「国の法律」と訂正をさせていただきます。

それから、その中で笹岡議員がほかのことで言われましたけれども、そういうことについての協議はされませんでした。

それから、訂正をということで、その字句の訂正をきょう防災対策課長がされましたけれども、私の判断としては、委員会の中で指摘があって訂正をされましたが、報告が抜かっておったことについては確かであります。ただ、きょうの冒頭の議長の訂正をお願いするというので、課長が訂正をされましたので、私はそれで十分であったのではないかなという判断をいたしました。

それから、私の言いました議案第2号の「えきむ」ということについては「やくむ」

ということに訂正をさせていただきます。

以上であります。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は「日本共産党」と「暮らしと福祉を守る会」を代表して、議案第12号、香美市国民保護協議会条例の制定についてに反対の討論を行います。

反対の理由のまず第1点は、このような市民にとって重大な影響を及ぼす極めて政治的な問題を新市長も決まっていな段階で提案すること事態が大きな誤りであることを指摘せざるを得ません。

次に、この条例は、先ほども指摘がありましたが成文としても不備があるという点です。国民保護協議会の条例を制定するということは、国民保護協議会という組織があることが前提ではないでしょうか。それであれば、まず国民保護協議会を設置する条項も必要となります。

次に、2条の委員の定数について書かれていますが、どういう構成メンバーになるのか、また条文上会長がだれになるのかも不明確なまま、「会長に事故があるときは」などとなっています。総務常任委員会でもこの点などについて判断がつかかねるので、かなり紛糾しましたが、資料の提出によって再協議となり、条文の訂正を求めるともなく賛成多数で決めてしまいました。こうした点を考えても、その対応は拙速であると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

また、もう1点は、この条例を設置することによって市民生活にどのように影響するのか。また、条文に言うところの武力攻撃事態とはどのような事態を指して言うのかも現実の問題としてはとらえにくいわかりづらい答弁でございました。2004年に国民保護法が施行され、2005年3月25日同法に基づき、基本方針が閣議決定されました。これにより、各自治体は国民保護協議会を発足させ、国民保護計画を作成することが求められています。この基本方針が想定しているのは、武力攻撃型の4類型、1、着上陸攻撃、これは本土決戦のことです。2、航空攻撃、これは本土空襲のことです。そして、3にミサイル攻撃、4、ゲリラ攻撃と緊急対処事態の航空機テロや原発破壊などが挙げられていますが、基本方針が最も重視して本格的な対策を求めているのは、武力攻撃型の1と2、つまり本土決戦と空襲であって、ミサイル攻撃やゲリラ攻撃、そ

して緊急対処事態は基本方針では、事前の予測はまず不可能で避難計画も避難実習も成り立たないところから、とりあえず今いるところでの安全確保となっているのです。

以上のことから、各市町村に義務づけられる国民保護計画は、本土決戦と空襲に備えての保護計画が中心となりますが、基本方針の決定される3カ月前に新防衛計画で防衛庁は本格的な侵略の可能性は低下したと、日本への武力攻撃があり得ないことを認めています。大阪府など関西6府県が、特にどのような事態を想定し、国民保護計画を作成すべきかと提出した意見に対する政府の見解は、平素からかかる避難を想定した具体的な対応を決めておくのは困難というもので、これでどういう計画が成り立つのか。平時から戦時体制の訓練に国民をなれさせるものと受け取らざるを得ません。

また、執行部の説明は、武力攻撃や災害などのとき国民を保護するためということで、いただいた資料のイメージ図にも自主防災組織が出ています。しかし、条文には災害という言葉は一言も出ず、武力攻撃事態等と書いてあるだけです。このように自然災害への備えと有事の備えを混同するのは無理があります。政府が災害は地方が主導するのに対し、有事法制は国が主導すると説明しているとおおり、有事法制に基づく国民保護や避難は、米軍や自衛隊が主導し、計画は国民にとって機密事項なのです。私は、政府すら想定しにくい有事より、今急がれるのは東南海・南海大地震や豪雨災害などへの万全の備えではないかと思います。しっかりした総合防災計画をつくることこそが今大事です。また、有事の想定でなく、有事を避ける外交努力こそが国に求められているのではないのでしょうか。

以上の点から、原案に反対の立場を表明し、討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、議案第12号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

23番、竹平豊久君。

○23番（竹平豊久君） 23番、竹平豊久です。私は、議案第12号、香美市国民保護協議会条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

この議案は、まさに提案理由のとおりに対応すればいいことであって、端的に言いますと、備えあれば憂いなしということに尽きます。国民の、また市民の受ける災害は大別して2通りあります。すなわち、一つは自然による災害、いまひとつは人為的災害です。自然災害としては地震、台風、豪雨、豪雪などがあります。そうした中で、地震は今のところ予測不能と言われておりますが、台風や豪雨、豪雪への備えは、今気象観測や情報の発達によりまして、その被害予測は十分とは言えないまでも、ある程度のカバーはでき、大規模災害が想定される場合は、災害対策本部の設置等事前に対応することで、被害を少しでも少なくする体制がとられております。

一方で、地震のように予測できない突発的な出来事として起こりますのが人為的災害であります。身近な問題であり、また重大な問題であります。交通事故や住民を巻き込んだ通り魔的な犯行、特に最近頻発しております子どもたちへの加害事件などがありま

す。一方、国全体の問題と見れば、領空侵犯、領海侵犯、領土の問題などがあり、国内周辺での国民の生命や財産を脅かす事件や事故が起こっております。直接的な被害はないものの、大事なことは人為的な災害は予測がつかないところに恐さがあります。突発的にいつ起こるかわからない状況の中で、それに対処するマニュアルがないということは、国はもちろんのこと、地方自治体としても国民、市民をこうした災害から守る手だては何もないということになります。また、言い方を変えますと、今、自然災害で最も予測不能な中で、いつ起こってもおかしくないと言われております南海・東南海地震がありますが、これへの対策はどうでしょうか。国、県、市町村が一体となって、この災害による住民被害を最小限に抑えるために重点施策と位置づけて、その対策に取り組んでいるのは周知のとおりでございます。私たちが毎日目にしているテレビでも、常にこの地震災害の備えについて情報提供を行っております。また、各市町村におきましても学校から地域まで防災訓練を行っております。

このようにいつ起こるかわからない災害に対して、事前に備えをしておくということは、国や県ならずとも個人でも同様ではないでしょうか。事前にマニュアルを頭に入れておくということは、いざというときに必ず役に立ちます。事前の備えもなく、いざというときに何もわからないでは、いたずらに被害や困難をますだけではないでしょうか。特に、住民の生命と財産を守ることを第一に考えなければならない行政の責任は重大なものがあります。地震対策を例に出しましたが、地震とこの件とは別の問題と思われるかもしれませんが、国民、市民がこうむる災害ととらえれば、自然災害も人為的な災害も被害は被害で、根の部分は一緒でございます。問題なのは、その備え、対策をしてきたか、しなかったかです。先ほど申しましたように、自然災害の部分はかなりの施策が講じられておりますが、人為的災害、すなわち今回提案の条例は、今が出発点であると承知するところです。国は法律、自治体は条例によって何事も進めていく中で、条例を制定するか否かは大きな意味があります。つまり、条例の前には何もなく、条例制定後初めて物事が進められるという基本認識に立った場合、これを否定する意味が理解できません。もっと言えば、事が起こった場合、超法規的措置にでも対応すると言うのでしょうか。超法規的措置と聞けば、皆さんも記憶にあると思います。事が起こった後でいくら法整備を整えても、後手後手になってしまうということです。重要なことは、あらゆる事態を想定し、国民、市民の生命と財産を守る行政の責任体制です。行政の一翼を担う議会の役割も同様で、今回で言えば、この条例を否決するという事は住民の生命や財産を守るということを否定することにつながるのではないかと、非常に危惧するところです。

また、条例の提案説明の中に、委員の中には自衛隊を含まれるとありましたが、災害に対処するためには当然のことです。この自衛隊の存在意義ですが、自衛隊は軍隊イコール戦争をする組織と、軍事面だけを殊さら強調するのはいかがなものでしょうか。確かに自衛隊は武器を備えた戦闘組織ですが、これはあくまでも自国を守るための、自衛

のための保有であると認識するところです。ここのところばかり、余り強調や問題にしますと、自衛隊そのもののあり方について整合性がとれなくなります。すなわち、国民の生命や財産を守るための武器保有の一方では、同様に毎年全国各地で災害発生が起っておりますが、その大規模な災害に出動し、被災地住民の支援を行っていますが、この出動は災害に関するそれぞれの法律において行っているものでございます。身近な例で挙げますと、平成5年、私どもの住む旧物部村では大規模な山林火災が発生し、自衛隊に出動願い、消火作業の支援をいただき、広く村民から喜ばれたものです。このように大災害が発生した折、装備と人員を要する組織がないとしたら、国民、県民、市民はどうなりますか。一自治体の対応ではいかんともしがたいことから要請するのではないのでしょうか。

この点から申しますと、問題があると言うのなら、そうした災害派遣に対しても言うていくべきです。まさか現状の認識として、武器を持つと自衛隊であり、軍隊であるが、災害派遣は自衛隊とは言わないなどの使い分けはしてないと思いますが、整合性の点からもちぐはぐな感は否めないところです。このように、何事においても視野の狭い見方ではなく、広く世界の中の日本ととらえ、今、世界の情勢はどうなっているのか、どう動きをしているのか、常に世界地図を念頭に物事を考えていかないと、本質を見誤ることになります。国内だけでの物差しでは世界の情勢ははかれないということをもっと認識すべきではないのでしょうか。本当に武力攻撃事態等、いわゆる今回の条例の事態、想定される事態、こういったことは起こり得ないのでしょうか。

以上のことから、冒頭申し上げましたように、備えあれば憂いなし、そしてそのための市民の生命、財産を守るという行政の責任体制を整えるために、今回提案されている議案第12号には賛成するものです。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、ただいまの議案第12号の原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

2番、山崎眞幹君。

○2番（山崎眞幹君） 2番、山崎眞幹でございます。委員長の方の報告では随分詳しい説明をいただきまして、そして両氏のある種重厚な討論の前に、私の討論は少しちよっとどうかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、私は委員会の中で反対ということで、この原案に対して、原案のとおり承認することに反対をいたしましたので、その責任上、私の反対の理由をここで述べさせていただきたいと思っております。

先ほども少し述べられましたけれども、私はやはりその条例として、各市町村におきましてこれを定める場合におきましては、やはり委員とか組織の部分、だれが会長になるのかとか、そして委員はだれがどのように選ぶのかということがあるべきではないかということです。中身については、私は賛成でありますけれども、そういう形式においてももう少し整ったものでないといけないのではないかとということで、最終的に原案のと

おり賛成しますかということで、委員会において反対と、原案のとおりは、ちょっと私自身はなじまないということで反対をさせていただきましたので、ここにそういう理由をもちまして反対ということで討論をさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 私は、この本案に対して賛成の立場で討論をしたいと思えます。

先ほど来、組織の関係で任命権の問題等を論議されておりますけれども、国の法令、法の40条において協議会の会長及び委員については明記されておるわけです。したがって、市町村条例においては、これを準則としていけば何ら問題ないというふうに考えるわけです。そして、この事態法につきましては、本来自分の生命、財産等については自分で守るとというのが原則であろうと思います。しかしながら、そうした守り切れない事態も発生されることも一般災害を含めあろうかと思えます。そうしたときの手では、やはり市町村だけの力では不足する。したがって、国、県を全体とした協力組織が必要であるというふうに認識するわけです。

その他の件につきましては、先ほど同僚議員からも賛成の弁を長く述べられましたので、私もそういうことに賛成の意をもって討論とします。

○議長（西村芳成君） それぞれ反対、賛成討論2人ずつありましたが、なおどうしても討論したいということでありましたら、反対の方の討論を許しますが。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、笹岡です。私は、議案第12号、香美市国民保護協議会条例の制定について、反対の立場でやります。

今、国際情勢の問題が言われてます。しかし、今私たち自身は客観的事実を見なければなりません。ここに世界地図がありますが、この中に世界の軍事力の問題の全部表がありますし、また世界で起こってる世界の紛争の全部記録があります。この戦争が今起こってるのがどこがやってるのか。まさにアメリカです。そして今アメリカが日本に在日米軍基地の再編問題で、今全国で130以上のその基地を関係する自治体、そして今岩国基地の周辺では、広島市の市長を含めて関連の市長がすべて反対の表明が上がります。それは何かといえば、自衛隊と日米両方が軍事一体化の世界に相手にする戦争行為をやるような再編成になってます。そのために、ワシントン州にある米軍の陸軍司令部を神奈川県座間市にもってき、そして、そこに自衛隊の陸軍の総司令部もそこにもっていく。そして、米軍の米艦載艦を岩国にもってき、世界でも最もトップクラスの130機の配備を岩国基地にするという再編成です。まさにこれが今日本で起こっている事態であり、しかし、世界に目を見れば、私もきのうベネズエラの方が代表団が高知に来てました。その方々の状況を言いますと、ベネズエラは南米です。もともとアメリカ

の裏庭と言われたところが、現在はアメリカのこの軍事一辺倒の一国主義に対して反対し、自分たちの国は自分たちの運命を決めていくという独立した取り組みを進めています。そして、南米ではアメリカとのこのやり方に対して、多くの国が反対すると同時に、あのイラク戦争にも、北のカナダ、南のメキシコが全部派兵しませんでした。そういう、そしてアジア地域に目を落とせば、日本の周りは、この前東アジアサミット、共同体が開かれるという状況の中で、日本だけが突出したアメリカ一辺倒の、アメリカの窓から見るという世界観しか持ってません。そういう状況の中で、今、動いてる事態がいかにアジア地域との平和を脅かすのか、そういう事態が起こってるわけです。皆さん、そういうことを考えたときに、今回のこの内容はいかに国民保護ということで、何か有事が起こるということを大前提にしています。しかし、皆さん、今日本で必要なことは、アジア地域との共同体に日本が本当に入り、そして、アメリカとの関係でも戦後60年、対等平等の国際関係をつくっていく、外交関係をつくっていくことが大事ではないでしょうか。そういうときに、隣国との紛争がある。紛争があるということをおおりにたて、そしてあれぐらい近隣諸国が、そして世界が問題にしている靖国参拝を続けるという、こういう姿勢に本当に日本の平和が求められるのでしょうか。この前、鏡野中学校の卒業式に、校歌にこういう部分があります。「建学の道をきわめて、ひとすじに真理貫く」、まさに真理という点で世界と日本の動向の中で、正確な物の見方をしなければ判断を誤ると思います。市民に対してこういう法的な拘束力がある条例をつくるときには、そういう客観的な資料も示して、その必要性をやるべきじゃないでしょうか。この前のアメリカのカトリーナの台風でいかに最強の軍事力を持って国民を守れなかったことは、アメリカ自身が示したのではないのでしょうか。先ほども言いましたが、今の国内法、消防法、警察法で十分対応できる内容です。そういう点を明記しまして、述べまして反対討論を終わります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案12号の討論を終わります。

次に、先ほどの議案以外に、12号以外についての討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、平成18年度香美市一般会計暫定予算を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成18年度香美市老人保健特別会計暫定予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議

案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、平成 18 年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、平成 18 年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、平成 18 年度香美市介護保険特別会計暫定予算（サービス事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、平成 18 年度香美市水道事業会計暫定予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、平成 18 年度香美市工業用水道事業会計暫定予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、香美市国民保護協議会条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、香美市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、香美市介護保険条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第24、議案第23号、平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第1号」から、日程第33、意見書案第7号、不妊治療費助成事業の拡充を求める意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なし認めます。よって日程第24、議案第23号から、日程第33、意見書案第7号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をいた

しました。

日程第24、議案第23号、平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第1号」を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 議案第23号、平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第1号」を説明いたします。

平成17年度香美市の一般会計暫定補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算の補正）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,134万1,000円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,795万2,000円とする。

2 歳入歳出暫定予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出暫定予算の金額は、「第1表歳入歳出暫定予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成18年3月22日提出。香美市長職務執行者、野島民雄。

提案理由、地積測定等業務委託費の追加等により変更が生じたため、暫定補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

まず、第1表、23-3ページの第1表の歳入歳出暫定予算の補正の概要につきまして説明させていただきます。

今回の暫定予算は、去る3月1日専決し、6日に承認をいただきました暫定予算の補正であります。暫定予算は旧3カ町村の予算を引き継ぐという形で調製いたしましたけれども、その際、うまく差しかえができなかった、移しかえができなかった費目がございまして、その費目の訂正とまたその後、起債の充当率に変更になって、起債が追加の充当があったということがありまして、今回の補正を調製しております。

歳入では、繰入金724万1,000円、市債が410万円の増となっております。

歳出では、総務費580万円、民生費67万4,000円、教育費486万7,000円の増となっております。詳細につきましては、23-6ページから23-17ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして、23-5ページをごらんください。第2表繰越明許費補正でございますけれども、5款農林水産業費、2項林業費、市宇山地災害防止工事が1,010万円、繰越明許を追加で計上しております。

また、同ページの第3表地方債補正でございますけれども、地方債補正につきましては、道路新設改良事業費、これが辺地債でございますけれども、辺地債、それからまた

急傾斜地（崩壊対策）と都市計画の方は、一般公共事業財源対策債の絡みになります。

それから、最後の（農林水産業施設）災害復旧事業債は災害復旧事業債ですけれども、これらの起債の、まず辺地債は充当率の増によりまして150万円の増、それから一般公共事業の財源対策債、急傾斜地（崩壊対策事業債）と都市計画事業債ですけれども、これは、この分が240万円増になりましたので、ここの急傾斜地と都市計画の方に充当しております。そして、過年債、過年債分で20万円の増額となりまして、農林水産業施設災害復旧事業債の方に20万円増額となりました。起債の方法、それから利率、それから償還の方法につきましては、起債前と同じでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 一つは、5ページの市宇の山地災害防災の繰越明許がありますが、どういう工事なのかということで、中身がわかればそれをお願いしたいです。

それから、9ページの財調ですが、現在これを執行しての財調の基金残高どれくらいになるのかをお願いしたいのと、16ページの片地小学校のなかよし広場が、防音ですか、どういう工事を、反響してなかなかいかんということで、この前視察のときもあつたわけですが、どういう工事で、大体これをやればそういうのが解消できるかと、どうかということを含めて、かなり吹き抜けのところでした、隣の教室からいろいろやりとりもかなり響いて、あの施設なかなか使えないという状況でしたので、その工事の内容をお聞きしたいのと、17ページでの耐震診断委託料の詳細もお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 議案第23号です。農林水産業費の中の市宇山地災害防止工事の概要ですが、これは昨年の台風14号で旧物部村市宇地区の山腹が崩壊したものです。復旧治山工事でございます。工種は山腹工を数本入れます。それから柵工を間に入れるようになっております。

○11番（片岡守春君） ちょっと聞こえんのやけどね。

○林政課長（小松清貴君） 市宇山地災害防止工事の工事概要は、山腹工を数本入れて、中に柵工を入れる工事であります。災害原因は昨年の9月台風14号による山腹崩壊であります。金額の1,100万円は、市単独分の事業費でございます。訂正します。1,010万円は市単独分の工事分です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） ご質問にお答えします。

9ページの財調の残高はどれくらいになるかということでございますけれども、現在のところ16億7,000万円余りと推定しておりますけれども、取り崩し、最終的に歳入、特交とかいろいろございますので、調整がかかってこようかと思っておりますけれども、

実際はこれから2億円ぐらい減った14億円から15億円ぐらいは残りはせんろうかというふうに推測はしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 笹岡議員さんの片地小学校のことについて私の方からお答えさせていただきます。

大分前に西山議員さんからだったと思いますが、片地、香長と改修しましたが、その後の成果といいますか、後はどうかというふうなご質問もうけておりました。笹岡議員さんもおっしゃってくださったように教育厚生委員さんも行ってくださいって、片地小学校の改修が不備であったということについてやり直したという点でございます。片地小学校は空き教室が全然ございません。来年度から障害児学級が一つふえたわけですが、従来あったものと併用しまして、障害児学級が2つになるわけですから、一教室を半分ずつ使うというようなことになっております。ぜひなかよし広場を利用することが今後の学校経営について大事なわけですが、吹き抜けにしましたので、5年生と6年生の教室ですが、2階にあるあの吹き抜けに接しておる教室が大変反響が、ガラス張りで、大きくて使えないと。なかよし広場自体も使いにくいのもあって、隣接しています5、6年の授業に影響があるということで、2階の部分の3面にカーテンを張りました。その後のどういう効果があったかということは、私も実際行ってよう試しておりますが、その5、6年の教室については大分ましになったのではなかろうか。もうそれ以上やりようがないということで、そういうことになりました。なお、なかよし広場を使うことにつきましては、使っているものも反響があるわけです。1階の部分についてボードを張るとかいうような案もさらにありますけれども、そこまではまだ予算とか、いろんな研究もしなければなりません部分もありましてできていませんが、今回はそのカーテンを3面に張るという工事をいたしました。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 久保です。

○議長（西村芳成君） ちょっと待ってください。答弁漏れがあるようですので。

教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 17年度の当初予算で鏡野中学校の耐震工事を行いました。校舎の鉄骨部分につきましては、もう既に調査が終わった段階でございますけれども、鉄骨部分につきましては専門家の評価書を要ということで、3月13日にその評価書が完成をいたしました。その部分の、今回の鉄骨の部分の委託料です。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 20番、久保です。

14 ページですが、急傾斜、これ対策事業ですけれど、これは17年になりますけれど、地元の負担はどれくらいでした？地元負担。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 今回のこの暫定補正予算につきましては、財源区分（変更）でしてどこに該当しておるのがちょっとわかりませんが、土佐山田町でありましたら繁藤の和田地区で急傾斜地、県工事をしていただいております。その分の負担金になろうかと思えます。個人の負担はないはずでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 妙に教育長と次長の答弁がもうやっているという話やき、妙に専決処分での話の内容になるんやないかと思うんですが、その辺いいとして、全体としてこの内容で平成17年度は大体もういいという判断でいいんでしょうか。合併という、1カ月間という状況の中でやらんといかんですので、大体見通しとしてこれでいいという判断でいいんでしょうか、その辺どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） すいません、へちのこと考えよりまして、質問した中身がようわからなかったんですが、今回の補正は今やりゆう仕事ありますわね。そのときに負担行為を起こしちゃうのですよ。負担行為を起こしちよって旧町村単位で負担行為を起こしちよって、仕事が2月28日までに仕上がらん、お金が払えんやつがありますわね。ほとんどそういうのがあったんですが、そのお金の払えなかった分について、旧町村単位では負担行為を消して、起こしちよったやつをマイナス、同額マイナスにしておいて、今度の3月1日の専決の暫定予算に負担行為を新たに、市になりましたので、新たに予算を計上して負担行為をし直すと、こういう理屈でいかないかんところだったわけです。そのときに、一番最初にちょっと暫定予算は予算を引き継ぐという形で調製したけれども、うまく差しかえができなかったというのは、そのときに減すのは減したんだけど、新市の予算の方に計上、ちょっとしなかったとか、漏れたとかいうことがございまして、今回ここに補正予算として上げさせていただいちゃうと、こういうことです。通常の補正予算であれば、そういうことはございませぬので、ここで審議していただいた後に事業をするというのが建前ですけれども、今回暫定予算の補正ですので、そういう意味合いで補正をさせていただいちゃうわけです。ということをご理解いただきたいと。説明が足りませぬで、ご理解いただけないみたいですので、補足をさせていただきます。

質問はほんでどんな質問でしたか。これで、補正予算はとりあえず何とかこれです。それで、3月31日、今後特交も確定してくると思えますので、最終的にどうしても一生懸命やったんだけど、また明許にせんといかんとかいうこと、事業等がある

かもしれません。そのときには最終日に補正をさせていただきたいというふうに考えております。専決で。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第24号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘） 議案第24号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

平成18年3月22日提出。香美市長職務執行者、野島民雄。

香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

香美市福祉医療費助成に関する条例（平成18年条例第125号）の一部を次のように改正する。

以下のとおりですが、すいません、字句の訂正を恐れ入りますが、していただきたいです。第3条「(1) 乳幼児の保護者で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの」となっておりますが、ウはありませんので、「アからイまでの」というように「ウ」を「イ」に訂正をお願いします。

そして、3ページの提案理由、障害者自立支援法に基づく個別減免等の適用を受けるため、施設への住民票を移す障害者がふえることが予想されるため、施設等所在地の市町村に支給決定等事務及び費用負担が過大とならないようにするための高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要項の改正に伴い、条例を改正するものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。

少しお尋ねしたいのですが、4月1日から障害者自立支援法が施行ということで、そ

れに伴うものと解釈しましたが、この提案理由の中にあります施設への住民票を移す障害者が増えることが予測されるということで、実際にこの香美市でもそういう人が現在、もう出てきておるのかどうかということと、対象者が香美市全体でどれくらいになるのかということをお聞きしたいです。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） お答えします。

ぼつぼつ住民票を移す人が出てきておりますが、対象者の把握はしておりません。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 障害者自立支援法の関係の対応で、保険課もちょっと大変だと思えます。介護保険の新たな関係も出てきて。これ土佐山田町にはこういう施設、白ゆりとか、それからかがみの育成園等を含めて関係施設あるわけですが、その団体等の協議とかいうのは、何かやられてるのかなと、含めてこの自立支援法の関係等を含めて、それがありましたらちょっと。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 笹岡議員のご質問にお答えいたします。

自立支援法につきましては、先にもご説明しましたけども、大変事務的には混乱した状態で進めておるような状況でございます。当然、事業者につきましても、この自立支援法の中には委託を受けたりとか、さまざまな役割を果たしていただかなければならないことになっておりますので、当然のこととして、事業者とも今後協議をしていきたいというふうに思っております。できるだけ早くやっていきたいわけですがけれども、何様手元がさばけていないというような状況で、事業者に対しても説明をするという資料がなかなか整わないというような状況にあります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） この条例等の制定によって、減額できるということが書いてるわけですが、具体的にどういう内容の減額になるのかなという詳細がわかればお願いしたいです。大体どれぐらいの。今回施設利用したら施設利用のお金も要りますわね、利用の含めて。それ含めて、内容がわかれば。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 医療費の助成ですので、本人負担はないということになります。全額公費で賄うという形になります。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） すいません、先ほど訂正をさせていただいた「アカイまでの」というところを、すいません、もう一度訂正をお願いしたいですが、「次のアから

イまでの」というのを「次のア及びイの」というように訂正をお願いします。アとイしかありませんので、「次のア及び」、及びを入れて、「次のア及びイのいずれにも該当するもの」ということに訂正をお願いします。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、決議案第1号、行財政改革推進特別委員会の設置についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。37番、山本芳男君。

○37番（山本芳男君） 37番、山本でございます。

決議案第1号、行財政改革推進特別委員会の設置を求める決議について。

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。平成18年3月22日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、山本芳男。賛成者、香美市議会議員、原 心一、同、石川彰宏、同、西山 武。

提案理由につきましては、朗読をいたしまして説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

（案文朗読）

以上でございます。

【決議案第1号 卷末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前11時41分 休憩)

(行財政改革推進特別委員会委員名簿を配付)

(議長より、名簿中の氏名について誤記訂正発言あり)

(午前11時44分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決議案第1号で議決されました行財政改革推進特別委員会の設置の件につきましては、合併前から旧3町村の正・副議長による協議や議員協議会の場で事前に協議を重ねてきたのであります。旧3町村からそれぞれ委員の候補者を推薦されております。また、けさほどの議会運営委員会委員長の報告にもありましたが、委員会条例第8条の規定によって、委員は議長が会議に諮って指名するとされておりますので、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。したがって特別委員会の委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

【行財政改革推進特別委員会委員名簿 巻末に掲載】

先ほど決定いたしました行財政改革推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

なお、引き続き昼食のため1時まで休憩をいたします。この間に正・副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩します

(午前11時45分 休憩)

(行財政改革推進特別委員会の委員長、副委員長を互選)

(午後1時00分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。休憩中に行われました特別委員会におきまして行財政改革推進特別委員会の委員長と副委員長が選任されました。

行財政改革推進特別委員会の委員長は35番、中澤愛水君。同じく、副委員長は33番、宮地盾騎君。

以上のように決定をいたしました。ご両名、よろしくお願いいたします。

日程第27、意見書案第1号、2007年の郵政民営化に向けた集配業務停止の見直

しを求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。26番、原 心一君。

- 26番（原 心一君） 意見書案第1号、2007年の郵政民営化に向けた集配業務停止の見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣、高知県知事に対し下記の意見書を提出します。平成18年3月22日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、原 心一。賛成者、同、石川彰宏。賛成者、同、西山 武。賛成者、同、大石綏子。

意見書案提出に当たりまして、案文を朗読し提案説明とさせていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

（案文朗読）

以上です。どうぞよろしくお願いをいたします。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

- 議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

- 議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、意見書案第2号、定率減税廃止の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎龍太郎君。

- 3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎。

意見書案第2号、定率減税廃止の撤回を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。平成18年3月22日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、山崎龍太郎。賛成者、同、大岸眞弓。片岡守春。久保信彦。

（案文朗読）

政府の進める庶民大増税路線はまだまだ続きます。今後実施される中身を考えると、また、新たに今後も政府税調からは庶民にとって厳しい答申が予想されます。庶民に痛みをと言う前に、国が税制の分野でもやるのがたくさんあると考えるところです。以

上の点からもよろしく願います。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

23番、竹平豊久君。

○23番（竹平豊久君） 23番、竹平です。2点ほどこの意見書についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目でございますが、「定率減税は恒久的減税との位置づけ」とありますが、私の認識するところでは、これは経済停滞に対応して、個人の税負担を軽減するため導入された臨時特例の減税と承知されていますが、その点いかがでしょうか。

2点目でございます。「2006年1月から定率減税は半減されました。そして、来年1月から全廃するという法案が今国会に提出されています」とありますが、この意見書の中にも末尾の方に景気動向にかんがみ、慎重に対応されるという文面も載っておりますが、まさにそのとおりでございます。私の知るところでは与党税制改正大綱によりますと、今後の景気動向を注視し、その時々々の経済状況に機動的かつ弾力的に対応すると。つまり、見直し規定も含まれていることになってはいますが、その点はどうでしょうか。

以上2点について願います。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、お答えをさせていただきます。

1点目ですが、小渕首相当時恒久的な減税を実施するという導入されたわけですが、小泉首相に至っては暫定的な景気対策であったというふうな見解を述べられております。財務省も恒久的なというのは1年限りということではないという意味で、永久的な制度ではないというふうに説明しているが、そこは見解が、導入したときと現首相の見解の違うところというふうに思います。

もう1点ですが、与党がそういうふうに言ってますけど、現在国会等で審議されている中では、これを廃止するというのが、こう言ったらあれですがほぼ決まりの方向で動いているという現実がありますので、逆に言うと景気動向にかんがみて慎重に対応されてるというふうな認識を私は持っておりません。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 2点ほどお尋ねしたいと思いますが、この文章の末尾の方に、サラリーマンが90%程度の影響を受けるということでございますが、納税者の受ける影響額、それはどの程度になると試算されておるか。

また、その影響額によって地方交付税が算入される基礎になるわけですがけれども、その交付税への影響額並びに香美市に対する影響額等はどのようなふうになるかお尋ねしま

す。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） お答えします。

1点目の影響額についてですけれども、全廃によって3兆3,000億円の増収を見込んでおります。半減によって最初所得税分が1兆2,500億円、個人住民税分が1兆6,500億円という影響で、すべて廃止されるということで3兆3,000億円、所得税分と個人住民税分で3兆3,000億円という試算が出ております。

それと、2点目ですが、私不勉強でございまして、ぜひ後でも執行部の方に、財政課長にでもお聞きいただけたらと思います。大変申しわけありません。

○議長（西村芳成君） 33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 1点目はあらかじめわかりましたが、その2点目に対する、この影響というものが非常に重大であります。これが直接我々のその自治体個人にも影響してくるわけですので、やはりその辺の数値まで確保するようにお答えを求めたいですけれども。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 大変申しわけありません。感覚的なお答えになるかと思いますが、税金がふえるということは交付税が減るという方向になるかと思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 1点お尋ねします。先ほど竹平議員が言われたように、自分もこの案にあるように恒久的減税ではなく期限つきの特例措置であったと認識してはいますが、この6年間でこの措置によって約20兆円の赤字国債を穴埋めのために発行しています。自主財にそのつけを残さないためにも、不良債権処理の進展や経済の状況を考えたとき、廃止をするのが得策ではないかと思っておりますが、その辺つけを次世代に残すという点も含めてお答えを願いたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 赤字国債20兆円をこの定率減税をやることによってふえたと思っておりますが、ただ、文章の中にも書いてありますように、反面、法人税、最高税率、個人の最高税率ですが、そういう部分で考えますと、法人税は42%が30%へ減らされてそのままであると。それが税金によって28兆円あった税金が15兆円まで、税金減が13兆円になったと。個人の所得税によっては、1983年に75%、8,000万円を超える方ですが、これが最高税率であったものが1988年に5,000万円を超える人が60%になったと。現在、1,800万円を超える所得の方が37%の税率であると。そちらの方には手がついてないということで、一概にこの定率減税の廃止によって赤字国債20兆円という云々にはならないという認識を私は持っています。

それともう1点ですが、孫子の時代につけを残さないという点で言いますと、この財

政の赤字を考える基本というのは、やはりこの大きな借金をどこがつくったのかと。だれがつくったのかと。今までの歴代政府がやはり積み重ねてつくってきたと。いうことはやっぱり基本的に考えておかねばならないと思います。

それともう1点お答えさせてもらいたいのは、その財政再建ということは常に言われてますけれども、債務残高だけを問題しているのが、やっぱり今の政府の見解でありまして、貸借対照表的に見ますと、これは国民経済計算年報というものから出ているものですが、貸借対照表的に見ると2003年度現在では資産900兆円に対し負債が820兆円と。差し引き正味資産は80兆円の正味資産を持っているという見解が出てます。中身的に言いますと、金融資産が441兆円、資産の部ですけど、固定資産が331兆円、土地等が128兆円、合計900兆円の資産を持ってる。逆に負債の方は国債などすべてあわせて820兆円ということで、正味資産が80兆円残っている。だからバランス的に見ますと、そこら辺のことも経済学者等から出てるという意見を申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

23番、竹平豊久君。

○23番（竹平豊久君） 23番、竹平です。意見書案第2号、定率減税廃止の撤回を求める意見書について、定率減税の意味合いと、これの見直しで生じる財源の使途の2点から反対討論を行います。

まず、定率減税の導入計画ですが、これは先ほどの質疑にもございました。1999年、小渕内閣のときに停滞する経済を再生させるために導入されたもので、個人の所得にかかる所得税と個人住民税を軽減するものでした。内容といたしましては、個人の所得にかかる税金、つまり納税額は収入から各種の控除を差し引いた上で利率を掛けて算出しますが、定率減税は所得税の本来の納税額から一律20%最高25万円まで、また個人住民税も同様に一律15%、最高4万円を減額し、年間の減税総額が、先ほども質疑の中でございましたが、所得税が約2兆5,000億円、個人住民税が約8,000億円と、合計しますと3兆3,000億円にのぼっております。ただし、定率減税はあくまでも臨時特例的な措置であり、全国紙の各社の社説にもあるように、景気が最悪期を脱した以上、それを圧縮するのはやむを得ない。また、景気が安定するまでの措置であり、永遠に続けられる政策ではない。そしてまた、経済が復調しているのに、いつまでも緊急措置を残すわけにいくまいと、こういった見方や指摘がございました。

次に、この定率減税の見直しによって生じる財源の使途ですが、縮減分は年金財源に

回すということになっております。具体的に申しますと、2005年度の定率減税縮減によります増収分、これは2006年1月から3月まででございますが、約1,850億円の金額がございます。これのうち地方交付税への配分などを除いた無年金障害者の救済に100億円を回すとともに、1,100億円程度が基礎年金の国庫負担割合引き上げにと充てられます。したがって、この国庫負担割合の年金に引き上げられますと、年金の保険料負担が押さえられますということになります。定率減税の縮減によって、確かに負担はふえますが国民全員が加入する基礎年金の国庫負担割合の引き上げに充てられれば、確実に広く、そして公平に国民全体の利益に還元されることになり、したがって負担がふえるだけという批判は当たらないと言えるのではないのでしょうか。

このような点から本意見書案には提出は反対をするものでございます。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、笹岡 優です。私は、意見書案第2号、率減税廃止の撤回を求める意見書に対して賛成の立場で討論を行います。

まず、今の小泉構造改革路線が税の取り方、使い方を大きく弱めてきました。提案者からもありましたが、法人税の税率はこれまで42%でした。それを今日30%で固定したまま、それが今地方交付税の財源にも大きな影響を与えてきて、それはさきの一般質問に中でも明らかになってきました。それと同時に、今広く浅く取るという庶民に大増税がやってきてます。それがこの間ご存じのとおり配偶者控除から含めて一連の税控除をどんどんなくしていくと同時に、年金そのものも支給を落とし、そして年金の保険率も上げていくという、小泉改革のやり方は決めてから実際始めるまで時間差を課すと同時に、段階的に上げていくというやり方をやっていきます。そこに小泉改革の大変、やり方のテクニックの中身があります。しかし、内容としては、地方に対して、そして同時に庶民に対して大変大きな税をかけていくということでは一致してます。これは新自由路線という、まさに新自由主義社会のやり方は、全国、それから世界でもやられてきた内容でして、その影響は必ず地方に大きな影響をいけます。こういう形でやれば、今景気回復と言われてますが、一部の大企業は景気が回復したと言われてますが、この高知県のような地方には回復の兆しはありません。さきの高知新聞で20代、30代、40代の方々が本当に格差が広がったと言われてます。そういうアンケート調査も出てますし、このままいけば地方は大変深刻な経済の落ち込みになるのではないのでしょうか。まさに景気回復というのは、庶民の購買力を上げなければ景気回復になりません。そこになることによって税収が上がるということは、地方財政に影響してきますが、今回のように定率減税を下げれば、それによって地方の税収が上がっても、交付税に依存しているところは交付税額が下がってきます。そういうことになれば、購買力は落ちるは、地方交付税が減らされれば、かえって悪循環の地方に影響を与えることになるのではないのでしょうか。そういうことをかんがみて、今回のこの定率減税は景気回復という

ことのもともとの出発がおかしいものであり、私はこの定率減税を今すぐやることは、かえってまさに日本の、そして地方の深刻な経済の落ち込みに広がるのではないでしようか。そして今、税制改革の問題では、これと連動して出てるのは消費税の増税です。もう既に10数%ということは新聞紙上で言われています。それをやられれば、まさにこれはもう今課税最低限が、免税点が3,000万円から1,000万円されて、さきの納税者の方々は大変悲鳴を上げてます。地方の業者は消費税を転嫁できない。ですから、それを全部身銭を切って売り上げからやらなければならないということを考えても、こういう税制の改革というのは、まさに税の取り方は民主主義の入口の問題ですので、国民の合意形成があつてこそできると思います。そういう点をかんがみまして、以上の点の賛成討論を終わります。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 賛成、反対両討論がありました。反対の討論がありますか。
ないようでしたら、これで討論を終わりたいと思いますが、これで討論を終わってよろしゅうございますか。

「進行」という声あり

- 議長（西村芳成君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。
これから、意見書案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（西村芳成君） 賛成少数であります。よって意見書案第2号は否決されました。

日程第29、意見書案第3号、「医療制度改革大綱」の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。21番、石川彰宏君。

- 21番（石川彰宏君） 21番、石川。

意見書案第3号、「医療制度改革大綱」の撤回を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。平成18年3月22日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、石川彰宏。賛成者、同、原 心一。同、西山 武。同、秋友偉嗣。

意見書案を朗読により説明させていただきます。

（案文朗読）

【意見書案第3号 巻末に掲載】

- 議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、意見書案第4号、電気用品安全法の猶予期間の延長と抜本的な見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） 意見書案第4号、朗読して提案にかえさせていただきます。

意見書案第4号、電気用品安全法の猶予期間の延長と抜本的な見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。平成18年3月22日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、西山 武。賛成者、同、原 心一。同じく、石川彰宏。同じく、竹平豊久。

（案文朗読）

一部見直しがされておりますけれども、それではまだ不十分だということで提案するものです。よろしくお願いします。

【意見書案第4号 卷末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、意見書案第5号、「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家族農業経営者にも適用できるよう抜本的な見直しを求める意見書の提出についてを議題としま

す。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。34番、西山 武君。

- 34番（西山 武君） 意見書案第5号、「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家族農業経営者にも適用できるよう抜本的な見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。平成18年3月22日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、西山 武。賛成者、同、原 心一。賛成者、同、石川彰宏。賛成者、同、竹平豊久。

（案文朗読）

以上です。よろしく申し上げます。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

- 議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第32、意見書案第6号、防衛施設庁の官製談合を徹底究明するとともに抜本的な再発防止策と高級官僚の天下りを禁止するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。12番、笹岡 優君。

- 12番（笹岡 優君） 12番、笹岡 優です。意見書案第6号を提案します。

まず最初に、この防衛施設庁問題は、3月10日の高知新聞にこういう記事が載っています。「官製談合。施設庁が天下り一覧作成、地検押収、工事配分に利用か。防衛施設庁発注工事の談合事件で同庁建設部は職員の天下り先などを記録したリストを作成していたことが9日わかった。リストは同庁側が工事受注先を配分する際などに利用されたとみられ、東京地検特捜部が同日までに押収した。同様の天下り先などのリストは、鋼鉄製橋梁工事の官製談合を発注させた旧日本道路公団でも見つかっている。防衛施設庁や特捜部の調べによると、同庁発注の空調設備や土木工事で職員の天下り受け入れ実績などに応じて受注先を配分。天下ったOBが配分に関与したり、配分を受注側に伝えたり

していたとされる。また、同庁発注のほとんどの工事は天下り先確保のため、同庁舎側が約30年にわたって受注調整を主導してきたことが明らかになった。建設部が天下り先をあっせんしているのは技術系職員中心で、押収されたリストには少なくとも2002年以降の天下り先155社の名前、時期、人数などが記載されたいたという。」という内容が、記事がありました。そして、22公益法人がこの防衛庁の関係でありまして、そこに調べによりますと22公営法人にすべて防衛庁の職員が全部で4,007人職員がおるんですが、そのうちの1,129人がうち防衛庁出身者である。特に、役員の中は588名中290人が防衛庁の出身者であるということが報じられてます。

以上のことをかんがみまして、意見書案を朗読させていただきます。

意見書案第6号、防衛施設庁の官製談合を徹底究明するとともに抜本的な再発防止策と高級官僚の天下りを禁止するよう求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。平成18年3月22日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、笹岡 優。賛成者、同、大岸眞弓。同、森本珠城。同、山崎晃子。

(案文朗読)

同僚議員の賛同、よろしく申し上げます。

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

23番、竹平豊久君。

○23番（竹平豊久君） 意見書6号につきましてちょっとお聞きします。この意見書の文章、全文は、まことにこれはよくできておりまして、理念として賛同するものですが、これを現実的な対処、つまり法律の前提のもとにこれをとらえたとき、判然としない部分がございますのでお聞きします。

まず、文中にある道路公団の官製談合、このほかにも文中にないですが、いわゆる旧東京国際空港道路公団の入札の妨害事件とか、新潟市の職員の起こした機密漏えい事件、こういったものがございますが、これらの事件は、いずれもそれぞれ関係する法律に基づいて摘発、起訴をされていますが、その点からこの意見書を読む限り、法律に根拠のあるものとしていない点、つまり再発防止策としての規制の強化や罰則の強化、これを求めていくためには、その関係法律を精査し、そしてそれに問題点や不備があれば、そのことを盛り込んで意見書を組み立てると。この場合、法律が不備であるがゆえにこうした問題が再発する。だからそうならないように法律をもっと整備強化せよというようなことになるとは思います。特に大事なことは、これを議会議長が提出ともなりますと、その点も重要になるとは思います。そういった点からのことではいかがお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今回の問題は、ここの意見書の中にも書いてますが防衛施設技術協会という、ある意味では外郭団体をつくるわけですね、公営法人を。ですから、これは旧の道路公団の場合もそうなわけです。ですから、高級官僚が天下りするためにこの公営法人をずっとつくるというのは、これまでずっとやられてきてます。先ほども紹介したとおり、この公営法人、防衛施設庁関係だけでも22公営法人があって、その中の約4,007人の中の1,129人が防衛施設庁からのある意味天下りになってる。ですから、そういうところにメスを入れるというので、今こういう民間企業に対して2年間（は天下り）できないような法律になってます、2年間。ところがこういう公営法人にはできるようになってる。公営法人で2年間、ある意味では高級官僚はそこで給与をもらっちゃって、2年後に民間にまたいくという、そういう形になってますので、そのためにはこの政府そのものがこれに対してやっぱり抜本的に見直しをするということが大事になってきてるわけです、そのことは自浄能力を発揮しなければ、小泉さんは改革を言ってきたわけですので、その改革の最もメスを入れんといかんところを指摘してるわけですので、この内容で十分と思います。

そして、必要であれば次の6月議会に法律もぜひ竹平さんの方からも提出していただいて、皆で協力し合って、その法律の内容もやったらどうかと思いますので。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） 34番、西山です。

この防衛施設庁の事件は大変残念なことで、防衛協会山田支部については私も大変残念に思いますが、この文章中、中ほどに「官製談合で落札率は95%前後となっており、税金がムダに使われ」云々とありますけれども、その土佐山田町の現工事の落札においてもこの95%前後で落札されている工事はたくさんあります。こういうのはすべて官製談合だと思ってるように受けとめられかねませんが、こういう不正確な表現では、残念ながら賛成できないと思いますが、その点に対する提案者のご意見をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） いろいろ質問いただきましてありがとうございます。

文中の中身の内容についての問題であれば、議会運営委員会でもそうですし、それから開会日のときにもありましたので、その辺はそのときにご意見いただければありがたいと思います、文中の中身の正確さの問題では。その点は今後ともよろしくお願いしたいと思います。

そこで、95%の落札ということは、先ほど高知新聞の記事の内容を言ったとおり、落札率を決めるために、もう既にその給与分も含めてやるということがやられてるわけです。ですから、その天下りした方々の給与分も含めて金額を決めていくという、双方

向で決めてるという話なわけです。こちら側が今やった内容を、行政側が決めた内容がもう既に漏れてるという形なわけです。まさに談合というのはそういうことでしょう。ですから、私たちがこれまで旧土佐山田町で落札している内容が、そういうことを思っているわけじゃないわけです。ちゃんとそれはもう正確に業者が積算してきて、入札してるわけですので、それと今回のこの防衛施設庁は双方向から情報を交換してやってるという関係ですので、そこに95%が出てきてるということですので、その点をよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。

23番、竹平豊久君。

○23番（竹平豊久君） 23番、竹平です。意見書案第6号、防衛施設庁の官製談合を徹底究明するとともに抜本的な再発防止策と高級官僚の天下りを禁止するよう求める意見書の提出について、反対討論を行います。

まず、先ほどの質疑の中でございました、いわゆるその法案をつくって出してくださいということですが、私にはとても力がございませんが、幸いにも本年の2月22日にこの意見書案の内容に即して自民・公明の与党両党で規制強化を目的とする官製談合防止法の改正案を衆議院に提出し、本国会での改正を目指しているということでございます。この改正案のポイントですが、4項目ありまして、1項目目は、公務員に懲罰刑を創設して5年以下の懲役または250万円以下の罰金を科すとしています。これは、受注業者側が独占禁止法や刑法の取り締まりの対象とされる一方、発注者側の官に対する刑罰刑令がなかったことからでございます。

2項目目といたしましては、対象となる特定法人の範囲の拡大です。これは公正取引委員会の改善措置要求対象となる特殊法人につきましては、現行の国や地方団体が資本金の2分の1以上を出資している法人に加えまして、3分の1以上の株式の保有を義務づけている株式会社に拡大しております。これによりまして、旧日本道路公団が民営化されました高速道路株式会社なども適用の対象となっております。

3項目目は、公正取引委員会が官製談合と認定し、発注者に再発防止などを求める改善措置要求ができる範囲を現行の「談合の指示」「受注予定者の指名」「秘密情報の漏えい」に、新たに談合を知りながら、特定業者の入札参加を認めるなどの「幫助」を追加しております。

4項目目は、損害賠償、懲戒処分、懲戒結果の公表の義務づけでございます。これは談合にかかわった公務員の責任を明確にするために、省庁や自治体に調査結果の公表を義務づけることによりまして、とかく身内に甘い指摘されます省庁などはあいまいな

処分ができなくなってきたということになっております。

そして、そのほかにも要請事項といたしまして、官製談合を根絶するためには、法律を強化する一方で、談合と表裏の関係にある公務員の関係企業への天下りを厳しく制限する必要があることから、旧日本道路公団のような天下り自粛策、つまり発注先に対して役員は無期限、それ以外の管理職は退職後5年間の再就職禁止を各省庁でも検討していくように求めています。

以上のように、現在本意見書に関する改正法案の提出がなされている中では、これの推移を注視し、結果や内容の次第によりまして、その問題点や是正点が見えたときに、改めてそれに基づいて提出していくのが具体的かつ意見書としての意義が増すのではないのでしょうか。したがって、今回の提出している本意見書の提出には反対をするものです。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は、意見書案第6号、防衛施設庁の官製談合を徹底究明するとともに抜本的な再発防止策と高級官僚の天下りを禁止するよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

この意見書案は、一つは官製談合事件の徹底究明と再発防止を求めています。今、るる竹平議員の方から防止策についてご説明がございましたけれども、これももしこれまで道路公団事件とかもろもろの談合事件が起きたときに、根本的な解決を法的に図っておれば、今回の防衛施設庁のこうした談合事件も起こらなかったのではないかと思うものです。それで、昨年の道路公団談合事件のときに公正取引委員会は競争入札にしたのであれば、工事費は約20%減額できたという調査結果を発表しております。これから見えてくるのは談合によって高値で工事が受注され、それが天下り先のOBの給与になっていたことなどが問題となっています。特に、今回の防衛施設庁の事件は、米軍基地の移転拡張工事でゼネコンの各社がこうした談合を繰り返していた疑いがあり、その工事費は思いやり予算から出ているのであります。まさに国民の血税の二重、三重取りで、こうした不正を生むシステムそのものを徹底的に究明して法的に措置をしなければ再発防止に至らないことは明白であります。

次に、問題としておりますのが高級官僚の天下りの禁止についてです。東京地検特捜部が逮捕したのは、防衛施設庁の技術審議官や施設調査官のほかに防衛施設技術協会の理事長などが含まれています。防衛施設技術協会は、公益法人で2年間は民間企業への天下りを禁止していることは、先ほども紹介がありました。しかし、ここに天下りした防衛施設長のOBが、待機している2年の間もこの技術協会で報酬を受け取り、そして2年の時期が終わればまた、結局民間企業に天下りしていきます。官製談合で天下りを、各天下り先を確保しても、公益法人を迂回して天下りしても、税金が不正に流用されることに違いはありません。また、こうした天下りのシステムは、高級官僚のキャリアシ

システムに準じて行われています。例えば、キャリア官僚が事務次官まで出世して、退職後こうしたシステムにのって20年も天下りを繰り返せば、生涯の給与受取額は8億円にも達すると言われていています。天下りは、再就職あっせんという形で役所の人事として組織的、系統的に行われ、受け入れる企業も安定的受注と利益確保につながるもので、共通の利益があるため、犯罪と知りながら繰り返されます。すべての、私たちはすべての天下り反対という、そういう主張をとるものではなく、少なくとも国の行政機関と密接な関係にある営利企業、特殊法人、外郭団体などへの高級官僚の天下りは全面禁止としなければ、政治の腐敗に歯どめがかからないことが明らかとなりました。

以上のことから、本意見書案に賛成の立場を表明して討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。賛成少数であります。よって意見書案第6号は否決されました。

日程第33、意見書案第7号、不妊治療費助成事業の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。21番、石川彰宏君。

○21番（石川彰宏君） 21番、石川です。

意見書案第7号、不妊治療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。平成18年3月22日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、石川彰宏。賛成者、同、原 心一。賛成者、同、西山 武。賛成者、同、秋友偉嗣。

これは少子高齢化では国力がますます弱くなりますので、意見書案を朗読により説明させていただきます。

（案文朗読）

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第34、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、各常任委員会及び特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りします。各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をいたしました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月9日に、市長職務執行者の招集により開会されました平成18年第2回香美市議会定例会も、中学校、高知工科大学の卒業式等が入り、本日までの14日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成18年度香美市一般会計暫定予算等についてそれぞれ適切な議決がなされました。

また、香美市としての合併後の最初の定例議会でありましたが、一般質問につきましても13名の議員から通告がありまして、それぞれ市長職務執行者や担当課長に対し、新市としての行政課題や住民福祉に関する問題等についての質問がなされ、香美市としての議会がスタートを切ったという思いがいたしております。

そうした中で、本議会定例会には、議員各位の格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができ、閉会できますことに感謝とお礼を申し上げます。

また、これから新生香美市の議会として、香美市の将来像と定められている「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」に向けて、執行部とは是は是、否は否として、財政の健全化に努め、公平で公正な市政の発展に努力し、地域住民が望んでいる均衡ある住民自治の発展にまい進しなくてはなりません。そうした点から、合併後に重要なことは議会議員も執行部も合併前の旧町村にこだわることなく、香美市の議会議員、執行部としてお互いに融和を図る、すなわちお互いに尊重し合うことが最も大切と考えますので、議員、執行部の各位におかれましては、健康に留意されまして、議会閉会後も各地域の均衡ある発展のために、新市の発展のために格段のご協力を賜りますように

お願いを申し上げまして、閉会に当たり、私のごあいさつといたします。

ここで、市長職務執行者の野島民雄君よりごあいさつがあります。市長職務執行者、野島民雄君。

○市長職務執行者（野島民雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今月9日に招集申し上げまして、本日まで長期間にわたりましての議会でございます。さぞお疲れのことであろうかと存じます。提案をいたしました議案、それぞれ原案のとおりお認めをいただきましたことに対しまして、まず衷心より感謝を申し上げたいと存じます。先ほどの議長さんのごあいさつで、もう言い尽くされたようなものでございますけれども、新市が発足をいたしましたの議会でございます。私も今議会に始めて出席をいたしまして、このような立場で出席をし、議会の皆様方と相對して、提案者として相對したわけでございますけれども、大変真摯にお取り組みいただきましたことに対しまして、非常に感激をいたしたところでございます。

今回、ご提案を申し上げます議案は、暫定の予算等々でございます。限られた予算であるわけでございますが、これを心得て職員が執行することであろうかと思っております。私に与えられました期限は、もうあとわずかでございます。やがて新市長が選出されることであろうかと思っております。新市長によりまして、18年度の当初の予算が計上されると思っております。考えてみますと、新市発足の当初でございますので、起伏の激しい予算内容と、こうなるかと思っておりますけれども、この点は議会の皆様方、よくご理解、ご認識をしていただいて、ご審議してくださるものであると、このように思うところでございます。何と申しましても、新しい市のその発展は、市民の皆様方の心の安定が必要でございます。それはやはり議会の安定も、これまた必要でございます。先ほど申し上げましたように、大変真摯な姿で審議にお取り組みをいただきましたことが印象深く私も残ったところでございます。憲法の問題とか、あるいはまた防衛の問題は意見が異なることは当然のことであろうかと思っておりますけれども、その他の議案につきまして、大変ご賛同を得ましたことは感激のきわみであるわけでございます。新しい市長が選出されました、その後におきましても、どうぞこのようなお取り組みで議会に臨んでいただきたい、心からお願いを申し上げます。これが新市の発展の大きな基本となることであろうかと思っております。和衷協力、融合一体となった地域づくり、まちづくりが基本であるわけでございますので、どうかよろしくお願いをいたしたいと思っております。

こうして考えてみますと、現在は38人でございますけれども、全員の皆さん方が9月まではご活躍いただくところでございますけれども、その後におきましても、やはりこのメンバーでずっと続けていただきたいとこんな気持ちがいっぱいであるわけでございますけれども、そうはやはりいかない。あるいはまた、今期をもってご勇退をされる皆様方も数多くあるいはいらっしゃるのではなかろうかと思っております。どうぞ、長い間の

経験を後進のご指導に当たっていただき、また変わった立場でそういう方がいらっしゃるならば、新市の発展にお力添えをぜひともいただきたいと思います。承るところによりますと、また笹岡議員さんは大きな目標に向かって、このご決意をなされておられるということを過日の新聞でも拝見をさせていただいたところでございますが、その成功を私も願っておるところでございますが、成功の暁には香美市の市長、あるいはまた議会議長さんが陳情に行くというようなケースも出てくるかもしれませんですけども、おまえらわしの言うことを聞かんかったというようなことを言わずに、ふるさとの発展のためにぜひともまたそういう意味で目的達成の暁にはご活躍をしていただくことを願うものでございます。

いずれにいたしましても、この市の発展は議会の皆様方の双肩にかかっているところでございますので、その点をしっかりとひとつお含みとりいただいて、今後一層のご活躍をご期待を申し上げますとともに、皆様方のさらなる発展を祈念いたしまして、大変、不揃いでございますけれども、一言申し上げます、私のごあいさつにかえさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。

これをもって、平成18年第2回香美市議会定例会を閉会をいたします。

ご苦労さまでございました。

（午後2時12分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録

【卷末掲載文書】

平成18年第2回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	3月9日 (木)	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案（提案理由の説明まで。ただし、議案第18号については、本会議方式で採決）
第2日	10日(金)	休 会	【一般質問通告期限（午前10時）】 議案精査のため
第3日	11日(土)	休 会	休日のため
第4日	12日(日)	休 会	”
第5日	13日(月)	休 会	議案精査のため
第6日	14日(火)	本会議	一般質問 ①
第7日	15日(水)	本会議	一般質問 ② ※ 午前中は中学校の卒業式のため、午後2時00分より開会
第8日	16日(木)	本会議	一般質問 ③
第9日	17日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 本会議散会后、連合審査会（議案第1号） 連合審査会終了後、各常任委員会 総務常任委員会の審査 （議案第1・2・12・13・14・15・19・20号） 教育厚生常任委員会の審査 （議案第6・7・8・9・16・17・21・22号） 産業建設常任委員会の審査 （議案第3・4・5・10・11号）
第10日	18日(土)	休 会	議案審査整理のため
第11日	19日(日)	休 会	”
第12日	20日(月)	休 会	”、工科大学卒業式のため
第13日	21日(火)	休 会	祝日のため
第14日	22日(水)	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案 （委員会付託を省略し、説明から採決まで）

平成18年3月22日

香美市議会議長 西村 芳成 殿

総務常任委員会委員長 原 心 一 印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年3月17日（金）
2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
1	平成18年度香美市一般会計暫定予算	可 決
2	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算	可 決
12	香美市国民保護協議会条例の制定について	可 決
13	香美市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	可 決
14	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
15	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
19	こうち人づくり広域連合規約の一部変更について	可 決
20	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	可 決

平成18年3月22日

香美市議会議長 西村 芳成 殿

教育厚生常任委員会委員長 石川 彰 宏

印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年3月17日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
6	平成18年度香美市老人保健特別会計暫定予算	可 決
7	平成18年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）	可 決
8	平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）	可 決
9	平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算（サービス事業勘定）	可 決
16	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
17	香美市介護保険条例の制定について	可 決
21	香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について	可 決
22	香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について	可 決

平成18年3月22日

香美市議会議長 西村 芳成 殿

産業建設常任委員会委員長 西 山 武 印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年3月17日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
3	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算	可 決
4	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算	可 決
5	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算	可 決
10	平成18年度香美市水道事業会計暫定予算	可 決
11	平成18年度香美市工業用水道事業会計暫定予算	可 決

決議案第1号

行財政改革推進特別委員会の設置を求める決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成18年3月22日提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山本 芳男

賛成者 香美市議会議員 原 心一

賛成者 " " 石川 彰宏

賛成者 " " 西山 武

行財政改革推進特別委員会の設置を求める決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり行財政改革推進特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 香美市行財政改革推進特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的

現在の地方自治体における財政運営は、国の進める「三位一体の改革」により極めて大きな打撃を受け、予算編成や市民のニーズに多大な支障をきたしている。このため、財政調整基金の取り崩し等により一時をしのぐ状態を余儀なくされている。

今後においても、国のこのような「改革」がなお更に進み、国庫負担金・国庫補助金の減額や廃止、地方交付税の削減、更に税源移譲の先送り等により、香美市の財政運営は基金も底をつき危機的な状態となることは必至である。

以上のことから香美市においては、今後一層の行財政改革を図り、併せて市民負担の公平・公正を図り、均衡ある行財政運営を進めるため、全般に亘って調査及び研究を行い、執行部に対し強力に意見の提言を行う目的をもって行財政改革推進特別委員会を設置する。

なお、特別委員会としてその成果と反省を速やかに取りまとめ、定期的に執行部との意見交換を行い、確実に実効ある改革が進められるよう確認してゆくこととする。
4. 委員の定数 15名以内
5. 会 議 委員会が必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
7. 施行期日 平成18年 3月22日

以上、決議する。

平成18年 3月22日

行財政改革推進特別委員会 委員名簿

議席	氏名	備考
2	山崎 眞 幹	
3	山崎 龍 太郎	
5	千頭 洋 一	
8	森本 珠 城	
10	依光 美 代子	
12	笹岡 優	
15	門脇 二三夫	
17	比与森 光 俊	
20	久保 信 彦	
22	黒 岩 徹	
26	原 心 一	
28	前田 泰 祐	
33	宮地 盾 騎	
34	西山 武	
35	中澤 愛 水	

意見書案第1号

2007年の郵政民営化に向けた集配業務停止の
見直しを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣、高知県知事に対し下記の意見書を提出します。

平成18年3月22日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者 香美市議会議員 原 心 一

賛成者 " 石 川 彰 宏

賛成者 " 西 山 武

賛成者 " 大 石 綏 子

2007年の郵政民営化に向けた集配業務停止の
見直しを求める意見書（案）

日本郵政公社が2007年の郵政民営化に向けて、集配局を都市部の局に集約する再編案が大きな問題となっています。

今回の案では、四国四県で269ある集配局のうち約四分の一にあたる66局が廃止対象となっており、全国平均（20.5%）より4ポイント高い廃止率です。

特に最も多い高知県では、25局、35.2%が集配業務を廃止し、東洋町、旧香北町、越知町、馬路村の町村から集配局がなくなることとなります。

なじみの郵便局が集配をやめ、町や村で唯一の集配局がなくなることは、配達員の労働強化はもとより、宛先に届くのは一日遅れになるなど「過疎地の安心・安全のネットワーク」が崩壊する恐れがあります。

郵政民営化について小泉首相は、「万が一にも国民の利便に支障が生じないようにしていきたい」と述べたことが危ぶまれています。

よって衆・参両議院及び政府、高知県知事におかれては、地方切り捨てと過疎化に拍車をかける2007年の郵政民営化に向けた集配業務停止の見直しを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月22日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務・郵政民営化大臣	竹中平蔵	殿
法務大臣	杉浦正健	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
厚生労働大臣	川崎二郎	殿
農林水産大臣	中川昭一	殿
経済産業大臣	二階俊博	殿
国土交通大臣	北側一雄	殿
内閣官房長官	安倍晋三	殿
高知県知事	橋本大二郎	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

意見書案第2号

定率減税廃止の撤回を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年3月22日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者	香美市議会議員	山 崎	龍太郎
賛成者	〃	大 岸	真 弓
賛成者	〃	片 岡	守 春
賛成者	〃	久 保	信 彦

定率減税廃止の撤回を求める意見書（案）

1999年より実施されてきた定率減税は恒久的減税との位置づけで、継続されてきました。「所得税及び法人税の負担措置に関する法律」では「我国経済の状況等を見極めつつ抜本的な見直しを行うまでの間、特例を定める」として実施されて来た訳ですが、抜本の見直しもなく、また景気指標は良好でも家計の状態は改善されているとは言えません。併せて言えば同時に導入された所得税の最高税率引き下げや、法人税減税はそのままにしつつ2006年1月から定率減税は半減されました。そして来年1月からは全廃とする法案が今国会に提出されています。

定率減税の廃止によりサラリーマン層では9割が増税となり景気を後退させる要因となることは明らかです。

よって衆参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣におかれては、拙速な定率減税廃止は行うことなく、景気動向に鑑み慎重に対応されることを、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月22日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務・郵政民営化大臣	竹中平蔵	殿
法務大臣	杉浦正健	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
内閣官房長官	安倍晋三	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

意見書案第3号

「医療制度改革大綱」の撤回を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年3月22日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者	香美市議会議員	石川 彰 宏
賛成者	〃	原 心 一
賛成者	〃	西山 武
賛成者	〃	秋友 偉 嗣

「医療制度改革大綱」の撤回を求める意見書（案）

政府与党は昨年12月1日、来年度の通常国会に法案を提出する予定の「医療制度改革大綱」を決定し、発表しました。

「大綱」では、今年10月から70歳以上の一定額以上の所得者（夫婦で年収620万円以上）の負担を現行の2割から3割に引き上げることや、2008年4月からは、70歳から74歳の一般所得者の患者負担を1割から2割へ引き上げるとしています。また、新たな高齢者医療制度を創設し、75歳以上を加入対象として、月約6,000円の保険料を年金から天引きすることや、がん患者や人工透析の負担限度額を引き上げることなど、国民に負担を押し付ける内容で、とりわけ高齢者の負担増に重点が置かれたものになっています。

医療費を抑制しなければ医療保険や国の財政が破たんするかのような主張も聞かれますが、日本の医療費は、経済水準と比較しても決して過大なものではありません。

低所得者率や高齢者率の高い香美市にとって、新たな負担増は市民の暮らしと健康保持にとって、重大な悪影響を及ぼすものとなるのは必至です。

よって衆・参両議院及び政府におかれては、高齢者の生存権を脅かすとも言える、今回の「大綱」を撤回し、次期国会への法案提出を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月22日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務・郵政民営化大臣	竹中平蔵	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
厚生労働大臣	川崎二郎	殿
内閣官房長官	安倍晋三	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

意見書案第4号

電気用品安全法の猶予期間の延長と抜本的な見直し
を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣
に対し下記の意見書を提出します。

平成18年3月22日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者	香美市議会議員	西山	武
賛成者	〃	原	心一
賛成者	〃	石川	彰宏
賛成者	〃	竹平	豊久

電気用品安全法の猶予期間の延長と抜本的な見直し
を求める意見書（案）

電気用品安全法は1999年に電気用品取締法を改定し2001年4月に施行されました。
電気用品450品目を対象に「PSE」マーク表示が義務付けとなりました。品目ごとに5年、
7年、10年の猶予期間が設けられ、期間の過ぎた電気製品で新たな「PSE」マークのな
いものは販売ができなくなります。これが強行されるとリサイクル店や楽器、オーディオ店
や質屋、骨董品店などの倒産の恐れが出てきます。

5年の猶予期間切れがこの4月に迫りながら、制度の周知徹底は遅れており、特に中古品

については対象にもなっていませんでした。現在、大手リサイクル業界や楽器店などで買い取りを中止するところも出ているため、消費者側にも影響が出始めています。

この事態を政府は重く受け止め、安全性に十分配慮し、中古家電への法律の適用延期や電子楽器など文化的価値の高いものについての適用除外など真剣に検討すべきです。それは循環型社会による省資源化を目標にかかげる政府としての責任でもあります。

よって、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣におかれては、電気用品安全法の猶予期間の延長と、抜本的な見直しをされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月22日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務・郵政民営化大臣	竹中平蔵	殿
法務大臣	杉浦正健	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
経済産業大臣	二階俊博	殿
内閣官房長官	安倍晋三	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

意見書案第5号

「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家族農業経営者にも適用できるよう抜本的な見直しを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年3月22日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者	香美市議会議員	西 山	武
賛成者	〃	原	心 一
賛成者	〃	石 川	彰 宏
賛成者	〃	竹 平	豊 久

「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家族農業経営者にも適用できるよう抜本的な見直しを求める意見書（案）

政府は、「戦後農政を根本から見直す改革」として、生産面では全農家を対象とした品目ごとの価格対策から対象を担い手に絞り、その経営全体に着目した対策を図るとしています。しかし、この担い手になるためには、①認定農業者(4ha以上)、特定農業団体(20ha以上)であること。②一定以上の規模の農業経営が必要であること。など極めて限定されており、高知県をはじめ日本農業を支えてきた小規模、家族農業を切り捨てるものと言わざるを得ません。

これまでの「品目別価格安定対策」によって、麦や大豆の生産が増大し、国産小麦粉はうどん、ソーメン、パンなどにも活用され、安全・安心の食品としてその需要は年々増え続けています。

日本の伝統的な食文化の中心は、米、麦、大豆です。いま大量の農薬が検出されたり、遺伝子組み換えの大豆など輸入農産物への不安とその抜本的な安全対策が急務となっているとき「品目別価格安定対策」の廃止と「品目横断的経営安定対策」への移行は、国民のニーズに逆行するものです。

よって衆・参両議院議長及び政府におかれては、「品目横断的経営安定対策」の実施にあたっては、日本農業の特長を活かし、対象要件を小規模、家族農業経営者にも適用できるように抜本的に見直すように強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月22日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
農林水産大臣	中川昭一	殿
経済産業大臣	二階俊博	殿
内閣官房長官	安倍晋三	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

意見書案第6号

防衛施設庁の官製談合を徹底究明するとともに抜本的な再発防止策と
高級官僚の天下りを禁止するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣
に対し下記の意見書を提出します。

平成18年3月22日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者	香美市議会議員	笹岡 優
賛成者	〃	大岸 真弓
賛成者	〃	森本 珠城
賛成者	〃	山崎 晃子

防衛施設庁の官製談合を徹底究明するとともに抜本的な再発防止策と
高級官僚の天下りを禁止するよう求める意見書（案）

昨年の道路公団などの官製談合事件に続き、また防衛施設庁の官製談合事件が発覚しました。道路公団では副総裁、今回の防衛施設庁はナンバー3の技術審議官が逮捕されました。企業に天下りしたOBたちが談合に深くかかわり、天下りの受け入れ人数や天下り先の給与の総額で受注額を調整することまでしていました。

官製談合で落札率（予定価格に占める落札額の割合）は95%前後となっており、税金がムダに使われ、天下り先のOBの給与になっていたことが明らかになりました。

特に今回問題となった防衛施設技術協会は、歴代技術審議官が理事長を勤めており、その構造的な仕組みは官製談合の温床となっており、徹底した究明と抜本的な改善策を講じることが求められています。

また、その根本的な原因である高級官僚の天下りに明確なメスを入れることが今ほど求められているときにはありません。

よって衆・参両議院議長及び政府におかれては、税金のムダ使いである防衛施設庁の官製談合について徹底的に究明するとともに抜本的な再発防止策を講ずるよう求めます。

そして、その癒着構造の元凶となっている高級官僚の天下りを禁止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月22日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務・郵政民営化大臣	竹中平蔵	殿
法務大臣	杉浦正健	殿
外務大臣	麻生太郎	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
文部科学大臣	小坂憲次	殿
厚生労働大臣	川崎二郎	殿
農林水産大臣	中川昭一	殿
経済産業大臣	二階俊博	殿
国土交通大臣	北側一雄	殿
内閣官房長官	安倍晋三	殿
防衛庁長官	額賀福志郎	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

意見書案第7号

不妊治療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年3月22日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者	香美市議会議員	石川 彰 宏
賛成者	〃	原 心 一
賛成者	〃	西山 武
賛成者	〃	秋友 偉 嗣

不妊治療費助成事業の拡充を求める意見書（案）

一人の女性が一生の間に生む、子どもの数の目安としている「合計特殊出生率」が現在1.29と少子化に歯止めがかかりません。1989年には1966年の丙午を下回って戦後最低の1.57となり、「1.57ショック」とよばれました。以来、国によって様々な少子化対策に関する法も出来ながら出生率は下がり続けています。このまま推移すれば2100年には日本の人口は6400万人まで減少することになり、日本の経済や社会に重大な影響を及ぼすことは必至です。いま、少子化対策が国の第1義的な課題として捉えられ、実効ある施策の実施が強く望まれているときではないでしょうか。

現在、日本でほぼ30万人近い人たちが何らかの不妊治療を受けていると推定されています。その内ホルモン異常や、機能障害などを原因とする場合を除いて、人工的に受精を行う場合は保険適用外となっています。不妊治療を受けている約4割の人が治療費に100万円以上かかっているという厚生労働省の調査もあり、その経済的負担は大変なものがあります。

こうした状況に鑑み、厚生労働省が、平成16年の4月から「特定不妊治療費助成事業」を開始されたことは、前進ですが、対象治療法が「高度医療」に限定されていることや、事業実施主体が、限られていることにより、要求あるすべての人が受けられる制度となっていないのは問題です。

よって、衆・参両議院議長及び政府におかれては、今日の医学の到達点を踏まえた上で、不妊治療への保険適用を、早期に検討されるよう強く要望するものです。また、以下についての改善を求めます。

記

- ① 助成の対象となる治療法を、「高度医療」だけでなく、注射による治療法や、人工授精などにも適用とすること
- ② 上限額を引き上げること
- ③ 事業実施主体を、すべての自治体に拡げること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月22日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
厚生労働大臣	川崎二郎	殿
少子化・男女共同参画大臣	猪口邦子	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

18香美議発第16号
平成18年3月22日

香美市長職務執行者
野島民雄 殿

香美市議会議長 西村 芳成 印

会議結果の報告について

地方自治法第123条第3項の規定により平成18年第2回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別 定例会
2. 開 会 平成18年 3月 9日
3. 閉 会 平成18年 3月 22日
4. 会 期 14日間
5. 議員の出欠

3月 9日	出席	37人	欠席	1人
3月14日	出席	38人	欠席	0人
3月15日	出席	38人	欠席	0人
3月16日	出席	36人	欠席	2人
3月17日	出席	38人	欠席	0人
3月22日	出席	37人	欠席	1人
計		224人		4人
6. 議案の提出 市長職務執行者提出のもの 24件（議案 24）
議員提出のもの 8件（意見書 7・決議 1）

7. 議決の状況	可 決	28件 (予算 12・条例 7・その他 4・ 意見書 5)
	否 決	2件 (意見書 2)
	合 計	30件

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	8件
	教育厚生常任委員会	8件
	産業建設常任委員会	5件
	計	21件

9. 行財政改革推進特別委員会の設置

委員長	中澤 愛水	委員	門脇 二三夫
副委員長	宮地 盾騎	委員	比与森 光俊
委員	山崎 眞幹	委員	久保 信彦
委員	山崎 龍太郎	委員	黒 岩 徹
委員	千頭 洋一	委員	原 心 一
委員	森本 珠城	委員	前田 泰祐
委員	依光 美代子	委員	西山 武
委員	笹岡 優		

10. そ の 他 閉会中の所管事務の調査

11. 議決書の写 別紙のとおり

12. 会議録の写 作成次第後送

18香美議発第15号
平成18年3月10日

香美市長職務執行者 野島 民雄 殿

香美市議会議長 西村 芳成

印

議決した議案等の送付について

平成18年第2回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の結 果
18	香美市工業用水道事業給水条例の制定 について	H18.3.9	可 決

18香美議発第17号
平成18年3月22日

香美市長職務執行者 野島 民雄 殿

香美市議会議長 西村 芳成

印

議決した議案等の送付について

平成18年第2回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の結 果
1	平成18年度香美市一般会計暫定予算	H 18.3.22	可 決
2	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算	〃	〃
3	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算	〃	〃
4	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算	〃	〃
5	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算	〃	〃
6	平成18年度香美市老人保健特別会計暫定予算	〃	〃
7	平成18年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）	〃	〃
8	平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）	〃	〃
9	平成18年度香美市介護保険特別会計暫定予算（サービス事業勘定）	〃	〃
10	平成18年度香美市水道事業会計暫定予算	〃	〃
11	平成18年度香美市工業用水道事業会計暫定予算	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の結 果
1 2	香美市国民保護協議会条例の制定について	H 18.3.22	可 決
1 3	香美市国民保護対策本部及び緊急対処 事態対策本部条例の制定について	〃	〃
1 4	香美市職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
1 5	香美市一般職の職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例の制定につ いて	〃	〃
1 6	香美市国民健康保険税条例の一部を改 正する条例の制定について	〃	〃
1 7	香美市介護保険条例の制定について	〃	〃
1 9	こうち人づくり広域連合規約の一部変 更について	〃	〃
2 0	辺地に係る公共的施設の総合整備計 画の策定について	〃	〃
2 1	香美市立やなせたかし記念館アンパン マンミュージアムの指定管理者の指定 について	〃	〃
2 2	香美市立やなせたかし記念館詩とメル ヘン絵本館の指定管理者の指定につ いて	〃	〃
2 3	平成17年度香美市一般会計暫定補正 予算「第1号」	〃	〃
2 4	香美市福祉医療費助成に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	〃	〃
決議 1	行財政改革推進特別委員会の設置につ いて	〃	〃
意見書 1	2007年の郵政民営化に向けた集配 業務停止の見直しを求める意見書の提 出について	〃	〃
意見書 2	定率減税廃止の撤回を求める意見書の 提出について	〃	否 決
意見書 3	「医療制度改革大綱」の撤回を求める意 見書の提出について	〃	可 決
意見書 4	電気用品安全法の猶予期間の延長と抜 本的な見直しを求める意見書の提出に ついて	〃	〃
意見書 5	「品目横断的経営安定対策」の対象を小 規模、家族農業経営者にも適用できる よう抜本的な見直しを求める意見書の 提出について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の結 果
意見書 6	防衛施設庁の官製談合を徹底究明するとともに抜本的な再発防止策と高級官僚の天下りを禁止するよう求める意見書の提出について	〃	否 決
意見書 7	不妊治療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について	〃	可 決